

令和8年第2回嵐山町議会定例会会議録

目 次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 号 (6月4日)

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
本会議に出席した事務局職員	4
説明のための出席者	4
開会の宣告	7
開議の宣告	7
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	7
諸般の報告	8
行政報告	9
常任委員会所管事務調査報告	10
嵐山町立小中学校再編調査特別委員会所管事務調査報告	18
請願の委員会付託について	22
報告第2号の上程、説明、質疑	22
報告第3号の上程、説明、質疑	24
報告第4号の上程、説明、質疑	25
報告第5号の上程、説明、質疑	27
報告第6号の上程、説明、質疑	28
報告第7号の上程、説明、質疑	30
承認第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	32
議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決	35
延会の議決	36
休会の議決	36
延会の宣告	37

第 2 号 (6月8日)

議事日程	39
出席議員	40
欠席議員	40
本会議に出席した事務局職員	40
説明のための出席者	40
開議の宣告	41
諸般の報告	41
一般質問	41
4番 宮本大裕 議員	41
10番 畠山美幸 議員	55
12番 渋谷登美子 議員	71
散会の宣告	98

第 3 号 (6月9日)

議事日程	99
出席議員	100
欠席議員	100
本会議に出席した事務局職員	100
説明のための出席者	100
開議の宣告	103
諸般の報告	103
一般質問	103
7番 吉本秀二 議員	103
発言の訂正	117
3番 橋本 将 議員	127
5番 小林 智 議員	136
散会の宣告	153

第 4 号 (6月10日)

議事日程	155
出席議員	156
欠席議員	156

本会議に出席した事務局職員	1 5 6
説明のための出席者	1 5 6
開議の宣告	1 5 7
諸般の報告	1 5 7
発言の訂正	1 5 7
一般質問	1 5 7
6 番 藤 野 和 美 議員	1 5 7
1 1 番 川 口 浩 史 議員	1 8 0
1 番 佐 藤 弘 美 議員	1 9 9
散会の宣告	2 0 3

第 5 号 (6月11日)

議事日程	2 0 5
出席議員	2 0 6
欠席議員	2 0 6
本会議に出席した事務局職員	2 0 6
説明のための出席者	2 0 6
開議の宣告	2 0 9
諸般の報告	2 0 9
議案第 2 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 1 0
議案第 2 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 1 4
請願第 1 号の委員長報告、質疑、討論、採決	2 2 2
追加の答弁	2 2 4
発委第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 2 5
閉会中の継続調査（所管事務）の申し出について	2 2 6
日程の追加	2 2 6
同意第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 2 7
議案第 2 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 2 9
議案第 2 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 3 4
発言の訂正	2 4 0
発委第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 4 1
発議第 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 4 3
発議第 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 4 5

発議第 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 4 7
発議第 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 4 9
発議第 1 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 5 3
発議第 1 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 5 9
町長挨拶	2 6 1
議長挨拶	2 6 2
閉会の宣告	2 6 2

◎ 招 集 告 示

嵐山町告示第 2 7 4 号

令和 8 年第 2 回嵐山町議会定例会を次のとおり招集する。

令和 8 年 5 月 2 5 日

嵐山町長 佐 久 間 孝 光

1. 期 日 令和 8 年 6 月 4 日

2. 場 所 嵐山町議会議場

◎ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○応招議員（12名）

1 番	佐 藤 弘 美 議員	3 番	橋 本 将 議員
4 番	宮 本 大 裕 議員	5 番	小 林 智 議員
6 番	藤 野 和 美 議員	7 番	吉 本 秀 二 議員
8 番	森 一 人 議員	9 番	青 柳 賢 治 議員
1 0 番	畠 山 美 幸 議員	1 1 番	川 口 浩 史 議員
1 2 番	渋谷 登美子 議員	1 3 番	狹 守 勝 義 議員

○不応招議員（なし）

令和8年第2回嵐山町議会定例会

議 事 日 程 （第1号）

6月4日（木）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告（狛守議長）
- 日程第 4 行政報告（挨拶並びに行政報告 佐久間町長）
(行政報告 下村教育長)
- 日程第 5 常任委員会所管事務調査報告
- 日程第 6 嵐山町立小中学校再編調査特別委員会所管事務調査報告
- 日程第 7 請願の委員会付託について
- 日程第 8 報告第 2号 専決処分の報告について
- 日程第 9 報告第 3号 令和7年度嵐山町一般会計繰越明許費繰越計算報告について
- 日程第10 報告第 4号 令和7年度嵐山町一般会計事故繰越し繰越計算報告について
- 日程第11 報告第 5号 令和7年度嵐山町水道事業会計予算繰越の報告について
- 日程第12 報告第 6号 令和7年度嵐山町水道事業会計継続費繰越計算書の報告について
- 日程第13 報告第 7号 令和7年度嵐山町下水道事業会計予算繰越の報告について
- 日程第14 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて（令和8年度嵐山町一般会計補正予算（第2号））
- 日程第15 議案第22号 嵐山町印鑑条例の一部を改正することについて
- 日程第16 議案第23号 嵐山町乳児等通園支援事業手数料条例の一部を改正することについて
- 日程第17 議案第24号 令和8年度嵐山町一般会計補正予算（第3号）議定について

○出席議員（12名）

1 番	佐 藤 弘 美 議員	3 番	橋 本 将 議員
4 番	宮 本 大 裕 議員	5 番	小 林 智 議員
6 番	藤 野 和 美 議員	7 番	吉 本 秀 二 議員
8 番	森 一 人 議員	9 番	青 柳 賢 治 議員
10 番	畠 山 美 幸 議員	11 番	川 口 浩 史 議員
12 番	渋谷 登美子 議員	13 番	狹 守 勝 義 議員

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	小 輪 瀬 一 哉
書 記	儘 田 直 子

○説明のための出席者

佐 久 間 孝 光	町 長
中 嶋 秀 雄	副 町 長
馬 橋 透	総 務 課 長
青 木 正 志	地域支援課長
金 子 守	税 務 課 長
柳 澤 純 子	町 民 課 長
太 田 直 人	福 祉 課 長
菅 原 広 子	健康いきいき課長
簾 藤 久 史	長寿生きがい課長
岡 野 富 春	環 境 課 長
安 藤 浩 敬	農 政 課 長
中 村 寧	企業支援課長
安 在 知 大	まちづくり整備課長
清 水 延 昭	上下水道課長
伊 藤 恵 一 郎	会計管理者兼会計課長
下 村 治	教 育 長
千 野 政 昭	教育総務課長
久 保 哲 也	学校統合推進課長

根 岸 隆 行
安 藤 浩 敬

生涯学習課長

農業委員会事務局長
農政課長兼務

◎開会の宣告

○狹守勝義議長 皆さん、おはようございます。第2回定例会にご参集いただきまして、大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は全員であります。よって、令和8年第2回嵐山町議会定例会第1日は成立いたしました。

これより開会いたします。

皆様をお願い申し上げます。議場内では、写真の撮影、録音、録画等はお控えください。また、携帯電話をお持ちの方はマナーモードにし、議場内での通話をご遠慮ください。

(午前10時00分)

◎開議の宣告

○狹守勝義議長 直ちに本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○狹守勝義議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第120条の規定により、

第9番 青 柳 賢 治 議員

第10番 畠 山 美 幸 議員

を指名いたします。

◎会期の決定

○狹守勝義議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

会期の決定につきましては、さきに議会運営委員会を開きましたので、委員長より報告を求めます。

森議会運営委員長。

○森 一人議会運営委員長 おはようございます。議会運営委員会から報告を申し上げます。

第2回定例会を前にして、5月28日に議会運営委員会を開会いたしました。当日の出席委員は、議会運営委員並びに委員外議員出席者として狹守議長に、出席要求に基づく出席者として佐久間町長、中嶋副町長、馬橋総務課長にご出席をいただきました。提出されます議案について説明を求めました。

長提出議案については、報告6件、承認1件、条例2件、予算1件、計10件ということでござい

ます。このほか委員会提出議案、議員提出議案及び追加議案も予定されております。

その後、委員会で慎重に協議した結果、第2回定例会は本日6月4日から11日までの8日間とすることに決定いたしました。会議予定並びに議事日程につきましては、お手元に配付のとおりでございます。

また、一般質問は、受付順として、6月8日に1番の宮本大裕議員から3番の渋谷登美子議員、6月9日に4番の吉本秀二議員から6番の小林智議員、6月10日に7番の藤野和美議員から9番の佐藤弘美議員といたします。

以上、議会運営委員会から決定いたしましたことをご報告いたします。

○狛守勝義議長 お諮りいたします。

会期につきましては、委員長報告のとおり本日6月4日から11日までの8日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○狛守勝義議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月11日までの8日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○狛守勝義議長 日程第3、諸般の報告をいたします。

初めに、今定例会中の予定及び本日の議事日程をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、今定例会に提出されました議案につきまして報告いたします。長提出議案、報告6件、承認1件、条例2件、予算1件、計10件であります。提出議案一覧表をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。なお、委員会提出議案、議員提出議案及び追加議案も予定されております。

次に、今定例会に説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、監査委員から現金出納検査結果の報告がありました。お手元にその写しを配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、3月から5月までの間の議会活動状況につきましては、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、議員派遣について報告いたします。令和8年5月26日、千代田区の東京国際フォーラムにおいて、全国町村議会議長会主催の町村議長・副議長研修会に本職と副議長が出席いたしました。

以上、議員を派遣いたしましたので、報告いたします。

最後に、本職宛て提出のありました請願第1号 「夜勤規制と大幅増員で安全・安心の医療・介護の実現を求める」意見書を国に提出することに関する請願書の写しをお手元に配付しておきました。

たので、ご了承願います。

以上で議長よりの諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○狹守勝義議長 日程第4、行政報告を行います。

まず、町長に報告を求めます。なお、町長から行政報告に併せて本定例会招集の挨拶を求められておりますので、この際これを許可します。

それでは、挨拶、行政報告の順でお願いいたします。

佐久間町長、登壇お願いいたします。

〔佐久間孝光町長登壇〕

○佐久間孝光町長 議長のお許しをいただきましたので、挨拶並びに行政報告を申し上げさせていただきます。

さて、本日ここに、令和8年嵐山町議会第2回定例会を招集申し上げましたところ、議員各位には何かとご多用の中、ご健勝にてご参会を賜り、当面する諸案件につきましてご審議を賜りますことは、町政進展のため誠に感謝に堪えないところでございます。

今議会に提出いたします議案は、報告6件、承認1件、条例2件、予算1件、計10件であります。各議案の提案理由並びに説明につきましては、日程に従いまして、その都度申し述べる予定であります。何とぞ慎重なるご審議を賜り、原案のとおり可決、ご決定を賜りますようお願い申し上げる次第でございます。

次に、令和8年2月から令和8年4月までの主要な施策に関しましては、地方自治法第122条の規定による事務に関する説明書でご報告申し上げましたので、ご高覧願いたいと存じます。

なお、今年度の執行体制であります。4月1日現在の職員総数は三役を除きまして139名であります。新採用職員につきましては2名、また喫緊の課題に対応するため、昨年度から引き続き埼玉県から課長の派遣をいただいております。今後も公務能率の向上を図り、町民ニーズに的確に応え、迅速に対応すべく、職員一丸となって様々な課題に取り組んでまいります。

昨年度は、令和9年度の町制施行60周年に向けて記念町歌を作成し、3月には本議場において、議員の皆様にご披露させていただいたところであります。現在では、町内の様々な会議やイベントで記念町歌が流れており、老若男女を問わず、多くの町民に親しまれております。役場庁舎においても、毎朝始業前に町歌を聞き、気持ちを盛り上げて公務をスタートしております。この記念町歌が名実ともに町のシンボルとなり、末長く町民から愛されるよう醸成を高めてまいります。

今後とも議員各位のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げまして、挨拶並びに行政報告を終わらせていただきます。

○狹守勝義議長 ご苦労さまでした。

次に、教育委員会に関する報告を教育長に求めます。

下村教育長、登壇をお願いします。

〔下村 治教育長登壇〕

○下村 治教育長 それでは、議長のお許しをいただきましたので、教育委員会から報告をさせていただきます。

地方自治法第122条による事務に関する報告に関しましては、お手元の資料36ページから43ページをご高覧いただきたいと存じます。ここでは、3点補足説明をさせていただきます。

1点目は、36ページ、令和8年度の町内小中学校及び嵐山幼稚園の入学、入園者数です。小学校入学者全体では81名、昨年度より1名の減、中学校入学者数全体では103名であり、昨年度と同数でした。幼稚園3歳児の入園者数は11名で、昨年度より13名の減となっております。5月1日基準日での小学校全体の児童数は638名で、昨年度より16名の減、中学校全体の生徒数は321名で9名の減であり、少しずつではありますが、少子化が進んでいる状態でございます。

2点目は37ページ、学校統合推進課のイベント関係、SAFE TOWN DRIVE in 嵐山ですが、多くの方のご協力の下、1か月間の実施期間で延べ6万キロの走行データが得られました。この結果を基に町内の危険箇所を嵐山町の地図に落とし込んだ交通安全マップを、去る5月27日にご支援いただきましたあいおいニッセイ同和損保株式会社様から頂きました。今後、ここで得られたデータを通学路の安全対策に活用してまいりたいと思います。

3点目は、39ページのスポーツ関係でございます。スポーツ施設のオンライン予約につきましては、2月に説明会を行いました。3月から予約を開始し、4月から本格運用となりました。ここまでの2か月間、ご利用の皆様方のご理解もいただき、おおむね順調に運用されていると捉えております。今後も利用する方の利便性が向上するよう努めてまいります。

終わりに、本年度も猛暑が予想されております。熱中症対策を講じながらも、円滑に教育行政が進むよう努めてまいります。引き続き、議員の皆様方にはご指導、ご鞭撻賜りますようお願い申し上げます。

以上、教育委員会の行政報告とさせていただきます。

○狛守勝義議長 ご苦労さまでした。

以上で行政報告を終わります。

◎常任委員会所管事務調査報告

○狛守勝義議長 日程第5、常任委員会所管事務調査報告を行います。

初めに、総務経済常任委員会の調査報告を委員長に求めます。

畠山総務経済常任委員長、登壇をお願いします。

〔畠山美幸総務経済常任委員長登壇〕

○畠山美幸総務経済常任委員長 おはようございます。それでは、議長からのご指名がございましたので、委員長報告をこちらの報告書に基づいて報告させていただきます。

令和8年6月4日

嵐山町議会議長 伏 守 勝 義 様

総務経済常任委員長 畠 山 美 幸

所管事務の調査報告

本委員会は、所管事務の調査を下記のとおり報告します。

記

1 調査事項

「ラベンダー園を中心とした観光活性化について」

「災害時における地域から取り残しのない避難対策について」

2 調査結果

本委員会は、閉会中の特定事件として上記調査事項について4月6日、4月27日及び5月11日に委員会を開会し、調査研究を行った。

(1) 4月6日の委員会について

「避難所運営ゲーム（HUG）の実践について」

- ・前防災担当者の指導のもとHUGを実施した。

HUGは「避難所（H）・運営（U）・ゲーム（G）」の略であり、避難者の受け入れや避難所内の配置を擬似体験するゲームである。ゲームでは、避難者カードやイベントカードを用い、通路確保や要配慮者への配慮を考えながら、2グループで避難所レイアウト等について検討を行った。

実践後意見交換では、妊婦や感染症患者、子どもだけで避難したケースへの対応、女性専用スペースの必要性などについて活発な意見交換が行われた。前防災担当者から、今回のHUGは深谷断層地震を想定した内容であり、地震災害と風水害では避難所運営の考え方が異なることや、段ボールベッドやパーテーション、簡易トイレ、備蓄物資などの現状についての説明があった。また、能登半島地震の支援経験を踏まえ、避難所ではルールづくりやリーダーの存在が重要であり、特に女性の視点を取り入れた運営が必要との話があった。

委員からは、観光バス避難者やペット同行避難者への対応、炊き出しスペースや通路の配置、子どもの居場所などについての質問や意見が出され、避難所運営の課題について理解を深めた。また防災に関して川島町の県防災基地の視察を検討することとなった。

(2) 4月27日の委員会について

「ラベンダー園視察について」

- ・ラベンダー園視察について、事務局より候補地4か所の説明を受け、委員間で協議を行った。

候補地として、河口湖ハーブフェスティバル、たんばらラベンダーパーク、夢ハーベスト農場、中之条ガーデンズが示され、それぞれの運営形態や特徴について確認した。

また、嵐山町のラベンダー園については、除草シートの効果や維持管理方法、草取り、水はけ対策などに課題があるのではないかと指摘があり、委員会として現地状況を確認する必要性が共有された。

協議の結果、行政関与の視点や地域活性化施策を学ぶことを目的として、中之条ガーデンズを視察先とする方向で了承された。なお、ラベンダーの育成管理に関する専門的な内容については、必要に応じてZOOM等によるリモートヒアリングも活用し、情報収集を進めることとした。視察時期については、6月議会終了後を基本に、委員の日程を調整しながら決定することとなった。

「5月11日防災倉庫視察について」

- ・川島町の県防災基地視察について、事務局より県に確認を行った結果、施設内部の視察はできないとの報告を受けた。あわせて川島町は浸水想定区域であり、対象地域では10メートルから20メートル未満の浸水が想定されており、県では倉庫を高床式としたり、排水ポンプや調整池の設置などの対策を講じていること。また河川水位を監視しながら必要に応じて備蓄品を移動する体制を整えていることを説明された。

その後、町内防災倉庫の視察について協議を行い、町役場敷地内防災倉庫及びB&G海洋センター敷地内倉庫の現地視察を行うこととした。あわせてラベンダー園の現状確認を中心に視察を行うこととなった。

（3）5月11日の委員会について

「防災倉庫（嵐山町役場敷地内）視察」

○前防災担当者から説明を受けた。

- ・アルファ化米約2,600食、缶入りパン約4,500食、500mlペットボトル水約4,800本を備蓄している。期限が迫った備蓄品は町イベント等で参加賞として活用し、ローリングストック方式により管理している。以前は、50食まとめて炊き上げるタイプを備蓄していたが、現在は個包装タイプへ移行している。移行の理由としては、まとめて炊き上げるタイプは大量確保が可能である一方、お湯の確保や配布作業など運用面での負担が大きいためである。
- ・在庫管理は埼玉県「備蓄システム」に入力し、町と県で相互確認が可能となっている。防災計画では「3日分の食料確保」を基本方針とし、町で1.5日分、県で1.5日分を担う体制となっている。県の備蓄は川島町の県防災基地に保管されている。
- ・ダンボールベッド、アルミ組立式ベッド、エアベッドを備蓄している。ダンボールベッドは使用感が良いとの意見があり、アルミベッドは繰り返し利用可能であるが1セット約5万円と高額である。

- ・エアベッドは令和2年頃に約200セット整備され、厚さ約10cm、手動注入式となっているが、空気漏れが課題とされている。
- ・屋根瓦破損時の応急養生用としてブルーシートを備蓄している。サイズは5.6m四方及び2.7m四方がある。
- ・便座にビニール袋をかぶせて使用する簡易型トイレ約20,000回分の備蓄がある。またマンホール型トイレ、大人用・乳幼児用オムツも備蓄している。
- ・便座一体型でボタン操作によりビニール装着・処理を行うラップ式トイレも備蓄しているが、使用には電源が必要となる。
- ・災害時に必要最低限の物資を即時搬送できるよう、かご台車1台分を常時準備している。なお町ではモーター付き運搬車両を所有しておらず、有事の際は民間事業者から借用する想定となっているため、搬送経路や車両確保への課題が示された。

「防災倉庫（嵐山町B&G海洋センター敷地内）視察」

○前防災担当者から説明を受けた。

- ・B&G財団からの機材配備支援金5,000万円を活用し、油圧ショベル、ホイールローダー、救助艇などを整備・保管している。主な目的は災害時における道路啓開である。車両は公道走行ができないため、スライドダンプ車による搬送を行う。普通自動車免許で運転可能であり、町職員約100名が講習を受講済みである。
- ・救助艇は硬質ウレタン材注入型で、パンクや空気漏れの心配が少ない構造となっている。3分割可能でバンタイプの軽自動車に積載ができ、片側車輪付きで人力移動も可能である。
- ・発電機はガソリン・プロパンガス両対応型を整備している。プロパンガスは災害時の入手性に利点がある一方、重量面が課題であり、1台約50万円との説明があった。

「千年の苑ラベンダー園視察」

- ・千年の苑ラベンダー園を視察し、観光資源としての活用状況や維持管理について確認を行った。

○視察後委員間協議

- ・中之条ガーデンズの視察日程について検討を行った。
- ・ラベンダー栽培における除草や育成方法について、たんばらラベンダーパークなど先進地視察の必要性について意見が出された。なお除草について実際には手作業による維持管理が中心であるとの話もあった。
- ・ラベンダーの栽培管理について専門家からオンライン（Zoom）による説明を受ける案も提案された。
- ・東北大学関係者が防災研究機関の所長に就任した旨の情報共有があり、今後、専門家からの意見聴取について検討を行う方向性も確認された。

以上、中間報告といたします。

○狹守勝義議長 ただいまの委員長報告につきまして、何かお尋ねしたいことはございませんか。

〔発言する人なし〕

○狹守勝義議長 ないようですので、総務経済常任委員会の調査報告を終了いたします。ご苦労さまでした。

次に、文教厚生常任委員会の調査報告を委員長に求めます。

小林文教厚生常任委員長、登壇お願いします。

〔小林 智文教厚生常任委員長登壇〕

○小林 智文教厚生常任委員長 議長より指名ありましたので、お手元の委員会報告書に基づき、ご報告を申し上げます。

令和8年6月4日

嵐山町議会議長 狹 守 勝 義 様

文教厚生常任委員長 小 林 智

所管事務の調査報告

本委員会は、所管事務の調査を下記のとおり報告します。

記

1 調査事項

「地域コミュニティの仕組みづくりについて」

「学校給食の充実について」

2 調査結果

本委員会は、閉会中の特定事件として上記調査事項について4月16日、5月13日に委員会を開会し、調査研究を行った。

(1) 4月16日の委員会について

「地域コミュニティの仕組みづくりについて」

前回の「むさし嵐丸庵」の視察と視察後の意見交換を踏まえて、「むさし嵐丸庵」のようなコミュニティサロンを他の地域にも広げていくにはどんな考えがあるかを協議した。

○主な意見

- ・市街地で実現しているが、北部、南部では難しいのではないかと。スタッフの人材育成などの課題もある。
- ・町が把握している空き家の活用により場所や時間の支援をすることが大事。エリアプロデューサーの活用により、次世代の人材発掘につなげていく。
- ・吉田2区にこにこ会では、リーダーの高齢化も課題。区長経験者のあて職、イベント要員の確保など複数のスタッフで行い続けられる仕組みを考えている。
- ・一番大変なのは、人材の育成で、社協スタッフや地区の事情に詳しい区長が鍵となる。

- ・「むさし嵐丸庵」は、場所の提供、優れたリーダー、社協の支援ができた成功事例だと思う。
- ・今回は、生活支援体制整備事業を担っている社会福祉協議会との意見交換を行うこととした。
- 「学校給食の充実について」

委員会で行った給食試食会で給食センターの管理栄養士から給食事業での取り組みなどについて伺ったが、それらを踏まえて意見交換を行った。

○主な意見

- ・給食日数自体が以前より減っているように思う。保護者目線では負担となる。
- ・自治体負担で給食無償化を行った場合、予算面から量・日数が減っているという意見もある。実態の確認を行いたい。
- ・国の施策として給食無償化が実施されると、町負担コストが削減されてくる。予算の再配分など町の姿勢を聞きたい。
- ・食材の安心安全、地産地消の取り組み、生産者とのすり合わせ、需給のミスマッチについても実態と取り組み姿勢を確認したい。

今後、給食センター、教育総務課のヒアリングを行い、調査研究を行うこととした。

(2) 5月13日の委員会について

「地域コミュニティの仕組みづくりについて」

社会福祉協議会事務局長及び担当者に出席いただき、意見交換、ヒアリングを行った。

○主な説明内容

《地域住民グループ支援事業（地域サロン）》

- ・現在8地区で実施。平成22年には17地区あったが、コロナ禍で半減。
- ・地域住民の主体的な活動が不可欠で、中心となる人材不足や参加者の高齢化が課題。
- ・地域から「集まりたい」という要望があれば、社協として活動内容の提案や支援ができる。古里のサロンでは地域からの相談で月2回の活動が復活できた例もある。
- ・既存の地区の課題として、ボランティアの高齢化、後継者不足で存続が厳しくなる例も出ている。
- ・移動販売に合わせてサロン活動を行い、活性化している例や、夏休みボランティアで中学生が参加し、世代間交流が生まれている例もある。

《在宅高齢者活性化推進事業》

- ・社協会費を財源とした事業で、平成20年に町主催の敬老会が終了したことからその代替として実施。昨年は17地区が利用。

《社協施設での事業》

- ・「朝の体操」を週3回8時30分に行い、1回15～20人で延べ年間1,640人が参加。
- ・毎週水曜日には、社協内のコミュニティルームでサロンを実施。外部のボランティアの協力で

レクリエーションなどを行っている。

《町との情報共有》

- ・かつては町と社協がお互いの事業を知らないという状況があった。近年では連携が強化されており、互いの事業を強化する体制が整えられている。事業を俯瞰的に見るものとして「地域資源マップ」を作成する動きも出ている。

《質疑応答》

(問) 人材不足の中で社協ではどのようなアプローチをしているか。

(答) 人員不足は町に強く申し入れを行い、理解していただけている。事業費も介護保険、ヘルパー交付金、繰越金を活用してきたが、人員増は今の状況では難しい。それぞれのニーズに社協からアプローチするには人員不足が課題と感じている。職員の派遣依頼やサロンなどの参加希望があっても、その地域に活動がないこともあり、地域全体を見たコーディネートが必要だが資源が不足していると感じている。

意見交換、ヒアリング結果については、今後の委員会で協議していくこととした。

以上、中間報告といたします。

○狛守勝義議長 ただいまの委員長報告につきまして、何かお尋ねしたいことはございませんか。

第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 学校給食のほうなのですけれども、主な意見ですけれども、給食日数自体が以前より減っているように思うというのは、これは事実なのかどうか、ちょっとそれを伺いたいのですが。内容的なものというのは献立を見れば分かると思うのですが、日数が減るというのはどういうことかなと思ひまして。

○狛守勝義議長 委員長、どうぞ。

○小林 智文教厚生常任委員長 お答えします。

こちらの意見、もちろんこれ感想として委員から出ている部分もありますが、もう少し内容を聞くと、やっぱり学期の開始だとか最後とか、半日授業になっていたりということで減っているように感じているということなので、これについては今後のこの委員会で継続的に係数的なもの、客観的なものの調査を行った上で議論していきたいと思っております。

以上です。

○狛守勝義議長 よろしいですか。

ほかに。

〔発言する人なし〕

○狛守勝義議長 ないようですので、文教厚生常任委員会の調査報告を終了いたします。ご苦労さまでした。

最後に、広報広聴常任委員会の調査報告を委員長に求めます。

藤野広報広聴常任委員長、登壇お願いします。

〔藤野和美広報広聴常任委員長登壇〕

○藤野和美広報広聴常任委員長 それでは、報告いたします。

令和8年6月4日

嵐山町議会議長 伏 守 勝 義 様

広報広聴常任委員長 藤 野 和 美

所管事務の調査報告

本委員会は、所管事務の調査を下記のとおり報告します。

記

1 調査事項

「広報広聴について」

2 調査結果

本委員会は、閉会中の特定事件として上記調査事項について令和8年3月27日、4月3日、10日及び5月14日に委員会を開会し、調査研究を行った。

(1) 広報部会

- ・議会だより202号発行について

令和8年第1回定例会を主な内容として、令和8年3月27日入稿、4月3日初校、10日再校、5月1日発行の予定で準備を進めた。

予算特別委員会の審議内容を特集し、定例会の主な議案や一般質問、常任委員会報告、特別委員会報告、大妻嵐山高校生によるハイスクール議会の内容などで構成した。

表紙は、嵐山町の春の風物詩・都幾川桜堤と銘打った桜と菜の花の様子にした。

今号もページの適正化に取り組み、全12ページでの発行とした。

(2) 広聴部会

- ・町民との意見交換会について

地域に出向いての町民との意見交換会について、昨年と同様に防災会のエリアに、10月から11月にかけてグループに分かれて出向く日程案を、5月21日（木）の区長会役員会に提案するとともに、実施への協力申し入れをおこない了承を得た。

- ・議会モニターの意見交換会について

議会モニターと日程調整をおこなった上で、実施することになった。

以上、中間報告といたします。

○伏守勝義議長 ただいまの委員長報告につきまして、何かお尋ねしたいことはございませんか。

〔発言する人なし〕

○伏守勝義議長 ないようですので、広報広聴常任委員会の調査報告を終了いたします。ご苦労さま

でした。

以上で、常任委員会所管事務調査報告を終わります。

◎嵐山町立小中学校再編調査特別委員会所管事務調査報告

○狛守勝義議長 日程第6、嵐山町立小中学校再編調査特別委員会所管事務調査報告を行います。

嵐山町立小中学校再編調査特別委員会の調査報告を委員長に求めます。

森嵐山町立小中学校再編調査特別委員長、登壇お願いします。

〔森 一人嵐山町立小中学校再編調査特別委員長登壇〕

○森 一人嵐山町立小中学校再編調査特別委員長 それでは、嵐山町立小中学校再編調査特別委員会所管事務調査報告を行います。

令和8年6月4日

嵐山町議会議長 狛 守 勝 義 様

嵐山町立小中学校再編調査特別委員長 森 一 人

所管事務の調査報告

本特別委員会は、所管事務の調査を下記のとおり報告します。

記

1 調査事項

「小中学校再編に伴う教育保障・地域振興・財政計画等について」

2 調査結果

本特別委員会は、閉会中の特定事件として上記調査事項について4月17日及び5月15日に委員会を開会し、調査研究を行った。

(1) 4月17日の委員会について

学校統合推進課より説明を受け、その後に委員会協議を行った。

○主な説明内容と質疑

【新校の校章について】

- ・令和7年10月1日から11月24日に公募を実施し、合計132案の応募があり、統合準備委員会委員によるWeb選考で9案に絞り、アンケート結果を尊重しつつ、長期的に学校の象徴としてふさわしいか、また地域性や品位を備えているかという観点から審議を行い、決定した。

【国土交通省令和8年度当初予算内示状況について】

- ・今年度は、国費として455万円が内示された。650万円の要望に対し、内示率70%になる。この補助金は、中学校の北側道路拡幅のための測量設計に充当予定。

【クラウドファンディング型ふるさと納税の実施について】

- ・学校の備品に充当するために新たな財源確保を目的としたクラウドファンディング型ふるさと納

税を実施する。なお、学校建設が終わる頃まで寄附を受け付ける予定。

○主な質疑応答

(問) 校章デザインは、小学校を丸に、中学校を六角形に、また武蔵をローマ字表記にした理由は。

(答) 小学校は「調和とつながり」、中学校は「規律と調和」を表している。外国籍の児童生徒もいるのでローマ字表記を採用した。

(問) 学校統合推進課は業務が多方面にわたり、業務量が過多では。

(答) 横断的な組織であるプロジェクトチームに協力いただき、学校統合推進課が中心となり、全体計画を管理しつつ全力で事業を推進していく。

(問) 補助金は、中学校の裏の道路拡幅に該当するものか。

(答) 中学校敷地駐車場（送迎用）の北側から元ヌエック交差点までの道路の設計、測量事業を行う。

(問) クラウドファンディング型ふるさと納税の目標額は。

(答) 概算で3,000万円程度を目標とし、児童生徒が使う机と椅子を全て新調したい。

○前回の特別委員会での委員意見を踏まえ、学校統合推進課にヒアリング

【制服（女子スラックス可否）について】

- ・統合準備委員会総務部会で、中学校の制服に女子のスラックス着用を認めることで決定。

【通学（スクールバス利用範囲等）について】

- ・利用範囲等については検討中。

【教室配置（普通学級と特別指導学級）について】

- ・基本設計から大きく変わったところは、先生方のヒアリングに基づき、特別指導学級を普通教室の近くに配置した。また学校運営による多用途に対応するため、図面にMR（マルチルーム）と表記のある小部屋を複数設けた。

【コモンズの考え方について】

- ・コモンズは学級間、学年間の交流、クラスで幅広くディスカッションする場など多目的に使える場所として想定している。

【通級指導教室について】

- ・通級指導教室の数は年度によってばらつきがあり、区切られた部屋が多くあったほうがいいのかという学校側の意見があり、マルチルームとして確保している。

【クールダウンスペースについて】

- ・この用途に特化した部屋は現時点では設けていない。マルチルームや北棟1階の相談室などが準用可能と考える。

○主な意見

- ・特別支援学級の教室配置等について、改めて教育委員会の考え方を確認したい。

以上の意見等を踏まえ、次回の委員会は総務課より財政計画の確認と跡地利用の進捗状況について、教育長から特別支援学級の教室配置等について説明を求めることで、全委員一致で決定した。

(2) 5月15日の委員会について

総務課及び教育委員会より説明を受け、その後に委員会協議を行った。

○主な説明内容と質疑

【現状における財政計画について】

- ・総事業費約60億円を想定して、補助金約30億円、基金約10億円を充当し、残り約20億円を借り入れた場合、20年間約1億円を返済する計画。
- ・利率についての県内状況は、2.7%あるいは2.2%で推移をしている。令和9、10年度では3%を超えてくるのではと心配している。仮に35億円借り入れた場合でも公債費負担比率は13%台、もしくは12%後半で推移していくのではと見込んでいる。財政運営上、苦しいが、赤信号がつくような状況ではない。

【跡地利用の進捗について】

- ・利活用基本方針（案）が、ワーキンググループから上がってきている。プロジェクトチームで精査して、七郷小学校の基本方針ができた時点で報告できたらと考えている。

○主な質疑応答

(問) 3月議会時の前総務課長答弁と数字が違う。当初、50%の内示で、起債25億円を想定していた。それが今の説明では、35%の内示想定で、起債が32億円という具体的な数字が出ている。その辺りの齟齬については。

(答) 最初の50%の補助金は、既に公開済みのシミュレーションの計算設定である。その後の状況により、内示率等に合わせて、改めて計算した数字が32億円になる。

(問) 跡地利用で手を挙げている事業者について言える範囲で教えて欲しい。

(答) 学校跡地利用に関し、複数企業が興味を示しているが、具体進展は未確定。

【特別支援教室の配置について】

- ・一人一人の子どもたちの教育的ニーズに対応すること、特別支援学級間での協働、それから特別支援学級と通常学級の交流、この3点が大事になる。このことに配慮した上で、図面で示している特別支援学級の配置を検討した。特別支援学級は近くに集め、交流しやすくし、小学校低学年と同フロアに配置した。個別配慮の必要な子は、マルチルームでの対応を考えている。

【コモンズについて】

- ・個別最適な学び、協働的な学びの手法が今後求められる。グループでの学び、情報の共有、ネットワークを通じた学びのスタイルに対応するため、オープンな広いスペースが必要になる。他にも、クラス、学年をまたいだ学び、授業以外で子供たちの交流の場になることを想定している。

【中学校の教室数について】

- ・令和11年度は、一年生が3学級、二年生が4学級、三年生が4学級、計11学級を想定した。これは、義務標準法の改正により、35人学級が順次導入され、令和11年には3年生まで導入されるという前提のもとで算出している数である。

【昇降口について】

- ・9つあり、児童生徒が使う昇降口と、教員用の昇降口が想定されている。主に使う昇降口は4つ。一つ目は、小学生低学年中学年の使用を想定した昇降口1。広いスペースなため特別支援学級も使用可能。二つ目は、特別支援学級の子のための昇降口2。三つ目は中学生すべてが使える昇降口9。四つ目は昇降口5で、中学生と小学生高学年の一部と兼用を想定している。

○主な質疑応答

(問) 特別支援学級と普通学級間との交流は、ハード的な観点から可能か。

(答) 1階の低学年は、同一フロア内に設置しているので、十分可能だと思う。特別支援学級の子の中には、光や音に非常に敏感な子もいて、常に通常学級の近くに置くことがいい子と、そうでない子もいる。交流しやすい中でも適度に離れた静謐な環境ということも考えなければいけないと考えている。

(問) 不登校生徒の対応ルームは、どの様に考えているのか。

(答) マルチルームの1つを校内教育支援センターとして考えている。不登校対策の部屋と明記しないのは、通級等、複合的に使うことも想定しているため。

(問) 普通学級と特別支援学級が一緒に交流することがなく、また昇降口が別なのは、インテグレーションに反していると思うが。

(答) 昇降口が分離ということはない。同じ昇降口を使うことが苦手な子は、別の昇降口の利用を想定している。通常授業の活動の中に特別支援の子どもたちが入る形になる。決してお客様として特別支援学級の子どもが入って、交流場面を改めて作ろうという訳ではない、通常の授業の中に交流が入ってくる。排除する考えは、この設計の中にも、これからの学校のあり方の中においてもない。

○主な意見

- ・総務課長の答弁が以前聞いていた数字と違ったので、正確な数字を出してほしい。
- ・道路整備や通学の確保であるとか、通学路の全体計画を確認したい。
- ・町有林の活用について確認したい。
- ・今後、嵐山町と同じ規模で、跡地利用も含め、学校統合を行ったところの視察を予定したい。

以上の意見等を踏まえ、次回の委員会は通学に関する事、町有林の活用について、跡地利用に関するプロジェクトチームからの報告、正確な設計金額及び財政計画などについて調査研究を進めることとした。

以上、中間報告といたします。

○狹守勝義議長 ただいまの委員長報告につきまして、何かお尋ねしたいことはございませんか。

〔発言する人なし〕

○狹守勝義議長 ないようですので、嵐山町立小中学校再編調査特別委員会の調査報告を終わります。
ご苦労さまでした。

◎請願の委員会付託について

○狹守勝義議長 日程第7、請願の委員会付託についての件を議題といたします。

本職宛てに提出されました、請願第1号 「夜勤規制と大幅増員で安全・安心の医療・介護の実現を求める」意見書を国に提出することに関する請願書については、文教厚生常任委員会に会議規則第92条第1項の規定により付託いたしますので、ご了承願います。

なお、お諮りいたします。請願第1号 「夜勤規制と大幅増員で安全・安心の医療・介護の実現を求める」意見書を国に提出することに関する請願書の審査につきましては、会議規則第46条第1項の規定により、今会期中に審査を終わるよう期限をつけることといたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○狹守勝義議長 ご異議なしと認めます。

よって、請願第1号 「夜勤規制と大幅増員で安全・安心の医療・介護の実現を求める」意見書の審査につきましては、今会期中に審査を終わるよう期限をつけることに決しました。

◎報告第2号の上程、説明、質疑

○狹守勝義議長 日程第8、報告第2号 専決処分の報告についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 報告第2号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

報告第2号は、専決処分の報告についての件でございます。損害賠償請求額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定及び町長の専決処分事項の指定についてに基づき専決処分したので、同法同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○狹守勝義議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

馬橋総務課長。

○馬橋 透総務課長 それでは、1枚めくって専決処分書を御覧ください。損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をするものです。

隣の別紙を御覧ください。損害賠償額の決定について、国家賠償法第2条の規定による損害賠償の額を次のとおり決定します。相手方、東京都中央区銀座2丁目16—10、ヤマト運輸株式会社、損害賠償の額、3万5,426円。

事故の概要、2月14日午前9時頃、配達先付近の町道、嵐山町遠山226—1付近に配送車を停車させるため、車両を路肩に寄せたところ、グレーチングが跳ね上がり、車両左脇のスペアタイヤ固定具が損傷した。事故発生場所のグレーチング下のコンクリートが破損していたため、車両が乗り上げた際グレーチングが跳ね上がり、事故につながったものであります。なお、ヤマト運輸株式会社の車ですが、クール宅急便のものであります。スペアタイヤの固定具ですけれども、左側の下側の部分についているスペアタイヤの固定具が破損したということです。

以上、説明とさせていただきます。

○狛守勝義議長 この際、何かお聞きしたいことはございませんか。

第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） 金額はこれで全額なのでしょうか。話の内容からすると、全部町のほうが悪いように見えるのですけれども、何対幾つでなっているのか、1点伺いたいと思います。

それから、遠山は前回もありましたね、専決の損害賠償が。ちょっとやっぱり離れているから、点検しにくいのですか。どのようになっているのか、ちょっと伺いたいと思います。

それから、このコンクリートが破損したということで、今その後どうなったのか、改修きちんとされたのか、伺いたいと思います。

○狛守勝義議長 馬橋総務課長。

○馬橋 透総務課長 それでは、お答えいたします。

まず、賠償の額ですけれども、こちら全額になります。

それから、遠山が遠いから、確認ができないのかというお話ですけれども、今回たまたま遠山のところに2件あったというところで、町全域についてできる範囲でまちづくり整備課のほうでは巡回等をして調査しておりますし、あと各区長さんのほうから、現場の近くのところが傷んでいれば報告をいただくという形になっておりますので、今回たまたま重なったというふうに認識していただければありがたいかと思います。

それから、コンクリートについては修繕済みでございます。

以上です。

○狛守勝義議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） そうですか。改修はしっかりされたということで。

ちょっと担当課に伺いたいのですけれども、点検は普段どのようにされているのか。前回は反射鏡でしたよね、壊れたところは。今回のようなグレーチングの問題というような、点検どうされているのか伺いたいと思います。

○狹守勝義議長 安在まちづくり整備課長。

○安在知大まちづくり整備課長 それでは、点検について説明させていただきます。

今回の件につきましても蓋の下の台座になる部分ですので、普段ですと見た目では確認がなかなか困難な状況でございます。ただ、歩行したり、その上を車で通ったときにカタカタ音がするような場所、こちらのほうが今現在大蔵の道路ですとか、菅谷地内でも見受けられるところがございます。その辺につきましましては、現地のほうに職員行きまして、蓋を開けまして状況確認をさせていただき、音がしないような対策ですとか、蓋が跳ね上がらないような対策を今現在いろいろ試行錯誤させていただいて、現地対応させていただいている状況でございます。

以上でございます。

○狹守勝義議長 よろしいですか。

ほかに。

〔発言する人なし〕

○狹守勝義議長 質疑がないようですので、本件につきましては地方自治法第180条第1項の規定による報告事項でありますので、これにて終わります。

ここで暫時休憩いたします。再開は11時10分といたします。

休 憩 午前10時57分

再 開 午前11時11分

○狹守勝義議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎報告第3号の上程、説明、質疑

○狹守勝義議長 日程第9、報告第3号 令和7年度嵐山町一般会計繰越明許費繰越計算報告についての件を議題といたします。

提出者から説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 報告第3号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

報告第3号は、令和7年度嵐山町一般会計繰越明許費繰越計算報告についての件でございます。令和7年度に繰越明許費を設定した妊婦のための支援給付事業ほか4事業、総額1億9,039万1,000円を令和8年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき報告するものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○狹守勝義議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

馬橋総務課長。

○馬橋 透総務課長 それでは、1枚めくって繰越計算書を御覧ください。4款1項保健衛生費、妊婦のための支援給付事業、こちらはシステム改修に要する費用として169万2,000円を全額繰り越すものです。

7款1項商工費、食料品等物価高騰対策支援事業、こちらにつきましては生活応援商品券に関する費用となっております。9,197万2,000円のうち7,637万7,000円を繰り越すものです。

10款1項教育総務費、嵐山町立小中学校再編事業のうち、小中学校建設事業実施設計委託料及び菅谷中学校空調移設工事について、1億621万4,000円のうち1億594万3,000円を繰り越すものです。

同じく4項幼稚園費、嵐山幼稚園管理事業、こちらのLED工事について93万円を全額繰り越すものです。

同じく6項スポーツ施設管理事業、こちらは鎌形野球場のトイレについて、544万9,000円全額繰り越すものです。合計1億9,039万1,000円を繰り越させていただきます。

財源内訳のその他につきましては、スポーツ振興基金でございます。

以上、細部説明とさせていただきます。

○狛守勝義議長 この際、何かお聞きしたいことはございませんか。よろしいですか。

〔発言する人なし〕

○狛守勝義議長 質疑がないようですので、本件につきましては地方自治法施行令第146条第2項の規定による報告事項でありますので、これにて終わります。

◎報告第4号の上程、説明、質疑

○狛守勝義議長 日程第10、報告第4号 令和7年度嵐山町一般会計事故繰越し繰越計算報告についての件を議題といたします。

提出者から説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 報告第4号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

報告第4号は、令和7年度嵐山町一般会計事故繰越し繰越計算報告についての件でございます。令和7年度嵐山町立小中学校再編事業のうち、委託料の一部について年度内に支出が終了せず、令和8年度に繰り越して使用するため、地方自治法施行令第150条第3項の規定に基づき報告するものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○狛守勝義議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

馬橋総務課長。

○馬橋 透総務課長 それでは、1枚めくって繰越計算書を御覧ください。10款1項教育総務費、嵐山町立小中学校再編事業のうち、嵐山町立小中学校測量業務委託料でございます。こちらは、関係地権者との調整に不測の期間を要したため、1,254万円を全額繰り越すものです。

なお、財源内訳のその他につきましては、公共公益施設建設基金でございます。

以上、細部説明とさせていただきます。

○狛守勝義議長 この際、何かお聞きしたいことはございませんか。

第3番、橋本将議員。

〔何事か言う人あり〕

○狛守勝義議長 では、暫時休憩。

休 憩 午前11時18分

再 開 午前11時20分

○狛守勝義議長 では、休憩前に引き続きまして、橋本議員からの質疑ということで。

よろしくお願いします。

○3番（橋本 将議員） 関係地権者との調整に不測の期間があったとご説明ありましたが、この不測の事態というのはもう解決に向かっているのかお尋ねします。

○狛守勝義議長 久保学校統合推進課長。

○久保哲也学校統合推進課長 この不測の事態というのが立会いの日程に応じていただけなかったということで、その調整に時間を要したというところでございます。その後、日程を再調整いたしまして、時間はかかりましたが、立会いが終了しまして、この業務自体も4月中に完了してございます。

以上です。

○狛守勝義議長 よろしいですか。

ほかに。

第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） その立会いというのは、どういう人たちに立会いを求めているのですか。

○狛守勝義議長 久保学校統合推進課長。

○久保哲也学校統合推進課長 今回、学校の敷地で建設を行うに当たり、学校敷地を確定するために周辺の地権者の方々に立会いをお願いしているものでございます。

以上です。

○狛守勝義議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） そうですか。周辺って、道路を挟んでいますよね、ほとんど。道路を挟んだ外の人とは関係なくて、道路の内側の学校寄りのところの方が対象になっているということなので

すか。

○狹守勝義議長 久保学校統合推進課長。

○久保哲也学校統合推進課長 基本的には学校に接している部分にはなるのですが、道路の幅を確定するためには、道路向かいの方にもご協力をいただかなければいけない箇所もございました。ですので、一律その接している、いないではなくて、部分的には道路向かいの方にもご協力をいただいているというようなところでございます。

以上です。

○狹守勝義議長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○狹守勝義議長 質疑がないようですので、本件につきましては地方自治法施行令第150条第3項の規定による報告事項でありますので、これにて終わります。

◎報告第5号の上程、説明、質疑

○狹守勝義議長 日程第11、報告第5号 令和7年度嵐山町水道事業会計予算繰越の報告についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 報告第5号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

報告第5号は、令和7年度嵐山町水道事業会計予算繰越の報告についての件でございます。令和7年度に設定した配水管布設替工事の工期を延長する必要性が生じたため、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき報告するものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○狹守勝義議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長 それでは、報告第5号の細部につきましてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、予算繰越計算書を御覧ください。令和7年度に設定しました事業のうちの工事4件につきましては、いずれも周辺施設との協議、調整及び作業日程調整に想定以上の期間を要し、年度内での完了が困難でありますため、繰り越すものでございます。

資本的支出、建設改良費、事業名は配水管布設替工事でございます。予算計上額は1億5,000万円、翌年度繰越額は同額でございます。財源につきましては、企業債が全額であり、不用額はございません。

事業と繰越額の内訳につきましては、1件目は、町道吉田402号線外配水管布設替工事が3,000万

円、場所は七郷小ほか周辺施設でございます。2件目は、町道菅谷130号線外配水管布設替工事が5,600万円、場所は菅谷小西門から菅谷神社付近でございます。3件目は、町道1—14号配水管布設替工事が3,700万円、場所は菅谷小と菅谷中の間の道路でございます。4件目は、町道1—15号配水管布設替工事が2,700万円、場所は將軍沢地内高城橋までの間でございます。

以上が報告第5号の細部となります。

○狹守勝義議長 この際、何かお聞きしたいことはございませんか。

〔発言する人なし〕

○狹守勝義議長 質疑がないようですので、本件につきましては地方公営企業法第26条第3項の規定による報告事項でありますので、これにて終わります。

◎報告第6号の上程、説明、質疑

○狹守勝義議長 日程第12、報告第6号 令和7年度嵐山町水道事業会計継続費繰越計算書の報告についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 報告第6号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

報告第6号は、令和7年度嵐山町水道事業会計継続費繰越計算書の報告についての件でございます。令和7年度に設定した継続費工事の令和7年度執行残額を翌年度へ繰り越すことについて、地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定に基づき報告するものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○狹守勝義議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長 報告第6号の細部につきましてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、継続費繰越計算書を御覧ください。令和7年度より11年度、5年間の継続費であります。資本的支出、建設改良費、事業名は嵐山第1浄配水場建設工事でございます。継続費総額は20億5,040万円、7年度分予算計上額は4億9,300万円、翌年度繰越額は同額でございます。財源につきましては、損益勘定留保資金が300万円、企業債が4億9,000万円でございます。

事業と繰越額の内訳につきましては、7年度に予定しておりました造成工事、落石防止フェンス設置工事、雨水流出抑制施設設置工事分9,300万円と、7年度第1次国の補正予算に係る本省繰越事業分4億円でございます。本年8年度につきましては、新しい配水タンクの築造に取りかかってまいります。

以上が報告第6号の細部となります。

○狹守勝義議長 この際、何かお聞きしたいことがございますか。

第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） これで工事は順調に進んでいるのか、ちょっと遅れているのか伺いたいと思います。

それから、配水タンクを築造すると、この大きさは、平沢にあるとか、吉田にあるとか、あのぐらいの大きさを想定すればいいのでしょうか。ちょっと伺いたいと思います。

○狹守勝義議長 清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長 それでは、お答え申し上げます。

工事の進捗状況でございますけれども、7年度分につきましては、この工事につきましてはかなりの技術を要する工事でございます、通常のコストによる入札制度の入札ではなく、技術点を求めます総合評価入札方式を採用しております。したがって、その入札時期が令和7年の12月の契約となっております、7年度分につきましてはそこからスタートとなっております。また、7年度の同じく12月に国の1次補正によって、8年度事業分の前倒しで国庫補助金の採択を受けております。併せまして7年度事業分と8年度事業分について今回繰り越すわけでございまして、その7年度と8年度の行うべき事業を8年度中に完了させる予定でございます。したがって、事業につきましては現在のところ予定どおりに進んでおります。

○狹守勝義議長 配水タンクの大きさ。

○清水延昭上下水道課長 タンクですね。配水タンクにつきましては、現在嵐山町につきましては、吉田のタンク、こちら県水と町の水のブレンドのタンクでございまして、こちらは4,000トンでございます。そちらは、これからも利用していくということで、今回の工事に関わってまいりません。関わってくるのが今現在遠山にあります第1配水池、これが2,000トンでございます。それと、平沢の第2浄配水場でございます2,200トンの配水タンクでございます。この1、2タンクを今度遠山に合わせたものを築造することとなっております。既存のタンク容量は2,000トンと2,200トンでございますので、4,200トン、今度新しく建てるタンクにつきましてはダウンサイジングを行いまして、3,600トンの配水タンク築造を今現在行っている最中でございます。

以上でございます。

○狹守勝義議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） 工事は順調だということで、そうですか。分かりました。

タンクの大きさも、そうですか。そうすると、第3タンクよりもまだ大きくなるというものを設置するということなのですね。分かりました、それは。

ちょっと工事のあれで、土砂は、かなり工事が進んでいますけれども、川島の沼のところも埋立が進んでいますけれども、まだ土砂は取るような形になるのでしょうか。ちょっと土砂がまだ、もう沼のほうは埋立が終わって、少し余るのかどうか伺いたいのですけれども、余ればせせらぎ

のほうに入れられるのかどうかをちょっと伺いたいと思っているのですけれども。

○狹守勝義議長 清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長 お答え申し上げます。

造成工事に伴います土砂の搬出につきましては、川島天沼のところに全て搬出が完了いたしております。したがって、造成工事につきましては全て完了しているという状況でございます。

○狹守勝義議長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○狹守勝義議長 質疑がないようですので、本件につきましては地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定による報告事項でありますので、これにて終わります。

◎報告第7号の上程、説明、質疑

○狹守勝義議長 日程第13、報告第7号 令和7年度嵐山町下水道事業会計予算繰越の報告についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 報告第7号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

報告第7号は、令和7年度嵐山町下水道事業会計予算繰越の報告についての件でございます。令和7年度に設定した業務委託の履行期間及び管きょ布設替工事の工期を延長する必要性が生じたため、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき報告するものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○狹守勝義議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長 それでは、報告第7号の細部につきましてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、予算繰越計算書を御覧ください。1件目は、下水道事業会計3条予算、事業費用の営業費用、事業名がウォーターPPP導入可能性調査業務委託でございます。予算計上額は1,600万円、翌年度繰越額は同額でございます。財源につきましては、国庫等補助金が1,387万円、損益勘定留保資金が213万円でございます。不用額はございません。国の第1次補正予算に係る本省繰越事業でありますため、繰り越すものでございます。下水道管きょ更新計画に基づき、次期入替え対象であります志賀2区地内の管きょ入替え工事につきまして、嵐山町におけるウォーターPPP導入に向けた調査を行っていくものでございます。令和9年度よりは、このウォーターPPP導入が国庫補助金を受けるための必須要件となります。町では、令和10年度より工事開始を予定しております。

2件目は、下水道事業会計4条予算、資本的支出の建設改良費、事業名が公共下水道嵐山第4污水管渠幹線布設替工事でございます。予算計上額は2,000万円、翌年度繰越額は同額でございます。財源につきましては、国庫補助金等が780万円、企業債が1,120万円、損益勘定留保資金が100万円でございます。不用額はございません。繰越事由は、同様に国の補正予算による追加内示によるものでございます。

以上が報告第7号の細部となります。よろしくお願い申し上げます。

○狛守勝義議長 この際、何かお聞きしたいことがございませんか。

第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） ウォーターP P P導入、これを調査委託したわけですよね。していくのかな、したのかな。これは、ウォーターP P Pを導入する判断は、自分たちではちょっとできないわけなのですか、どこかの業者に委託しないと。そのための予算ということですよね。ちょっとウォーターP P Pを導入して、これ1,600万かかっていますから、これだけ負担が増えているというのは、導入しても効果あるのかなってちょっと思いましたので、伺いたいと思います。

○狛守勝義議長 清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長 お答え申し上げます。

このウォーターP P P、こちらは令和9年度より下水道管きよを維持管理及び入替えに当たって、この事業を導入しないと国の補助対象にならないというものでございます。この件につきましては、令和5年度に国交省のほうから今後の下水道事業に関して、あるいは八潮の事故を受けて、今後はこの方式によって下水道管きよを進めていくのだという国の方針に従って進めていくものでございます。今回、その可能性調査をこれから行っていくものでございます。その中で、まずP F I手法の比較検討を行ってまいります。そして、その中でどういった事業方針でいくのかという選択、あるいはどういった計画で事業を進めていくのかというスキームの概略、それとそういった事業を嵐山町で行った際に、それを受けてやっていく事業者があるのかどうか、マーケットサウンディングを行ってまいります。そして、その上で嵐山町のウォーターP P Pはどんなことをやりたいのだという要求水準、それを定めまして、事業者選択の方針を定めてまいります。そして、最後に概算の全体事業費、それと先ほど議員おっしゃったとおり、導入したことによる効果があるのかどうか、そういったものをこれから可能性調査の中で検討してまいります予定となっております。これが終わりましたら、嵐山町のウォーターP P Pの方針が決定しましたら、浄化槽P F I事業と同じように、来年度は事業者の公募と選定及び契約を行う予定となっております。そして、10年度からウォーターP P Pによる更新工事の開始をする予定となっております。

以上でございます。

○狛守勝義議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） ウォーターP P Pを導入するというのはもう前提なのですか。それとも、

全体事業費がどうしてもかさんでしまうから、かさんでしまった場合、やっぱりこの導入はやめようということになっていくのか、ちょっとその点伺いたいと思います。

それから、かなり複雑だなと思いました。だから、自分たちで時間があればできるのでしょうかけれども、人数も少ないのでしょうか、こういう委託になるのでしょうかけれども、自分たちではやっぱりできないものなのですか。ちょっとそこを確認したいと思いますけれども。

○狛守勝義議長 清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長 お答え申し上げます。

まず、事業費がかさんだ場合できるのか、できないのか、あるいは嵐山町でウォーター P P P をやる必要があるのかというところのお話ですけれども、これはもうウォーター P P P を導入しないと更新工事はできませんよと、自己資金が豊富で単費で全て入替え工事をできる事業体でしたら、それでも大丈夫でございます。また、まだ更新時期に達していないよという事業体、例えば嵐山町は4年度から花見台幹線の硫化水素の影響を受けて、かなり水道管、コンクリート管のダメージを受けて、それで必要に応じて国庫補助を受けながら入替えを今まで、今年度もやっております。そういったものが、9年度からはウォーター P P P を導入しないと、全て単費で入れ替えてください。そうなりますと、町の下水道事業会計は今までやってきた下水道の入替えを全て単費でという力がございませんため、やはり国庫補助と企業債を受けながら更新をしていくというところから申し上げますと、嵐山町の下水道事業はウォーター P P P を導入してやっていくのが、これからの安全な状況を確保する上でも、必ず必要になってくると考えております。

あと、この可能性調査につきましては、職員でできないのかというところでございますけれども、たまたま嵐山町におきましては、平成24年度より P F I 事業による町管理型浄化槽推進事業をしております。そのため、ほかのところとは、ある程度のノウハウは持っております。しかしながら、この可能性調査、それと業者選定、そういったものを全て職員でやりますと、かなりの時間と労力が必要となってきますため、その辺につきましては、導入期間がもう期限が限られておりますため、今回につきましては、この可能性調査と業者選定、そういったものを業務委託で行ってまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○狛守勝義議長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○狛守勝義議長 質疑がないようですので、本件につきましては地方公営企業法第26条第3項の規定による報告事項でありますので、これにて終わります。

◎承認第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○狛守勝義議長 日程第14、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和8年度嵐山町

一般会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 承認第4号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

承認第4号は、専決処分の承認を求めることについて（令和8年度嵐山町一般会計補正予算（第2号））の件でございます。訴訟代理人委任契約に伴い、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和8年度嵐山町一般会計補正予算（第2号）を専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○狛守勝義議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

馬橋総務課長。

○馬橋 透総務課長 それでは、1枚めくって専決処分書を御覧ください。令和8年度嵐山町一般会計補正予算（第2号）について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分するものです。

歳入歳出予算の総額を増減なしとし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ74億8,963万6,000円とするものです。

それでは、補正予算書、まず3ページを御覧ください。第2表、債務負担行為です。令和8年（ワ）第4063号損害賠償請求事件に係る訴訟代理人委任契約について、期間を令和8年度から訴訟が終了する年度までとし、限度額を委任契約に基づく弁護士報酬等費用として設定するものです。

続きまして、10ページ、11ページを御覧ください。2款1項1目、総務管理事業、弁護士委託料を33万円計上させていただきます。

13款予備費につきまして、財源調整のため33万円を減額させていただきます。

以上、細部説明とさせていただきます。

○狛守勝義議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） この損害賠償請求なのですが、嵐山町から見るとこの損害賠償請求は勝訴になるのか、敗訴になるか、予定はどんな感じなのか。

それともう一つ、概略を教えてくださいませんか。この原告になる方はどのような形で、町民の方なのか、それとももっと外部の方なのか、概略で結構ですので、私もこれではちょっと分からないと思いますので、お願いいたします。

○狛守勝義議長 馬橋総務課長。

○馬橋 透総務課長 お答えいたします。

まず、勝訴になるかどうかというところなのですが、こちらにつきましてはこれから、始

まったばかりですので、お答えしかねるところかと思います。

原告側の方についてですけれども、町外の方になります。前回、3月議会で1件出たかと思いますが、その方と同一人物となります。今回の内容につきましては、教育委員会の中のものとなりますけれども、相手方として町長のほうが訴えられていますので、総務課のほうで対応するものです。

以上です。

○狛守勝義議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） ちょっとごめんなさい。教育委員会ということだと、何か雰囲気的には分かってくるのですが、教育委員会が損害賠償請求を受けるような内容というのはどのようなものなのか、損害賠償請求ですから、具体的なことといっても、町外の方でという方だとちょっと、住民ではないということですから、これはどういうことなのか伺えればと思います。

○狛守勝義議長 馬橋総務課長。

○馬橋 透総務課長 すみません。個人情報の情報公開請求という関係の内容になりますので、詳しくは言えないというところでご理解いただければと思います。

○狛守勝義議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 個人情報開示のところで、それでそのために今度は、前回は町だったけれども、今回教育委員会という形で損害賠償請求が来ていて、その方は個人情報開示がなされなかったか、なされたかによって損害が起きたということで考えてよろしいのでしょうか。

○狛守勝義議長 馬橋総務課長。

○馬橋 透総務課長 お答えいたします。

訴えている方は、損害を受けているというふうな認識で訴えているというふうにはこちらは認識しております。

以上です。

○狛守勝義議長 ほかに。

第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） これを専決にした理由が私は分からないのですけれども、6月議会でも駄目だったわけですね、6月議会では。ちょっとその理由聞かせてください。

○狛守勝義議長 馬橋総務課長。

○馬橋 透総務課長 お答えいたします。

4月16日付で訴えが起きておりますので、いろいろ期限が、始動する期限がありますので、6月議会を待ってからだと間に合わないというところで、もう弁護士の先生にも相談させていただいて、事件が始まっているという認識でお願いいたします。

○狛守勝義議長 よろしいですか。

ほかに。

〔発言する人なし〕

○狹守勝義議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○狹守勝義議長 討論を終結いたします。

これより承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和8年度嵐山町一般会計補正予算（第2号））の件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○狹守勝義議長 挙手全員。

よって、本案は承認されました。

◎議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決

○狹守勝義議長 日程第15、議案第22号 嵐山町印鑑条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 議案第22号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第22号は、嵐山町印鑑条例の一部を改正することについての件でございます。

出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○狹守勝義議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

柳澤町民課長。

○柳澤純子町民課長 それでは、議案第22号の細部につきまして説明をさせていただきます。

本条例の改正につきましては、出入国管理及び難民認定法等の一部が改正することに伴い、特定在留カードもしくは特定特別永住者証明書により、印鑑登録証明書をコンビニで交付できるように追加するものでございます。

ページをめくりまして、新旧対照表をお願いいたします。第14条の改正といたしまして、第3項中の個人番号カードの後に特定在留カード、特定特別永住者証明書を追加いたします。令和8年6月14日から、外国人の方が所持しております在留カードもしくは特別永住者証へ、希望する方はマ

イナンバーカードと一体化させた特定在留カードもしくは特定特別永住者証明書を交付することになります。それらを使用して、コンビニエンスストア等に設置してあります多機能端末機にて、印鑑登録証明書の交付を受けることができることとするものです。

また、第12条の2第4項第3号ロにつきましては、電気通信事業法における移動端末設備の定義規定の条項ずれに伴う改正に当たります。

附則でございますが、令和8年6月14日から施行するものです。ただし、第14条第3項の改正規定中、「第12条の2第4項第2号ロ」を「第12条の2第4項第3号ロ」に改める部分は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社に関する法律の一部を改正する法律の執行の日またはこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行するものでございます。

以上、議案第22号の細部説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○狛守勝義議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○狛守勝義議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○狛守勝義議長 討論を終結いたします。

これより議案第22号 嵐山町印鑑条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○狛守勝義議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎延会の議決

○狛守勝義議長 ここで延会についてお諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○狛守勝義議長 ご異議なしと認めます。よって、本日は延会することに決しました。

◎休会の議決

○狛守勝義議長 お諮りいたします。

議事の都合により、6月5日は休会といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○狛守勝義議長 ご異議なしと認めます。

よって、6月5日は休会することに決しました。

◎延会の宣告

○狹守勝義議長 本日はこれにて延会いたします。

ご苦労さまでございました。

(正 午)

令和8年第2回嵐山町議会定例会

議 事 日 程 （第2号）

6月8日（月）午前10時開議

日程第 1 一般質問

第4番議員 宮 本 大 裕 議員

第10番議員 畠 山 美 幸 議員

第12番議員 渋谷 登美子 議員

○出席議員（１２名）

１番	佐藤弘美	議員	３番	橋本将	議員
４番	宮本大裕	議員	５番	小林智	議員
６番	藤野和美	議員	７番	吉本秀二	議員
８番	森一人	議員	９番	青柳賢治	議員
１０番	畠山美幸	議員	１１番	川口浩史	議員
１２番	渋谷登美子	議員	１３番	狛守勝義	議員

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事務局長	小輪瀬一哉
書記	儘田直子

○説明のための出席者

佐久間孝光	町長
中嶋秀雄	副町長
馬橋透	総務課長
青木正志	地域支援課長
太田直人	福祉課長
菅原広子	健康いきいき課長
簾藤久史	長寿生きがい課長
岡野富春	環境課長
安藤浩敬	農政課長
中村寧	企業支援課長
安在知大	まちづくり整備課長
清水延昭	上下水道課長
下村治	教育長
千野政昭	教育総務課長
久保哲也	学校統合推進課長
根岸隆行	生涯学習課長
安藤浩敬	農業委員会事務局長 農政課長兼務

◎開議の宣告

○狹守勝義議長 皆さん、おはようございます。第2回定例会にご参集いただきまして、大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は全員であります。よって、令和8年第2回嵐山町議会定例会第5日は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

皆様をお願い申し上げます。議場内では、写真の撮影、録音、録画等はお控えください。また、携帯電話をお持ちの方はマナーモードにし、議場内での通話をご遠慮ください。

(午前10時00分)

◎諸般の報告

○狹守勝義議長 ここで報告をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

以上で報告を終わります。

◎一般質問

○狹守勝義議長 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、通告順に従い、順次行います。

なお、お一人の持ち時間は、質問、答弁及び反問を含め100分以内となっております。重複する質問については、同じ内容の質問、答弁の繰り返しにならないよう、先に質問した方への回答で納得が得られる場合、再質問からお願いいたします。

◇ 宮 本 大 裕 議 員

○狹守勝義議長 それでは、本日最初の一般質問は、受付番号1番、議席番号4番、宮本大裕議員。

質問事項1の町内における樹木管理についてです。それでは、どうぞ。

○4番（宮本大裕議員） おはようございます。議席番号4番、宮本大裕でございます。議長のご指名をいただきましたので、一般質問を始めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、質問事項1、町内における樹木管理についてです。国土の70%を森林が占める緑の国日本には、古来より樹木を神の恩恵あるいは神そのものとして敬意を払い、生活に欠かすことのできない存在として育成、保護、循環に努めてきた歴史があります。しかし、産業の発展に伴う燃料事情の変化や安価な輸入木材の増加により国内産樹木の活用は減り、森林を管理する人材も激減し

ました。こうした間伐や下草刈りが行われな放置林が増えたことで樹木の生育が阻害され、土地の生産性が著しく低下し荒廃が進んだ山林では、日光が地表まで十分に届かず、下層植生が失われ、土壌の流出や地盤の弱体化が進行しています。そのような状況を踏まえ、樹木管理の現状について町の考えを伺います。

(1)、樹木管理の現状と課題について。

ア、町有地（公園・町有林）の管理状況。

イ、個人所有地の管理状況と問題点。

ウ、枯損木による倒木・落枝の調査及び事故発生時の町の対応。

(2)、天然記念物及び保存樹について。

ア、町内の天然記念物及び保存樹。

イ、認定の基準と認定までの流れ。

ウ、認定後の条件と管理及び問題点について。

(3)、森林及び樹木活用に関する町の考えをお伺いします。

ア、観光資源としての活用について。

イ、「育て、切って、使って、植える」森林の循環活用について。

ウ、健康活用についてです。

よろしく願いいたします。

○狹守勝義議長 順次答弁を求めます。

初めに、小項目(1)、ア、(3)、イについて。

馬橋総務課長。

○馬橋 透総務課長 それでは、質問事項1の(1)、アにつきましてお答えいたします。

町が所有する山林は、町全体で202筆、面積約37万2,800平米です。そのうち、笛吹峠付近の町有林の多くは町制施行10周年を記念し植樹したもので、平成13年に緊急雇用創出事業、町有林の保護・育成と里山の保全に取り組む事業として間伐を実施しましたが、その後、全体の間伐は実施しておりません。なお、ボランティアで活動している嵐山町里山保全会と間伐に関する協定を締結しておりますが、全域において十分な町有林の管理ができているとは言えない状況です。

続きまして、(3)、イにつきましてお答えいたします。

樹木を製材にするまでに相当の経費や労力が必要になることから、町有林の循環活用につきましては現在のところ具体的な方針を定めておりません。今後どのように活用できるか調査研究してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○狹守勝義議長 次に、小項目(1)、イについて。

安藤農政課長。

○安藤浩敬農政課長 それでは、質問事項（１）のイにつきましてお答えいたします。

町内にある個人所有の山林の管理状況について、本町では特に把握しておりません。戦後80年で私たちの生活様式は大きく変わりました。所有する山林から経済的な利益を得ることが減ったことで、関心が下がり、管理されない放置林が増えました。また、数度の相続を経て、所有する山林の場所が分からないや現地に行ったことがないという所有者も多いと考えます。

以上、答弁とさせていただきます。

○狛守勝義議長 次に、小項目（１）、ウについて。

安在まちづくり整備課長。

○安在知大まちづくり整備課長 それでは、質問事項１の（１）、ウにつきましてお答えいたします。

まちづくり整備課の所管する樹木は、町が管理する公園及び道路上の街路樹でございます。日常的な職員によるパトロールや地区からの通報等により枯れ枝や幹の腐朽などの異常の早期発見に努めており、現地調査の上、危険度や緊急性に応じて剪定、伐採等の措置を行っております。また、民地が原因となる場合は、土地所有者へ速やかに適正管理について通知しております。万が一道路路肩や隣接する民地等から道路上へ倒木が発生した際の応急対応につきましては、早期の交通確保を最優先とし、警察や消防等の関係機関と連携の上、緊急的な撤去、道路啓開作業を迅速に実施しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○狛守勝義議長 次に、小項目（２）、ア、イ、ウについて。

根岸生涯学習課長。

○根岸隆行生涯学習課長 それでは、質問事項１の（２）、アにつきましてお答えいたします。

町内の天然記念物は、町指定のものが４か所ございます。古里に大カヤ、吉田に大スギ、越畑に大イチョウ、遠山に大シイの木が指定となっております。

続きまして、イにつきましてお答えいたします。

認定の基準と認定までの流れにつきまして、大きさや樹齢など貴重な木があったときには、まず担当課で調査を実施します。内容は、樹齢、高さ、幹周りの計測、歴史的環境、自然環境による位置づけを基に調書作成等を行います。その後、所有者同意の下、教育委員会から嵐山町文化財保護審議会に諮り、審議会からの答申を受け、所定の手続を踏み指定する流れとなります。

続きまして、ウにつきましてお答えいたします。

認定後の条件につきまして、指定文化財の所有者は条例等に基づき文化財を保護、保存していくよう管理していただくこととなります。同意をいただくときに、文化財の現状変更や所有者、理者の変更の際には、教育委員会への届出、許可といった管理の条件等をご理解いただくことが重要と考えております。管理していく上での問題点は、例えば自然災害等の影響での落枝や倒木等が考えられますが、指定している場所の多くが神社仏閣の境内等にあり、安全管理については気を遣うと

ころと考えております。また、近年の異常な高温や乾燥などの気候変動に伴う生育環境の悪化も懸念するところです。

以上、答弁とさせていただきます。

○狹守勝義議長 次に、小項目（３）、アについて。

中村企業支援課長。

○中村 寧企業支援課長 それでは、お答えいたします。

（ア）につきましてお答えいたします。森林の活用につきましては、平成25年度から27年度において、埼玉県の水のまると再生プロジェクトにより、県、町、地域住民、団体の協働による事業が行われました。事業の中では、嵐山溪谷バーベキュー場上流の飛び石や遊歩道を造るなど、それまで懸案であった嵐山溪谷の中心部までのアクセスの悪さを解消することができました。現在、年間を通しハイカーや紅葉まつりなどで多くの観光客を嵐山町のシンボルゾーンのトラスト地等の森林へ導くことができております。こうした整備も森林等の活用事例と捉え、武蔵嵐山の自然、景勝の魅力の再発見を促しており、今後においても整備箇所の適切な維持管理で多くの観光客を誘致してまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○狹守勝義議長 次に、小項目（３）、ウについて。

菅原健康いきいき課長。

○菅原広子健康いきいき課長 （３）、ウにつきましてお答えいたします。

現在、町では気軽に運動を始められる取組の一つとしてウォーキングを推奨し、ALKOOマイレージの登録やイベントを実施しております。ウォーキング講習会等では、嵐山カントリー内のコースを開放していただき、年２回継続して実施しております。自然豊かな町内を歩くこと、体を動かすきっかけづくりのために行動を起こしたくなるイベントなどの情報発信や、家族や仲間と取組やすいウォーキングを推進し、健康に対する効果を実感していただく機会を提供していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○狹守勝義議長 第４番、宮本大裕議員。

○４番（宮本大裕議員） ご丁寧にご説明をいただきまして、ありがとうございます。

初めに、私が平成15年に嵐山町へ来たのは、当時私茨城県の水戸市に住んでおりましたが、子どもを自然の中で育てたい、そういう気持ちがありました。たまたま空いている小さな寺があって、私の先輩からそこに入らないかという話をいただいて、見に来ました。そうしましたらとてもすばらしい環境で、うちの家内もぜひここに来ましようということで、すぐにこの嵐山町に越してきたということがこの町での私の原点でございます。ぜひ、繰り返し私今まで自然に関して質問させていただいてきましたけれども、そういったことがあるということでご理解をいただき、お付き

合いいただければと思います。よろしくどうぞお願いいたします。

それでは、（１）、樹木管理の現状と課題についてです。今いろいろと説明をしていただきました。公園に関しましては、まちづくり整備課のほうでいろいろとパトロール等をしていただいて、事故、問題がないような体制ができているということをお聞きしました。それは十分今までのことを見てきても分かっていることなのですけれども、この管理についての年間管理の計画というものは実際にはあるのですか。

○狹守勝義議長 安在まちづくり整備課長。

○安在知大まちづくり整備課長 それでは、公園の計画的な管理について説明させていただきます。

公園につきましては、日頃職員による日常のパトロールにおきまして危険木等の把握をさせていただいております。基本的には、あるものはそのまま剪定ですとか、除草作業とかの日常のものをシルバー人材センター等に委託させていただいて管理させていただいておりますけれども、その中で、やはり委託管理している業者のほうからですとか公園を利用される方々から通報等によりまして、危険なものがあればその都度伐採等で対応させていただいている状況でございます。

以上でございます。

○狹守勝義議長 第４番、宮本大裕議員。

○４番（宮本大裕議員） 公園の草刈りなんかも私やらせていただいていたりにしているので、公園のことにしましては今日はあまり聞くことはないかなと思います。私区長をしているときに、今空き家が非常に増えていて、その空き家を手放す人が結構いるように感じました。それで、町のほうから、この土地を管理してくれるのであれば町のほうでその土地を引き受けるというような話がちょくちょくあって、平澤２区でも実を言うとあの狭い区域の中で６か所そういったところがあるのです。そういうところというのは、私たち区で管理するという約束の下行っているものですが、そういう土地というのはほかでも大分増えているという状況にあるのかどうなのかお伺いしたいと思います。

○狹守勝義議長 岡野環境課長。

○岡野富春環境課長 それでは、私のほうからお答えいたします。

ちょっと件数については把握はしてございませんが、宮本議員おっしゃるとおり、空き家の件数というのは増えてきているのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○狹守勝義議長 第４番、宮本大裕議員。

○４番（宮本大裕議員） それでは、イのほうの個人所有地の管理状況について次はお伺いしたいと思います。

この質問を私なぜしようと思ったかといいますと、今年の２月に農政課から樹木の伐採の依頼の通知が届きました。実は私、千手堂のお寺をやることになって、まだそのお寺の土地がどこにある

のかというのを正確に把握していない状況だったのですけれども、3月中に業者に依頼をして伐採をしました。それは、隣の駐車場に大分木が覆いかぶさっていて、枝が落ちたり葉が落ちたりして非常に不便をしているというような、そういうお話だったのです。それで、業者に頼んだら経費が110万円、伐採するのにかかりますと。でも、これ至急やってくださいという通知だったので、やらないわけにはいかなかったので、やりました。ただ、今、総合振興計画の中にも書かれているのですけれども、人口減少や土地所有者の高齢化などにより森林や里山環境の荒廃が一層進んでいます。また、里山の維持管理を行うボランティア数の減少や高齢化が進み、担い手や後継者の確保、育成が課題となっています。先ほど課長からご答弁いただいたとおり、なかなかやっぱりそういった土地というのは管理が行き届いていないところもあるのかなと思います。また、高齢化とか経済的問題の理由ですぐにできない、対応できないというところもあると思うのですけれども、そういった事情というのはどんなことになっているのか、ちょっとお伺いをしたいと思います。

○狹守勝義議長 安藤農政課長。

○安藤浩敬農政課長 お答えさせていただきます。

まず、議員さんのお寺にという形で樹木を切ってほしいということは、場所はまだご承知ですから、大妻嵐山さんの駐車場がありまして、その隣の山林をお寺ともう一人、千手堂の方がご所有ということで、多分木の、駐車場自身も土地のぎりぎりまで使って駐車場を造ってやると。隣の木がだんだん大きくなって、時間がかかって、いろいろ枝が下りてきて木の実が落ちてきたりということで、車に当たって危険ですという形で町にご相談が環境課にありまして、環境課から山林ということで農政課ではということで、農政課のほうで分かりましたという形でご通知を差し上げました。まず、このご通知に関しましてはあくまでも住民サービスという形になりますので、町が何か権限を持っているというわけでは全くありません。あくまでも住民サービスの一環という形でやらせていただきました。所有する山林を管理をするということに関しましては、もう社会通念上ご所有者の方が行うというのはもう改めて言うまでもないかなというふうに思っております。法律等でも基本的には土地の所有者が管理をする。その代わり自由に売買ですとか利用する権利は有するというのも含めて、その一対、自由に管理するその裏として、自由に利用していいという裏として管理をしなくてははいけない。これはもう法律で定められておりますので、そのようなことかと考えております。町のほうに、山林の枝が伸びているからという形でご相談をいただいた場合には、基本的には現場を見て、これもサービスとしてご通知を差し上げています。すぐできるできないということに関しましては、あくまでもこれは個人の所有物ですので、町が入ることではできませんので、そこから先は町としてはお任せをしているというような形になっております。ですので、最終的に切った切らないの確認等は行ったり、2回目にもう一度、切ってくれないのでという形でご連絡はいただきます。そういった場合には、基本的には連絡をいただいた本人が、自分が切るから連絡をもう一回してほしいとか、そういった何か1回目と違う、ただ切ってほしいだけではなくて1

回目と違う何かがあった場合等はその旨を書いてご連絡をしているというような形で、一応農政課としては、山林から来ているという形に限りますけれども、こんな形で対応させていただいております。

以上でございます。

○狹守勝義議長 第4番、宮本大裕議員。

○4番（宮本大裕議員） 今の答弁いただいて、次のウに行きたいと思っておりますけれども、今都市公園なんかで大分倒木や落枝の事故なんかが発生しているのです。これは当然公園だけではなくて、いろんなところで起こっているような状況です。国交省が行った倒木事故全国調査結果というのがあるのですけれども、都市公園や道路において倒木等による事故が発生している状況を踏まえ、令和3年4月から令和6年11月の期間を対象に、国土交通省が全国の倒木、落枝による人身物損事故や樹木点検に関する調査を行ったもの。公園の樹木や街路樹の倒木、枝の落下などにより人に被害が及んだり物が壊れたりした事故が合計で1,732件あったということなのです。このうち都市公園が931件。人身事故77件です、うち。道路が801件、うち人身事故が33件。死亡事故も1件。こういうことが起こっていて、今突発的な雨が降ったり強い風が吹いたり、そういったことがありますので、いつ木がそういう状況になるのか分からない。特に今クビアカツヤカミキリとかカシノナガキクイムシなどの被害によって大分木が傷んでいる状況というのが町内でもすごく目立つように思うのです。実はうちの前の水道庁舎まで行く桜並木の木も大分枯れています。この間の雨で太い枝が道路に落ちているというような状況があります。そういったことがあるのが現実なので、どうしたらそれを未然に防ぐことができるのかということと、少しその方法とか、そういった周知については伺いしたいと思うのですけれども、よろしくお願いいたします。

○狹守勝義議長 安藤農政課長。

○安藤浩敬農政課長 お答えさせていただきます。

山林という形でまずお話をさせていただければ、毎年9月ぐらいに一度山林の適正管理をしてほしいという形で広報に載せております。その中では、最近クビアカですとかカシノナガですとかいろいろ虫がありまして、樹木が枯れているということが多く見受けられますと、自分でご所有する山林については一度確認をしてくださいと。特に倒木等で道路とか自宅にもし倒れた場合の被害は大きなこととなりますので、当然もし倒れた場合の被害というのは土地のご所有者、山林のご所有者に負うものにこれはもう一義的になってしまいますので、当然そこは書かないのですが、ご自分がご所有する山林を一度確認してほしいと。あくまでも山林ということで書かせていただく。これは多分公園ですとか自宅とかいろいろなところに共通することかなというふうに考えておりますが、農政課としてはそのような形で周知をさせていただいております。

以上でございます。

○狹守勝義議長 安在まちづくり整備課長。

○安在知大まちづくり整備課長 それでは、私のほうから公園と道路の関係でお答えさせていただきます。

危険木の特定につきましては、先ほど公園のところと同じように、パトロールや通報等により発見されたものについて、倒木のおそれのある樹木につきましては、明らかに危険であるときを除きまして、その危険度を判断しまして順次伐採等の対応を行っています。危険度の判定は、必要に応じて専門家の意見を仰ぎ対応している状況でございます。

以上でございます。

○狹守勝義議長 第4番、宮本大裕議員。

○4番（宮本大裕議員） 4月だったと思うのですが、遠山のほうにうちのほうから抜けるときに、平沢寺、白山神社ですね、あの前を通って抜けようと思って車で行ったら通行止めになっていて、右からかなり大きな木が倒れていて道を塞いでいる状況でした。そういうことが、たまたま誰もいないときに倒れたので、事故等の発生ということはなかったと思うのですが、あれは多分民有地だと思うのですが、そういった場面の町の対応というのは、先ほど答弁でもありましたけれども、早急に対応をして、その後、今お話があったとおり、民有地に関しては自己責任ですから、そこでかかった伐採の経費とか、そういったものというのはその土地の所有者に請求するというような形になっているのですか。

○狹守勝義議長 安在まちづくり整備課長。

○安在知大まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

今議員さんおっしゃるとおり、平澤で大きな倒木ございました。それで、倒木等の撤去費用につきましては、こちら民法の規定とか、あと道路の保護とかの関係におきましても、原則として土地所有者に請求させていただくという方針でございます。緊急時は町が一時的に費用を負担して撤去をしていますが、発生した費用については原則として土地所有者へ請求いたします。台風や災害時あるいは重大な交通事故等に直面するような緊迫な危険がある場合につきましては、安全確保を第一に、町が関係機関と連携して緊急的な撤去を実施しています。しかし、本来は所有者が管理すべきものであるため、かかった費用については原因者である土地所有者に負担を求めてまいりたいと考えております。ただ、これにつきましても今、災害というのあれなのですが、倒木が今回、今年に入りまして道路へ影響を及ぼした大規模な倒木が4件発生しております。その中で、先ほど議員さんおっしゃられた平澤、もう一件平澤の消防署の脇の公園のところから道路に倒れるという倒木が1件ございました。それからまた、吉田地区でも道路を横断して反対側まで影響を及ぼすような倒木がございました。あと、太郎丸の地区で、滑川に抜ける道路でも同じように片側通行になるような倒木がございました。こちらいずれにしても全部官地からの倒木でございまして、それにつきましては公費のほうで対応させていただいておりますが、平澤のほうにつきましては現状を確認させていただいても今のところ民地なのかなというところで、境界の確認ですとか、そういうと

ころをさせていただきまして速やかに所有者の方を特定させていただき、請求をさせていただく方向で今検討させていただいているところでございます。

以上でございます。

○狹守勝義議長 第4番、宮本大裕議員。

○4番（宮本大裕議員） ありがとうございます。状況よく分かりました。5月24日の日本経済新聞に「消える木陰 世界と逆行」という記事が出ていました。今東京都内23区で5年間で東京ドーム256個分の木陰が縮小しているという、そういう記事です。結局管理が大変。今のように事故が発生する可能性が非常に高い。木が古くなって、それも管理し切れないというのが現状らしいです。だから、自治体でも多分そういった対応にすごく追われて大変な状況なのかなというふうに理解できるのですけれども、国はグリーンインフラとして官民連携で樹木を生かしたまちづくりを模索するということになっていきますけれども、そういった割にはそういった傾向に進んでいる。どんどん緑が減っているということに関してちょっと私は、気候変動とか、そういったことを考えても心配かなというふうに思います。ただ、この嵐山町に関しましては、歩道に樹木を植える植えないというよりも、ほかに緑がたくさんありますから、だからそういったところの保護ということに関してやはり重きを置いて考えていくべきなのかなというふうにはすごく私は個人的には思っています。

そういったことで、次の（2）の質問に移りたいと思います。天然記念物についてなのですが、先ほど詳しく説明をいただきましてよく分かりました。というよりも、これ調べればすぐに分かることなのですが、この天然記念物についてあまり町民の方も知らない、どこにあるのかも分からない方もいるのかなと思いますし、認定についてのやり方とかそういったこと、ここで公的な形でちょっとお示しができたらなということでこの質問をさせていただきました。これは次の（3）の質問に結びつくものでありますので、そちらで少しその天然記念物についての詳細をお伺いできればと思います。（2）は以上で結構です。

（3）です。まず（3）のアです。観光資源として現在町が行っている森林を活用した事業についてということで、川のまると再生プロジェクトということでお話がありました。確かにおっしゃるとおりあそこにああいう整備をさせていただいて、今非常に、私も嵐山溪谷に関してはちょっと関係していることもありまして、人がすごく今増えています。平日作業していても次々に人が来ているような、そんな状況。土曜や日曜だともう朝6時ぐらいから駐車場に車がいっぱい止まっていて、結構あの中を散策している人がいるのだなということがすごくよく分かりました。それで、実はこの天然記念物に関しましては町内で4本巨樹がありまして、そのほかに保存樹が10数本あるのです。私全てそれを見てきましたけれども、どれも本当に圧倒されるようなもので、私たちよりもはるかに長く生きている生き物なので、すごく感銘を受けるなということを感じました。巨木といえば大体杉、クス、ケヤキ、イチョウ、カシ、カツラ、桜、カヤ、これらが上位を占めているのです。これ環境省のデータブックを見ると、それにもいろいろなものが載っています。その中で、

茨城県の城里町というところによしゑ桐という桐の大木があります。このサイトを見ると、特設サイトがあって、大桐特設サイトというのですけれども、「城里町で日本一の大桐が発見される！」という見出しです。日本一の幹の太さは、目通りが387センチあります。これは、2023年10月28日に測定して、この環境省のデータブックに上げたものです。樹高が20メートル、樹齢が約200年。こういったもの、それを日本一の宣言としてホームページ上で公開されています。嵐山溪谷に実を言うとすごく大きな桐があります。これあまり知っている人いないかなと思うのです。トイレのある駐車場に止めて歩いていきますと、左側のちょっと高いところにあるのです。大体桐ってすごく高い木なので、花が咲いても下から見るといことはなかなかできない。逆に川の反対側のときがわ町の小倉のほうから見ると、すごくたくさん桐の季節には花が見えるのです。これを実を言うと日本巨木の会埼玉県支部の方が調査をしてくれました。そうしましたら目通りが380センチあるのです。私が抱えても半分いかないのです。そのぐらいの太さの桐なのです。これ間違いなくこの城里町に次ぐ木だなと。7センチしか違いませんから。これもう本当にすばらしい木です。もう元気に生きています。これを環境省の巨樹・巨木林データベースに載せてくれました。桐というのは、ご存じの方も多いと思いますが、ちょっと説明すると、中国中部を原産地とするもので、日本への渡来時期というのは詳細分かっていません。ただし、枕草子にもその名前が登場してくるので、かなり古くから日本に根を張っている、そういった木だということが分かります。この桐は成長が早く、15年から25年ぐらいで成木になって、循環性がすごく高い。そのために、切った材木がきれいだというのもありますし、材木に使う有用樹として古くから植栽されてきました。昔は嫁入り道具の桐たんすに使うために娘が生まれたら桐を植えるという風習があったぐらいですから、吉祥木として日本ではなじみのある、そういう木です。もったいぶらずに、切らないでいるとやがてその材の内部が空洞化して使い物にならなくなってしまうのです。今のあの桐がどういう状態になっているの分かりませんが、外からは空洞化になっているような、そういった形は見えません。たんすに使うような太い木でも樹齢が20から30年。そのために巨木ってほとんど残っていないのです。ただ、嵐山溪谷にはそういったものが実際にあります。ですから、先ほど天然記念物のことについて質問をさせていただいたのは、これを何とか守っていく、そういった方向で町が対応していただければということをお伺いできればと思いました。それで（2）の質問をさせていただいたのです。

ちょっと長くなるようで申し訳ない。先日、新潟のブナ林へ行っただけですけれども、そのブナ林は100年以上たつブナがすごくたくさんある森なのです。ただ、その木に鋭利なもので彫ったような心ない落書きが何本もあるわけです。そこはもう自由に入って自由に散策できるような場所なので、やっぱりそういったことが起こるのかなというふうには思います。ただ、京都なんかの有名な観光地でも同じような被害がありますので、ぜひそのような方向で町として考えていただければと思うのですけれども、こういったことに関してはこちら側から何か書類を提出して、そこからスタートするということになるのですか。ここで町にお願いして、町が調査してくれるということが可能な

のでしょうか。お願いします。

○狹守勝義議長 根岸生涯学習課長。

○根岸隆行生涯学習課長 お答えいたします。

ご指摘のあった桐ですか、桐の木、ちょっと恥ずかしながら詳細を把握しておらず申し訳ございません。このような木があった場合、まず町のほうで調査をさせていただきますので、今回の件につきましても、まず現地、現物を確認等させていただいて、必要であれば、町の文化財保護審議会等ありますので、その中に諮ってという形も取れるかなと思います。

以上です。

○狹守勝義議長 第4番、宮本大裕議員。

○4番（宮本大裕議員） あと、私あそこトラストの土地と町有地と、どこが境なのかよく分からないのですけれども、例えばあれが県のほうの土地にあったとしたら、町でそういった指定をするということはこれは可能なのですか、それとも県と協力して、県のほうで指定するような形になるのでしょうか。

○狹守勝義議長 根岸生涯学習課長。

○根岸隆行生涯学習課長 お答えさせていただきます。

県有地の中にあった場合等、基本的には県のほうの指定等にはなるかなと思うのですが、その部分につきましても県と町との相談させていただきたいというふうには考えております。

○狹守勝義議長 第4番、宮本大裕議員。

○4番（宮本大裕議員） ありがとうございます。ぜひよろしくお願いいたします。

それでは、イのほうです。育て、切って、使って、植えるということですが、これに関しましては先ほど町有林のことでご質問をさせていただきました。この町有林を活用して、学校再編に触れますけれども、学校再編後のことでお伺いをさせていただきたいので、ちょっとお許しをいただければと思います。もし学校でその町有林を使って学校の何かに活用するということがあった場合、町有林の木を切ります。その後、そこに子どもたちに植林をさせるような事業があつてどうかなと思うのです。やはり自分たちの使う場所の木を切って、そこに自分たちの子どもや孫が未来に使うであろうものを子どもたちに植えてもらう。そういう命の循環というような、そういった事業が可能なかどうか、それをちょっとお伺いできたらなと思います。

○狹守勝義議長 下村教育長。

○下村 治教育長 お答え申し上げます。

まず、町有林を切った後に植樹できるかどうかというのは、恐らく町のほうでその後の使い方であるとか、そういったものを決めていく必要があると思いますので、一概に学校のほうで植樹ができるかというのは難しいと思っております。ただ、その後も植樹をして林にしていけるのだ、そういったものを町のほうがそういう整備をする方法が決まっていれば、例えば植樹祭のような形

で子どもが参加するということは考えられると思いますが、例えば子どもたちが整備をするのですとか、そういったことというのは難しいと思います。

以上でございます。

○狛守勝義議長 第4番、宮本大裕議員。

○4番（宮本大裕議員） あそこを管理している団体とか、何かそういったものというものはあるのですか。

○狛守勝義議長 馬橋総務課長。

○馬橋 透総務課長 お答えいたします。

最初の答弁書にも書かせていただいたのですが、嵐山町里山保全会という団体のほうでボランティアであくまでやっていたいっているものですので、全体広い、かなり広大な面積になりますから、そこを全体を管理するということはできていない状態です。一部についてその団体のほうでたまに中に入って、これは不要な木だなというところを判断していただいて、伐採して、それを活用していただいているというところでございます。

以上です。

○狛守勝義議長 第4番、宮本大裕議員。

○4番（宮本大裕議員） 分かりました。それでは、動向を注視したいと思います。

もう一つ、ちょっと気になっていること、また何人かの方に言われていることなのですが、菅谷小学校の正門の前に大きなクスノキがあります。あれは、ちょっと計画見ると多分グラウンドか何かになるような場所なのかなと思うのですが、あの木は切りっ放しで終わるのか、それともその木を使って何かするような計画があるのか。ちょっと私も子どもたちもお世話になったし、ここにも小学校、中学校を卒業された方がたくさんいると思いますけれども、私も小中学校のPTAの会長なんか10年させていただいて、非常にあの木はなじみのある木なのです。だから、あれを切って終わりというのは何となく腑に落ちないような気がするのです。そこをどのような形で活用することというのは可能なかどうなのか、ちょっとお伺いをしたいと思います。教育長、お願いできますか。

○狛守勝義議長 下村教育長。

○下村 治教育長 お答え申し上げます。

本当に立派な木があるのですが、どうしても計画上あそこはグラウンドの一部となることと予定されておりますので、切らざるを得ないと考えてございます。しかし、思い入れのたくさんある木でございますので、あの木を活用したもので、例えば何かあの木を使って学校の備品のようなものを作るとか、または統合推進課のほうでは学校の木を切ってその木を活用して例えば記念品を作ったりとか、そういった会社のほうも少し調べたりしてございますので、いずれにしてもあの木は思い入れのたくさんあるものだと思いますので、何かしら記憶に、それから記録に残るような

形で工夫をしていきたいと思っています。

以上でございます。

○狹守勝義議長 第4番、宮本大裕議員。

○4番（宮本大裕議員） ぜひよろしくお願いいたします。

それでは、ウの健康活用についてです。これまで一般質問で繰り返し自然に関してお話をさせていただいてきました。私としては、知識としての布石を打ってきたつもりでおります。以前ちょっとお話をした森林セラピーに関してなのですが、今年の4月に森林セラピーのガイド資格を取得しました。これをこれから少しずつ活用して、できれば今考えているのは嵐山溪谷とか吉田の森とか、そういったところを使えればなと思うのですが、例えば町の土地を使ってそういった活動が可能なのか、可能であるならば何か書類とか提出することができれば使わせてもらえるのかということをちょっとお伺いできたらなと思うのですが。

○狹守勝義議長 馬橋総務課長。

○馬橋 透総務課長 今のご質問あれですけれども、町の所有している町有林とか土地を使って何か教室をするということでしょうか。ということであれば、申請していただいて、その担当課との話にもなるかと思えますけれども、ちょっと相談していただいて、こういったことをやりたいということで相談していただければお力になれるかと思えます。

以上です。

○狹守勝義議長 第4番、宮本大裕議員。

○4番（宮本大裕議員） せっかくそういうことも勉強したりいろいろしてきましたので、何かしらの形でこれは一つ町のためにできるものではないかなと思います。森林セラピーは、町が言う自然保護とか観光レクリエーションの活用にかなうものだと思いますので、ぜひご協力をいただければなど、そのように思っております。

ちなみに、埼玉県内では、この森林セラピーロードというのが北本にあります。北本市は、観光協会が最初中心になって始めたもの。この森林セラピーというものを始めるに当たっては、森林セラピーソサエティというところの認可が必要で、それがないと森林セラピーをここでやっていますよというようなことができないシステムになっているのです。ただ、北本市はこれを、観光協会がここに登録をして、そんな形で行っています。北本市自然観察公園、あの中で。私もう2度ほどそこ行って森林セラピー体験してきていますけれども、嵐山溪谷のほうがはるかにいいです。ここでこんなこと言って大丈夫かなと思いますけれども、ほかにもそういうことを言っている方もいますから。でも、やっぱりこの魅力を発信するという方法の一つとしてはこれいいのかな。実はトラストのほうにもこの話をしています。トラストのほうでは、ぜひやりましょうというような、そんな感じなのです。ただ、あそこはやっぱり嵐山町の重要な場所ですから、町がそういったことでもってやっていただけたらなというのが私の気持ちでございますので、ぜひご協力をお願いしたいと

存じます。すみません。

最後に、総括として町長のお考えをお聞きして終わろうと思いますけれども、ちょっとまた長くなって申し訳ありません。自然の活用というのは、嵐山町の特徴を生かした嵐山町らしい観光、健康、教育、福祉の在り方だと私は思っています。しかし、現在、この自然が地球温暖化による気候変動によって脅かされているような状況にあります。この嵐山町も決してほかではないと思っていますけれども、日本付近の大気中の二酸化炭素濃度は年々増加し続けています。現在でも観測開始以来、連続で記録更新をしている。ちっとも、減るどころか、もう濃度が増えているような状況なのです。北極と南極周辺の海表は、太陽エネルギーの大半を宇宙に反射する巨大な鏡のように機能しているのですが、そして地球を冷やす役割を担っているのですが、凍った海の氷が観測史上最も少なくなっているということが最近の人工衛星データで明らかになりました。北極は、地球全体の平均の約4倍の速さで温暖化が進んでいます。今後数十年にわたり、この現象はほぼ避けられない。そして、南極の海表が今後減少を続けると、海洋大循環というものに影響を与えて、かなり私たちの生活に強い影響が出てくる。そういうことが言われています。

私も議員にならなければ条例とかってあんまり見なかったのだらうなと思いますけれども、今回はこの質問に当たって全ての条例に目を通しました、この環境に関して。嵐山町環境基本条例ですけれども、ちょっと長くなる。皆さんご存じかと思いますけれども。「私たちの嵐山町は、埼玉県のほぼ中央部である比企丘陵の中核に位置し、南部を都幾川・槻川、中央部を市野川・粕川、北部を滑川が流れ、大平山や嵐山溪谷などの美しい景観と自然環境に恵まれた地域であります。国蝶オオムラサキやホタルの飛び交うまちを目指し、緑地や里山の保全を図り、人と自然との共生を重視した発展を進めてきました。しかし、物質的な豊かさを求めてきた社会経済活動は、地球温暖化など地球規模の問題へと拡大し、人類を含むすべての生物の存続基盤に深刻な影響を及ぼし始めています。もとより、私たちは、健康で文化的な生活を営むために、良好な環境を等しく受ける権利を有するとともに、その環境を将来の世代に引き継ぐべき責務があります。ここに、私たちは、町、町民及び事業者のすべてがそれぞれの役割のもとに、自主的かつ積極的にその責務を果たし、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会を構築するとともに、地球環境の保全に貢献していくため、この条例を制定します」、とても美しい条例だなと思います。これを目にしたときに本当に感動しました。今まで見なかったことがとても恥ずかしいと思いましたけれども、すばらしいものだと思います。私たち人類は自然環境に生かされています。生きるために必要なもの全て自然環境から得ていて、共生なくして生命の維持は不可能です。酸素も水も食料も、太陽や大地、水、風、引力など、自然界がつくり出すものの中で生きることが許された存在です。嵐山町には美しい自然があります。僕がここの嵐山町を選択したように、そういう人たちもたくさんこの町民の中にはいると思います。この美しい嵐山の自然、快適な地球環境を後世につなぐのは私たちの務めであり、人が長くこの地球において快適で幸福に生きることができるよう身近な責任を果たすことの

重要性を、しつこいようですが、繰り返しこれからも発信していきたいと私は思っています。この星に人間が生存しているのは当たり前のことではありません。樹木をはじめ、ほかの生物と共存できなければここで長く生存し続けることは許されないと思います。この星で人間は極めて新参者、同居する生命に敬意を失えば生きることも失うと思います。目の前に重なる現実的な課題の解決も大事なのですが、いま一度日々の生活を見直して、自然との共生を強く意識した社会を構築しなければ温暖化は止まらないし、この地球を守ることはできないのかなというふうに思います。

以上、ちょっと長くなりましたけれども、町長のお考えをお聞きして本日の質問を終わりたいと思います。よろしくお願いします。

○狹守勝義議長 佐久間町長。

○佐久間孝光町長 お答えさせていただきます。

今嵐山町の条例までご披露していただいて、本当にありがたいなというふうに思います。議員がご指摘のとおり、もう本当に嵐山町というのは自然に恵まれている、そういうところであります。基本的には、今宮本議員が言われたように、自分自身がこういった自然を活用しながら、森林セラピーだとか様々な形、例えば健康増進、これはもうただ単に肉体的でなくて心身ともに増進につなげていく、あるいはそういう中で環境問題について考えていく。そしてまた、人間教育ではないですけれども、そういったことも含めて取り組もうという姿勢は本当に素晴らしいなというふうに思います。宮本議員のように、自分自身がやりますから、それに対して町は協力をしていただけますかというスタンスの方に関しては、町は全面的に協力をしてまいります。ぜひ宮本議員の考え、そしてまた資格まで取られたその努力というのはしっかりと評価をさせていただいて、また町のほうでできることがありましたらぜひ言っていて、協働してそういった事業を進めてまいりたいと思います。よろしくお願いします。

○狹守勝義議長 第4番、宮本大裕議員。

○4番（宮本大裕議員） ありがとうございます。

終わります。

○狹守勝義議長 ご苦労さまでした。

ここで暫時休憩いたします。再開は11時10分いたします。

休 憩 午前10時57分

再 開 午前11時10分

○狹守勝義議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 畠 山 美 幸 議 員

○狹守勝義議長 続いて、本日2番目の一般質問は、受付番号2番、議席番号10番、畠山美幸議員。

初めに、質問事項１、県道通学路整備についてです。それでは、どうぞ。

○10番（畠山美幸議員） それでは、議長からのご指名がございましたので、議席番号10番、畠山美幸、今回３項目について質問させていただきたいと思います。

まず、大項目１、県道通学路整備についてでございます。嵐山町では令和11年に学校統合が予定されており、それに伴う通学路の安全確保は重要な課題です。そのような中、埼玉県による県道の幅員約3.5メートルへの自転車・歩道整備が進められることとなりました。本件については、昨年12月21日に滑川町及び嵐山町の関係住民に対する説明会が開催されたところです。しかしながら、住民からは、寝耳に水であったとの声も多く聞かれ、戸惑いや不安が広がっている状況です。まず確認いたします。

（１）、本事業は学校統合を見据えた通学路整備として、教育委員会が発端となり、県へ働きかけを行ったものと認識しておりますが、その経緯について町としてどのような関与があったのか詳細にお示してください。

（２）、住民への説明について伺います。説明会の事業決定後のタイミングで行われたことにより、住民にとっては突然の話となっております。事前の情報提供や意見聴取の機会が十分であったのか、町の認識を伺います。

（３）、嵐山町の住民からは、子どもたちのためであれば協力したいという声がある一方で、滑川町の住民にとっては直接的な関係性が薄く、受け止め方に差があることも想定されます。このような状況において町としてどのように住民理解を得ていくのか、具体的な対応についてお聞かせください。さらに、本事業は県が主体であります。住民に最も近いのは町であります。住民の声をどのように把握し、どのように県へ伝え事業に反映させていくのか、町の関与の在り方についてお伺いします。

（４）、立ち退きを伴う住民への対応についてですが、補償は県の所管であるとしても、生活再建は地域の課題であります。町として相談体制や個別支援など、どのように関わっていくのかお示してください。

（５）、通学路の安全確保は極めて重要であり、将来の子どもたちのための整備は必要不可欠です。しかしながら、その実現の過程において、住民の理解と納得が置き去りにされてはならないと考えます。県事業であることを理由に受け身となるのではなく、町が主体的に間に入り、住民と県をつなぐ役割を果たすべきです。町のお考えを伺います。

○狛守勝義議長 それでは、小項目（１）、（２）、（３）、（４）、（５）について。

安在まちづくり整備課長。

○安在知大まちづくり整備課長 それでは、質問事項１の（１）につきましてお答えいたします。

県道における歩道整備等につきましては、毎年、年度当初に県土整備事務所から実施される要望調査がございます。昨年、令和７年度の要望に当たり、将来の学校統合を見据え、児童生徒をはじ

めとする歩行者の安全確保を最優先に、教育委員会と相談させていただきました。その結果、通学路において、歩道が狭小な箇所や大型車の交通量が多い箇所など、課題のある5か所を抽出し、県へ要望案として提示いたしました。県からは、既に歩道がある箇所は整備済みと扱われ、拡幅等の改良整備は優先順位が低くなるとの見解が示されたため、歩道が未整備である市街地内の深谷嵐山線を要望路線として選定し、昨年8月下旬に要望書を提出したものでございます。

続きまして、質問事項1の(2)につきましてお答えいたします。

県道深谷嵐山線の歩道整備事業につきましては、町といたしましても歩行者の安全確保及び安心な通行環境の確保という観点から、早期の整備が必要な箇所であると認識しております。本事業は県が主体となって進めるものであり、事業決定のタイミングやそれまでの過程につきましては、実施主体である県において総合的に判断されたものと受け止めております。なお、今回行われた住民説明会は、事業決定を受けた段階において対象地区の皆様には事業の概要をお示しするとともに、今後予定される測量や各種調査のための土地の立入り等の必要性について説明し、ご協力を仰ぐためのものでございます。これは、公共事業を進める上での一般的な手続にのっとったものと捉えております。

続きまして、質問事項1の(3)につきましてお答えいたします。

本事業の推進に当たりましては、地権者や住民の皆様のご理解とご協力が不可欠であると認識しております。電話や窓口での丁寧な対話を重視し、皆様に寄り添った積極的なサポートと情報提供に努め、地権者の皆様と県との円滑な橋渡し役として、県に対して住民の皆様への丁寧な説明や意見交換の場を設けるよう働きかけてまいります。

続きまして、質問事項1の(4)につきましてお答えいたします。

県道歩道に伴う用地取得や物件補償につきましては、事業主体である県が法令に基づき住民の皆様と個別に対話を進め、生活再建に向けた補償を行うことが原則でございます。一方で、住み慣れた地域での生活基盤が変わることに対し、住民の皆様が不安を抱かれていることも事実であります。町といたしましては、補償交渉そのものや私的な生活再建の意思決定に直接関与することはいたしません。県に対して地域の実情や住民の不安の声を伝えるようサポートしてまいりたいと考えております。

最後に、質問事項1の(5)につきましてお答えいたします。

議員おっしゃるとおり、県事業ではありますが、地元の声が届かないまま事業を進めることはあってはならないと考えております。繰り返しになりますが、県に対しては住民の懸念事項について丁寧な説明と意見交換の場を設けるよう求めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○狛守勝義議長 第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員） それでは、(1)の再質問をいたしたいと思います。

今回、令和7年度の要望に当たり、将来の学校統合を見据え、児童生徒をはじめとする歩行者の安全確保を優先に、昨年の8月下旬に要望書を提出したとあります。要望書を提出したに当たり、ここ1か所だけではなく、恐らく私もPTAに所属していたときにあそこが危ないよねということで要望書を何か所か出したところがありました。なかなか進まない状況でしたが、今回この8月の下旬に要望書を提出した段階ではどことどこというか、何か所要望を出されたのかお聞きしたいと思います。

○狛守勝義議長 安在まちづくり整備課長。

○安在知大まちづくり整備課長 それでは、要望箇所5か所のうち4か所を説明させていただきたいと思います。

まず、1つ目が志賀小学校の前から菅谷市街地のほうに向けて踏切の部分になります。そちらの部分の歩行者の通路の確保ということで1か所。それから、そちらのほうを先にまた市街地のほうに向かいまして、3差路になりますけれども、そちらを右に曲がりますと郵便局のほうございます。そちらの郵便局の前の歩道が、こちらがかなり狭小な歩道ということで、前々からベビーカーですとか、そういったものも通れないような幅員であるので何とかしてほしいという声がありました。また、その先さらに平澤方面に向かいまして、塾がある信号ございますけれども、そちらの部分の通行の確保という形になっております。あと、深谷嵐山線から今回の松浦ガスさんのところの部分になるのですが、そちらから東松山方面に、丹波屋さんのほうに向かっていった部分の町道になります。こちらも現在グリーンベルトになっているのですが、そちらのほうも歩道のほうが明確に区分されておりませんので、その辺りも含めさせていただいて今回、要望箇所ということで案を5か所挙げさせていただいたものでございます。

以上でございます。

○狛守勝義議長 第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員） 今5か所提案というか、要望させていただいたうちの今回は1か所である、一番メインとなる部分であるかなとは思っているのですが、これの内示というか、決定が出たのは何月だったのでしょうか。ここを工事しますよという決定が出た月です。

○狛守勝義議長 安在まちづくり整備課長。

○安在知大まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

こちら4月に要望調査がありまして、その後5月に要望内容を回答させていただいております。6月、7月において県において要望箇所の審査及び路線の絞り込みが行われまして、路線対象が深谷嵐山線の歩道整備にしたいということで8月下旬に県よりこちらのほうに打診がありましたので、要望箇所をそちらに絞り込みさせていただきまして、要望書を8月に提出させていただいております。9月中旬に県土整備事務所の所長が見えまして、事業化の可能性が高いという報告を受けまして、10月に県の補正予算で事業化されたという経緯になっております。

以上でございます。

○狹守勝義議長 第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員） 先ほどの（１）で質問したとおり、住民の方々は本当に、今回12月の21日って年も押し迫った頃に説明会ということで、どうしてこんなに押し迫ってから説明会があったのかなという、その流れが分からなかったものだから、今聞いたら8月の下旬に要望を出し、9月の下旬にはそこが内定しましたよという打診があり、10月の補正予算に入って初めてこの事業が進められるという流れが分かりました。

その時点で10月の補正予算がついて、そこに関わる住民の方々にはある程度早い段階で、例えば11月ぐらいに通知というのかな、12月21日に説明会をやるという通知を出したのはいつだったのでしょうか。

○狹守勝義議長 （２）番にもう入っているんですね。

○10番（畠山美幸議員） （２）番に入っているかな。

○狹守勝義議長 では、2番でいいんですね。

○10番（畠山美幸議員） そうですね。では、1、2で。すみません。

○狹守勝義議長 安在まちづくり整備課長。

○安在知大まちづくり整備課長 それでは、お答えいたします。

町のほうにもその連絡が来ましたのは、11月には12月末頃に住民説明会を実施したいという旨のお話がありました。会場の予約ですとか、そういうのをしてほしいということで連絡がありまして、個別具体的に住民の方へいつ通知が行ったかというのまではちょっと分からないのですが、そういう段階、11月の段階で町のほうに会場準備の話というのがございました。

以上でございます。

○狹守勝義議長 第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員） そういう準備などで開催日は12月21日になってしまったという流れが分かりました。

今までこちらの5か所の要望というのはもう何年前からも出していると思うのです。PTAやっているときに本当に危険な箇所が、私は七小でしたけれども、ありまして、要望を出してもなかなか通らないことが多くていたわけですが、今回もこの5か所については長年要望は出していたと思うのですが、どのぐらいの前ぐらいから要望って出していたのでしょうか。

○狹守勝義議長 安在まちづくり整備課長。

○安在知大まちづくり整備課長 申し訳ございません。その部分につきましては、具体的ないつからかというのはちょっと。申し訳ございません。

○狹守勝義議長 第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員） 教育長はお分かりになりますか。いつぐらいから。今回の5か所という説

明がありましたけれども、県道のところは本当に歩道がなく、県道というか、今回対象になっているところは。先ほど駅前のところとかは、もう歩道があるから幅員拡張はできないという、そういうところは対象外になってしまって、ないところが優先になるというさっき説明があったわけなのですけれども、ここの5か所についてはもう何年も前から要望は出していたのでしょうか。

○狹守勝義議長 下村教育長。

○下村 治教育長 申し訳ございません。私のほうもいつからこれを出していたかということについては承知はしていないところでございます。

○狹守勝義議長 第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員） 今回、学校統合があるので、令和7年度の要望で去年の8月に出されたということでよろしいのでしょうか、教育長。

○狹守勝義議長 下村教育長。

○下村 治教育長 お答え申し上げます。

現在、新しい学校に向けて通学路のことについては検討しているところでございます。特に玉ノ岡、それから志賀のほうから来る子どもたちはどこを通すかということで、職員のほうでも見て回っているところでございます。その中で、ここは子どもたちを通すのは危険ですねというところを、今ちょうどこういった再編の取組をやっていく中で明確になってきたところでございます。私もこのような形で、きちんとした形でこの場所が心配ですという形で挙げたのは、私が着任してからは今回が初めてだと思ってございます。

○狹守勝義議長 第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員） すみません。（2）も入ってしまっていたんですが、（2）に。

○狹守勝義議長 はい、どうぞ。

○10番（畠山美幸議員） 今後測量や各種調査を行うとあるのですが、もうこの中で終わっている事業というのかな、測量とかはもう終わったのでしょうか。

○狹守勝義議長 安在まちづくり整備課長。

○安在知大まちづくり整備課長 それでは、お答えいたします。

こちら県の事業でございますので、具体的な進捗状況というのは把握していないのですけれども、一応スケジュールの中では、まず路線測量をさせてもらうというのが令和8年度からさせていただきたいということで、説明会のときにお話が地権者の方にされているところでございます。

以上でございます。

○狹守勝義議長 第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員） そうしましたら、（3）、（4）、（5）につきましては、行ったり来たりしてしまうと思うので、一括でお願いしたいと思います。

○狹守勝義議長 はい、分かりました。

○10番（畠山美幸議員） まず、今回の歩道整備により店舗敷地の大部分、あるいは店舗そのものが事業用地に含まれるケースも想定されます。地域で長年営業されてきた事業者にとっては、単なる土地の問題だけではなく、生活やなりわいに直結する重大な問題でございます。

そこで伺います。店舗が移転や営業継続困難となる場合、県による補償はどのような内容になるのか、町として把握している範囲でお示してください。

○狹守勝義議長 安在まちづくり整備課長。

○安在知大まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

補償につきましては、全国一律の補償の基準がございますので、そちらの中でそういった営業補償ですとか土地の用地の関係も含めまして、全てその中で算定されたものにおいて県のほうで費用を算出し、地権者の方と交渉されるというふうに考えております。

以上でございます。

○狹守勝義議長 第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員） また、補償額だけではない解決できない問題もあると思うのです。特に高齢というか、60歳過ぎてまだ事業をなさっている方や代替地確保が困難なケースについて、町としてどのような相談支援や伴走支援を行っていく考えがあるのかお伺いしたいと思います。

○狹守勝義議長 安在まちづくり整備課長。

○安在知大まちづくり整備課長 それでは、お答えいたします。

金銭補償や移転先のあっせんは事業主体である県が責務でございますが、移転に伴い福祉的支援が必要となる町民の方に対しましては、既存の高齢者福祉や福祉相談の枠組みの中で適切に対応してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○狹守勝義議長 第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員） やはり地域店舗が失われることに、単に個人の問題ではなく、地域コミュニティや利便性の低下にもつながります。町としてその影響をどのように認識しているかお伺いします。

○狹守勝義議長 安在まちづくり整備課長。

○安在知大まちづくり整備課長 それでは、お答えします。

個別の用地買収に伴う生活再建は県と地権者との協議に基づくものでございますが、移転後も地域コミュニティが維持されるよう、自治会等からの地域の課題に関するご相談には真摯に対応してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○狹守勝義議長 第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員） それで、今、たまたまですけれども、駅西口のほうでしばらく事業をなさ

っていた土地が大きく空いていると思うのですが、名前言っているのかな、JAの跡地とか。やはりここは一つの路線上、69号線、あそこは69号線でいいのかな、あの県道のところはやはりコミュニティ、さっきもコミュニティってお話ししましたがけれども、一緒に移転できるぐらいのスペースがあるかどうか、私にはちょっと何平米あるのか分からないのですけれども、割と大きな敷地があるのかなって思うと、ああいうところを町で押さえて何とかあっせんにつなげるというような考え方というのはないのでしょうか。

○狹守勝義議長 安在まちづくり整備課長。

○安在知大まちづくり整備課長 申し訳ございません。代替地につきましては、今後進めていく中での話ですので、今現在、町で答える内容はございません。

以上でございます。

○狹守勝義議長 第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員） 今回、様々事業をやっていく中で、やはり移転となるとスムーズに、今までも西口の整備も本当に10年以上かかっているような状況でございますし、今回も滑川町も絡んでいたとか、やはり難しい事業だなと思うところなのです。先ほども質問のときに言いましたが、住民の方はやはり子どもたちのためには動いてあげたいという気持ちはあっても、やはり移転先がコミュニティのあるあの近辺でないと難しいのかなというところがあると思うのです。そういう中で、もしもこの話が11年までに進まなかった場合は通学路はどのように考えるのか。これは教育委員会に聞くのか、まちづくりに聞くのか、答弁お願いしたいと思います。

○狹守勝義議長 下村教育長。

○下村 治教育長 お答え申し上げます。

現在、まだ新校においての通学路は明確にこの道路だということで全て決めているわけではございません。現在は、このところを通るのが妥当であろうというところの道路を確認をして、候補地として決めているところでございます。先ほどの歩道整備の道路につきましては、当然そこを通る子どもたちの数は増えることが想定されますので、歩道ができれば利便性や安全性は格段に高まると思いますが、もしそこが工事が開校までにできなかったとしても、既に現在もあの付近を通って通っている子どももおりますので、他のルートを考えて、その中でも最も危険性の少ないところを通学路として指定をして、指定は最終的には学校と保護者にはなりますけれども、そういったところを通学路として定めてまいりたいと思っております。

○狹守勝義議長 第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員） そうですね。だから、一応代替案というか、通学路の代替案も考えておかないとちょっと、今8年ですから、8年でさっき調査をするという、測量や調査、各種調査ということですから、9年、10年、11年、3年しかない中で、やはり今住んでいらっしゃる方々を次の場所に促す、場合によっては促す人もいればその場所にとどまる方もいると思うのですけれども、

私が見ている限り、駐車場が自分のお宅の前に今3台だか2台だか止められるのに、幅員3.5メートル取られることによって車がやっと1台入るのかなというようなお宅もあつたりとかすることを見ると、なかなか移転が厳しいのかなということがうかがえます。

最後に、町長にお伺いしたいと思います。本事業は県事業ではありますが、影響を受けるのは嵐山町民であり、滑川の町民でもあるのですが、住民から最初に声が届くのは町だと思うのです、窓口は。町長は、本件について、今後どのような役割を果たし住民と県との橋渡しを行っていくお考えがあるかお伺いしたいと思います。

○狛守勝義議長 中嶋副町長。

○中嶋秀雄副町長 町長へのお尋ねでございますが、私のほうからお答えをさせていただきます。

この件につきましては、今畠山議員から少々ご質問いただきました。これは、地元の皆さん方の気持ち、不安感、そういったものを本当に畠山議員が代弁していただいてご質問いただいているというふうに承知をいたしております。私も実は菅谷の6区に住んでおりまして、非常にこの歩道の設置の部分の県道、近いところに住んでおります。そういったことから、私のところへも直接この件に関してどこになるのだろうねというようなご心配の声もお聞きします。

そこでお答えをさせていただきますのは、今の経緯も申し上げましたが、町としては、この歩道整備というのはこの場所に限らず、必要な箇所については県のほうにご相談をさせて要望させていただいていると。そして、今回については、この県道について県のほうでも一番県としても重要だという形でご決定をいただいたということだと思います。そして、やはり皆様方から一番のご心配というのは、急な説明であったと。これがいわゆる通学路として、もう強制的にそういったものが進められるのではないかなというようなご心配だというふうにも感じております。そこで、再三安在課長のほうからも説明をさせていただきましたが、県道の整備とはいえ、地元の皆様方のそういったご心配、そういったことを一番受け止められるのは町であろうと思いますし、また一番相談しやすいのも町であろうということも十分承知いたしております。そういった中で、まだ今測量設計というところに入っていくという段階で、先ほど進捗状況についても定かではないということでお答えをさせていただきました。こういった調査が行われて具体的なその動線等が決まってくる中で、また個々の皆様方のご事情もいわゆる検討させていただきながら、個別のご要望であるとかご心配に回答をさせていただいて、その全てが一応ご納得いただけるという形になってこの事業は進むものというふうに考えておりますので、どうか、今後さらに具体的なお話が出てくると思いますので、個々の事情に合わせて町のほうも十分真摯に対応させていただきますし、県に確認すべきことは直接県にお尋ねいただいても結構ですし、町にお尋ねいただいて、町から県に確認した上でまた回答をさせていただくというような、様々なパターンで住民の皆様方に寄り添った形でこの事業進捗を進めてまいりたいというふうに考えております。皆様方のご心配というのも、非常にあそこには店舗もございますし、やはり議員からご質問いただいたような内容、町も承知しておりますので、

丁寧な町としても対応してまいりたいというふうに思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○狹守勝義議長 第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員） ぜひよろしくお願いいたしますと思います。

それでは、次の2番の大項目に移りたいと思います。

○狹守勝義議長 はい、どうぞ。

○10番（畠山美幸議員） 使用済み園芸用等の土の回収についてでございます。近年、家庭で園芸を楽しむ方が増える一方で、使用済み園芸用土の処分に困るという声が多く聞かれます。本町においても、ごみ収集の対象外であることから、住民の不便が生じていると認識しております。東京都の昭島市では、民間と連携し、家庭から出る使用済み園芸用土の無料回収とリサイクルを実施しており、住民サービスの向上と循環型社会の推進を両立した好事例となっています。

そこで、本町における対応について質問いたします。お願いします。

○狹守勝義議長 それでは、答弁を求めます。

岡野環境課長。

○岡野富春環境課長 それでは、質問事項2についてお答えをいたします。

県内では、鶴ヶ島市と吉川市にある民間事業者のホームセンター店舗にて、実証試験で鶴ヶ島の店舗は3月の7日から11月の30日まで、吉川市の店舗で2月21日から6月30日までの間において園芸用土の回収をしていることは確認しております。2店舗とも期間があることから、回収量や課題を実証している段階であります。議員ご指摘のとおり、小川地区衛生組合でも土は搬入禁止物であり、専門業者に回収してもらうよう指導をしております。園芸用土の回収には、回収だけではなく、水平リサイクルするための方法など調査研究する必要があるため、また実証中の2市及び民間事業者への聞き取り調査や協議をすることが必要であるため、今後調査研究をしてまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○狹守勝義議長 第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員） 今回のこの質問は、町民の方から要望がございまして、その方のご自宅のお庭を見ると鉢植えがいっぱいあるのです。それで、畠山さん、こうやってよその市ではこういうことが始まっているよというお示しがあったものですから、私今回質問させていただいたわけなのですが、緑に囲まれている嵐山町において、ああ、こういうこともあるのだなということで、私も少しはやっているのですけれども、自分の庭に土買ってきて花植えても、自分の庭にポイって捨てるだけで何にもしていない状況だったのですが、たくさんやっていらっしゃる方はやはり、ああ、そういうことかと思ひまして今回質問させていただいたわけですが。昨日、民間事業者であるホームセンター鶴ヶ島店に行って確認してまいりました。そうしましたところ、必ずそのメンバーズカードというのかな、アプリを必ずつくって、それでそれをこちらのいつも利用している者ですよと

いうのをレジに確認させて、そうすると土をでは捨てていいですということで、用土を捨てる場所がちゃんと袋が、大きな、よくごみなんかまとめて捨てる不織布みたいな袋が置いてあって、そこにふるいもちゃんとお店のほうで用意してあって、ちゃんと余分な根だとかごみなどが、それは持ち帰ってください、ふるったその土だけをそこに捨てて、それを焼却という、熱を加えてまた再利用するというサステナブルな事業を行っているという業者さんだったのです。そのお店は嵐山町、本町にもありますし、滑川町にもありますし、小川町にもありますし、だからこの地域でも、鶴ヶ島店はもうすごい広大な、見たこともないぐらいのお店なのですが、嵐山町とか小川町は本当に小規模ですけれども、だからこの比企管内でどこかまとめてやっていただけないか。嵐山でやっていただけるのが一番いいのですけれども、比企管内で何とかまとまって、川島町が割とこの辺だと大きなお店なのかなと思うのですが、広域でぜひ本社と相対でお願いしてみたらいかがかなと思うのですけれども、いかがなのでしょう。

○狛守勝義議長 岡野環境課長。

○岡野富春環境課長 お答えいたします。

私のほうでも町内のホームセンターのほうに確認をしました。ただ、くみまちプロジェクトとかっていうのですけれども、地域を巻き込んで事業を行うというような、その町内の店舗の方はよくご存じなかったみたいで、あまり話ができなかったのですけれども、先ほど議員さんおっしゃったように、本部というか、そのプロジェクトを担当している部署のほうにまだ確認ができていませんので、昭島市の方にも、職員さんにも聞いたので、またちょっと詳しい話を聞いて、先ほど言ったようなことも含めて、嵐山でできれば一番いいと思いますので、その辺からまずお話を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○狛守勝義議長 第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員） 現在は、この土についてどこか処分できる場所というのは設定してあるのですか。

○狛守勝義議長 岡野環境課長。

○岡野富春環境課長 お答えします。

このホームセンターがやっているようなリサイクルしてというのはなくて、産業廃棄物というか、そういう形での処分しか今のところはないです。小川地区の衛生組合のほうにもちょっと確認したのですけれども、なかなかそういったリサイクルできるようなところは、探してはいるけれども、今現在見つかっていないということでした。

以上でございます。

○狛守勝義議長 第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員） では、なおのことこれを進めていただければありがたいかなと思いますの

で、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でこれは終わります。

○狹守勝義議長 はい。

○10番（畠山美幸議員） 大項目3に移ります。嵐山郷の周辺の桜の木の伐採についてでございます。

嵐山郷周辺の桜並木について伺ひます。当地域には美しい桜並木が形成されておりますが、近年、クビアカツヤカミキリによる被害が拡大し、相当数の樹木が枯損している状況にあります。特に枯損木や内部が空洞化した樹木については枝折れや倒木の危険性が高く、車両通行や散歩をされた方々に被害が及ぶ可能性があり、事故発生の懸念が現実的な課題となっております。嵐山郷の敷地内については県の管理施設であることから、県において対応がなされるものと認識しておりますが、一方では道路上あるいは道路に張り出している樹木については管理責任の所在を明確にする必要があると考えます。そこでお伺ひします。

（1）、嵐山郷周辺の桜並木における県管理区域と道路管理者（町道）との管理責任の区分についてどのように整理されていらっしゃいますか。

（2）、クビアカツヤカミキリによる被害状況の把握と倒木・落枝の危険性がある樹木の調査はどの程度進んでいるのか。

（3）、事故防止の観点から、緊急的な剪定や伐採を含めた安全対策についてどのような方針で取り組んでいくのかお伺ひします。

（4）、県と町の連携の下、道路利用者の安全確保に向けた一体的な対応をどのように進めていくのか。事故が発生してからでは遅く、未然防止の観点から、優先順位をつけた計画的な伐採・更新を強く求めるところでございますが、求めるって書いてしまった。お伺ひしたいと思ひます。

○狹守勝義議長 それでは、小項目（1）、（2）、（3）、（4）について。

中村企業支援課長。

○中村 寧企業支援課長 それでは、質問事項3の（1）につきましてお答えいたします。

ご質問の箇所周辺で桜が植栽されている箇所には県道はないと認識しております。嵐山郷の敷地内の桜につきましては、埼玉県土地でございますので、県で管理しているものと思われまゝ。嵐山郷外周の東側、西側、北側の町道敷に植栽されている桜につきましては企業支援課で管理しており、町道管理につきましてはまちづくり整備課で管理しております。

続きまして、（2）、（3）、（4）につきましては関連がございますので、併せてお答えいたします。クビアカツヤカミキリの被害状況でございますが、嵐山郷敷地内の桜につきましてはかなりの本数の桜が被害に遭っているようにうかがえます。町道敷の桜につきましては、企業支援課職員が現地確認をしております、クビアカツヤカミキリの被害というよりは老木による立ち枯れが目立っております。令和8年3月には、地元区長から嵐山郷西側の桜の不良木を優先して伐採してほしいとの相談がありました。改めまして現地を確認したところ、23本の桜のうち要伐採が17本ご

ざいました。伐採に当たりましては予算措置が伴いますが、要伐採の17本のうち5本程度は完全に立ち枯れており、倒木等の危険性が高いため、町職員直営で早期に伐採したいと考えております。議員ご心配のとおり、立ち枯れや枯れ枝による倒木、落枝の危険箇所が多くなっておりますが、今のところ県と連携については考えておりません。町といたしましては、道路利用者の安全確保の観点から、まちづくり整備課と企業支援課で連携して監視を強化してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○狹守勝義議長 第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員） これもやはり古里に住んでいる町民の方からの心配で私のほうにお話がありまして、「畠山さん、嵐山郷のあの桜の木見たか」って言われて、えっ、行っていませんって言ったら「見てきたほうがいいよ」って言われて、行ってきました。そうしましたところ、嵐山郷内は県の施設ですので、自分たちのところで危ないところは何か、ビニールリボンというのかな、あれで色分けして、色分けって1色、何色だったかな、ひもがくくってありまして、その私に言ってきた方は嵐山郷のほうに犬の散歩に行かれる方らしくて、あれいつ頭に落っこってきても、そういう状況だよと言われまして、見てきたら、もう嵐山町も、今企業支援課の課長がおっしゃったとおり、まちづくりの分と企業支援課の分で多分色分けしているのかな、何かピンクだかブルーだか、ブルーはなかったかな、3色とにかく県と町とで、町は2色で区別してリボンがしてありました。いつだったっけな、嵐山、婦人会館の草原広場で桜の木の枝が車のボンネットだかに落っこって専決処分があったという事例がございましたよね。もう大分前ですけれども。そういうことをすぐ、また専決処分になったら大変だと思ひまして、早速やっていただきたいなと思ったのですが、区長にもお会いしたら、僕が町に要望してあるよと、しかしながら9月の補正予算で入れるから、9月の補正予算通ってからになるという話だったのです。それで、私もこれ一般質問6月ですから、6月の補正には入るあれもないのですが、ではなるべく早くお話ししてやっていただくって言ったら、課長のほうからの今の答弁で企業支援課直営で伐採するところもあるというお話でしたけれども、どのくらいのあれをやるのでしょうか、箇所を。

○狹守勝義議長 中村企業支援課長。

○中村 寧企業支援課長 お答えいたします。

地元要望につきましては議員がおっしゃるとおりでして、その後、3月に改めて、区長の引継ぎの中で、全区長さんがお見えになって相談したわけなのですけれども、やはりちょっとその予算措置の関係で、そのようなお答えはしております。ただ、私もそれで担当課と改めて外周を回しまして、やはり特に西側を優先してほしいということで、そこには約ですが、23本の桜がありました。ちょっと業者と伐採の見積りを出していく中で立ち会ったところ、17本は全部枯れていなくても将来的に伐採したほうがいいではないかということでした。そのうちの6本は完全に立ち枯れているような状態でお見積りをいただきました。ただ、先週も台風6号がございまして、今台風の時期と

いっても9月を待ったり、そういう気象条件ではないので、私もちょっと担当、企業支援課としても心配になりまして見に行きまして、6号については若干の落枝で済みました。そんなことで、実は先週の5日、職員でこの6本のうちの4本を伐採しました。チェーンソーを持って伐採です。1本につきましては枝を落としました。あとにつきましては、太さにつきましては職員がやろうと思えばできるのですが、電線ですとか、あとは伐倒したときに嵐山郷のフェンス、それに直撃する可能性があったので、まだ木は半分生きているような状態なので、そこはやっぱり業者に頼もうということで判断しまして、緊急対応でさせていただきました。また、畠山議員が色分けのテープが貼ってあるということでおっしゃいましたが、恐らく畠山議員が想像しているよりも県の桜は多いです。テープがしてあるものは全て県のものです。西側につきまして若干ピンクの伐採のテープを町で貼りましたが、それ以前にあるものはもう大多数、全てです。全てが県の管理です。

以上になっております。

○狛守勝義議長　しばらくまだ再質問がありますか。

○10番（畠山美幸議員）　10分ぐらいで終わると思うのだけれどもな。12時回ってしまうけれども。

10分ぐらいまでには終わると思う。やってしまってくださいよ。10分で終わりますから。12時。

○狛守勝義議長　はい、分かりました。

では、第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員）　今の話だと県の木が大分多いということですが、県のほうにはちゃんと、県のほうで分かってリボンをしているのだけれども、いつぐらいにあればやる予定なのでしょうか。確認できていますか。

○狛守勝義議長　中村企業支援課長。

○中村　寧企業支援課長　管理につきまして、外周が町道でございますので、管理となると企業支援課で管理している桜以外は道路管理者になるわけなのですが、いつ頃やるとかというのはちょっと町のほうでは把握していない状況でございます。ただ、何かしら手は打つということは感じておりますので、安心してはおります。

以上です。

○狛守勝義議長　第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員）　町民からしてみれば町のものなのか、県のものなのかというのが分からなくて町に苦情が来ると思うので、その辺早急に県にも要望して、どんどん処分してほしいということとは言ったほうがいいかなと思っております。

先ほど県のほうの施設のほうはカミキリのほうのものが多たって言ったのだけれども、嵐山町のほうは割と枯木になっているというご答弁でした。私も直近の事件は何があったかなと思って調べたのですが、まず2026年の3月7日に世田谷区にある砧公園、有名な公園ですけれども、高さ10メートル以上のソメイヨシノが倒れ、70代の女性が一時下敷きになりけがをしたという事件が直近で

はあって、8日には同じ公園でヒマラヤスギが倒れ、車に接触。2日続けて木が倒れたということで、たまたま私5月のゴールデンウィークの頃、ゴールデンウィーク明けなのですけれども、ちょっと用事があってそっちのほうへ行って、帰り砦公園の脇を通ったら重々しい、よく事件があるときに黄色いテープがあるではないですか、あれでもうここは入ってはいけませんっていつて巻かれていた状況を確認して、ああ、あの倒木のせいでこうなっているのだというのを確認したところなのですが、あとは2025年の9月には駒沢オリンピック公園で桜の木が倒れて女性がけがをする事故が発生しているとか、とにかく桜の木が、では桜の木はどのくらいもつのかなと思って調べたら、60年から80年くらいの寿命なのだそうです。ということは、やはりあそこの嵐山町の、今枯木になっていると答弁でしたけれども、やっぱり60年から80年はたっている木がほとんどになっているのでしょうか。

○狛守勝義議長 中村企業支援課長。

○中村 寧企業支援課長 答えいたします。

古里地区でございます。嵐山郷周辺。実はその桜を植えたのが記録ですと55年です。かつて日本さくらの会と宝くじ助成金、そちらのほうで古里地区を千本桜ということで、昭和55年にその苗を寄附していただいて古里地区に植えたというのが始まりですので、55年からですともう相当な月日がたっております。その碑が、古里の獅子舞を奉納する兵執神社の入り口のほうに碑が立っておりまして、千本桜が神社の敷地ですとか個人の敷地あるいは町道、今現在企業支援課で管理している嵐山郷周辺ですとか、そういったことに当てておりまして、それほど嵐山郷さんのように施肥をしたり、恥ずかしい話なのですけれども、管理が行き届いていない状態でございましたので、太さも嵐山郷さんに比べて半分の細さです。ですので、クビアカツヤカミキリのほうも嵐山郷さんのほうに行って、あまり元気のよくない外周のほうは、若干は被害は見られますのですが、被害はないと思いますので、いずれにしてもいきなり倒れるというのは全部枯れているものを放置した場合、順番的には枝から枯れますので、枝からやられると2年ほどで枯れますので、まずまちづくり整備課等とよくパトロールして、枝が枯れていたらもう枝から伐採して、最終的にはもう根元からということと考えております。

以上です。

○狛守勝義議長 第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員） 私も、危険な木の幹の特徴というのが何かあるらしくて、ただクビアカツヤカミキリだけでなく、キノコが生えているとか、傾いているとか、ウロがあるとか、そういうあれがあるのですけれども、農政課の課長は何かそういう見分け方というのですか、ご存じでしょうか。

○狛守勝義議長 安藤農政課長。

○安藤浩敬農政課長 答えさせていただきます。

農政課ですと一般的にナラ枯れが有名でして、カシノナガキクイムシで被害があるという形になります。桜の木のクビアカツヤカミキリとちょっと違いますが、大きくは大体同じかなと思っています。まず、木が枯れるときは、ふだん根から水を吸って、水を吸い上げますので、どうしても重力に逆らいますので、大体上から枯れてきますので、上から枯れてきている、上にもう枯れがあるなどと思ったら弱っている形かなと思います。幹ですと、カシナガですと潜入をしますので、小さな本当に穴が開いてあるとか、そこから木くずが、フラスというのですが、木くずが出ているものというのは侵入されたという形で、ナラ枯れですと侵入されたらもうその年に枯れてしまいますので、枯れ始めたら5年ぐらいで切らないと倒木があるというような形です。逆に健康な木ですと、幹ですと、ナラ枯れですとよく樹液が出ています。幹から樹液が出ているのは、カシナガが潜入したときに樹液で逆に溺れさせるみたいなイメージで、樹液が出ている木というのはカシナガに勝ったようなイメージです。ですから、樹液が出ている木は切ってはいけないという形になりますので、樹液が出ていなくて木くずが出ている、穴が開いている幹というのはまずある程度ナラ枯れの危険性があると思います。あとは、シイタケ、キノコ類が生えているということは水分がないということです。ですので、これはもう完全に立ち枯れということです。もうキノコが生えたらすぐ切りましょうと、逆に言えばそのように言われているぐらいでございます。

以上でございます。

○狹守勝義議長 第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員） 直近で入手したあれなのですけれども、埼玉県ではクビアカツヤカミキリの何か予算を通すということで、市町村管理施設での対策費や住民による防除への補助に約5億9,500万円を計上という。これから県議会が15日から開会されるようなのですが。これを待たずして、川島町や越生町ではやっぱり被害が大きいということで、1匹捕まえると100円だとか、10匹捕まえると商品券500円分だとか、何かそういうことを始めているようなのですが、嵐山町では今後そのようなお考えはあるのでしょうか。誰に聞けばいい。

○狹守勝義議長 岡野環境課長。

○岡野富春環境課長 お答えいたします。

現在、町のほうで行っているのは、葉というか、それを樹皮のほうに塗ってというのをやっているのですけれども、先ほど畠山議員さんお話しの駆除したら幾らとかというのを川島町さんとか東松山市さんやっていますので、その辺についてはまだ具体的にどうこうという話ではないですけれども、そういった目に見える形での駆除というのも必要になるかなと思いますので、その辺はまた検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○狹守勝義議長 第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員） 時間延長させてすみません。

終わります。

○狹守勝義議長 ご苦労さまでした。

ここで暫時休憩いたします。再開は午後 1 時 30 分です。

休 憩 午後 零時 0 8 分

再 開 午後 1 時 3 0 分

○狹守勝義議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 渋谷 登美子 議員

○狹守勝義議長 本日最後の一般質問は、受付番号 3 番、議席番号 12 番、渋谷登美子議員。

初めに、質問事項 1、独立行政法人「男女共同参画機構」との今後の関わりについてです。どうぞ。

○12 番（渋谷登美子議員） それでは、通告書に従って一般質問していきます。

1 番目ですけれども、独立行政法人男女共同参画機構、これ略称でいくと J G E P A というふう
に、やっと読めるようになるのです。J G E P A との今後の関わりについてです。

（1）、嵐山町から独立行政法人男女共同参画機構に職員を派遣し、相互の関係性を良好にした
いという意向は評価できると考えています。2 か月が経過しましたが、その後の民間企業の跡地利
用についての進捗を伺います。

（2）として、男女共同参画について、J G E P A の取組についての方針は、令和 6 年 7 月 30 日
の「新法人は所在地である嵐山町と共同で、地域で男女共同参画を担う人材育成のための実証事業
に取り組むなど、男女共同参画の中核的組織に相応しい先進的な取組を行い」となっているが、先
進的な取組について、具体的な内容について伺います。

（3）として、2024 年からの新女性支援法について、嵐山町はどのような展開を考えているか伺
います。

○狹守勝義議長 それでは、小項目（1）、（2）、（3）について、青木地域支援課長。

○青木正志地域支援課長 それでは、質問項目 1 の（1）につきましてお答えいたします。

令和 8 年第 1 回定例会でお答えした以降、進捗はないと聞いております。

続きまして、（2）につきましてお答えいたします。

男女共同参画機構に職員を派遣することで、人事交流を図り、同機構と強固な基盤づくりを図っ
てまいります。先進的な取組につきましては、まず同機構と連携を図り、男女共同参画の推進につ
いてより効果的な連携事業を検討していきたいと考えております。

続きまして、（3）につきましてお答えいたします。

新女性支援法、いわゆる困難な問題を抱える女性への支援に関する法律施行以前より、各課にお

いて個別相談支援あるいは状況に応じて各課が連携した支援を実施しており、今後も引き続き個々の状況に応じた支援を実施してまいります。国による基本的な方針では、市町村は基本方針を作成するよう努めるものとあり、県の計画における市町村計画の策定目標では、令和8年度末までに県内全市町村で計画を策定するとしています。今後の展開といたしましては、町では単独での女性支援計画の策定ではなく、男女共同参画プランの改定時期でもありますので、併せて検討してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○狹守勝義議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 第1項目の答弁に関してですけれども、これは私5月の20日に内閣府の男女共同参画局と、それから文科省の方とちょっとお話しをする機会がありまして話してきたのですけれども、このことに関しては、跡地利用に関してはもう国から埼玉県にサウンディングも全て移転していて、だから内閣府、国ではなくて埼玉県の問題になっているので埼玉県に聞いてくださいというお話でしたのですけれども、それはどこで進展がないというふうにお伺いになったのか伺いたいと思います。

○狹守勝義議長 青木地域支援課長。

○青木正志地域支援課長 それでは、お答えいたします。

県の管財課が担当していると聞いております。

以上です。

○狹守勝義議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 県の管財課にも3月の末に行ってきたのですけれども、これは管財課は知らない、だから国がやっていることだという形で、お互いに知らんぷりをしている状況で、サウンディングをして民間企業がやるということになってくると具体的にははっきりしたことが決まるまでは公表できないのだろうなというふうな感じでおりますが、その点についてはどうやって、公表がされるまで嵐山町には何も報告みたいなものはないか、その点について、そして嵐山町からこうしてほしいというふうな形の要望みたいなことはできないのか伺いたいと思います。埼玉県に対してです。

○狹守勝義議長 青木地域支援課長。

○青木正志地域支援課長 私も4月に異動になりまして、4月と5月に県のほうの前の担当から聞いた連絡先に連絡をさせていただきまして伺ったところ、進捗は今のところございませんと。担当が別に私のところではありませんというお話はなかったのですが、進捗がございませんと、もし何かありましたら連絡をいただきたいということでお話をさせていただきまして、その後特に連絡ございませんので、進展はないと思っております。また、町からこうしてほしいというのは特に今のところ考えておりません。

以上です。

○狹守勝義議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 以前、最初の段階ですよ、食堂は講堂にすると、そして3階は皆さんのほうに、嵐山町にもオープンに使えるようにするというお話だったのですけれども、今回の国の予算というか見えていますと全く研修、本館を向こうに、研修棟のほうに移さないと工事ができないのですけれども、その予定は全くないようなので、今年度は取りあえずそういったことはなくてあのままでいくというふうな形で私は見ているのですけれども、その点についてもそのように考えてよいと思われませんか。

○狹守勝義議長 青木地域支援課長。

○青木正志地域支援課長 お答えいたします。

私も国のほうの対応は以前と変わっていないというふうに今のところ考えております。

以上です。

○狹守勝義議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） では、次に行きます。

○狹守勝義議長 はい、どうぞ。

○12番（渋谷登美子議員） 先進的な取組ということで人事交流ができてとてもよかったなと思うのですけれども、そのことで例えば、今はJ G E P Aなのですけれども、音楽室と、それから調理室と、それともう一つ美術室があるのですけれども、そこは全く使われていないところなのですが、そこに関して言えば私はJ G E P Aとの交渉で少しは嵐山町とか皆さんに開放してもらえるような交渉ができないのかなって思っているのですが、全く工事に入らないので、そういった形のことは考えられないでしょうか。

○狹守勝義議長 青木地域支援課長。

○青木正志地域支援課長 お答えいたします。

各施設につきましては、まだJ G E P Aのほうとお話はしていませんので、施設を今後どうするかというのはまた今後の検討課題だと思っております。

以上です。

○狹守勝義議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） では、3番目に行きます。

○狹守勝義議長 はい、どうぞ。

新女性支援法のことなのですが、私J G E P Aの人たちとか周りの人と話していて、嵐山町の特徴というのがあるなと思っていて、それは直接女性には関わらないかもしれないのですけれども、今の子ども達の貧困状態を見ていると、就学支援の状況を見ていると大体、去年の段階で5人に1人が就学援助をもらっているという形で、これは私は嵐山町の特徴なのだなと思うのです。一般

的に6人に1人なので。だから、それはどういうふうなことかという、今の状況で見ているとシングルマザーの方が多いのかなという。100人ぐらいのあれですけども。シングルマザーの方が多くて、それで結局、今男性1人分の賃金を女性が得ようとする1年と4か月27日かかるのだそうです。だから、4か月27日分余分に女性が働かないと男性と対等の賃金にならないというふうなことがあって、新女性支援法というのはその意味でどういうふうに関わっていくかという、女性の賃金を上げていくような形のものが一つあって、そのほかにいろいろな困っている女性がいますけれども、離婚している女性とか、離婚したくてもできない女性とか、そういったことに対して考えていかなくてはいけないと思っているのですが、その辺についても今度の令和8年度末の県内の全市町村で計画を策定していく、その男女共同参画基本計画の中でやっていくということもとても大切だと思うのですが、その点について私は賃金格差というのは結構大きい問題であると思いますので、その点どのように解決するか。そして、今の館長さんという、JGEPAの理事長になる方は派遣労働とか、そういったことを研究していらっしゃる方なのです。だから、そういうふうな意味で、嵐山町はうまく、急には女性の賃金を上げるとか、そういうことはできないけれども、そういったことに対しての取組はできるのかなと思うのですけれども、そういったことはいかがでしょうか。

○狹守勝義議長 青木地域支援課長。

○青木正志地域支援課長 それでは、お答えいたします。

答弁でもお答えさせてもらったのですが、この法律によって何を特別するというのはなくて、以前より各課で執行している業務等で今後のことも考えていきたいと考えております。

以上です。

○狹守勝義議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） これは毎回毎回、9月もやっていく質問だと思っていただければと思いますので、次に行きます。

○狹守勝義議長 はい、どうぞ。

○12番（渋谷登美子議員） 2番目で、健康寿命の延伸とたばこ税収に係る財政リスクについてです。

「厚生労働省の喫煙と健康 喫煙の健康影響に関する検討会報告書」によると、医療経済研究機構の試算では損失の総額は4.3兆円に上り、たばこ産業のその総額は2.8兆円にとどまり、全体では財政的にも負の影響が上回ると示唆されています。そこで伺います。

（1）として、嵐山町において住民健診の結果から生活習慣病の発生状況や喫煙率の推移などをどのように分析しているか。特に、働き盛り世代や高齢者の健康寿命にたばこが与えている影響についての把握を伺います。

（2）として、たばこ税収と医療、福祉コストについてどのように町民に知らせているか伺います。

(3)として、健康増進法の改正により、自治体に受動喫煙から住民を守る義務があります。喫煙者本人の影響と受動喫煙の影響について、喫煙者、子ども、妊産婦への影響についての啓発、教育をどのように行っているか伺います。

○狹守勝義議長 順次答弁を求めます。

初めに、小項目(1)、(3)について答弁を求めます。

菅原健康いきいき課長。

○菅原広子健康いきいき課長 質問事項2の(1)につきましてお答えいたします。

健診結果の数値によって個別に面談や生活習慣病予防教室の案内をしておりますが、健診受診者のうち喫煙者に限っての分析は行っておりません。しかしながら、喫煙が健康に与える影響は大きく、また受動喫煙の危険性等を踏まえると喫煙習慣は個人の嗜好にとどまらない健康問題となっていることから、生活習慣病を予防する上でたばこ対策は重要な課題であると認識しております。

続きまして、(3)につきましてお答えいたします。

嵐山町健康増進計画に記載してございますように、喫煙が健康に及ぼす影響について周知するとともに、禁煙支援を推進することが必要と考えます。具体的な方法としては、毎年の禁煙週間に合わせて広報に記事掲載、庁舎内健康増進センターへのポスター掲示を行っております。また、特定健診後の保健指導においては、喫煙者を対象に喫煙が健康に及ぼす影響についてお伝えしております。さらに、妊産婦への対応としては、妊娠届時や妊娠中の面談時に喫煙に関する質問や受動喫煙等についてお話をしております。今後とも機会を通じて啓発を継続していく考えでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○狹守勝義議長 次に、小項目(2)について、馬橋総務課長。

○馬橋 透総務課長 それでは、私から(2)につきましてお答えいたします。

現在、たばこ税収と喫煙に関連した医療、福祉コストについて町民への周知は行っておりません。町の税収の内訳は公表しておりますが、たばこを原因とする医療費等については、分析が困難なため公表は難しいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○狹守勝義議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番(渋谷登美子議員) 喫煙について駅前新しい横幕を張っていただけていて、いつ張られたのか分からないのですけれども、ここは禁煙区域ですという新しいのが張ってあって、それはいいなと思ったのですけれども、ご存じないですか。

それで、私が思うのは、禁煙区域だけではなくて、必要なのは喫煙が健康に及ぼす害についてもっといろんな方に周知するべきであって、広報課でもそれは必要であると考えております。喫煙に関していきますと、健康被害に関してというか、状況を見ますと、1995年ぐらいは60%だったのですけれども、喫煙率が、今は男性が24.5%、そして女性が6.5%で、全体では14.8%。これが2024年

のがん統計の中の結果なのです。それで考えてみますと、小学生、中学生はどうか分からないのですけれども、中学生や高校生に関して喫煙に関しての授業をちゃんとしっかりやっていかなくてはいけないということと、それから妊娠している方に関して、妊娠している方は、女性が全体の6.5%が喫煙しているということなので、70人として6.5%だと4人から5人の方が喫煙しているという形になるのですが、これは非常に妊娠している女性の方が喫煙するということは子どもにとってあまり、あまりというか、早産になったり、それから奇形が出たりいろいろしてくるのですけれども、その点についてどのようにしているのか。特に学校ではどのような健康に対しての問題点を教えているのか。保健授業でやっていると思うのですけれども、その点についてもっと明確にしたほうがいいなと思っているのです。特に税収を上げたほうがいい、たばこ税の税収を上げるとか、そういうような形の視点が出てきたりしていますので、嵐山町で駅に喫煙所をつくるとか、そういうのはもう絶対問題外な話だなと思っていますので、ですからそのところはしっかり訴えていかなくてはいけないと思いますので、その点について伺いたいと思います。

○狹守勝義議長 下村教育長。

○下村 治教育長 では、学校教育についてお答え申し上げます。

中学生の保健体育の授業の中で喫煙の指導、喫煙が健康上よくないという授業は当然行っているところでございます。あわせて、各学校では薬物乱用防止教室も行っておりますので、そういった中でもたばこの害ということは教えるとともに、やっぱりそういったものがいろんな薬物の入口になるということも踏まえて健康の害について指導は行っているところでございます。

以上でございます。

○狹守勝義議長 菅原健康いきいき課長。

○菅原広子健康いきいき課長 お答えいたします。

妊産婦につきましては、先ほど渋谷議員もおっしゃったとおり、統計まで出していないのですけれども、妊娠届が大体70人ぐらいいるうち5人ぐらいが喫煙しているという状況です。でも、これは正直に答えてくださる妊婦さんなので、実際のところはもう少し多いかなというふうに保健師のほうは言っています。それに若い20代の妊娠中の方が結構喫煙が多いというふうに保健師のほうから聞いておりますので、訪問とか面談とかを通して機会があるごとに喫煙についてお話しさせていただいているところでございます。

以上です。

○狹守勝義議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） すみません、ちょっと戻ったりするかもしれないのですが、全体でやったほうがいいね。全体でやるとして、受動喫煙に関してはどのような形で指導されているか。特に妊産婦に関しては周りのパートナーとか職場での受動喫煙というのが大きいと思うのです。学校でも受動喫煙に関してはどのように指導されているのか伺いたいと思います。

受動喫煙に関して言いますと、これは日本の喫煙による年間死亡者推計というのが12万から13万人なのです。受動喫煙による年間死亡者数というのが6,800人というふうな形で、たばこは全身の害であるという本があるのです。これ2015年の出版なのですけれども。そうすると、実際に亡くなっているわけですから、それに関わる、健康に関わる税というのかな、医療費というのはすごくかかってきていると思うのです。そのところがうまく出せていないのですけれども、日本の全体のものというのは出ているわけです。厚労省の中に出ている。健康寿命、健康何とかがって平成24年版でそれははっきり出ているのですけれども、そういったものをまず皆さんにお示ししていく。そして、たばこによる害のほうが、たばこによる税収よりも医療費のほうがかかっているということを皆さんにある程度示していくということが必要だと思うのですが、ごめんなさいね。ばらばらしてしまっていて質問があれなのですけれども、まずその点について。受動喫煙に、1つずつやらなくてはいけないのに一遍にしてみましたけれども。一番最初にやると、医療費と、それから税収の差というのは日本全体の数値から出るわけですから、嵐山町の税収とそれに関わるものというのは比較すれば出てくると思うのです。その点についてお示ししていただければいいかなと思うのが1点です。それから言っていきます。ばらばらしてしまったね。

○狛守勝義議長 馬橋総務課長。

○馬橋 透総務課長 お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、税収と医療費を比べた場合に医療費のほうが多くかかっているというように、多分そういうお話だと思うのですけれども、その数値というものがはっきり嵐山町の分というのが当然ちょっと出ませんので、そこを広報するときに少し難しいのかなというのもあるのですけれども、何らかの形で表現できるかどうかちょっと研究させていただきます。

以上です。

○狛守勝義議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 今度は受動喫煙の問題になるのですけれども、特に妊産婦に関しては家庭の中での受動喫煙と、それから職場での受動喫煙とあると思うのです。それと、学校でもやはり受動喫煙の深刻さというのは教えなくてはいけないと思うのですが、それについては健康の、単純に薬物の害というところの中でできているのかどうか伺いたいと思います。2つ。ごめんなさい、また1つずつではなくなって。

○狛守勝義議長 2つありますよね。

菅原健康いきいき課長。

○菅原広子健康いきいき課長 お答えいたします。

妊産婦のほうにつきましては、いろいろ機会を見て啓発活動をさせていただいているのですけれども、まずは妊娠届のときと、それからパパママ教室、健診のとき、乳児健診、あらゆる訪問をしておりますので、訪問の機会を通じて受動喫煙について啓発活動をさせていただいております。喫

煙はママ、お母さんだけが喫煙しているだけではなくて、お父さんも、ほかの家族の方とかも喫煙している方が結構若い方はおりますので、保健師のほうが指導している状況でございます。正しい知識を普及していきたいと考えております。

以上です。

○狹守勝義議長 下村教育長。

○下村 治教育長 お答え申し上げます。

今手元に直接の資料はないので、具体的にこういった形で受動喫煙の害というのを指導しているというのは具体にないのですが、私が現場で保健体育の授業でたばこの授業を見たときにもしっかりと喫煙の害と、それから受動喫煙または副流煙の害というのを併せて指導しておりましたので、現在でもしっかりと喫煙の指導、それから受動喫煙の指導というのは、同時に害があるということで指導していると認識しております。

以上です。

○狹守勝義議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 健康増進法が改正されてから、公的な施設では喫煙はいけないうちに、禁煙になっています。ところが、学校の周囲、それから駅とかいうのはどうしても人が通りますよね。子どもが通るところに関してのある程度の規制というのかな、そういったものは必要だと思うのですが、それについてどのようにお考えになるか伺います。誰にしたらいいのだろう。誰がいいのだろう。公園もそうですね。

○狹守勝義議長 菅原健康いきいき課長。

○菅原広子健康いきいき課長 それでは、お答えいたします。

町のほうでは、ポイ捨てゼロできれいなまちづくり条例という条例がありますので、駅前についてはそちらで対応させていただいております。

それから、喫煙につきましては、国や県のほうでも条例が定められておりますので、その辺で対応させていただきたいと思っております。

以上です。

○狹守勝義議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） ポイ捨て条例でいいと思うのですけれども、例えば公園とか、そういうところではどのような対応をしていくのか。子どもが集まる場所ありますよね。一般に多くの人が集まる場所で喫煙されるのはまずいかなと思っているのですけれども、その点についてはどのようになさっている、今後考えられるか伺いたいと思います。ちょっとしつこいか。

○狹守勝義議長 答弁求めます。

○12番（渋谷登美子議員） では、副町長と話しする。西口の問題って大きいのだよね、結構。

○狹守勝義議長 どなたか答弁をお願いします。

「誰も答えないじゃない」と言う人あり

○12番（渋谷登美子議員） では、すみません、副町長答えていただけますか。申し訳ないけれども。

○狹守勝義議長 第12番、渋谷登美子議員、副町長でよろしいですか。

○12番（渋谷登美子議員） はい。

○狹守勝義議長 中嶋副町長。

○中嶋秀雄副町長 公園の関係ですとか、そういった場所での喫煙対策ということでございます。いずれにしても、駅の西口公園等についてはこれは禁煙ゾーンにももちろんなっておりますので、ここで吸うということは当然のことながら、表示がなくてもこれは吸えないということになっております。それ以外の公園につきましても、先ほどから渋谷議員がご質問いただいているとおり、学校においても、いわゆる家庭においてもこの喫煙、これについては非常に害があるということ、それからいわゆる副流煙による喫煙、こういったこともかなり、公園に行くような方たちというのはそれなりに子どもも連れての公園ということになると思いますので、その意識というのは非常に高くなっているというふうに私は感じております。実際私の家でも孫がおりますが、私がたばこを吸うようなところでは、「じいじ、そういったことは吸っていない人にどれだけ被害が及んでいるか分かっている」とかって言いながら幼稚園の孫に指摘をされるぐらいでございまして、そういった面では学校教育においても家庭内においてもかなりたばこの害というのは浸透しているというふうに思っています。ただ、渋谷議員ご心配のとおり、それ以外の公園ですとか、そういったものについても、その公園を利用される方は当然そういったことは認識していると思いますが、そういった方ばかりではないということを考えるとそれなりの対策というのは、そういった事実があればそれに対応していくということは考えざるを得ないのではないかとこのように考えております。

○狹守勝義議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） では、啓蒙についても一度考えていただくということで、次に移ります。

○狹守勝義議長 はい。

○12番（渋谷登美子議員） 東松山・小川地区衛生組合における広域ごみ処理について。

これは資料を作ったのですけれども、資料もあるのですが、（１）として、東松山・小川地区衛生組合の広域ごみ処理については対象が塵芥処理のみである。情報公開請求の資料によると、焼却施設及び焼却施設とバイオガスプラントの併合の場合の概算見積りをメーカー13社に調査依頼したヒアリングの回答が示されているが、その回答は発注側、コンサルタント側が条件整理しているため具体的な回答が出ていないと言える。バイオガス化についてメーカーヒアリングはどのような条件設定で行われたか。

（２）として、し尿、浄化槽汚泥との共同処理を含めたメーカーヒアリングは行われたのか。行っていない場合、その理由は。

(3) として、焼却中心方式のCO₂の削減効果は、現在オリックスの評価との比較で行われているが、実際エネルギー回収量、長期維持管理費、資源循環効果についてどのような評価になるのか。

(4) として、今後、廃棄物処理行政を塵芥のみではなく地域全体に資源循環として総合的に検討するように働きかける政策について伺う。

(5) として、プラスチックの中間処理を行うことになっているが、プラスチックのケミカルリサイクルに対しての中間処理はどのようなものを目指すのか伺います。これでおしまいです。

○狛守勝義議長 それでは、小項目(1)、(2)、(3)、(4)、(5)について答弁を求めます。

岡野環境課長。

○岡野富春環境課長 それでは、質問項目3の(1)につきましてお答えいたします。

東松山市が実施した新ごみ処理施設設備・運営に関する見積提案条件書をメーカー13社に調査したと伺っております。その提案条件の中に新ごみ処理施設の種類・規模があり、「焼却施設(ストーカ式)と不燃物処理施設の場合」と「焼却施設(ストーカ式)、バイオガス施設、不燃物処理施設の場合」で提案をしております。焼却施設が1日当たり130トン、不燃物処理施設が5時間当たり20.9トンで算出をしております。バイオガス施設については、東松山市と小川地区衛生組合でごみ組成が異なることから具体的な数量は設定しておりませんが、機械選別による乾式メタン方式で発酵残渣は焼却施設での処理を提案しております。

続きまして、質問事項3の(2)についてお答えをいたします。

今回のごみ処理広域化に関しては、基本合意した6項目についてメーカーヒアリングを実施したものであると伺っておりますが、し尿、浄化槽汚泥についてはメーカーヒアリングをしておりません。理由といたしましては、小川地区衛生組合では令和4年2月にし尿処理整備計画を策定しておりますが、組合及び構成町村で今回のごみ処理広域化においてし尿、浄化槽汚泥の共同処理については協議がされていないため、今回のメーカーヒアリングでは行われておりません。

続きまして、質問事項3の(3)についてお答えをいたします。

基本合意のときは、コストや環境負荷に対して現行方式を継続したときと広域化したときの20年間を検討したものでございます。今後、詳細な規模などが決定することでエネルギー回収量や長期維持管理費、資源循環効果を評価するための試算が行われると考えておりますので、現時点ではどのような評価になるということに関してはお答えできません。

続きまして、質問事項3の(4)についてお答えいたします。

第2次嵐山町環境基本計画に定めたリフューズ(ごみになるものをもらわないこと)、リデュース(ごみを減らす)、リユース(繰り返し使う)、リサイクル(形を変えて使う)の4Rを推進するため、町では生ごみ処理機設置補助金を交付しておりますが、他の自治体が実施している資源循

環政策についても調査研究してまいりたいと考えております。

最後に、質問事項3の(5)についてお答えいたします。

令和8年4月から小川地区衛生組合管内の資源プラスチックは容器包装リサイクル法に規定する指定法人に委託し、深谷市にある中間処理事業者において分別、引渡し基準に合わせた選別、梱包を行い、再商品化事業者に引き渡して、プラスチック原料またはプラスチック製品にリサイクルをしております。中間処理では、リサイクルを阻害する不適物やペットボトルなどの法令で対象外としているものを取り除く作業を行っております。環境省が定めている「プラスチック使用製品廃棄物の分別収集の手引き」に従って再商品化事業者に引き渡さなければならないため、ごみ・資源分別収集カレンダーやホームページなどを通じて分別基準の周知徹底を図り、プラスチック類をリサイクルすることが必要であると考えます。

以上、答弁とさせていただきます。

○狹守勝義議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） この資料を見ていただきたいのですが、実はこれはバイオガスプラントと、それから焼却施設プラントを一緒にしたという形でメーカーのほうにヒアリングを取っているのですが、どういうことなのだろうかというのを大体ずっと見ていて分かったのですけれども、可燃ごみの中にプラスチックも入っているのです。プラスチックも入っていて、生ごみも入っていて、そして紙ごみも入っていて、そしてそこで選別をするわけです。このオレンジみたいなところの3個目のところ、ごみピットがあって、そこに一緒に全部入れていって、そこで選別するわけです。その選別するときに、生ごみだけをこっちに持ってくるのだと思うのですけれども、そして生ごみだけを持ってきてバイオガスをやって発酵利用という形のものをつくっていて、あと選別した後は焼却対象物が残っていて、その焼却対象物で焼却しますよね。そして、プラスチックなんかも、この緑のところね、3番目の緑のところ焼却施設、プラスチックや何かのもので可燃しなくてはいけないというふうなものはこっちに持ってきてという形なので、これ基本的に無理なのです。事業者がこれをできるかどうかということ自体がもうできないという感じの設計なのです。なぜかというと、嵐山町でも小川地区衛生組合でもそうですけれども、はじめからバイオガスにするものに関して布とか、それからプラスチック類とか入れていなくて、それで入れていなくても選別すると非常に焼却する側のものが多くなっているというふうな形なので。この裏のページ、事業者の回答状況、みんな、コンバインドというところなのですが、このコンバインドで回答できない、そういう状況のものを、東松山市が日本環境衛生センターか何かがコンサルしているのだと思うのですけれども、こういう形で出しているという形で。それで、私がちょっとすぐくまずいと思っているのは、ストーカ炉を初めから持ってくるという形にしている業者へのヒアリングなのです。だから、ちょっとこの今のやり方で全てのものを、小川地区衛生組合と東松山市の合同のものを一緒にやっていくというのは、東松山ベースになり過ぎていてちょっとまずいのではないかなという

ふうな思いがとてますのです。それについて、まだ環境課長さんもこちらになって2か月ですし、こういった……この辺を読み解くって結構大変だなと思ったのです、私。じっと見ていて。これかなりまずい図だなと思って見ていたのですが、その点についてどこかで発言して、それでストーカ炉だけでやっていくというのは問題があり過ぎるなというふうに思っています。これずっと見ていたら、ごめんなさいね、一般質問のあれなのですけども。そういうふうなことがヒアリングの条件の中にまずあるのです、問題として。だから、このヒアリングというのかな、メーカーへのヒアリングに対して一度どういうものかというふうな形で切り返していただかないと、小川地区衛生組合と東松山市の任意協議会でしっかり検討していかなくてはいけないと思うのですが、その点についてどのようにお考えになるか伺いたいと思います。

○狹守勝義議長 中嶋副町長。

○中嶋秀雄副町長 私のほうからお答えをさせていただきます。

今議員からご質問いただいた内容でございますが、まず今までも説明を、この間全員協議会でも説明をさせていただきましたとおり、今は広域化についての現状というのは、基本合意がなされて、それから今後任意的な団体としての任意協を設置して具体的な協議に入っていくと、こういったところが現状でございます。その前提となるところでの基本合意、これをするに至る大きな内容というのは、まず1つは町としては、特に嵐山町としましてはこれが広域化によるCO₂の削減、これが効果が見込めるということがまず第1点。それから、広域化によるいわゆる経済的メリットが、これが見込めると。この2点。特に重要視しているのは、この2点が衛生組合としても東松山市との広域化を協議をする前提として、これに値するというをもつて基本合意をしたということでございます。その前提として、今議員からご質問いただきましたような形での、この基本処理のフローの中にもごみの焼却だけではなくて、いわゆるバイオ処理、今衛生組合がオリックスさんに委託をしているような内容、これについてもメーカーからこういった提案ができるかということで提案を求めたと。その結果としては、そのバイオ処理的なものについての回答がなかった、いわゆる提案がなかったということでございます。これが現実でございます。ただ、その上で、このごみの焼却というものを進める中でも、全体としてはいわゆるCO₂の削減に一定のメリットが今の委託方式を衛生組合で進めている以上にあるだろうというところを見越したからこそ基本合意に至ったと。そして、これからその内容についてさらに検討していきましようというのが今現状でございます。議員がおっしゃるように、今のような形でのバイオ処理的なものが提案がないではないかというお話がございしますが、その点については現実として13社にそういった提案を求めたところがそういった具体的な提案がなかったという現状の下に今の状況があるというふうに考えております。

それから、この基本フローの中の、これではねという議員のご質問でございます。実は可燃ごみ、この可燃ごみをバイオ処理をしていくというのは、可燃ごみをバイオ処理するものと厳密に収集の段階からそれが完璧に分けられるということになれば、いわゆるバイオ処理をする可燃ごみと、そ

れから焼却をする可燃ごみと、こういう形で入り口を分けるということができれば分別した形での処理ができると思いますが、今オリックスさんに委託している内容についても実はかなり厳密に分けております。分けておりますが、その中でやはり、それでも収集した中にはプラスチック類や、いわゆる分別をしなければならないものが相当数混じっているということも現実でございます。ですから、この辺の完璧なバイオ処理をしていくという方式については提案が今回なかったわけですが、これを進めるというのはかなり難しいことではあるなということは感じております。

以上でございます。

○狹守勝義議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） オリックスに委託する前に私、埼玉中部自然循環組合の問題で大木町のことを調査していたのです。そのときには、完全にし尿と生ごみを一緒にしていくという形でやっていました。私は、オリックスになったので、取りあえずバイオガスに行くのだから、それでもいいかなというふうな感じでそのまま言っているのですけれども、これは一度、もう一回ごみの種類を考え直してみるという必要があるのかなと思います。実際に京都や、それから……あれ、忘れてしまったな、すぐ自治体が出てこないのですけれども、大木町とかいろんなところで、いろんなところやっぱ、ここに出ているメーカーがありますけれども、このメーカーの中でバイオガスシステムを使っているメーカーもあるわけです。多分川崎重工とかタクマとか、そういうのも実際につくっているわけなのです。でも、これはなぜこれで答えが出ないかという、こんなごちゃごちゃなものを一緒にやってくださいといって、まず選別の段階で駄目ですから、そのところが問題になってきて、初めから東松山は、日本環境衛生センターが多分コンサルだと思うのですけれども、焼却しか頭がなかったのだなというふうに思っています。ですから、もう一度ゼロからスタートすることが私は必要だと思います。その点についてまず伺いたいと思います。ごみ処理のゼロスタートです。それができるかどうか、それについて話し合うことができるかどうか伺いたいと思います。

○狹守勝義議長 中嶋副町長。

○中嶋秀雄副町長 お答えをさせていただきます。

ゼロベースでのスタートというご提案でございますが、これについてはなかなか難しいというふうに率直に思っております。ただし、今の処理方式も含めて例えば処理のトン数ですとか、そういったものというのも、先ほど環境課長からもお答えをさせていただきましたが、一応この基本合意をして広域化を進めるという前提としてのいわゆる提案を求めたということでございまして、具体的にはまだまだ、例えば処理能力を幾つに設定するのかとか、それ以上に、またこれをさらに進めていく上で一部事務組合を設定していくのかとか、あるいは負担割合をどうするかとか、さらに建設費、ランニングコスト、そういったものがどうなってくるかと、これはいわゆる処理場所といいたいでしょうか、そういったものも含めてまだ検討をこれからしていく段階でございますので、そういっ

たものが出てきて初めて具体的な話になっていくということになっていますので、期間的には検討期間は短いと思いますが、十分に慎重にその辺を含めてやっぱり協議をしていくと。ここからのスタートになっていますので、ゼロベースというのは難しいかなというふうに考えております。

それから、これはし尿処理の関係の施設に関してもお答えしてよろしいのでしょうか。し尿処理施設とごみ処理施設をなぜ一緒に、検討する考え方はないかというお話でございました。これについては、し尿処理施設のいわゆる衛生組合としての課題というのは、議員がおっしゃるように、いわゆる老朽化であったり処理能力であったり、それは衛生組合としてやはり課題であると、今後の大きな検討課題というふうには認識しております。ただ、このごみ処理の広域化の問題とこのし尿処理の問題というのを一緒にしていくということは、全くこの基本合意をまたさらに戻すということになるし、し尿処理施設とごみ処理施設というのは基本的にベースが違うということを考えておりますので、これを一緒に協議をしていくということは現実論として非常に難しいというか、今段階ではできないというふうに思っております。まずは、このごみ処理施設に関する広域化、これを進めていくと。し尿処理施設については衛生組合の一つの大きな課題として、これはこれでまた検討をしていくということで進めていく以外にはないというふうに考えております。

○狹守勝義議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） まず、会議録などを読んでいますと、小川地区衛生組合では中間収集場所というので、収集場所をつくらなくてはとても無理だろうというふうな形の話が出ています。そして、それを言うのであるならば、私は東松山の、焼却施設になるのですけれども、それは全く秘密裏になっていますよね。秘密裏になって、そして行われている。ではどうなのという感じで、どこまで持っていくのか、距離的にはどうなのということも分からずにCO₂のことを話し合っていくというのは無駄というか、全く意味がないというか、しっかりゼロベースの中でやっていかないと、あっ、ここに決まりました、東松山ベースでここに持っていくことにしました、それでそれは必ず反対者が出ると思うから、それに関しては最後まで話ができませんというのが多分今までの例です。そうすると、ゼロベースでやるのではなくて、初めから東松山のベースに乗ってやっていくという形になってきます。それは非常にまずいかなというのが1点。

それと、もう一点、し尿処理と塵芥処理は廃棄物処理法で一緒です。だから、全然分かれていない。そういうふうな形で、実際に事業をしている場所が、どこだっけ、結構ありますよね。京都もあるし、それからもっとちっちゃい町もあるし、5万人、20万人、30万人、その程度の場所もあります。そういった形のものを頭に入れながらやっていかないと次のステップに行かないですよ。そのところをしっかりと情報を取って、そして私は嵐山町はある程度リーダーシップを取っていかなくてはいけないと思うのは、小川地区衛生組合の中でそのことを知っているのはもう既に嵐山町長だけだからです。そういうふうな意味もあって、しっかりリーダーシップを取っていくためには、今もう一回やり直していくという形のことを話し合っていないと、どこに造るかは分か

らないですよ。そして、広域的に、最終的には人口も少なくなるからというふうな意味もあるけれども、人口減少をしたとしてもし尿処理と生ごみの処理は一緒にできるし、焼却ごみに関して言えば、今で言えばオリックスに委託するということもできるわけです。そういったいろんな視点を持っていくということが必要で、その視点についてはもう初めから東松山と小川地区衛生組合が一緒になって一つの焼却施設を造っていくというところで一致するのか、その点について伺いたいと思うのです。そこのところを私は崩していかないと将来的にもいい廃棄物処理にはならないなと思っているので、伺います。

○狹守勝義議長 中嶋副町長。

○中嶋秀雄副町長 議員おっしゃることはよく分かりました。おっしゃりたいことはですね。ただ、今、何度も申し上げますが、まだ広域化というものは決定したわけではなくて、この広域化について東松山市と衛生組合とさらに詰めていって、これが本当に双方にとってメリットがある、有益であるというところになって初めて進むと。ただ、その基本合意をしていく上においても、この基本合意をして広域的な広域化について協議をしていくという、この基本的なものが、基礎的なものがないその中では、今議員がおっしゃるように、東松山市から衛生組合に対してそういった呼びかけがあっても、衛生組合としてそれについて前向きにといいましょうか、基本的合意をしながらさらに研究、検討していきましようというベースがなければ研究も合意もできないわけですから、そういったベースを今までつくってきた。そして、今の段階では、広域化について十分検討すべき理由があるということで基本合意をしたということで、何度も申し上げますが、この広域化に関する内容については東松山市と衛生組合双方のいわゆるメリットがあるというふうに、今の段階ではですよ、今の段階では考えてさらに検討を進めてまいりましよう、ということだというふうに理解しております。決してこの広域化で、もうそこのところに造ることが決定したわけでもございませんし、今議員がおっしゃられたとおり、その場所もまだ決まっていない。そういった中で、場所はどこになるのか、どういった施設をどれだけの規模で造っていくのか、そういったことをこれからさらに研究をして、そして納得ができればそれで進めてまいりましよう、ということでございますので、我々も議会の皆様方にもその広域の進捗状況といいましょうか、検討状況については今後もできる情報はお伝えもしていくと。その中で具体的な議論をいただきたいということでございますので、そのような形で進ませていただくということでご理解をいただければありがたいというふうに考えております。

○狹守勝義議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 協議会をつくるのが2年後でしたっけね。ちょっと今手元に資料を持っていないのですけども。そうすると、もう協議会つくってしまえばどんどん進んでいきますよね。今は職員を派遣していないけれども、職員派遣がやがて求められてくる。そういう状況になっていくわけです。中部資源循環組合のことを見ているので、どういうふうな形で動いていくかというの

を私はある程度予測しているので。そうすると、今の段階でどこで嵐山町が東松山と、それから協議会つくっていくかどうかということの見極めをつけるかというのは必要だと思うのです。今の段階では、東松山市は市独自でやったほうが安い。小川地区衛生組合も民間委託するよりは経済的であるというふうな形で見ているけれども、本当にそうなのかどうかというのは出ていないのです、まだ。それなのに進めていくというのは私は問題があるかなと思って、もっと資源循環型の廃棄物処理というのがあっていいと思うので、そういうふうな理想性というのかな、もっと掲げていかないと、経済性だけでやっていくのは問題で、その点をどこら辺で見極めたらいいと思われるか伺います。

○狹守勝義議長 中嶋副町長。

○中嶋秀雄副町長 今渋谷議員がおっしゃったこと、全くそのとおりだと私も思っておりまして、何度も申し上げますが、まだ協議会というのも任意協議会をつくったということで、これを正式ないわゆる一部事務組合等にしていくには当然のことながら各議会での、各市町村での議会の議決が必要になってまいります。そういった段階では当然そういった具体的な資料が出て、そして皆様方にお諮りをするわけでございまして、まずそういったものがこの任意協議会を通じて研究をしていて、今の段階では、何度も申し上げますが、嵐山町も、あるいは衛生組合全体としても、その前提としては、いわゆるCO₂の削減効果が見込めるということ、それからもう一つは経済的なメリットがあるということ、衛生組合の各町村に、そういったことがあるから、東松山市との広域化で基本合意をして、それについて研究をしていきたいと思いますということでございまして、まだまだ建設費、負担割合、それから場所、いろいろ課題があるわけでございまして、これが具体的にになってきた段階で、さらに一部事務組合として昇格して今議員おっしゃるような形で進んでいくのか、その辺を判断をしていくということでございますので、そういった情報についてはでき得る限り提供しながら議員の皆さんにご判断もいただくという形になると思いますので、ぜひそのような形で進ませていただきたいというふうに考えております。

○狹守勝義議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） ちょっとごめんなさいね。ばらばらしてしまっていて申し訳ないのですが、私はし尿処理と、それから生ごみと一緒に考えるというやり方というのは一つ方法としてあると思っていますのです。10年ぐらい前からそれは何回か提唱しているはずなのですが、それについて改めて衛生組合でもう一度、し尿処理を考えると、下水道に流すという形ではなくて、自分たちのところで施設を自前で造っていくという考え方もあっていいと思うので、それについてひとつ提案していただきたいと思いますのですが、いかがでしょう。

○狹守勝義議長 佐久間町長。

○佐久間孝光町長 お答えさせていただきます。

まず、ごみの処理というのは、法律上は各自治体が責任を持ってやると。ただ、今我々のほうは

民間のほうにお願いをして、一時的にそういう形。でも、本来は我々自治体が責任を持ってやるということ。だから、そういう点からいくと、今広域化をして、そして我々が主体となつてごみ行政にしっかりと関わっていく、この方向性はいいかなというふうに思います。

それからあとは、例えばこの基本合意を見ていただくと分かると思うのですが、この6点目に環境対策ということで、それで温室効果ガスをやはり削減をしていくことを目指す。この一文を入れるだけでも、東松山さんと交渉する前に小川衛生組合の中でもなかなか統一が図れない。小川衛生組合の町村は全部ゼロカーボンシティ宣言をしているのですから、している自治体だけで話し合ってもこの一文入れるのに大変なのです。だから、要するにこれも大切だけれども、コスト面がどうにかなってくれば一番いい。もう9対1ぐらいの割合。5対5。こっちは大切だ。この同じゼロカーボンシティ宣言をしている自治体の中でもこれだけ違うわけです。そこのところを何度も繰り返し、やっぱり今の時代、それから気候の変化、そういったものを考えれば絶対にこのところは外すことができないということで、私も何度も何度も、何度も何度も言つたって次の会議のときにまた消えてしまっている。何でですか。やっとな最終的にここを入れていただいたと。このところで最低限の共通項ができたということで、東松山さんのほうにもしっかりとその認識を持っていて、それで最終的に東松山を含む各自治体が基本合意に至ったということであります。だから、同じ基本合意に至ったといつても、この基本合意の捉え方が自治体によってみんなまたばらばらなのです、非常に。こっちの自治体はこのところを重きを置いている、こっちの自治体はこっちなんか関係なくてここを置いているって、全部違うわけです。だから、今でさえ非常に論点がたくさんあるにもかかわらず、今渋谷議員が提案していただいたような新たな視点を論点に加えるということはさらに複雑化していくことになりますので、この合意自体がまた白紙撤回になる可能性をさらに大きくする可能性はあると思うのです。だから、そういうことを考えると、総合的には今はそこまで欲張つてやる。もう渋谷議員の言われていることはよく分かる。嵐山にあるあの施設だつてだんだん、だんだん老朽化してきて、もういつ大きな修繕をしなくてはいけないのか、あるいはもう抜本的に見直さなくてはいけないか、それも近づいていることもよく分かりますけれども、でもこの時点でまたそこのところの新たな論点を入れるというのは全体をぶつ壊してしまう可能性がやはりありますので、この時点においてそれを加えて議論を進めるということはすべきでないと私は思います。

○狹守勝義議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） また一般質問これやるのですけれども、し尿処理と生ごみを一緒にしていくという形というのは私はある程度理想的だと思いますし、今の小川地区、東松山との協議は別に壊れても構わないかなというふうに思っています。というのは、そのほうが小川地区衛生組合の自治体としてはコンパクトに資源循環型社会をつくれるわけで、そういった意味でいうと小川地区衛生組合のほうの優秀さというのですか、そういうものがあるので、だから私はまたこれをやりま

すけれども、何しろ小川地区衛生組合に関して言えばし尿処理と塵芥処理を一緒にやっていくって、塵芥処理ではないですよ、生ごみと一緒にやっていくという視点を一遍持つていくという必要があると思うので、それが壊れるのなら壊れても、東松山との関係が壊れても構わないかなと思っています。

それで、もう一度、もう一回9月議会にも提案しますけれども、今回はそういうことですが、そういう答弁しかいただけなかったということで、だから循環型社会を目指すというよりはそっちのほうに、東松山に行って、東松山と一緒にやるという方向に行って、それでいろいろな自治体の考え方があって、それを一緒にするのは大変だと思います。でも、こういうふうなことがありますよという提案というのは、今まで小川地区衛生組合の首長さんは持っていないですよ。それを言った人はいないと思います。議員の中でも。だから私は言っているのであります。なので、次は言いますが、今の段階では言わないという形で考えますから。

その次ですが、プラスチックの中間処理についてですが、プラスチックの中間処理について具体的に言うと、プラスチックの中間処理で持ってきて、それでケミカル処理に持っていくのですね。そのケミカル処理のケミカルリサイクルに持っていくまでの事業者というのは、どこに、どういうふうなものを求めていくか。ケミカルリサイクルというのは、最終的には元素の段階に持っていって新しいプラスチックをつくるということが目標なのです。このところでは中間処理でプラスチックのケミカルリサイクルというところまで行かないなと思っているのですが、それについてはまだ具体的にどのような考え方をというのはないでしょうか。

○狹守勝義議長 岡野環境課長。

○岡野富春環境課長 お答えいたします。

渋谷さんがおっしゃったケミカルリサイクルとか、あと幾つかリサイクルの方式があるようなのですが、そういったこの先の具体的なところまでというのはまだ検討はされていないというふうに考えています。

以上です。

○狹守勝義議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 次行きます。

○狹守勝義議長 では、ここで暫時休憩させていただきます。再開は午後2時50分といたします。

休 憩 午後 2時37分

再 開 午後 2時50分

○狹守勝義議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

渋谷議員の質問事項4番からです。どうぞ。

○12番（渋谷登美子議員） 大項目4、インクルーシブ教育と支援の在り方についてです。

(1) として、各学校においての発達に障害のある児童生徒数とその対応、支援員数と支援員による実際の支援状況について伺います。1月に志賀小学校の学校給食試食会において、私は特別支援学級でいただいたわけなのですが、子どもたちの自己紹介も聞かせていただいて楽しく過ごしました。志賀小学校では、特別支援学級が3階に集まっています。なので、給食を持っていくのはとても大変でした。子どもの学校生活は、朝の会、授業、給食、掃除、帰りの会と登下校がありますが、国連の求めるインクルーシブ教育は、一日の通常の流れを障害のない子と共に過ごすこと、授業については一人一人に合った授業に参加するものと考えますが、実際に嵐山町の考えるインクルーシブ教育とはどのようなものか伺います。子どもの移動の動線を考えると、志賀小の位置は適当とは思えません。特別支援学級で過ごす時間と通常学級で過ごす時間は子どもによって異なると考えますが、どのように位置づけているか伺います。

(2) として、保護者は通常学級でなく特別支援学級を望む方もいます。子どもへの支援が不足する場合の不安、それから現場で子どもがほかの子どもに迷惑をかけては困るという二重の課題を親御さんは持っていると思います。支援について国、県の法定の人数、それに加えて町独自の支援員の配置についての考え方を伺います。

(3) として、大きな音が苦手な子どもに特別の配慮のある空間を用意するのは、学校時代は可能でありますけれども、大人になってからは非常に難しいと思います。障害のない子どもとの関係構築ができることが必要であると考えますが、考えを伺います。

(4) として、インクルーシブ教育を推進するために、授業支援という固定観念ではなく、必要な時間帯（給食や朝の会など）にピンポイントで支援員を増員、重点配置するような柔軟な運用の構築について見解を伺います。

(5) として、通級指導教室について、菅谷小と菅谷小以外の児童生徒はどのように活用しているか伺います。

○狛守勝義議長 それでは、小項目(1)、(2)、(3)、(4)、(5)について答弁を求めます。

千野教育総務課長。

○千野政昭教育総務課長 それでは、まず質問事項4の(1)につきましてお答えいたします。

まず、各学校における発達に障害のある児童生徒数と対応及び支援員の状況についてでございます。現在、本町の小中学校において特別支援学級に在籍している児童生徒数は81名、通級指導教室を利用している児童生徒数は112名となっております。特別支援教育補助員につきましては、本年度、町全体で11名を配置しており、授業中の学習活動の補助や移動・着替えの介助、周囲の児童生徒との関係構築の支援、交流学級での支援など、学校生活全般における支援を行っております。

次に、本町の考えるインクルーシブ教育についてでございます。

本町におけるインクルーシブ教育は、3つの視点からその教育活動を充実させることを考えてお

ります。1つ目は個別の教育的ニーズに対応すること、2つ目は特別支援学級間の協働学習を充実させること、3つ目は個々の希望に寄り添った適切な通常学級との交流の実施です。この3つの視点を重視しながらインクルーシブ教育を推進してまいります。

続いて、特別支援学級と通常学級で過ごす時間についてでございます。

通常学級で過ごす児童生徒につきましては、学習指導要領にある教育課程に沿って過ごしております。一方、特別な支援を必要とする児童生徒に対しましては、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、一人一人の特性に応じたきめ細やかな対応を行っているところでございます。

続きまして、質問事項4の(2)につきましてお答えいたします。

特別支援教育支援員の配置基準につきまして、国や県の指定はありません。本町の支援員配置の考え方といたしましては、現場のニーズに応じて柔軟な配置を基本としております。具体的には、前年度のうちに各学校からの要望や児童生徒の状況等を聞き取り、嵐山町就学支援委員会での情報を踏まえながら精査し、配置しております。

続きまして、質問事項4の(3)につきましてお答えいたします。

学校教育における特別支援教育の最終的な目標は、社会的自立でございます。そのため、守られた環境を提供するのみではなく、子ども自身が自らの特性を理解し、社会の中で自分をコントロールし対処する力（自己認知と自己対処能力）を段階的に育む指導を行っております。同時に、障害のない周囲の子どもたちがそうした特性を正しく理解し、自然な配置や手助けができる心のバリアフリーを育てることも不可欠です。日頃の交流及び協働学習を通じ、特別なこととしてではなく、お互いの弱みや強みを認め合える関係性を構築することで、将来社会全体で支え合える豊かな人間性を双方の子どもたちに培ってまいりたいと考えております。

続きまして、質問事項4の(4)につきましてお答えいたします。

現在、各学校の校長の裁量において、支援員の業務を授業支援以外に割り振るなどの工夫は行われております。校内の柔軟な支援体制を整えることで、指導の充実を図っております。

最後に、質問事項4の(5)につきましてお答えいたします。

本町における通級指導は、難聴・言語を菅谷小、志賀小で、発達・情緒を町内小中学校全校で行っております。これら通級に通う児童生徒は、週1、2時間程度それぞれのニーズに応じた指導を受けております。通級指導教室では、特別支援学級同様、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、一人一人の特性に応じたきめ細やかな指導を行っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○狹守勝義議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） まず（1）ですけれども、特別支援学級の教員は何名で何クラス全体であるのか、小学校と中学校を分けていただきたいと思います。

通級指導教室に関しては、児童は何名で生徒は何名かというのを伺いたいと思います。通級指導

教室の教員の数も伺いたいと思います。補助員ではないよ。

○狹守勝義議長 千野教育総務課長。

○千野政昭教育総務課長 それでは、私のほうから特別支援学級の人数についてお答えさせていただきます。

まず、菅谷小学校が児童32名、それから志賀小が21名、菅谷中学校が21名、玉ノ岡中が7名となっております。

それから、通級指導を受けている方の関係ですけれども、菅谷小が65名です。それから、七郷小が2名、志賀小が24名、菅谷中が19名、玉ノ岡中が2名となっております。

以上です。

○狹守勝義議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） すみません、担任の先生の数を知りたいと思うのですが、教員の数って言いませんでしたっけ。

○狹守勝義議長 千野教育総務課長。

○千野政昭教育総務課長 大変失礼いたしました。クラス数についてお答えさせていただきます。

まず、菅谷小が特別支援学級5クラス、それから志賀小学校が4クラス、菅谷中学校が3クラス、玉ノ岡中学校が2クラスとなっております。

○狹守勝義議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 現状で補助をされる方と指導員の数で子どもたちへの対応というのは十分にできているというふうにお考えでしょうか。その点について伺います。配置とはあれだね。

○狹守勝義議長 下村教育長。

○下村 治教育長 先ほど課長のほうの答弁もございましたが、特別支援学級の支援員につきましては、前年度のうちにこういった子どもがいる、こういった子どもがいるので、どうしても支援が必要だという形の学校からの声を聞き取って入れているものでございます。そのニーズには十分沿って入れているかと認識しております。

以上でございます。

○狹守勝義議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） そうしますとちょっと、インクルーシブをやっていく上で、これはどの程度、子どもによって違うと思うのですけれども、平均的にはどのぐらいの、週に何回ぐらい子ども、普通学級の人たちと交流しているというのは子どもによって違うと思うのですけれども、多い子どもでどのぐらい、少ない子どもでどのぐらいというのはありますか。

○狹守勝義議長 下村教育長。

○下村 治教育長 多い子どもでは、今授業時数29コマというのが1週間のコマ数になりますが、その中でほとんどの時間を通常学級で交流している子どももいます。それから、少ない子は、とても

支援が必要な子は1時間しか交流に行っていないという子も実際におります。おおよそ半分程度の、またはその前後の子どもたちが多いと認識しております。

以上でございます。

○狹守勝義議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 特別支援教育ではなくて、通級指導教室なのですけれども、これは全部子どもたちが菅谷小のほうに来るという形なのか、先生が巡回指導みたいな形で行くのか伺いたいと思うのです。分かる。

○狹守勝義議長 下村教育長。

○下村 治教育長 通級指導教室でございますが、子どもたちは全て自分の学校で受けてございます。教員のほうが兼務発令を出している学校がございますので、教員のほうがその学校に赴いて通級指導教室を実施している学校もございます。

○狹守勝義議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） そうすると、その部分というのは、通級指導の先生は日勤的な形か、それとも本当に通常雇用というのですか、普通の教員として対応されているのか伺います。

○狹守勝義議長 下村教育長。

○下村 治教育長 兼務をしている教員につきましては、本務校がありまして兼務校がございます。全てがきちんと週全ての日を勤務をしている。もちろん正規職員と臨時的任用職員がおりますけれども、ともに正規の採用の者が対応してございます。

○狹守勝義議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 菅谷小が正規の対応の学校という形になると考えてよろしいのですか。違うのかな。どういう対応。

○狹守勝義議長 下村教育長。

○下村 治教育長 今通級指導教室は全ての学校のほうで実施をしていて、今教員のほうが兼務という話を行いましたけれども、本務校につきましては菅谷小学校の本務者と、それから志賀小学校の本務者と菅谷中学校の本務者がございます。玉ノ岡中学校と、それから七郷小学校につきましては、通級指導教室は設置してございますが、生徒が少ない関係がございまして、兼務者がそのところに派遣をされて、そこで通級指導教室を実施しております。

○狹守勝義議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 通級指導教室はかなり効果があるなというふうな形で私も見ているのですけれども、通級指導教室を親御さんとか子どもさんが実際に自分で選んでいくのか、それからそれではなくて先生のほうでこっちがいいのではないというふうに言われるのか、その点はどのような形で選ばれているのか伺いたいと思います。

○狹守勝義議長 下村教育長。

○下村 治教育長 お答え申し上げます。

これは、ケースは様々でございます。ただ、最終的には本人、親御さんの了諾が必要です。中学支援委員会の中で、まず学校のほうでこの子は通級が必要だろうという子は挙げてきます。その中で、就学支援委員会、町の委員会ですが、その子が適切かどうかということを協議いたします。さらに、その上で適切となっても、そのお子さんや保護者の皆さんがそれを望むか望まないか、このところの意思確認であつたり保護者の希望というものは十分に把握をして通級指導教室のほうに、そっちのほうで就学をする。就学といっても週にほぼ1、2時間ということになりますが、そちらのほうで指導を受けるということになります。

以上でございます。

○狛守勝義議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） これは直接嵐山町のことは関係ないのですけれども、高等学校に通級指導教室があるところがあるらしいのですが、それについての指導というのはあるのでしょうか。こっちに行ったほうがいいよというふうにお子さんに中学生の中でアドバイスするというふうなことはあるのでしょうか。ないか。

○狛守勝義議長 下村教育長。

○下村 治教育長 お答え申し上げます。

高等学校にも通級指導教室のような部屋はできている。私のほうも全てできているかどうかという把握はできていないのですけれども、できたということになっておりますので、まず多くないなと思ってございます。実際に進路指導の中で、中学校の中でそちらのほうに通級指導教室があるからその学校がいいよという子たちは、具体的に指導しているかどうかということについては把握はしておりません。

○狛守勝義議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） すみません、ありがとうございます。次に行きます。

○狛守勝義議長 はい、どうぞ。

○12番（渋谷登美子議員） 家庭でのみとりについてです。

（1）として、自宅で最期を迎えたいと望む町民の潜在的な声や現状の在宅死への希望と実際に死亡する場所について、町の把握について伺います。

（2）として、みとりに関する町民アンケートを行う考えはあるか伺います。

（3）として、家でのみとりを希望する場合、訪問ヘルパー、訪問看護について嵐山町においての人材の状況について伺います。

（4）として、看護多機能小規模施設開設によって嵐山町において在宅みとりが可能であると考えますが、嵐山町において在宅みとりが可能になるような条件整備について伺います。

（5）として、在宅死・独り暮らしの在宅死についての準備等についての研修会などの開催につ

いてどのようにお考えか伺います。

○狛守勝義議長 それでは、小項目（１）、（２）、（３）、（４）、（５）について答弁を求めます。

簾藤長寿生きがい課長。

○簾藤久史長寿生きがい課長 質問事項５の（１）、（２）は関連がございますので、併せてお答えさせていただきます。

第10期嵐山町高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定に向けて、本年１月から３月に実施したアンケート調査で「人生の最期をどこで迎えたいと思いますか」とお聞きしましたので、改めてみとりに関する町民アンケートを行う考えはありません。３年前、第９期でも同じことをお聞きしましたが、アンケートへの回答は無記名のため、在宅死を希望した方の生死や亡くなった場所の把握はできません。

続きまして、（３）につきましてお答えいたします。

家でのみとりを希望する場合、必要となる介護保険サービスは訪問看護となります。町内に訪問看護を提供している事業所はありませんので、近隣の事業所をご利用いただいております。全国的に介護サービス事業所の人材不足が問題となっておりますが、今のところ町には訪問介護、訪問看護を利用できないという相談はございません。

続きまして、（４）につきましてお答えいたします。

看護小規模多機能型居宅介護施設におけるみとりは、法的な義務ではありません。今年度、町内に看護小規模多機能型居宅介護施設を整備する事業者を確認したところ、みとりを行う予定とのことでした。また、一般的に在宅みとりを行う要件として４点考えております。１点目として本人と家族が自宅での療養、みとりをしたいという意思を共有していること、２点目として家族など在宅療養を支える人がいること、３点目として在宅医療を提供できる医療機関や訪問看護などの地域資源があること、４点目として急変時の搬送先や連絡先が決まっていること、以上の４点が必要であると考えます。

最後に、（５）につきましてお答えいたします。

在宅死をテーマとした研修は行っていません。町で行っている研修は、令和５年度からアドバンス・ケア・プランニング、ローマ字で頭文字取りましてＡＣＰ、人生会議というものを実施しております。ＡＣＰとは、もしものときのために自分が望む医療やケアについて前もって考え、ご家族や医療ケアチームなどと繰り返し話し合い、共有する取組のことです。また、本人の意思を記録するものとして、埼玉県医師会が作成した「私の意思表示ノート」の活用を推奨しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○狛守勝義議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） すみません。（１）と（２）の中で、アンケートでは在宅死を希望する

方というのはどの程度いらして、それが実際には無記名だったのでどこで亡くなったかは分からないということですが、どの程度いらしたのか伺いたと思います。

○狹守勝義議長 簾藤長寿生きがい課長。

○簾藤久史長寿生きがい課長 アンケートですが、2種類ございまして、まず1個目が65歳以上の一般高齢者を800名、2つ目として要支援、要介護認定を受けて在宅で生活している方、こちらの方200名、アンケートを取っております。自宅で亡くなりたいという方は、その回答のうちの約55%でございまして。

以上です。

○狹守勝義議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 自宅で亡くなりたい方が55%いらっしゃるにもかかわらず、訪問看護がないから嵐山町ではできなくて、それでもし訪問看護があるとするのならば他市町村の訪問看護所をお願いするという形と、それから訪問医療についてはどのような形になっているのか伺いたと思います。

○狹守勝義議長 簾藤長寿生きがい課長。

○簾藤久史長寿生きがい課長 お答えいたします。

まず訪問看護の状況ですが、ご答弁申し上げたように、嵐山町内には事業所はないのですが、東松山にもたくさんございますし、旧江南町である熊谷であるとか、近隣に何か所もございまして、そういった事業所をご利用いただいているので、嵐山町民の方が利用できないということはございません。

もう一点、訪問診療でございますが、東松山にございます事業所が手広くやっております、そこらは嵐山町内全域エリアに入っております。また、昨年か一昨年、鳩山のニュータウンに1か所訪問診療の事業所ができましたので、そこらが嵐山町全域をカバーしております。あとは、定期的には難しいかもしれませんが、かかりつけであればかかりつけの先生が診療に対応いただけるような病院等もございまして、訪問診療のほうも嵐山町民が利用できないということはございません。

以上です。

○狹守勝義議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 私も実際に在宅死をする場合どんなふうな形に、亡くなる人が何て言うかということ、ぎりぎりまで歩いたり、それから自分でいろんな仕事できて、仕事というか、自分のことができて、かなりいろんなことができるらしいのです。そうすると、やはり厚労省もそうです。厚労省も絶対、施設ではなくて自宅死というものをある程度推奨していると思うのですが、そういうふうなことができる、また実際に自宅死のほうで介護保険料も安いわけですね。なので、そういった形のことが推奨されるほうがいいかなと思うのですが、それに関しては、推奨することとはどの程度のことができるかということ、やっぱり亡くなるまでにどんなふうな状況に体がな

っていくかというのを家族の人と自分と、亡くなる方とか、ある程度把握していなくてはいけないと思うのですが、それについては全く研修とかも今のところないわけですよね。それをやってからこそ初めて人生会議ですか、それができると思うのですが、その点についてはいかがでしょう。

○狹守勝義議長 簾藤長寿生きがい課長。

○簾藤久史長寿生きがい課長 確かに自宅で亡くなりたいという方はもうアンケートの結果からも多いのですが、みとりという面に関しては、家族の方が同居というか、していないと難しい。さらに、家族の協力も必要なわけでごさいますて、訪問診療あるいは訪問看護も毎日という状況では、訪問看護は毎日かもしれませんが、訪問診療とか毎日ではごさいますので、訪問していただいたとしても一日のうちの短い期間でごさいますので、家族の協力、話し合いとか絶対必要なものでございすが、その辺にしましては、介護の方に寄り添うケアマネジャーさんがいらっしゃいますので、ご本人、家族のご希望を聞きながら、応じての最期みとりが可能かどうか相談をしていきながら対応をしているものと認識しております。

○狹守勝義議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 今のお話ですと、独り暮らしの方は自宅で死ぬことができなくて、状況によってヘルパーさんが病院のほうをお勧めしたりするという形になってくるのでしょうか。そうでない場合は、もう本当に孤独死でいつまでも見つからないというのが現状になってくるのでしょうか。

○狹守勝義議長 簾藤長寿生きがい課長。

○簾藤久史長寿生きがい課長 みとりというものが基本的に親族なりご家族に最後見ていただくというのが基本なのかなと。周りにもしかしたらごく親しい方というのもいらっしゃると思うのですが、独り暮らしの方は基本的にはおうちで暮らせる範囲まではご自宅のほうで暮らしていただいて、最後目が離せないような状況になったら病院とか施設に入っていただくというのが多いパターンだと考えております。

○狹守勝義議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 私も自分のことを考えると在宅死で独りで死ぬという体制をつくっていきたいと思うのです。その場合は、訪問看護がなくても取りあえず訪問ヘルパーさんが嵐山町のほうににいるということと、それと医療機関はなくても訪問診療というのは嵐山町にも何件かあるわけだから、そういうふうな形のことはお願いできないのですか。そこのところがあればかなり在宅死を望まれる方というのは多いと思うのですけれども、その点はいかがなのでしょう。

○狹守勝義議長 簾藤長寿生きがい課長。

○簾藤久史長寿生きがい課長 お医者様にお願いという意味でよろしいでしょうか。今国のほうでも先ほど渋谷議員もおっしゃいました在宅という、みとりといいますか、在宅医療、介護の連携ということで、その事業を国のほうでも推奨しております。訪問診療にしましては、訪問診療に特化

した医療機関、先ほど申し上げた東松山の事業所であったり鳩山の事業所は訪問診療に特化した医療機関でございます。その他に関しまして例えば、聞いている話ですが、嵐山病院さんなんかでもかかりつけであればもう、通ってもらえるうちは通っていただいているけれども、ちょっとどうしてもなかなか通院が難しいような状況になったら、まれにであります、訪問してというような状況の医療も行っていくことは聞いていることがございます。嵐山病院さんの場合は訪問看護がございまして、その辺と連携をして行動していただいております。あるいはまた、嵐山町内の診療所に関しましては全く訪問診療を行っていないということではなくて、必要に応じて、積極的にはやっているというふうには聞いているのですが、必要に応じて訪問の対応もしているというふうに従っております。

○狛守勝義議長 渋谷議員に申し上げます。

一般質問の残り時間が5分を切りましたので。

第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） やはり見ていますと55%の方が自宅死を望んでいらっしゃる、その55%の方の中には多分独り暮らしの方もいらっしゃると思うのです。そうすると、そういうふうな形で自宅死で亡くなられるというふうな体制を嵐山町でどのようにしてつくっていけばよいと考えられますか。

○狛守勝義議長 簾藤長寿生きがい課長。

○簾藤久史長寿生きがい課長 介護サービスが入っている方に関しましては、毎日入っていない方もいらっしゃいますが、そういったふだんの様子でちょっとご自宅での療養が難しいというような場合には入院等のお話をしていただいていると思います。それプラス、介護サービスを利用していない方に関しましては、長寿生きがい課のほうで看護師を2名お願いしております、週2名の方が2日ずつ、週4日、半日ですが、訪問をして、心配な高齢者の方を、介護サービスを利用していない高齢者のご様子をうかがって、どうですかということで訪問しております。それプラス、見守り事業というものを展開しております、通称ミマモリと、片仮名でミマモリって書くのですが、お願いしております、例えば民間のお弁当配送の方あるいは生協の方、ほかのよろよろの事業所であったり個人であったり、そういった方に見守りをお願いしまして、例えば新聞がたまっている、雨が降っているのに窓が開いているとか、そうした異変があった場合には長寿生きがい課のほうにお知らせをいただいているような協定を結んでおりますので、そういった異変を感じた場合には職員がすぐに訪問して確認をしております。

以上です。

○狛守勝義議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 全体で訪問看護が今ないわけだけれども、それと訪問ヘルパーさんと嵐山町の医療機関とがうまく結び合って自宅で亡くなることができるような体制づくりというのはこ

れからできるでしょうか。

○狹守勝義議長 簾藤長寿生きがい課長。

○簾藤久史長寿生きがい課長 最期をご自宅で迎えたいという方なるべくご希望に沿うようにケアマネジャーも寄り添った対応をしていただいておりますので、我々はバックアップといいますが、町としてはそういった面をバックアップしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○狹守勝義議長 ご苦労さまでした。

◎散会の宣告

○狹守勝義議長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでございました。

(午後 3時25分)

令和8年第2回嵐山町議会定例会

議 事 日 程 （第3号）

6月9日（火）午前10時開議

日程第 1 一般質問

第7番議員 吉 本 秀 二 議員

第3番議員 橋 本 将 議員

第5番議員 小 林 智 議員

○出席議員（１２名）

１番	佐藤弘美	議員	３番	橋本将	議員
４番	宮本大裕	議員	５番	小林智	議員
６番	藤野和美	議員	７番	吉本秀二	議員
８番	森一人	議員	９番	青柳賢治	議員
１０番	畠山美幸	議員	１１番	川口浩史	議員
１２番	渋谷登美子	議員	１３番	狛守勝義	議員

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事務局長	小輪瀬一哉
書記	儘田直子

○説明のための出席者

佐久間孝光	町長
中嶋秀雄	副町長
馬橋透	総務課長
青木正志	地域支援課長
金子守	税務課長
柳澤純子	町民課長
太田直人	福祉課長
菅原広子	健康いきいき課長
簾藤久史	長寿生きがい課長
岡野富春	環境課長
安藤浩敬	農政課長
中村寧	企業支援課長
安在知大	まちづくり整備課長
清水延昭	上下水道課長
伊藤恵一郎	会計管理者兼会計課長
下村治	教育長
千野政昭	教育総務課長
久保哲也	学校統合推進課長

根 岸 隆 行
安 藤 浩 敬

生涯学習課長

農業委員会事務局長
農政課長兼務

◎開議の宣告

○狹守勝義議長 皆さん、おはようございます。第2回定例会にご参集いただきまして、大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は全員であります。よって、令和8年第2回嵐山町議会定例会第6日は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

(午前 9時59分)

◎諸般の報告

○狹守勝義議長 ここで報告をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

以上で報告を終わります。

◎一般質問

○狹守勝義議長 日程第1、一般質問を行います。

◇ 吉 本 秀 二 議 員

○狹守勝義議長 本日最初の一般質問は、受付番号4番、議席番号7番、吉本秀二議員。

初めに、質問事項1の町の効率的な業務運営についてです。それでは、どうぞ。

○7番（吉本秀二議員） 皆さん、おはようございます。議席番号7番、吉本秀二。議長からお許しをいただきましたので、一般質問をいたします。

私の一般質問は大項目2点ですが、1点目は町の効率的な業務運営についてであります。令和8年度嵐山町一般会計予算によりますと、一般職は128人、会計年度任用職員は117人で、給料、報酬及び給与費等の人件費は11億9,548万円、前年度比3,800万円増額になっています。どの自治体にとりましても、効率的な業務運営は命題であります。特に当町は学校再編、新校建設という大事業を抱えていますので、効率的な業務運営は極めて重要であります。そこで、以下について伺いいたします。

(1)、現状における評価について。

(2)、町の職員体制における課題について。

(3)、今後における職員体制、人件費に対する考えについて。

よろしくお願いいたします。

○狹守勝義議長 それでは、小項目（１）から（３）について答弁を求めます。

馬橋総務課長。

○馬橋 透総務課長 それでは、質問事項１の（１）につきましてお答えいたします。

令和８年度の現状につきましては、一般会計、特別会計を合わせた正職員の実人数は前年比４人減の１３９人、会計年度任用職員は前年比３人減の１２７人となっております。人件費につきましては、７年度決算額に対して８年度補正後の予算額が、正職員が４８６万５,０００円増の９億１,４５５万１,０００円、会計年度任用職員が１,７２８万５,０００円増の２億７３１万９,０００円となっております。職員数は減っておりますが、人事院勧告等により人件費は年々増額となる状況の中、職員一人一人の努力や知恵により効率的な業務運営が図られていると評価しております。

続きまして、（２）につきましてお答えいたします。令和８年度の新採用職員は、前年比２人減の２人でした。昨年実施した職員採用試験における受験者数は、前年比１１人減の１４人となっており、受験者数は年々減少する傾向にあります。新採用職員の獲得も難しくなっている中で、途中退職や転職する職員もいるため、安定した職員体制の確保が課題となっております。

続きまして、（３）につきましてお答えいたします。町の基本的な考え方は、限られた予算で最大の効果を上げることですので、職員体制や人件費においても同様の方針で運営してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○狹守勝義議長 第７番、吉本秀二議員。

○７番（吉本秀二議員） （１）から（３）は関連がありますので、一括で再質問をさせていただきます。

まず初めに、全ての課長さんにご出席をいただきました。業務の効率的な運営という題を出しながら、全員の出席を願ひまして、大変恐縮には思っておりますけれども、行政改革、やはり１つの所属だけではなく、全ての課に関することですので、やはり議場の中で一緒に共有していただくのがいいのかと、このように考えまして、一見無駄のように見えますけれども、縦割りだけではなく、問題の共有を図っていただくということで、ご出席をいただきました。

私のほうで少しお話をさせていただきたいのですが、グーグルのジェミニ、これでいろいろ検索をしますと、行政改革の中身は、国や地方自治体における行政改革は、主に組織の簡素化、事務の効率化、デジタル化、民営化、官民連携の３つを柱としており、肥大化した組織をスリムにし、持続可能な財政運営と住民サービスの持続、向上を目指す取組です。組織の簡素合理化組織、機構の見直し、縦割り行政を打破し、時代の変化に合わせて部署の統廃合や再編を実施する。事務の効率化、デジタル化の推進、ＡＩや行政手続のオンライン化、ＤＸを推進し、住民の利便性向上と庁内の事務コスト削減を図る、このようにジェミニでは答弁をさせていただいております。

本題に入る前に、資料の説明をしながら、その中で問題点を少し確認をさせていただきたいと思ひます。まず、資料１は、嵐山町令和８年一般会計予算の給与明細書になります。資料２は、近隣

自治体の職員体制及び人件費比較表です。資料1の各町の給与明細書を基に、資料2を比較した表になります。比較した自治体は、滑川町、川島町、ときがわ町、小川町の5町です。比較項目は、面積、人口、令和8年度一般会計予算額、級別職員数、一般会計予算書の給与明細書で示された一般職員数、会計年度任用職員数、給料・報酬、給与費、共済費とその合計になります。

給料は会計年度任用職員以外の一般職で、報酬は会計年度任用職員になります。給与費の中身は、資料2では、管理手当、期末手当、勤勉手当、時間外手当、その他としておりますけれども、その他の中身は、資料1の一番下の表にございます地域手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、日直手当、休日勤務手当、管理職員特殊勤務手当等を合わせた額になります。共済費といえますのは、市町村共済組合負担費と社会保険料等になります。人件費は、このほか特別職費と退職金が含まれるわけですが、ここでは人件費は一般職員の給与費等の合計額を指しております。

一般質問資料3は、6町の職員体制の詳細を表にしたものです。級別一般職員数というのは、各自治体の条例で定めた給料等級であります。各自治体の条例により多少異なりますが、嵐山町の場合は1級、2級は主事、3級は主任、4級は首席主査及び主査、5級は副課長、6級は課長、副参事、7級は課長、参事、技監になります。表の中の括弧の中は、全職員に示す等級ごとの割合になります。その中で、再任用短時間勤務職員がいますが、外数で表している町が多いのですが、ときがわ町は114人の中の内数で示しています。

次に、会計年度任用職員ですが、勤務形態がいろいろあり、フルタイムの方とパートタイムの方がいます。パートタイムも、期末手当や勤勉手当のある方、ない方、社会保険料のある方、ない方があるようです。滑川町は、パートタイム97人です。再任用短時間勤務員3人を含めて、計100人になります。その右の表の給与明細書に示された、一番右のほうになりますけれども、会計年度任用職員以外の職員数は122人とされております。吉見町は、パートタイム95人に、再任用短時間勤務員の1人を入れて96人になります。フルタイムの12人は会計年度職員に含まれず、級別一般職員にも含まない会計年度職員以外の職員数に入れて、173人になっています。また、川島町はフルタイムの14人は会計年度任用職員として、パートタイムと合わせて130人とし、給与明細に示された会計年度任用職員以外の職員数は、級別一般職の144人に、技能職員4人を合わせた148人になっております。この表記が一番この中で正しく表記されているのではないかと私は思っております。

一方、ときがわ町と小川町は、級別一般職員数よりも給与明細書に示された会計年度職員以外の職員数が、ときがわ町は級別職員数より10人多く、124人になっています。小川町は、39人多い220人になっていますが、これはフルタイムの会計年度任用職員でもなく、級別一般職員にもカウントされない扱いになっています。

資料4、会計年度任用職員以外の一般職員職務区分別比較表。これは総務省の資料で、令和7年4月1日付のものでございますけれども、これを見ていただきますと、3段あります。一番下の欄の真ん中に、普通会計で、嵐山町が117人、滑川町が112人になっています。資料3の級別職員数が、嵐山町

は128人と11人多く、滑川町も123人で11人多くなっています。それぞれの町によって、級別一般職員、再任用短時間勤務職員、会計年度任用職員、会計年度任用職員以外の職員の扱いが、それぞれ違うことを説明をさせていただきました。

そこで、嵐山町の職員の扱いについてお伺いいたします。まず、令和8年4月1日職員表を見ますと、定年前再任用短時間勤務員が1人いらっしゃいますし、先ほどの11人は会計年度任用職員以外の職員なのか、会計年度任用職員なのか不明であります。この扱いについて、分かりやすく説明をしていただきたいと思います。

○狛守勝義議長 答弁を求めます。

馬橋総務課長。

○馬橋 透総務課長 すみません、質問をもう一回お願いできますか。どの部分。すみません。

○狛守勝義議長 では、もう一回、吉本秀二議員。

○7番（吉本秀二議員） 嵐山町の場合は、表1を見ていただきますと分かるのですが、一般職の総括のところに、128人一般職で載っています。職員数と書いてあるところに。これで、括弧で117人と書いてあるのは、これは会計年度任用職員の数なのです。一般職の128人という数字は、私の資料の4を見ていただきたいのですが、総務省に報告してある普通会計職員というのが117人になっているのです。ということは、この一般職の128人というのは、11人がどこに所属しているのか分からない。多分これは、吉見町、川島町はフルタイムで入れていると思うのですが、小川町、ときがわ町、嵐山町、滑川町は、嵐山町はもう一般職のところに入れ込んでおります。ときがわ町と小川町は一般職でもなく、また会計年度職員でもなく扱っているのですが、この職員の数はどこにカウントしているのか教えていただきたい、このように思っております。

それと、再任用の短時間の勤務員はどこに入れているのか。会計年度任用職員に入れているのか、一般職に入れているのか、この辺について説明をしていただきたいと思います。

○狛守勝義議長 馬橋総務課長。

○馬橋 透総務課長 お答えいたします。

この資料の数字が、逆にどのところから持ってきているのかというのがちょっと分かっていないのですが、基本的には一般職というのは正職員を指しておりまして、会計年度任用職員というのはそれ以外という形で認識しております。

あと、再任用職員につきましては、正職員のほうでカウントしております。

以上です。

○狛守勝義議長 第7番、吉本秀二議員。

○7番（吉本秀二議員） その一般職というのが、会計年度任用職員も一般職に含んでいるのではないかと私は思っているのですが、その点についてお伺いします。

○狛守勝義議長 馬橋総務課長。

○馬橋 透総務課長 お答えいたします。

会計年度任用職員につきましてはパートタイムという扱い、パートタイムですので正職員のほうにはカウントしておりません。

以上です。

○狛守勝義議長 第7番、吉本秀二議員。

○7番（吉本秀二議員） この一般職という128人は、会計年度任用職員は一人もないということでよろしいですか。

○狛守勝義議長 馬橋総務課長。

○馬橋 透総務課長 入っていません。

○狛守勝義議長 第7番、吉本秀二議員。

○7番（吉本秀二議員） 分かりました。そうしますと、嵐山町では会計年度職員というのは、この一般職の中に含んでいないということによろしいわけですね。分かりました。まずその辺の区別を、ひとつはっきりしておきたいということがありました。

これは何でそういったことを聞くかといいますと、後で説明いたしますけれども、続いて質問のほうに入っていきたいと思います。

資料5を見ていただきたいのですが、総務省資料の会計年度任用職員の職務内容別、勤務形態別に集計されていますけれども、合計で118になっています。これは先ほど説明を受けましたけれども、フルタイム、パートタイムとありますけれども、パートタイムの19時間25分以上、19時間25分以下に分けられておりますけれども、この19時間25分の意味するところは何でしょうか。

○狛守勝義議長 馬橋総務課長。

○馬橋 透総務課長 こちらは、町のほうで社会保険に入る職員と入らない職員の時間帯でございます。

○狛守勝義議長 第7番、吉本秀二議員。

○7番（吉本秀二議員） 指名されていますから質問します。

それでは、それは社会保険料だけで、いわゆるボーナスとか勤勉手当とか、そういったものには反映はしないということによろしいですか。

○狛守勝義議長 馬橋総務課長。

○馬橋 透総務課長 お答えいたします。

勤勉手当等にも反映しております。その時間帯によって勤勉手当が出る、出ないというところの区切りでもあります。

以上です。

○狛守勝義議長 第7番、吉本秀二議員。

○7番（吉本秀二議員） そうしますと、嵐山町も同様に19時間、失礼いたしました。この時間の区

切りでよろしいのか、それとも規則で別の時間があるのか、お伺いします。

○狹守勝義議長 馬橋総務課長。

○馬橋 透総務課長 嵐山町もこの時間帯でやっております。

以上です。

○狹守勝義議長 第7番、吉本秀二議員。

○7番（吉本秀二議員） 分かりました。

嵐山町の給与明細書は、資料1のとおり、特別職の給料明細があり、次に一般職の総括給料明細があります。資料1です。一番上の段が特別職、真ん中が一般職の総括、そしてその下がこの中身になっております。他の町を見ますと、特別職の給与明細、一般職の総括、続いて会計年度任用職員以外の職員の給与明細、そして会計年度任用職員の給与明細が掲載されています。その中に社会保険料が記載されております。当町は、なぜ会計年度職員の表を区別して明確に載せていないのか、お伺いをいたします。

○狹守勝義議長 馬橋総務課長。

○馬橋 透総務課長 お答えいたします。

申し訳ありません。特に理由は承知しておりません。

以上です。

○狹守勝義議長 第7番、吉本秀二議員。

○7番（吉本秀二議員） 中嶋副町長にお尋ねいたしますけれども、総務課長もお務めになられておりますけれども、以前からこのような給与明細書なののでしょうか。私も1期務めまして、2期目でこういった質問をするのも恥ずかしいと思っているのですけれども、1期目の当時の予算書を見ましてもこのような形式のものでした。過去からこのような状況になっているのかお伺いいたします。

○狹守勝義議長 中嶋副町長。

○中嶋秀雄副町長 従前からこのような形で給与費明細については記載をさせていただいております。

○狹守勝義議長 第7番、吉本秀二議員。

○7番（吉本秀二議員） 先ほど社会保険料についてお伺いしましたがけれども、この社会保険料が会計年度職員の表に載ってこないことになるわけなのです。そうすると、人件費の総額が違ってくる、このようなことになるわけなのですけれども、これを改めていただけるわけにはいかないのでしょうか。他町と同じように3部構成の明細書にさせていただきたいと思っておりますけれども、いかがですか。

○狹守勝義議長 馬橋総務課長。

○馬橋 透総務課長 そちらの件につきましては、検討させていただきます。

以上です。

○狹守勝義議長 第7番、吉本秀二議員。

○7番（吉本秀二議員） もう一点、こうした給与、定員管理に関する資料に関してお伺いしたいのですが、私は本年度の一般会計予算からこの数字を出しておりますけれども、本来は決算書の数字を使いたいところであります。

そこで、総務省や県の資料を探しましたところ、市町村における給与、定員管理の状況が県のホームページの中にありました。随分詳しい、何ページにもわたる情報が載っております。地方自治体給与情報等公表システム、この中に63の自治体の状況が載せられております。それを基に、この一部を資料としたのが一般質問資料の7、各自治体の給与・定員管理に見る職員の平均給与月額の状態というものです。見ていただくとおり、嵐山町は令和5年、滑川町は令和5年と7年、吉見町は令和4年、川島町は令和4年、ときがわ町は令和5年、あとは埼玉県と国のを載せておりますけれども、年度がばらばらで比較になりません。このシステムに資料を掲載している状況を見ますと、滑川町は平成12年から令和7年までしっかりと載せてあります。ときがわ町は平成19年から令和6年まで、嵐山町は令和2年度から令和5年度まで、吉見町、川島町は令和4年度だけ、小川町は資料なし、こういった状況であります。令和5年度の数字は、令和4年度の決算の数字になります。なぜ嵐山町は過去の資料や令和6年、7年がしっかり載せられていないのか、お伺いしたいと思います。

○狹守勝義議長 馬橋総務課長。

○馬橋 透総務課長 お答えいたします。

理由につきましては承知しておりません。申し訳ありません。

○狹守勝義議長 第7番、吉本秀二議員。

○7番（吉本秀二議員） こういうシステムがあるわけですから、しっかり載せていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○狹守勝義議長 馬橋総務課長。

○馬橋 透総務課長 今後対応したいと思います。

○7番（吉本秀二議員） 遠回りをしてしまいましたが、資料2に戻ります。嵐山町と他の町の会計年度任用職員以外の職員数、会計年度任用職員数及び人件費を比較しますと、管内面積は嵐山町と滑川町はほぼ同規模、続いて吉見町、川島町、ときがわ町、小川町の順になります。人口では嵐山町と吉見町が1万7,000台前半で同規模、川島町が1万8,426人、滑川町が1万9,685人となり、ときがわ町は1万人、小川町は2万6,899人と、両町は4町と少し離れています。そうした中で嵐山町の一般職員128人、会計年度職員117人、これを他の町と比較してどうなのかというところを見ていきたいと思っております。

資料6、（1）、近隣自治体人口1万人当たりの職員数比率比較表を見ていただきたいと思います。資料を見ますと普通会計職員、一般行政職員に分けてあります。職員数は、普通会計職員は、

これは総務省に報告した数字で拾ってありますけれども、119、そして一般行政職員は100人になっております。これを人口1万人当たりで割ると、滑川町が56.22、嵐山町が67.94、他の町よりも低くなっているのが分かるかと思います。

(2)の近隣自治体一般職員人件費比較表を見ていただきますと、終わりのほうから3列目になりますか、総人件費に占める人口1人当たりの金額、これは滑川町が6万682円、嵐山町が6万6,135円、他の町と比べても嵐山町のほうが少なくなっております。会計年度任用職員以外の職員1人当たりの人件費を見ますと、嵐山町は786万1,625円で、これは他町よりも多くなっております。これにも原因があるのですけれども、その隣の一般会計予算に占める総人件費のパーセントですけれども、滑川町が13.56、嵐山町が15.47、他の町よりも低くなっておることが分かります。こうして比較してみますと、総じて同規模の吉見町、川島町と比較しても、評価できる状況だということがうかがえます。

そこで、先ほどのA Iのジェミニに評価を伺ってみました。嵐山町の職員体制や人件費の状況の評価。これにつきましてA Iでは、嵐山町の職員体制や人件費の状況は類似団体と比較して適正な水準に管理されている。一方、人口減少や高齢化といった地域問題に対応するための組織の柔軟性確保が今後の大きなテーマとなっております。職員体制の状況、定員管理の適正化。総務省の調査によると、嵐山町の職員数は類似団体と比較して極端に多くはなく、行政サービスの維持に必要な体制を保ちつつ、計画的な定員管理が行われています。専門人材の確保。高齢化に伴う福祉事業やインフラの老朽化に対するための土木技師などの専門職確保が、近隣の町村、滑川町、小川町などと同様に重要課題となっております。人件費の状況、給料水準。国家公務員や県内市町村の基準に準拠しており、一般行政職の給料月額や平均年齢は適正な水準にあります。健全な財政運営。普通会計における人件費比率は法定の財政健全化基準を大きく下回っており、財政運営を圧迫するほどの過度な負担になっていません。今後の課題としては、総じて健全な財政といえますが、今後は以下の点で評価や見直しが求められます。少子高齢化への適応。高齢化率が埼玉県平均よりも高い水準にあるため、福祉介護分野の行政需要が増大しています。既存の枠にとらわれない柔軟な人事配置が必要だと、このようにA Iも答えてくれているわけなのです。

しかし、嵐山町と面積がほぼ同様で、人口が当町よりも2,500人多い滑川町が、職員数も少なく、一般職の人件費も合計で96万1,000円低いという状況があります。しかし、通常であれば取り立てて、ここで問題といたしますか、こういった議題に上げることもないのかもしれませんが、当町は学校統合、新校建設、令和11年4月開校に向けて取り組んでいるところであります。総費用が60億円を想定して、30億円は国からの補助金、残る30億円は基金から10億円、20億円を起債でもって充てる計画でありました。しかし、イラン戦争が勃発したことにより、石油製品を中心とした国際的に物価高騰という状況になっており、国からの補助額も50%も危うく、35%程度になることも懸念される状況にあります。現在、鋭意当局では努力されているところでありますが、仮に35%の内示

であっても、35億円の起債になった場合でも赤信号がつく状況ではないという見解ではありますが、業務の効率化を徹底して行い、起債の償還計画に反映させ、町民の理解を得る必要があるかと考えております。

職員体制、給与、報酬面を滑川町と比較してお伺いをさせていただきたいと思います。

その前に、当町の令和8年一般会計予算書の給与明細書の内容について確認をさせていただきます。まず、当町の給与明細書に、児童手当1,862万7,000円が入っていないのですね。これはなぜでしょうか。お伺いします。

○狛守勝義議長 答弁を求めます。

馬橋総務課長。

○馬橋 透総務課長 すみません、児童手当でよろしいですか。

○狛守勝義議長 第7番、吉本秀二議員。

○7番（吉本秀二議員） 児童手当です。

○狛守勝義議長 中嶋副町長。

○中嶋秀雄副町長 児童手当につきましては、いわゆる給料、それから職員手当等の中の一部になっておりませんので、この給与明細の中には入っていないということでご理解いただきたいと思います。

○狛守勝義議長 第7番、吉本秀二議員。

○7番（吉本秀二議員） 児童手当は、2か月に1度の支給で、職員の個別の口座等に直接振り込まれるかと思います。したがって、給料明細には載ってこないのが通常だと思います。しかしながら、児童手当が給与費等に入るか入らないかという議論になりますと、これは私は入ると思います。実際に各町では、児童手当を個別で設けて入れているところと、共済費に含めて入れさせてくださいと入れているところとあります。全然入っていないのは、小川町と当町でございます。したがって、児童手当も人件費に含めるべきだと私は思っております。いかがでしょうか。

○狛守勝義議長 中嶋副町長。

○中嶋秀雄副町長 他の市町村につきましては、この給与明細の記載の仕方については、先ほど申し上げましたように、検討させていただきますといいたいでしょうか、調査をさせていただきたいというふうに考えておりますが、基本的にこの給与費明細というのは、いわゆる職員の給料、それから職員手当、これについての明細というふうに考えておりますので、本町では今まで児童手当についてはその種類の中には入らないということで記載をしていないということでございます。

今、議員がおっしゃいましたような形の他の手当等について、他の市町村でどのような記載をしているのかというのは改めて調査をさせていただきたいと、その上で検討させていただきたいと考えております。

○狛守勝義議長 第7番、吉本秀二議員。

○7番（吉本秀二議員）　それが人件費に入るか入らないかで、やはり1,800万円なりの他町と変わってきますので、ぜひそれは含めるべきだと私は思っていますので、ご検討をお願いしたいと思います。

それと、先ほど来、社会保険料、あるいはこういった児童手当、それから先ほど県のほうの統計の表記、こういったものについて、やはりしっかりやっていただいて、情報の透明性をしっかり確保していただきたいと。我々資料をいろいろ取り寄せたりする側から見ますと、そういったことは非常に重要になりますので、ぜひそれをお願いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○狹守勝義議長　中嶋副町長。

○中嶋秀雄副町長　人件費という考え方の中で、今会計年度職員についてかなりご質問いただいております。会計年度職員に関しましては、従来はいわゆる……今会計年度職員さんについては本当に一般職並みの期末勤勉手当、そういったもの、それから待遇面での同じような扱いの形になってきておりまして、本当に一般職員と会計年度職員の区別といえましょうか、その辺が非常に不明確になってきているという中で、一般職員と会計年度職員という同一的な形での取扱いをされているということになってきているということは認識しております。以前は、本当に臨時職員、あるいはパート職員という取扱いで、日々雇用の方たちを本当に臨時的にお雇いをするという形の中での賃金という中で物件費的な取扱いをされていたというところが、今は、今議員がおっしゃるように、一般職員との、いわゆる給与面だとか職員手当関係についても同一的な形になってまいりましたので、そういった人件費としての一体的な扱いということが必要なのではないかという意味でのご質問というふうに聞いております。この辺については、再度申し上げますように、他の市町村等は人件費の中に含めた形で記載をされているという、そういった今お話もございましたので、改めて調査をさせていただいて、検討させていただきたいということで考えております。

なお、ちょっと答弁が長くなって申し訳ございませんが、非常に今議員のご提案いただきました資料、大変興味を持って勉強させていただきました。私のほうから一旦申し上げますのは、嵐山町の職員計画につきましては、今議員がおっしゃっていただいたこの資料に基づきまして、嵐山町の定員管理計画というのを令和7年度から11年度について作成をしております。この一番基本となっている資料というのが、今議員がおっしゃっていただいた、いわゆる類似団体別の、この類似団体というのは、これ令和6年度、これ7年度からつくっておりますので、6年度を参考にしております。この類似団体というのは、人口1万5,000人以上2万人未満、人口では。それから、産業構造での2次、3次産業何%以上という、そういった全国での、嵐山町と本当に産業構造的にも、また人口的にも似たところを比較した表でございます。57団体ございまして、この中で今議員がおっしゃっていただいた人口1万当たりの職員数、いわゆる普通会計別、それから一般行政部門という、この2つの部門で比較をしております。埼玉県は滑川町は、57団体中、上位から3番目。普通会計に

おいては3番目です。そして、一般行政部門においては1番です。嵐山町は、普通会計上は9番。57団体中9番。そして、一般行政上は11番。こういった数字が、今議員がおっしゃっていただいた嵐山町としては、それほど全国に比べて低い数字ではないというA Iの評価だというふうに考えております。

これを基にして、令和7年度から令和11年度の定員適正化計画というものをつくっております。相対的な人数としますと、普通会計上では130という数字……失礼しました。令和6年度ですから、令和6年度においては一般行政では100人、それから普通会計では119人という、相対の人数としては143人というのが令和6年度の嵐山町の数字でございます。そして、これを基にして11年度までの会計職員の相対的な人数を定めておまして、令和7年から令和11年まで、144人というのが変わらず、一応の目標人数という形になっております。それに比較して、今現在マイナスの……今139名ということですので、その定員適正化計画から見ると、今現在マイナスの5名という数字で推移をしているということです。この数字については、一応の適正化計画上の目安ではございますけれども、これを上回らないというのが最低限、なおかつ会計年度職員についても減数をしていくということを原則として毎年度、町長のほうからも指示を出していただいております。

こういったことを前提にして、それぞれの部門別の職員数というのは、それぞれの町村によって課も違いますし、例えば教育部門ですとかそういったものと、幼稚園、保育園があるとかないとかという中でも人数は変わってまいります。そういった中では工夫が必要かと思いますが、今の現在ではこの定員管理計画の中に基づいて、これを上回らない適正な数字で推移をしていくということを基本にしているということを申し述べさせていただきます。

いずれにしても、議員からご質問の件につきましては、調査すべきは調査して、検討をさせていただきたいというふうに考えております。

○狛守勝義議長 第7番、吉本秀二議員。

○7番（吉本秀二議員） これから質問に入るところを副町長からもう答弁いただいたような感じになりましたけれども、ぶり返しになるような質問になってしまうかもしれませんけれども、そういう答弁をしっかりしていただきたいのです。やはり今日傍聴にも来ていただいておりますけれども、町が厳しい財政状況を強られる中で、どういうふうに人件費とかそういったものを行っているのだろうかと、そこはやはり議員としてもお問合せというのですか、追及をしていきたいと、このように思っております。やはり確認をしておかないとならないというところで、私この一般質問を考えたわけです。また少し続きますので、答弁は重複しても結構ですけれども、お答えいただいたりすることはあると思います。

それで、表の2ですか、これを見ますと、嵐山町は、合計のところを見ていただきたいと思うのですが、滑川町と給料の、給料ですから、これは会計年度以外の職員になりますけれども、嵐山町のほうが1億円余り多くなってしまうのです。これの人件費が1億円、滑川町より1億円多

いという状況をどのように分析されているのか、ちょっとお伺いしてみたいと思います。

○狹守勝義議長 馬橋総務課長。

○馬橋 透総務課長 お答えいたします。

まず、滑川町と比較をしていませんので、その辺りの分析というのは正直できませんが、嵐山町の人件費につきましては、先ほど副町長のほうからも説明ありましたが、定員管理計画という下に人数を決めておりますので、その人数の中で配置して、給与額につきましては人事院勧告等により事前に上がってしまうものですので、給与表で定められたところに職員それぞれ配置されていますので、その総合計というところで人件費出ますので、それがたまたま滑川町と比較すると差が出るところかと思うのですが、滑川町については、議員のこの表を見ますとかなり若い方が人数的に多くいらっしゃいますので、その辺で基本給のところが大分差があるのかなというところを感じております。

以上です。

○狹守勝義議長 第7番、吉本秀二議員。

○7番（吉本秀二議員） そのとおりだと思うのです。私、資料を、幾つだったですか……ばらばらの年度になっていたやつです。資料7ですか。これを見ますと、平均年齢というのが、嵐山町は42.7歳、滑川町は38歳、これは令和4年度の数字か5年度かは知りませんが、毎年多少は変わってくるものなのですから、いずれにしても滑川町よりも平均年齢が上だということで、給与費が多くなるということは分かります。

それと、やはり人員で、滑川町よりも6人多いということになりますと、嵐山町の1人の職員の、その表にも書いてありますけれども、786万円ぐらい1人の職員に人件費がかかるということになりますと、6人掛ける786万円ということになりますれば、やはり5,000万円近い人件費が多く増えるわけであります。そういったところを、これでも足りないのだと言われるかもしれませんが、比較した場合にはそうなるということをお示しをしておきたいと思ったわけであります。

それと、滑川町さんのほうと比較しますと、資料の4を見ていただきたいのですが、いろいろ資料が多くて申し訳ないです。これは総務省で出した資料ですが、これを見ますと、各部門における人員、農林水産は幾ら、商工はどのくらい、土木はどのくらいという、そういった数字で職員数が示されております。これは、先ほど副町長からもご答弁があったとおり、嵐山町の場合は健康いきいき課と長寿生きがい課、それが非常に職員数が多い。また、滑川町と嵐山町の事情が違うという点では、子どもの数が多いということで滑川町は幼稚園の数が多くなっている。水道事業では、滑川町は県水を使っているし、嵐山町は町経営の事業でやっているということで、そういったところが数字が多くなる。やはりその町、その町の力の入れ具合、重点、それとその町、その町の事情によって職員の数も変わってくることはよく分かります。先ほど副町長からもご答弁をいただきましたけれども、そのとおりだと思っております。

ただ、滑川町と嵐山町を比較して、組織構成を見ますと、嵐山町は少し細分化されているのです。総務課と地域支援課の2課があるところを、滑川町は総務政策課で1つにしています。また、嵐山町は農政課が独立していますけれども、滑川町の場合は産業振興課に入れております。教育委員会は、嵐山町は3課ありますが、滑川町は生涯学習課も含めた事務局1つであります。これは当町の事情がありますので、課が多くなって、これも当然かということで理解はしております。

そこで、各町の組織機構を調べてみますと、嵐山町は15課1局、滑川町は10課2局、吉見町が12課1局、川島町は10課1局1室、ときがわ町は11課1局、小川町は15課1局になっています。やはり組織の機構を細分化しますと、職員定員の増加につながるのは、これは間違いのないところかなとは思います。細分化につきましては、専門性が高まって特定の行政課題に深く対応できるというメリットがある一方、縦割りの弊害、それから業務の全体の適正に阻害がある、それから町政コストの増大を招く、必ずしも効率的とは言えないのではないかというケースが多いと、こういうこともA Iで指摘をされております。この点に対する町としての考えをお伺いしたいと思っております。

○狹守勝義議長 中嶋副町長。

○中嶋秀雄副町長 課の構成に関するご質問をいただきました。

今議員からおっしゃっていただいたように、課の構成についてはそれぞれの市町村の実情がまず1点あるということ、それから当町で言えば、新校建設に向けての統合建設の新課をつくってあるということも1つの要素であります。そして、課を統合するということは、以前行政改革の大きな流れの中では、課を統合して職員数を減らすというのが一つの考え方でございまして、いろいろなところで、嵐山町もそうなのですが、課を統合したり、再編をしたりという形でやってまいっております。現在でも課の統廃合については、実情に応じて、今の職員数を増やして課を増やそうということは再三申し上げますように考えておりませんので、現在のいる職員数において適正な配置、そして一番仕事のしやすい環境づくりをしていくと、しかも中で十分意思疎通が図れるということを考えています。

例えば本年度におきましては、上下水道課においては課の統合はしておりませんが、上下水道課の中で今までは下水担当、上水担当という2つの担当を置いておりますが、今回これは中において1つの係にしまして、上下水道担当の施設と管理という形に変えております。それから、税務課におきましても、今までは町税の中で固定資産と町民税という係を2つ置いておりましたが、これも課税担当という形で1つにしたりとしておりまして、限られた職員数の中で課の中での配分、それから今議員がおっしゃられたように必要に応じては課の再編ということも十分考えながら人事配置を行っているということでございまして、現状は今の課の体制が一番やりやすいと、職員も機動しやすいということで考えておりますが、必要に応じて長の命を受けて、それぞれの年度において必要な課の配置というのは当然考えてまいりたいと考えております。

○狹守勝義議長 第7番、吉本秀二議員。

○7番（吉本秀二議員） ぜひそういった方向で、私は今の体制が悪いとか、そういったものは持っているわけではない。資料もないですし、そういうあれは持ち合わせているわけではありませんけれども、他の町と比べて比較はできるわけなので、そういったところは少しは検討のあれはあるのかなというふうには思っております。

それと、これはあまり、言おうか言うまいか今朝まで迷っていたのですけれども……管理職手当なのですけれども、決して多いとは思っておりませんし、モチベーションを下げるようなことがあってはならないと思っていますけれども、ただほかの町と比較すると、ほぼ嵐山町と同じ形態になっております。ほぼ同じです。ただ、1町、2町においては、それよりも低い額でというところもあります。これについてはちょっと触れません。非常に私、身近にいて、一生懸命やっていたらしゃるのもよく分かるし、これはちょっとやめておきます。

ただ、資料9を見ていただきたいのですけれども、これは特別職、町の三役、それと議員、それとその他の特別職の表になります。これを見ますと、三役の皆さんの報酬というのはほぼ変わらない。議員につきましては、滑川町と比較しますと、嵐山町は1人少ないのに6,751万5,000円かかって、約1,000万円余り多いなというのを感じております。報酬そのものも少し多いのですけれども、共済費が滑川町はかけていないのです。それで、小川町も共済費かけていないのです。24万ありますけれども、これは事務手数料ぐらいのものだと思っております。だから、この議員の共済費、議員いらっしゃいますから何言っているのだと言われるかもしれませんが、そのところまで議員の中で話をしているわけではありませんけれども、これも昔からのいろいろあつてのことだと思うのですけれども、こういったところでないところもあるのだなということがありまして、ひとつそういったのを紹介だけはさせていただきたいと思います。これについてもコメントは求めませんし、これ以上のものはありません。

それと、次に行きますけれども、資料の5を見ていただきたいのですけれども、会計年度任用職員の職務区分別比較表です。この表は、会計年度任用職員というのはどんな方がいらして、どんな種目の方がいらっしゃるというのは我々はちょっと分かりません。普段いろいろお話聞いていて、説明もあるのかもしれませんが、看護師とか保育士さん、あるいは技能職、労務職とか教員やら図書館員とか、こういったふうに分かれていて、それぞれ職員数がそこへ載っているわけです。これも総務省の資料から引いたものなのですけれども。これで、先ほど19時間25分の勤務ということをお伺いしたわけなのですけれども、この表で19時間25分以上の勤務員を合計で見ますと、嵐山町は47人、滑川町は75人。それで、19時間25分未満の職員を見ますと、嵐山町は71人、滑川町さんは14人なのです。これを見ますと、当町は非常に会計年度任用職員の厳しくいろいろ働いていただける方法を考えていらっしゃるのではないかとということが読み取れるわけなのです。

ただ、私も議員でございますので、これが果たして適正なのかどうなのかということも、やはり一言お伺いはしておかなければいけないのかなと思います。令和7年12月25日付で総務省の自治行

政公務員部長から通知が出ているわけですが、会計年度任用職員制度の適正な運用ということが出されております。中身は、財政上の制約のみを理由とした給与費の抑制につながらないか、フルタイムの時間より僅か15分を短くしてパートタイムの位置づけしていないか、そういったことは抑制していただきたいというような通知になっていると思います。短時間勤務員に偏り過ぎると、人材の確保の困難性とか、離職率の上昇及び1人当たりの勤務時間が短いと引継ぎや確認作業が増えて、チーム全体の連携に時間がかかるようになり、結果として事務処理のスピードが低下し、フルタイム職員のサポートが増大するということが指摘もされております。多くの町民に労働の場を与えていただくということも大切です、働いている方のモチベーションを高めるために、仕事がしっかりこなせる労働時間といったこともあると思います。この辺も見えていく必要があると思いますので、総務省の通知にあるような臨時、非常勤の職の適正化を図りつつ、いかに財政面、業務面の効率を図っていくか、こういったことも課題の一つかと思いますけれども、これについての町の考えについてお伺いしたいと思います。

○狹守勝義議長 馬橋総務課長。

○馬橋 透総務課長 答えいたします。

会計年度任用職員の方の働き方につきましては、今議員おっしゃったとおり、その財政面と働き方を求めると、相反するところは当然あるかと思えます。嵐山町におきましても、そういったところを一応吟味しながらやっているわけなのですが、実際に働き方といいますか、希望する働き方というものもございまして、そういったところも、こちらが長く働いてほしいというところもある、希望しても、相手が短時間でやりたいとか、隙間の時間を使って働きたいとか、そういった希望もたくさんありますので、そういった実際に働き方の希望も聞きながらやっていきたいと思えます。

以上です。

○狹守勝義議長 ここで暫時休憩といたします。再開は11時20分といたします。

休 憩 午前11時02分

再 開 午前11時20分

○狹守勝義議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎発言の訂正

○狹守勝義議長 ここで馬橋総務課長より、追加の答弁の申入れがありましたので、許可いたします。

○馬橋 透総務課長 申し訳ありません。

それでは、吉本議員の一番最初の質問で、表1の職員数の人数128人と、それから資料4の普通会計117人で、11人下がるけれども、この差は何でしょうかという質問でした。これにつきましては、

公営企業会計の人数が11人でカウントしておりますので、その違いでございます。

それから、表1の共済費につきまして、会計年度任用職員の社会保険料が入っているかどうか分からないというご質問だったのですが、こちらは含まれているということですので、訂正させていただきます。

以上です。

○狛守勝義議長 それでは、第7番、吉本秀二議員の質問事項1の再質問からお願いいたします。どうぞ。

○7番（吉本秀二議員） ここまでは行政改革の組織機構について滑川町と比較させていただきました、いろいろ検討の素材の一つとして提示をさせていただきました。

もう一つの課題は、業務の効率化による行政改革についてであります。業務の効率化といえば、A I、D X、行政手続のオンライン化などにあると思います。12月の定例会で小林議員から、生成A Iの導入の町の考えについてもお尋ねされております。まずは会議録の作成といった答弁でございましたけれども、これにつきましても議会事務局や教育委員会、農業委員会等におきましては、近々の一つの課題といたしますか、取り組まなくてはならないところかなと思っております。

そこで、私、またA Iに、埼玉県でA Iを活用している町はどこかという質問をいたしました。埼玉県でA Iを活用している自治体としては、長瀨町や志木市などが挙げられます。さらに県内15の市町、熊谷、所沢、東松山が共同で生成A Iの導入を進めており、県内各地の業務効率化や市民サービスの向上に向けたA I活用が広がっています。埼玉県内における具体的なA Iの活用の取組は以下のとおりですということで、長瀨町はA Iアバターの活用。長瀨町では、町公式マスコットキャラクター「とろにゃん」を3DのA Iアバター化し、窓口業務や観光案内などに活用する実証実験を行っているということです。また、生成A Iの共同利用ということで県内15市町、埼玉県では熊谷、所沢、東松山、深谷、草加、蕨、戸田、朝霞、志木、久喜、北本市、富士見市、坂戸市、吉川市、伊奈町、こういったところがセキュリティーを確保しつつ、文書作成や要約などの業務をA Iで効率化し、行政サービスの向上やコスト削減を図っていると、こういうように教えていただいたのですが、当町においてもD X等の活用というものが進められていると思うのですが、特に税務課においては、私は以前、青色申告ですか、申告などに行っても、以前と比べて現在のほうが随分進化しているなというふうに実感として感じております。

税務課においてA Iの活用の実態、また今後における課題等がありましたら教えていただきたいと思います。

○狛守勝義議長 金子税務課長。

○金子 守税務課長 お答えいたします。

税務課でA Iを利用した業務があるかということでございますが、特にA Iを使った業務につい

てはございません。

また、税務業務についてD Xが進んでいるかということでございますが、D Xとしましてはe L T A X、そちらを利用させていただいて、確定申告、そういったものについても今はデータ連携によりまして、それを町のシステムにそのまま取り組むようなことができるものでございます。

また、滞納者の預金調査、そういったものにつきましても、以前は郵送で照会のほうを行っていたものが、現在はインターネットでまとめて依頼ができてまして、口座があるかないか、そういった状況について、取引状況についてネットで回答をもらえるような業務を行っているところでございます。

以上でございます。

○狹守勝義議長 第7番、吉本秀二議員。

○7番（吉本秀二議員） これもA Iで聞きますと、税務課のD Xで証明書のコンビニ交付サービスの導入や埼玉県電子申請届出サービスを通じた手続のデジタル化が進められています。これにより、窓口へ行かずに24時間いつでも申告や証明書の取得が可能となっています。嵐山町における税務D Xの主な取組状況は以下のとおりですということで、取組状況として、マイナカードを利用して全国のコンビニエンスストア等でマルチコピー機で課税証明書などが取得できますと。オンラインの埼玉県が提供する埼玉県電子申請届出サービスを活用し、一部の税務手続においてオンライン申請に対応しております。町村共同化の検討を国が推進すると。自治体D X推進計画に基づき、基幹システムの標準化・町村共同化による業務効率化に向けた検討とシステム導入が進められていますと、このように言っていますけれども、これについて税務課の実態として、このとおりでしょうか、多少異なるところがあるのでしょうか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○狹守勝義議長 金子税務課長。

○金子 守税務課長 お答えいたします。

吉本議員おっしゃったとおり、そういった業務について税務課ではD Xのほうを進めているところでございます。

以上でございます。

○狹守勝義議長 第7番、吉本秀二議員。

○7番（吉本秀二議員） それでは、活用されているということで、今後もさらに、多分窓口業務がまだまだ残っているという状況かと思います。そういったところにも人手も取られると思いますけれども、こういった電子システムで業務が処理できるようになると、さらに業務の効率化が進むと思いますので、ぜひそういった方面の努力をしていっていただきたいと思います。

それともう一つ、個人カードによる行政の業務の省略化というのですけれども、町ではマイナンバーカードは普及していると思いますけれども、これがどのくらい普及して、どのように効果的に活用されているかをお伺いしたいと思います。

○狹守勝義議長 柳澤町民課長。

○柳澤純子町民課長 それでは、私のほうからマイナンバーカードの普及状況につきましてお答えいたします。

前回までは、マイナンバーの交付率が80何%とか90何%とお答えしていたかと思いますが、今ではもう2回目の交付が始まっております。普及率が、2回目の交付の方もいらっしゃるということで、正確な今何%普及になりましたというのは分からないところなのですが、一度マイナンバーカードをつくった方が2回目をまたつくるという方の交付率は多いですので、満足して皆さんカードのほうを交付してもらっていると思います。

保険証と、あとコンビニ交付、あとは転出転入ワンストップなどで、この後6月の中旬からは外国人の方の在留カードもマイナンバーカードと一体化のほうが始まりますので、今後ともマイナンバーカードの普及のほうは継続して推進していきたいと考えております。

以上です。

○狹守勝義議長 第7番、吉本秀二議員。

○7番（吉本秀二議員） こうした個人カード等は、これがあることによって効率化につながっているか、住民サービスには随分つながっているということは承知しておりますけれども、業務の効率化という面ではいかがでしょうか。かえって何か業務が増えているとか、そういったようなこともあろうかと思いますが、そういったところではいかがでしょうかお伺いしたいと思います。

○狹守勝義議長 柳澤町民課長。

○柳澤純子町民課長 コンビニ交付の関係では、住民票と印鑑証明の交付があるのですが、全体から2割か3割ぐらいはコンビニのほうで取得している方が多くなっております。

あと、転出のときは、窓口に来なくても転出届をできるというシステムも進んでおりますので、若い方、一概には言えませんが、そういうDXのほうで得意な方はそういうのを進めていると思いますけれども、中には対面でのやり取りを希望する方もいらっしゃいますので、一概に窓口が効率化して人が少なくていいかとはいかない面もございます。対面でのやり取りの方も必要ですし、あとはコンビニとか転出のマイナンバーカードのオンライン化したほうも対応していかなければならない面もありますので、一概に効率化が進んだとは言えない面もございますけれども、町民課のほうといたしましては、限られた職員の数で仕事を回していかなければならないということで、職員と、また会計年度職員の方とも連携を密に取りまして、最大限力を発揮していけるように常に気を配っているところでございます。

以上です。

○狹守勝義議長 第7番、吉本秀二議員。

○7番（吉本秀二議員） それでは、教育現場におけるDXの活用というのはどのような状況になっておりますか、お伺いしたいと思います。

○狹守勝義議長 下村教育長。

○下村 治教育長 教育現場におきましては、まず子どもたちにはGIGAスクール構想で1人1端末、これが第2期のものがこの3月に入り、4月から運用されているところでございます。こういったものを授業に活用しているということ、それから校務につきましては、統合型校務支援システムが入ってございますので、こちらをもって効率的に校務を進めているところでございます。

以上でございます。

○狹守勝義議長 第7番、吉本秀二議員。

○7番（吉本秀二議員） さらに進めるような分野というのはあるのでしょうか。

○狹守勝義議長 下村教育長。

○下村 治教育長 まず、高校入試制度がこのところ、中学校になりますけれども、様々な手続が、これが電子化されています。願書から始まりまして、それから調査書等の書類につきましてもデータ上のやり取りで可能になっているということで、省力化が進んでおるところでございます。

また、今生成AIの形が出てございますが、生成AIにつきましては国のほうでも使い方等の指針を検討しているところでございます。こういったものを踏まえながら、学校現場でもどのように生成AIというのをこれから使っていくべきかということを考えていくようだと思っているところでございます。

○狹守勝義議長 第7番、吉本秀二議員。

○7番（吉本秀二議員） この質問につきましてはこれで最後にしたいと思いますけれども、町としてDXの今後の在り方について、小川の町長選で、小川の町長も選挙前にDXを進めた業務の効率化を図っていききたいというようなことを話しておられましたけれども、どこの自治体もみんなそうだと思うのですけれども、町としての、細かいところはなかなかこの場では難しいと思いますけれども、今後に対する取組をお願いしたいと思います。

○狹守勝義議長 馬橋総務課長。

○馬橋 透総務課長 お答えいたします。

DX化につきましては、当然入れていったほうが業務の効率化というところも進んでいきますので、ぜひ入れていきたいところなのですが、財政面のこともありますので、ここは研究しながら、どのような形が嵐山町にとって一番いいかということを検討しながら導入していきたいと考えております。

以上です。

○狹守勝義議長 第7番、吉本秀二議員。

○7番（吉本秀二議員） 大変ありがとうございました。これで1問のほうは終了したいと思います。

続いて、それでは大項目の2に入りたいと思います。

○狹守勝義議長 どうぞ。

○7番(吉本秀二議員) 都幾川桜堤は、約2キロにわたりソメイヨシノが約250本植えられています。昭和61年に学校橋から二瀬橋の間の約1キロに135本を植栽、昭和62年には八幡橋から二瀬橋の間の約1キロに117本を植栽されたものであります。ソメイヨシノはクローンであり、寿命が60年と言われております。植樹の時点で何年物だったかは不明ですが、結構大きな苗木であったと聞いております。したがって、樹齢45年程度と思われますが、外見上も相当傷んできている桜も見られます。そこで、以下について伺いいたします。

(1)、桜並木の老朽化に対する認識について。

桜並木の管理の状況について。

今後の危険木管理計画について。

都幾川桜堤に代わる新たな桜堤名所の計画の考えについて、よろしくお願ひしたいと思います。

○狹守勝義議長 それでは、小項目(1)から(4)について答弁を求めます。

中村企業支援課長。

○中村 寧企業支援課長 それでは、質問事項2の括弧について、1、2、3、4につきまして、関連がございますので併せてお答えいたします。

都幾川桜並木の老朽化につきましては、議員のおっしゃるとおり樹齢45年相当であり、公益財団法人日本さくらの会の樹木医による診断では、既に老木に近い状況であると認識しております。

管理状況でございますが、繁茂した枝、枯れ枝等の枝払いを現地の状況等に応じて実施しております。また、令和4年頃からクビアカツヤカミキリの被害が確認されたため、令和6年度には、本格的な防除として桜堤250本の桜に防除剤を散布し、7年度についても環境課により桜堤の桜の防除を実施しております。現在は、その効果もあってか、クビアカツヤカミキリによる被害は抑えられていると感じております。引き続き経過観察してまいりたいと考えます。

危険木管理につきましても、具体的な管理計画はございませんが、定期的な巡回や一般の方からの通報により緊急対応等を取ってまいります。

最後に、都幾川桜堤に代わる新たな桜名所地計画の考えでございますが、嵐山町きっての桜の名所は、都幾川桜堤以外に代えられないと考えますので、現在の名所である桜堤の樹木の長寿命化を見据えた枝払い等の適正な管理を継続してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○狹守勝義議長 第7番、吉本秀二議員。

○7番(吉本秀二議員) (1)から(4)まで同様に一括して再質問をさせていただきたいと思ひます。

○狹守勝義議長 どうぞ。

○7番(吉本秀二議員) この質問につきましては、私、平成30年9月30日の台風24号で都幾川桜堤の桜の木が1本倒木いたしました。枯れた木の根を見ますと、ふかふかに腐朽しておりましたこと

から、他の木の点検等についてもする必要があるのではないかとということで一般質問をさせていただきました。私もあそこは散歩コースで、毎日歩いているわけですが、最近とみに、今答弁にもありましたとおり、木が老木している、弱っているなというような感じを受けております。当時から既にもう10年になろうとしておりますけれども、これが昨日も畠山議員、それから宮本議員等から木の老朽に対する対応について質問がございましたけれども、やっぱり同様の趣旨に危険がまず一つあるかと思えます。あそこも道路にはみ出ておりますし、車が通っても、落下しても事故になると、倒れて人に当たればけがにも通ずるというようなことで、近々の対応が必要なのではないかなということで、今回も質問をさせていただきました。

まず、クビアカツヤカミキリによる被害ということで、私これ聞こうと思ったのですが、もう答弁で答えていただきましたのでよく分かったのですが、やはりそういった被害が確認されたということなのでは、具体的にそういった被害がどのくらいだというのは、桜を見て何本被害に遭っているということは確認されるものなのではないでしょうか、お伺いします。

○狛守勝義議長 中村企業支援課長。

○中村 寧企業支援課長 クビアカツヤカミキリにつきましては、具体的には約250本中の何本という特定した本数のほうは把握しておりませんが、私ども観光担当につきましては頻繁に管理用道路、町道のほうを通っておりますので、そこを見ますと半分ぐらいの桜にはプラスが、少ない量から大きい量までのプラスが半分ぐらいは確認されております。いずれにしましても、4年から少しずつ増えてきて、6年度に本格的な防除ということで、特定した樹木の散布ではなく、もう全ての桜並木の桜の防除ということで実施しております。

以上でございます。

○狛守勝義議長 第7番、吉本秀二議員。

○7番（吉本秀二議員） 現在における危険性の認識というのはどういったふうに感じておられますか。

○狛守勝義議長 中村企業支援課長。

○中村 寧企業支援課長 堤を全体的に見まして、枝のほうの一部枯れ始めているところがぽつぽつと見られます。頻繁に巡回をしていく中で、昨日も実は見てきたのですが、太い枝が桜の根元のほうに5か所ぐらいは落ちていました。風の強い時期ですとか、そういうときには頻繁にちょっと枝のほうは、通行を妨げるようなところには落ちないのですが、根元のほうに落ちておりますので、その都度職員でトラックで積み込んで処分し、また年に1回は、緊急性があるときはすぐにやるのですが、枯れた枝の伐採、そういったもので対応しておりまして、全体的に見ております。

以上です。

○狛守勝義議長 第7番、吉本秀二議員。

○7番（吉本秀二議員） 私もあそこは、先ほど言ったとおりよく通るのですけれども、確かに木の枝が、風が吹くと細いのはかなり落ちるのですけれども、太い枝が落ちています。直径10センチを超えるような大きな枝が落ちていると。見ると、もうすっかり枯れているという状況です。したがって、あそこの250本のうち、どの程度の枝が参っているのかというのは、なかなか目視だけでは難しいということがあろうかと思います。いろいろ検査もされているのでしょうけれども、全部検査が1本1本できているのかどうなのか、お伺いしたいと思います。

○狛守勝義議長 中村企業支援課長。

○中村 寧企業支援課長 1本1本の検査というのはしておりません。ただし、吉本議員が前回、平成30年に台風で1本倒れたときにご質問がありました翌年の4月、31年の4月に、日本さくらの会の樹木医のほうに見ていただきまして、それほどまだ何か処置を講じるといった桜のほうは全体的に見られなかったという診断結果が出ております。ただ、なるべく幹の下のほうから生えてくる枝のほうは小まめに伐採してください、摘み取ってくださいという診断をしていただきまして、さらにその5年後、令和5年に再び、実は樹木医に見ていただきました。そんなことで、今回も特に指摘はございませんでしたが、いわゆる伐採のほう、枝を落とすという作業は小まめにやってくださいということでございました。

これからも長寿命化を考えますと、1本1本というのは、枯れ始めたところは特に注意をして、その木だけは診断することは必要ですけれども、長寿命化を考えて、これからも5年に1回ぐらいは樹木医に見ていただく、答弁の中で管理計画はないと言いましたけれども、いわゆる樹木医に5年単位で継続的に見ていただくということは実施してまいりたいと思います。

以上です。

○狛守勝義議長 第7番、吉本秀二議員。

○7番（吉本秀二議員） 私もちょうと調べてみますと、樹木医に見ていただいたり、あるいは老朽化していくのを抑えとか、そういった対策を講ずると結構な費用がかかるということなのですが、現在、例えば樹木医に見てもらうときには費用はどのくらいかかる、あるいは桜の老朽化を防ぐ対策としてどのくらいの費用がかかるというものは出ておりますか。

○狛守勝義議長 中村企業支援課長。

○中村 寧企業支援課長 樹木医の診断につきましては、日本さくらの会の会員に当町となっております。負担金を年間5,000円ほど払っておりまして、こちらに出向いて見ていただくときは無料で見ていただいております。

また、維持管理の費用でございます。当初予算では、一応伐採のほうは11万円ほどを見ておりまして、それをうまく使って枝払い等をしております。また、防除のほうは別途費用がかかりまして、令和6年に防除をしたときは36万円ほどかかっております。また、7年度に環境課のほうで防除を行っていただいた際は、桜堤だけではなく、ほかの町立の幼稚園ですとか小中学校の被害木、そち

らのほうを全て併せて防除していただく中で50万円ほどかかっております。

以上でございます。

○狹守勝義議長 第7番、吉本秀二議員。

○7番（吉本秀二議員） あれだけの桜並木で、非常に見ていただく人も多くあるかと思います。

できれば長寿命化を図っていただき、長くもってほいただきたいと思うのですが、やはり朽ちてくるということは避けられないと思います。費用もかかりますし、羽生市でもやはり桜の伐採を公園でやったのですが、60本を一齐に伐採をしたということなのです。それでやはり1本伐採するのに8万円ぐらいかかったということなのです。ですから、今の、今後におければもっとかかるだろうと。今11万という費用を見ていただけますけれども、これが一齐にやはり伐採をするようになったときに厳しいのかなと思います。ある程度は、もう弱ってきた木は早めに間引きしていくということも必要なのではないかと、いわゆる桜堤のあそこの終えんを描いておかなくてはならないのではないかと思います。費用面とか、長寿化を図りながら終わりに向けて計画を立てていく必要があるのではないかなと私は思っているのですが、それでないとなかなか整備ができないと考えております。いかがでしょうか。

○狹守勝義議長 中村企業支援課長。

○中村 寧企業支援課長 お答えいたします。

私も一番すぐすぐ気にかかっているのは、クビアカツヤカミキリの被害です。私もいろいろなところで被害木を観察していますと、たちまち2、3年のうちに枯れてきます。それと比較すると、嵐山町の桜並木はまだ抑えられて、答弁でも言いましたけれども、抑えられているのかなと思います。そこら辺の枝の枯れ方を監視しながら、この250本の中で、1本だけちょっともう伐採したほうがいいのかないかなというものも実はあります。ただ、その1本だけです。そうしたものは、できれば更新をしていきたいと思います。更新すると、また苗を植えるわけですが、ソメイヨシノ自体が実はあまり病気に弱かったり、てんぐ巣病という病気に弱かったりしますので、日本花の会という、そういった財団法人がございます。そちらのほうでソメイヨシノに代わって推奨しているものが、ジンダイアケボノという品種でございます。ジンダイアケボノという品種は、ソメイヨシノ系の桜で、非常によく花が似ている。一重咲きで、形も傘型で、桜堤に植え替えてもなじむようなものでございます。伐採するようなものがあれば、そういったものに植え替えて景観を保っていききたいと、そのように考えております。

以上です。

○狹守勝義議長 第7番、吉本秀二議員。

○7番（吉本秀二議員） そうしますと、私もジンダイアケボノについては次世代の桜並木にふさわしいと思っております。そうしますと、あそこを切った後、整備していくという考えがあるということでしょうか。

○狹守勝義議長 中村企業支援課長。

○中村 寧企業支援課長 総合的にいろいろ検討しまして、ジンダイアケボノを推奨してまいりたいと思います。

以上です。

○狹守勝義議長 第7番、吉本秀二議員。

○7番（吉本秀二議員） 県のほうに伺いますと、桜の木は切るのですけれども、老木になりましたら。根を引っっこ抜かなければならないのかとお伺いしましたら、堤防が崩れるので根はそのまま残してほしいというような話もありました。したがって、あそこに根を残したまま次の桜を植えるとすると、非常に難しいかなという気がしております。ジンダイアケボノというのは、次世代の並木としてはいいのではないかなと思うのですけれども、他の場所にそういったものが植えられたら、20年、30年先の一つの贈物になるかなという気はしているのですけれども、何でも進めればよいというものではなくて、やはりいろいろ管理とか収束に向けての金もかかりますので、よくよく考えていかなくてはならないことではあるかなと思いますけれども、その辺、私もこうしたほうがよいというものはありませんけれども、今おっしゃっていただいたようなジンダイアケボノというものもあるということで、木の管理、伐採、収束に向けた手順、そういったものも考えながらやっていただきたいなと思っております。

今日は、1問から2問まで質問させていただきましたけれども、町長に最後に両方含めて、議論に関する感想でも結構ですし、お話をいただきたいと思います。

○狹守勝義議長 佐久間町長。

○佐久間孝光町長 お答えさせていただきます。

今の桜堤のことであるかなというふうに思いますけれども、先ほど課長のほうから答弁をさせていただきましたけれども、今回つくりました記念歌、この2番にも「溪谷渡る清流に桜並木が花そえる」というようなことでしっかりと打ち出しておりますので、ほかのところにそういった桜並木を整備をしていくというのは、今のところは少し考えづらいかなというふうに思います。先ほど答弁させていただきましたけれども、1本1本の桜の生育状態、また寿命もありますので、その辺のところを丁寧に見ていく中で、そしてまた保護できるものは保護していく、そしてまた新たに植え替えるものは植え替えていく、この嵐山町を象徴するような景観はしっかりと保つ中で、こういったものも維持していきたいというふうに思います。

以上です。

○狹守勝義議長 吉本秀二議員に申し上げます。一般質問時間が5分を切りました。

第7番、吉本秀二議員。

○7番（吉本秀二議員） 以上をもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○狹守勝義議長 ご苦労さまでした。

ここで暫時休憩いたします。再開は午後１時30分いたします。

休 憩 午前１１時５４分

再 開 午後 １時３０分

○狹守勝義議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 橋 本 将 議 員

○狹守勝義議長 本日２番目の一般質問は、受付番号５番、議席番号３番、橋本将議員。

質問事項１、災害時協力井戸についてです。それでは、どうぞ。

○３番（橋本 将議員） 議長よりご指名いただきましたので、これより一般質問を始めさせていただきます。議席番号第３番、国民民主党、橋本将です。よろしくお願いします。

大項目１、災害時協力井戸について。能登半島地震をはじめ、近年の大規模災害では、断水が長期化し、飲料水だけでなく、トイレや洗濯、掃除など、生活用水の確保が大きな課題となりました。そのような中、地域にある井戸を災害時に活用する災害時協力井戸制度は、地域防災力を高める有効な取組として、全国の自治体で導入が進められております。

本町においても、災害時協力井戸の登録制度が実施されておりますが、登録されている井戸が手動ポンプなのか、電動ポンプなのか、また停電時に使用可能なのかなど、実際の災害時利用を想定した詳細な把握までは行われていない状況と伺っております。実際に登録者の方からは「停電時には電動ポンプが動かず、水を供給できない」との声や「ポータブル電源や小型発電機への補助があれば協力しやすい」との意見も寄せられております。災害時協力井戸は、登録して終わりではなく、実際の災害時に円滑に使える体制づくりが重要であると考えます。そこで、以下について伺います。

（１）、防災井戸の登録状況について。

ア、現在の登録件数及び分布状況について。

イ、各井戸の揚水方法（手動・電動）の把握状況について。

（２）、停電時の対応について。

ア、電動ポンプ井戸に対する停電時の対応の考え方について。

イ、ポータブル電源等の導入支援（補助制度等）についての検討状況について。

（３）、水質管理について町内井戸の水質検査の実施状況は。

（４）、災害時の活用体制について。

ア、災害時に町民が防災井戸を円滑に利用できる体制の整備状況について。

イ、防災訓練や周知（防災マップ等）における位置情報の共有状況について。

（５）、今後の取組について。他自治体の取組や近年の災害の教訓を踏まえ、防災井戸の実効性向上に向けた今後の整備方針について伺う。

以上、答弁をお願いします。

○狹守勝義議長 それでは、小項目（１）から（５）について答弁を求めます。

青木地域支援課長。

○青木正志地域支援課長 それでは、お答えいたします。

質問項目１の（１）、ア、イにつきましてお答えいたします。現在把握している災害協力井戸の登録件数191基、分布状況につきましては、菅谷地区が122基、七郷地区が69基です。災害協力井戸の登録のない地区は6地区で、菅谷地区5地区、七郷地区が1地区です。

続いて、（イ）、揚水方法は、手動が6基、電動が185基、分布状況については、手動が菅谷地区4基、七郷地区が2基、電動が菅谷地区118基、七郷地区が67基です。

続きまして、（２）、ア、イについてお答えいたします。停電時における電動式のポンプは使用できませんので、人力でバケツ等を利用してくみ上げるか、当該地区の防災会で所有している発電機を利用させていただくことを想定しております。

続いて、（イ）、ポータブル電源等の導入支援（補助制度等）については、一部の自治体で実施しておりますので、調査研究をしております。

続きまして、（３）についてお答えいたします。災害時に利用できる災害協力井戸は、基本的に生活用水として活用することを前提としておりますので、町としては水質検査実施の有無は把握しておりません。

続きまして、（４）、ア、イについてお答えいたします。災害時に町民が防災井戸を円滑に利用できるよう、災害協力井戸の家に登録したことが分かるプレートを配布しております。

続いて、（イ）につきましては、各防災会に地区の情報カード一覧を配布しており情報提供を行っております。今後さらに防災訓練等などに住民の皆様に情報が行き渡るようにできればと考えております。

続きまして、（５）につきましてお答えいたします。まずは情報カードの更新から約10年経過しておりますので、更新作業を進めてまいります。あわせて、地域防災計画の更新やハザードマップ、ウェブ上での周知等を行い、災害時に町民が円滑に使える体制づくりの推進を図ります。

以上、答弁とさせていただきます。

○狹守勝義議長 第３番、橋本将議員。

○３番（橋本 将議員） それでは、順次再質問させていただきます。

（１）、アの現在の登録件数について再質問します。まず、最後のほうで、情報カードの更新、約10年経過しているということですが、これは正確に平成何年に取られたのか、今後いつ実施するのかということと、あと常時受け付けているのか、ちょっとこの３点お伺いします。

○狹守勝義議長 青木地域支援課長。

○青木正志地域支援課長 町内の井戸の把握です。まず、経緯といたしまして、昭和55年に水道事業

の給水地区が町内全域となったこともあり、多くの井戸がありました。まず、平成7年の阪神・淡路大震災を契機に全町調査を行ったところ、658基の井戸がありました。そのうち380基の井戸は、水量も豊富で、災害時に町民へ提供してもよいとの回答をいただきました。その後、平成27年に380基の井戸を再調査し、その後更新しながら、現在191基、電動が185、手動式が6、併用がゼロの井戸を災害時協力井戸として登録し、今日に至っております。また、情報があれば随時更新はしております。

以上です。

○狹守勝義議長 第3番、橋本将議員。

○3番（橋本 将議員） （イ）のほうに移ります。各井戸の揚水方法、手動と電動の把握状況についてですが、今基数は把握しておられるのですけれども、これちょっと水戸市のほうでは、災害時協力井戸の住所とくみ上げ方式と、あと発電機の利用が可能かどうかというのが、もう水戸市が登録約320基あるのですけれども、全てホームページ上で掲載されておりました。水戸市のホームページ見ると、マップもしっかりしていまして、ホームページ上でどこに井戸があるかというのが一目で分かるようになっているのですけれども、そこまでしろというか、言わないのですけれども、まずどここの住所と、どこが電動なのか、そういったことの把握は町のほうではしているのでしょうか。

○狹守勝義議長 青木地域支援課長。

○青木正志地域支援課長 お答えいたします。

情報提供をいただいたときに、一つ一つの情報、所有者、どこにあるという把握はしております。先ほどお話をさせていただきました、登録していただいたところにはこのようなプレートを渡しております、該当のところに掲示していただいているところがあります。

以上です。

○狹守勝義議長 第3番、橋本将議員。

○3番（橋本 将議員） ちょうどそのプレートが出たので、ちょっとお聞きしたいのですけれども、さっきも菅谷地区と七郷地区で区が分かれていたのですけれども、私川島に住んでいまして、鬼鎮神社のすぐそばにそのプレートがあるお宅がありまして、貼ってあったのです。そこに「嵐山町自主防災組織」というふうに下に書いてあるのですけれども、この自主防災組織というのは、これは何なのでしょうか。

○狹守勝義議長 青木地域支援課長。

○青木正志地域支援課長 現在、町内に12ある防災会のことを指しております。

以上です。

○狹守勝義議長 第3番、橋本将議員。

○3番（橋本 将議員） この辺はちょっと（4）でもかぶるので、2の停電時の対応についてのほうに移ります。

○狹守勝義議長 はい。

○3番（橋本 将議員） 今の答弁ですと、かなり電動ポンプのほうが多いようです。各防災で持っている発電機で対応するということですが、答弁の中にもあったように電源の補助をする自治体もあるということで、そういうことを提案していきたいなというふうに考えております。

例えば江戸川区とかでは、防災プラス再エネを活用して家庭向けのポータブル電源の補助を行っているということです。それで、新しく別に事業を始めなくても、例えばリフォームの補助金とかは嵐山町でもしている事業だと思います。特に自動加圧ポンプ式というのは、もう蛇口をひねれば圧力差でポンプが自動で動いて出るような形になっています。そういったものはリフォームの中で補助金等できるのではないかなと思っております。なので、そういった既にある制度を活用して、拡充して、リフォームなのか、防災の観点なのか何なのか、何か今ある制度を利用してポータブル電源ですとか、例えば今手動だけれども、電動に変えたいのだというところに何かしら手を差し伸べるようなことを、今ある補助制度で何かあるかないか伺います。

○狹守勝義議長 青木地域支援課長。

○青木正志地域支援課長 お答えいたします。

現在町にある制度等の中では、該当するものは多分ないと思っております。

以上です。

○狹守勝義議長 第3番、橋本将議員。

○3番（橋本 将議員） 今ないというので、もし調査研究してもらえればありがたいのですが、私にちょっとこのお話を持ってこられた方は、ふだんやっぱり生活で井戸の水を使っていると、水道料金もかかりませんし、結構使っているのだということでした。その中で、災害時のときだけ協力してくださいというのはどうなのというふうに言われて、本人からは町には言いづらいことかなというふうに思って、ちょっと今ここで聞いています。やはりそういったギブ・アンド・テークではないのですが、協力するのであれば、協力して下さるところには補助の拡充等々あってもいいのではないかなというふうに考えますが、そういった登録してくれた方向けの何か施策というのは可能なのでしょうか。研究する価値があるのでしょうか。

○狹守勝義議長 青木地域支援課長。

○青木正志地域支援課長 お答えいたします。

まず、最初の前段としまして、災害協力井戸を登録するに当たって、承諾事項ということで幾つかありました。まず、災害時に無償で井戸水を提供すること、もう一つが行政区及び自主防災会、これは防災組織ですが、情報カードの内容を情報提供することについて同意をすること、もう一つが先ほど言った標識を設置することということで、まず承諾事項としております。

その他として幾つかあるのですが、情報提供は基本的に防災組織に行政が行うということで、今のところ、一番最初のときは公に公表するということは考えておりませんでした。また、町は災害

協力井戸の維持管理に関する費用の補助は一切行わないということで、最初の要件というのですか、にはありましたので、当初は補助等は考えておりませんでした。しかし、議員おっしゃるとおり、その後いろいろ大きな災害もありますし、なかなか個人では難しいということもありますので、今後は検討するに値するかなと思っております。

以上です。

○狹守勝義議長 第3番、橋本将議員。

○3番（橋本 将議員） 前向きな答弁で、すごくうれしく思います。やっぱりポータブル電源、多分ポンプ回すと500ワットから1,000ワットぐらいは必要だと思うので、これアマゾンで見てもやっぱり7、8万円するのです。1万円、少しでも補助があれば、気持ちの面でも協力しやすい、そういう関係になっていくのではないかと思いますので、こちらもぜひ検討していただきたいと思います。

次に移ります。

○狹守勝義議長 どうぞ。

○3番（橋本 将議員） 次の（3）、水質管理について。基本的には自己管理というのが基本というのは私も承知しております。しかしながら、これを町で行うと結構メリットがあるのではないかなというふうに思っています。それは、やはり近隣のもし市町村で何か水質において問題が発生したときに、町としてデータを蓄積していくことというのは割と強みになるのではないかなというふうに考えております。飲み水ではないので、生活用水、ちょっと調べたらビル管法というのがあります。11項目、15項目というところが井戸の水質検査によくよく使われているということみたいです。その費用は、大体1万円、2万円ぐらいでできるもので、ちょっとインターネット、いろいろ業者調べると、安いところは4,500円で11項目やっているところもありました。そこがいいか悪いかはちょっと置いておいて、例えばですけれども、個人でもいいのですけれども、自分ちの井戸水の水質検査を調べたいのだということは、嵐山町役場において頼むことが可能なのか、それは担当はどこの課なのか、ちょっと教えてください。

○狹守勝義議長 青木地域支援課長。

○青木正志地域支援課長 お答えいたします。

個人用の井戸の水質検査ですが、基本的に検査を頼むとしたら東松山の保健所になります。

以上です。

○狹守勝義議長 第3番、橋本将議員。

○3番（橋本 将議員） 今の答弁は、町に相談しに来たら、東松山保健所に行ってくださいということでもよろしいでしょうか。

○狹守勝義議長 青木地域支援課長。

○青木正志地域支援課長 お答えいたします。

保健所もありますし、民間のところもありますので、どちらに行くかはその人の判断になると思いますが、こういうところが水質検査ができますということで情報提供はできると思います。

以上です。

○狹守勝義議長 第3番、橋本将議員。

○3番（橋本 将議員） そうすると、これもちょっとご提案になるのですが、例えば飲料レベルの大規模な検査ではなく、生活用水を前提とした簡易的な水質検査であれば、先ほど申したとおり1件当たり5,000円程度で実施可能です。これを仮に年間20件実施しても、約10万円程度となります。これを10年続ければ、今191基なので、10年で取りあえず災害協力してもらっているところは網羅できるということになります。これにより井戸提供者の安心感にもつながりますし、地域住民の信頼向上にもつながります。町として継続的な水質調査状況を把握できるというのは、これ一個強みになると思います。地域ごとの水質傾向などのデータを蓄積することで、何かのときに毎年どこかで嵐山町の水質調査を把握していると、何かのときに何かしらデータが出ると思うのです、数値というのは。そのときに10年に1回しかしないとか、調べたいときに各家に回って水質検査していますかと聞くよりは、やはり町としてデータを管理していく、そういったことが何か起こったときの対応するに当たって、何かの根拠になると思うのです、対応するに当たって。そうすると、これ使っている人も町としても多くのメリットがあって、しかも年間20件だとすれば10万円程度でできる、これはかなりコスパがいい事業ではないかというふうに考えています。防災という観点だけではなく、地域資源を継続的に把握していく意味でも有効ではないかというふうに私は考えております。大きな予算を必要とすることではないので、まずは段階的に実施を検討できないかと思うのですが、このことについて何かありますでしょうか。

○狹守勝義議長 中嶋副町長。

○中嶋秀雄副町長 私のほうからお答えさせていただきます。

今、青木課長のほうからもお答えさせていただきましたように、災害井戸に関しては、一応生活用水の確保ということを念頭に置いて協力をお願いしているものでございます。水の確保については、今議員がおっしゃられましたように、非常にどこの災害があっても飲み水の確保、これは大きなやっぱり課題だと、これは認識しております。そして、飲み水の確保については、いわゆる防災に対応するには自助と共助と、それと公助と、この3点が重要だと。この中で飲料水に関しては、基本的にはまずは自助でそれなりの生活用水、飲料水については確保していただきたいということで、地域防災計画の中でも、また地域における災害防災の対策についてもお願いをしているところでございます。それと同時に、自助でお願いをすると同時に、飲み水の確保は公助としての町がこれは準備をすべきものということで、上水道課のほうでもそういった対応を図っているところでございます。

災害井戸に関しましては、いわゆる共助という部分において、それぞれの地域において生活用水

が困った場合には、それぞれでご協力をいただけるところがありますという部分でお願いをしているというのが中心でございまして、議員の提案ではございますが、この災害の提供井戸に関しましては、あくまでも生活用水としてお使いをいただくということを前提としておりますので、現在そういういったいわゆる飲料水としての調査というものに対して、町が補助あるいはお願いをするということは考えていないということでご理解いただければと思います。

○狹守勝義議長 第3番、橋本将議員。

○3番（橋本 将議員） ちょっと私の説明不足だったかもしれませんが、ビル管法で11項目、15項目というのは、水道の飲み水としてではなく、飲み水になってくるともっと55項目だとか、割と費用も15～16万円とか20万円かかるのがあるのですけれども、そういったものではないのですけれども、そのところでちょっと説明が不足だったかな。あくまで私も、井戸というのを飲んでくださいというふうには思っていなくて、常々上下水道課長のほうから、嵐山町、自助、共助で3日もてば、あとは公助でちゃんと水の提供できるというふうに伺っていますので、そういったことはちゃんと町でも対応してくれているというふうに思っております。

ちょっと質問にならないので、すみません、私のほうがちょっと今の答弁に対して質問にならないので、（4）のほうにまとめて移ります。

○狹守勝義議長 どうぞ。

○3番（橋本 将議員） 災害時の活用体制について再質問します。

災害時協力井戸というふうにあるのですけれども、それを活用するときってどのようなことを想定しているのかなというふうにお伺いしたいと思います。例えば大きな地震が起きたら、浄水場は緊急停止するというお話を伺っております。または、地震によって配管が破損して水道水が行き渡らない、そういったときには要請するのではないかなというふうに考えていますけれども、町としてはどのような事態に協力井戸というのを活用するのでしょうか。

○狹守勝義議長 青木地域支援課長。

○青木正志地域支援課長 お答えいたします。

災害協力井戸の活用ですが、例えば町全体で断水になったので井戸を使ってもらおうとか、そういうのをなかなか想定していなくて、あくまでも地区的に断水してしまったので、ちょっと地区の中で使っていただきたいとかということで考えておりまして、災害協力井戸といたしましても、その地区の方がそこのお宅に全部殺到するような感じではなくて、近所の人が行くとか、防災会の人代表して行くとか、そのようなあくまでもご近所の協力というような形で考えております。

以上です。

○狹守勝義議長 第3番、橋本将議員。

○3番（橋本 将議員） そうすると、これまで答弁であったとおり、災害協力井戸というのは共助の部類であるということ。ですけれども、町に登録しているということは、ちょっと共助なのか公

助なのか。あとは契約書ではないけれども、協力しますというその文言の中に、いろんな無償でやりますとか書いてあるわけですね。そうすると、今の答弁だと、協力するかどうかはそのとき次第、それがどこの範囲なのかというのはもうご近所さんだけ。僕もっと広い意味で捉えていて、例えば嵐山町ではなくても、どこかで水が足らなければ、本当に大災害のときを想定すると、足らなければちょっと井戸水タンクに詰めて運ぶとか、そこまで話が飛躍し過ぎかもしれませんが、結構共助と公助の何か間なのかなという認識だったのですけれども、その辺をもう一回ちょっと整理してご答弁してもらってよろしいでしょうか。

○狹守勝義議長 中嶋副町長。

○中嶋秀雄副町長 私のほうからお答えさせていただきます。

まず、こういったいわゆる井戸について、災害時にどのような使い方があるのかと、生活用水というふうにお答えをさせていただきました。実際に災害が起こりますと、水道が使えない。こういった場合に、まず大変なのは、各家庭においても、例えば水洗のトイレ、トイレが水が流せませんので、そういった場合にこういった井戸からくんだ水で流すとか、あるいは洗濯物、食器を洗う、服を洗う、こういったことについても、飲み水としては使えなくても、そういった形では十分使えるというふうに思います。限定して、今何ということをして1つ、2つの今例を挙げましたが、そういったことについて生活用水として必要な部分で使っていただくと。この災害井戸に関しましては、当然のことながら、今井戸として使っているというのは、例えば庭に水をまくとか、そういった形で使われているというのが実際だと思います。また、家を建て替えた際には、これを埋めて建て替えをすることという形で、当然のことながら基数的には減ってくるということになっております。その辺については、それを埋めないで維持しておいてくれというのについても、これもいつ何どき、逆に言えば議員からご質問のとおり、災害はいつやってくるか分からない、そういったところに対しては備えも必要なのですが、それぞれの個々の家庭の事情もございまして、これを何でもかんでも地域のために残してくれということも言えないと。そういった中で、今現在あるものについて維持管理を、使用しているものについては、ぜひ災害時にはそういった形での、ご近所といたしまして、そういった地域での協力についてご提供いただければありがたいというのが、この災害時の井戸の一つの限界ではないかなというふうに考えております。個々具体的に飲み水の件、それから生活用水の件、そういったものがない地域についてはどうするのだ、そういった課題は十分あるというふうに思っておりますが、この災害時の協力井戸についてはそういった点で、今維持しているものについて、できれば維持をしていただいて、そしていざとなったときにはぜひご提供のご協力をお願いできればというのが根本的な考え方だというふうに考えております。

○狹守勝義議長 第3番、橋本将議員。

○3番（橋本 将議員） 嵐山町の基本的な災害時協力井戸の考え方はよく分かりました。

ただ、制度としてあるのはあるので、やっぱり知る権利って要るかなと思って、これ防災地図配

られているのですけれども、ここのページ見ても、災害時協力井戸、一言も書いていないのです。そうすると、災害時協力井戸があること自体知らない人も結構いるのではないかなと思います。なので、啓蒙啓発ではないのですけれども、何かのときに、別に水戸市みたいに住所どこどこにはあるとか見えなくても、各自主防災会ですか、そういうところに啓蒙啓発、ここにはある、利用できるというのを周知することって大事なのではないかな。今のままだと、もう本当に登録ただけで、ちょっと今日の答弁聞く限り、もう何か登録して、その後何もないようなちょっと印象を受けました。ちょっと残念かなと思うのですけれども、補助とか前向きな答弁もいただきましたので、ぜひこれをきっかけに、次また10年たって再度登録し直したとか、現状把握でアンケート取るとかするかもしれないのですけれども、そのときにはもう一つ進んだ、やっぱり登録だけで終わっているというのが今現状なのかなというふうにちょっと感じてしまいました。

(5) で、今後の取組についてですけれども、これをこういうことを踏まえて、ちょっと町長のお考えというか、聞いてみたいなというふうに思います。

○狹守勝義議長 佐久間町長。

○佐久間孝光町長 お答えさせていただきます。

今の課長と、それからあとは副町長のほうからもお答えをさせていただいたとおりでありまして、例えばそういう形で誰もが分かるというのは、そうすると対象人数だって10人、20人ということになると、そのうちは多分怖いと思います。だから、その辺のところは、防災会の本当の隣近所の人たちは情報提供もしているし、共有は図られていると思います。ただ、一般の人たちのところまで、どこまでというところは分かりませんが、でも近くの方たちは何となく分かっていると思いますので、今のやり方で十分とは言いませんけれども、水質検査ですとか、あるいは電動ポンプなんかをどんどん積極的に補助していくということはどうかなという感じはします。

町としての責務というのは、あくまでも上水道、下水道をしっかりと耐震化をどんどん進めていくということが基本中の基本でありますので、これに関しては、最悪の最悪の最悪のときにどうしても少し協力をしていただきたいというような基本的な考え方。ですから、これがあまりにも町のほうからいろんな形で入っていくと、今度は共助というよりも公助ということになって、そんな本人がいいとか悪いとかは関係なく、どんどん使わせろということになりかねませんので、その辺のやっぱりバランスというのはしっかりと取りながら進めていく、また答弁の中でもありましたけれども、この更新に関しては今後進めていくということでありますので、そういった更新作業をしていくと、また様々なご意見ですとか実態、それからあとは最初の段階から比べると、もう数にしたって激減しているわけです。ですから、そういったことは、今後はどんどん、どんどん増えていくということはまず考えられないと思いますので、もっと減っていきますから、ですからそういった意味においては、そういったものに頼り過ぎるということは、かえって危険なことになる可能性もあると思いますので、その辺のところは慎重に進めていきたいと思っております。

○狹守勝義議長 第3番、橋本将議員。

○3番（橋本 将議員） 本当今回は、災害協力井戸に登録している方からのちょっとご意見をいただいて一般質問させていただきました。町の考え方等聞きまして、前向きな答弁もありましたので、そのことを情報提供の方に伝えて、私の一般質問を終わりにします。

以上です。

○狹守勝義議長 ご苦労さまでした。

◇ 小 林 智 議 員

○狹守勝義議長 続いて、本日最後の一般質問は、受付番号6番、議席番号5番、小林智議員。

初めに、質問事項1、町内の国・県道の町道移管についてです。それでは、どうぞ。

○5番（小林 智議員） 議席番号5番、小林智です。議長よりご指名ありましたので、一般質問通告書に従って質問をさせていただきたいと思います。

1、町内の国・県道の町道移管について。先般の令和8年度第1回定例会において、国道254号線の町道への移管議案が全員賛成にて可決されたが、本件に限らず道路行政として移管等による町道認定の町の考え方を伺います。

（1）、移管協議における課題をどう捉えて課題整理を行うのか。

（2）、移管を行う場合の県道とするか市町村道とするかの国、県、町の基準はあるか。

（3）、移管による管理負荷の増大をどう捉えるのか。

（4）、交付金、県支出金等の管理費用の対応基準はあるか。

以上、お願いいたします。

○狹守勝義議長 それでは、小項目（1）から（4）について答弁を求めます。

安在まちづくり整備課長。

○安在知大まちづくり整備課長 それでは、質問事項1の（1）につきましてお答えいたします。

国・県道の町道移管は、将来にわたり多大な財政的、人的負担を伴う重い課題であります。さきの町道認定は、バイパス開通によって県の管理基準から外れた旧国道に対し、生活道路として維持する法的手続に沿った対応であります。今後の交渉においても、町の不利益やリスクを徹底的に排除し、町民の財産を守る立場で慎重に対応してまいります。

続きまして、質問事項1の（2）につきましてお答えいたします。移管を行う際に、県道あるいは市町村道とするかの判断基準についてでございますが、基本的には道路法に基づき、その道路が果たすべき主たる機能や役割によって区分されております。法律上、一般国道は国全体の主要な都市や港湾等を結ぶ全国的な幹線道路網の根幹をなす道路、都道府県道は地域間の広域的な幹線道路、市町村道は住民の生活に密着した道路と定義されています。実際の移管に当たっては、国道バイパスの新設などにより、旧道となった道路の役割が全国的な広域交通から地域住民の利用へと変化し

たかどうかを最大の基準として判断されるものでございます。

続きまして、質問事項１の（３）につきましてお答えいたします。議員ご指摘のとおり、元国道・県道である路線を引き受けることは、今後の道路の維持補修や草刈りの管理など、本町にとって新たな財政的、実務的な負担が生じることは事実であります。移管に当たりましては、県による事前の補修の実施、歩道の整備といった、町の初期負担や将来的な財政負担を極力軽減するための措置について、県と必要な調整を図ってきたところでございます。

最後に、質問事項１の（４）につきましてお答えいたします。国・県道の移管に伴う管理費用の対応基準につきましては、移管に伴う維持管理費を対象とした、一律かつ継続的な財政支援の制度は設けられていないと承知しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○狛守勝義議長 第５番、小林智議員。

○５番（小林 智議員） それでは、再質問させていただきたいと思います。

その前に、今般この質問を上げるに当たって、先般の定例会では道路認定案件として総務経済常任委員会の皆さんでご審議いただいて、きちんとご報告もいただいているということについては敬意を表しますし、私も最終的に賛成をさせていただきました。そのことをまず最初に申し上げておきたいと思います。

今般、なぜもう一度この話を一般質問とさせていただいたかということなのですがけれども、基本的に先般の道路認定のときに、国道がいきなり町道になるという事象というのは一体どういうことなのかというのがまず疑問に感じられたということです。それから、議会で承認をするわけですがけれども、その認定の手順というものは、私にとってはいきなり議案として出てきて、通常どおり委員会に付託されて、ご報告をいただいて、認定されるという手順どおりに動いていたと思います。ただ、私が議員になってから国道が町道へ移管されるという議案は初めてだったかなと思いました。先ほどの疑問があったとおりなのですがけれども、今まで私もここで、嵐山町で生活してきて、国道254号線といえば嵐山町を通る唯一の国道で、これが長野まで行くという道だということは誇りにも思っていましたので、こういうものがバイパスができたために一気に町道になってしまうと、こういうことをきちんともう一度自分の中でも整理しておきたいなというところと、先ほどの答弁にもありましたけれども、町道移管ということで町管理になって、これは負担になってくるのではないかと。今までと便益があまり変わらないのに、この負担を受けるという行為というのは行政の中で一体どういうふうに捉えられるのか、この点をちょっと私、個人的にもその辺のことを一度整理しておきたいという気持ちがありまして、非常にもう一回済んで認定された議案でありますけれども、もう一度その辺のことについてご確認をさせていただきたいという思いで、今般質問をさせていただきました。

それで、議長にお願いなのですがけれども、今般（１）から（４）までありますけれども、再質問

の内容がちょっと前後する可能性もありますので、一括として質問させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○狛守勝義議長 どうぞ。

○5番（小林 智議員） それでは、ちょっと口幅ったい言い方で申し訳ないのですが、まず道路って何だろうかということも確認しておきたいのですが、先ほどの答弁の中に、既に国道、県道、町道の定義、これは道路法の定義だと思うのですが、それはもう明らかにさせていただきましたので、そのところはちょっと私の再質問のほうからはしませんけれども、それでは1件ここで確認しておきたいのは、議会の道路認定を受けると、この認定を受けるという行為はどういうふうに行政として捉えられているのかというようなことをお答えいただきたいのですが、よろしいでしょうか。

○狛守勝義議長 答弁を求めます。

安在まちづくり整備課長。

○安在知大まちづくり整備課長 それでは、お答えいたします。

町道認定をかける意味というのは、移管に伴いまして維持管理等の空白期間を避けるということで、町道認定を先にかけておくということで県のほうの運用方針の中でうたわれております。

以上でございます。

○狛守勝義議長 第5番、小林智議員。

○5番（小林 智議員） 道路認定というのが、先ほどちょっと私も前さばきでとお話しさせていただきましており、今までの通常の道路認定案件とちょっと違って、国道が町道に移管されるという内容でもあって、それで事前の説明はほとんどないまま、こういうふうに認定ということになってくるということよりも、こういう大きな案件の場合には行政からも事前に説明いただくなり、委員会の審議の中に入る前にでも、全協等を利用してご報告いただければ、より理解が深まってきたのかな、なぜしなければならなかったのかということも含めて納得がいきやすかったかなと思いましたので、その辺についての道路認定をかけるに当たっての意識はありましたでしょうか。

〔「すみません、もう一度。申し訳ないです」と言う人あり〕

○狛守勝義議長 ではもう一度、その部分だけ。

〔「その部分がちょっと聞き取れなかったので、もう一度お願いします」と言う人あり〕

○5番（小林 智議員） 通常の道路認定、今まで私どもが受けてきた道路認定というのは、例えば民地との関係の境界であるとかそういった問題で、そう大きな課題になるような案件というよりは現実を追認するような形でしたので、多くは事前の説明をいただかなくても理解しやすい話だったのですが、今回のように国道を町道にするというような案件というのは、町管理に移管されるということなので、行政的にも大きな変更になるという部分がありましたので、その辺の認定を議会に

かけるに当たって、その辺の説明を事前にするとかという行動をできなかったかということです。

○狹守勝義議長 安在まちづくり整備課長。

○安在知大まちづくり整備課長 それでは、お答えいたします。

今回の国道254の認定の関係につきましては、全員協議会のほうで1度お話をさせていただいております。また、ふだんの町道認定の関係につきましては、主にもともとあった道路を廃止して、それを新たに付け替えたりするということで認定をするということがほぼあったわけなのですけれども、それにつきましても事前に全員協議会等で説明をしてきたという経緯があると思います。

以上でございます。

○狹守勝義議長 第5番、小林智議員。

○5番（小林 智議員） ありがとうございます。細かい説明のところ、特にそういうなぜしなかったかというところがちょっとあと聞きたかったのですけれども。

続いて、その先にちょっと進めさせていただきたいのですけれども、今回、国道を町道にすることというのは、全国でもいろんなところで課題が出ていて、各市町村がかなり抵抗しているという場面もあるというふうに伺っています。今回の特にこのバイパスの案件につきましても、過去の経緯、改めてお聞きしなくても、私のほうで調べたところもありますので、それをちょっと申し上げて、間違っているかどうかお話お聞かせいただければと思います。

まず、いわゆる嵐山のバイパスというよりは、小川バイパスです、今回の県道は。国道がバイパスができたという時点で、これが多分1999年か2000年のときだったかと思うのですけれども……1999年に小川バイパスの一部が供用が開始されたということで、2004年、平成16年には小川バイパスが全線開通。このときに、国交省は旧道の国道指定解除、いわゆる移管を自治体へ打診を開始されているというのが複数の自治体の議会資料に書いてあるというところがありました。それから、2005年から2007年にかけて、今度は埼玉県が市町村へ移管協議を開始したと。県道整備部の説明が議会資料に記録されているということでございます。それから、2008年、平成20年になると、例えば小川町議会では、町道としての管理は到底困難、交通量が依然として多い、老朽化した橋りょうの補修費が莫大というようなことから、小川町は町道移管に反対を明確に打ち出したという事象があったということでございます。2009年になると、東松山市議会でも、市の財政規模は維持できない、旧道は依然として広域交通の一部であると。なので、東松山市も市道化は不可能と明言していると。それから、2010年、こちらは嵐山町議会ですけれども、町議会でも町長が答弁されていて、町道化は財政的に無理、維持管理費が重過ぎる、嵐山町も町道移管に反対というものが明確化されたということでございます。

それから、県議会ではどう動いていたかということ、2011年から2013年、この間、県議会の委員会質疑で県道整備部が答弁されていますけれども、市町村の理解が得られない状況であり、協議は進んでいないということを答弁していると。県と市町村の協議は実質的に停滞が進んでいる。2013年

から2015年ぐらいになると、複数の県議会答弁で県は、当該区間については当面は県が管理を継続する、市町村への移管は現時点では考えていないと答弁しているということでございます。さらに、埼玉県の方がそういうふうに県議会でも答弁をしてきて、埼玉県が自治体に示した移管の考え方ということが資料にもありまして、県の説明資料では、2005年の資料では、道路はその役割に応じて適切な管理主体が担うべきであると、旧国道は生活道路化したと、先ほどの答弁にもありましたとおり、ここで旧国道は当然これは生活道路化したという言い方になってきている。それから、2006年になると、県から市町村への説明として、バイパス開通により、旧道は幹線機能を喪失したという形で、改めて説明がされているということでございます。それから、2007年の県議会では、今度は県の財政条件も厳しいため、将来的には市町村にご理解をお願いしたいということは、ここに出てきている。これ2007年の時点です。2008年では、県から小川町への説明として、移管前に必要な補修は県が行う。ただし、実際には最低限の舗装のみであるということで、議会で問題化したという事象が発生していると。それから、2013年から2015年にかけては、当面は県が管理を継続する、市町村への移管は現時点では考えていない、県が移管を断念したことが公式に確認できる答弁がなされているということでございます。こういった形で、もうこれ10年以上、20年近くになってきている案件でございます。

ここで、今般、いきなりこういう形で町道への移管がなされてきている。このことについて、また事実の確認なのですけれども、現在のところ、嵐山町は町道移管にこれは道路認定がされました。小川町であるとか寄居町さんとかはどのような対応を取られたのか、今お分かりになりましたらご答弁いただきたいと思います。

○狛守勝義議長 安在まちづくり整備課長。

○安在知大まちづくり整備課長 それでは、お答えいたします。

嵐山町と小川町と寄居町が、今回の旧国道の移管に伴う町道認定をかけてほしいというところで、令和7年度にお話ありました。それで、小川町も1級町道認定するという事で、寄居町も同じく話が進んでいるということで聞いております。

以上でございます。

○狛守勝義議長 第5番、小林智議員。

○5番（小林 智議員） ありがとうございます。これにつきましては、これは県のほうから同時に、もういよいよ町道移管していただけないかという話合いが出てきたということに理解してよろしいでしょうか。それはいつ頃なのでしょう。

○狛守勝義議長 安在まちづくり整備課長。

○安在知大まちづくり整備課長 それでは、お答えいたします。

私が事実を確認したのは、令和7年度当初になります。その前から、令和6年度の時点から、もう既に移管協議の話というのは出ていたと聞いております。

以上でございます。

○狹守勝義議長 第5番、小林智議員。

○5番（小林 智議員） ありがとうございます。このことを事細かに聞いてもあれなので、ここで町道認定されたわけなのですけれども、先ほど私がやる説明、過去のことをちょっと申し述べましたけれども、やっぱり町の財政負担、あるいは町として荷が重いという、今まで小川町でも嵐山町でも、また東松山市でもそんな意見が出ていた中で、今回町道認定されるわけなのですけれども、その辺の負担感といいますか、その辺については軽減されたとか、そういうことになったのかどうか、その辺についての考え方をお聞きしたいと思います。

○狹守勝義議長 安在まちづくり整備課長。

○安在知大まちづくり整備課長 お答えいたします。

小林議員おっしゃるとおり、これから維持管理費に伴う負担というのは増えるというふうには考えております。ただ、極力将来的な財政負担を最小限に抑えるために、適切な管理を行うためのものを県のほうに交渉させていただいて、それで今回お互いにその中身を確認させていただいた中で町道認定をしていくということで話がなっておりますので、維持管理負担をもう、将来的な本当に財政負担をなくしていくというのは一番最優先に検討していく課題だと思っていますので、そこを重点的に県とは対話を繰り返していきたいと思っています。

以上でございます。

○狹守勝義議長 第5番、小林智議員。

○5番（小林 智議員） 財政負担といいますか、町道に当たっては、今般あまり資料の調べはしてこなかったのですが、特に……時折町長の挨拶の中にでも、嵐山町の町道ってこんなに長いのですというお話を時々いただくことがあります。どのくらい長いのかなというところで、私もこの部分だけちょっと調べさせていただいたのですが、嵐山町が町道として448.7キロメートル、それから国道は現時点で3キロ、県道は23.3キロ、合計で嵐山町の国、県、町道の合計は475キロということでございます。これを近隣の市町村と比べてみたのですが、ほぼあまり遜色なく、ちょっと多いほうかなというふうには見てとれます。

参考までに調べた中でいうと、ときがわ町さんが総延長、これ全ての町道まで含めた総延長が688キロで、これは極端にまた多いのですが、恐らく山林部分が多いので、そういうところの赤道だとかそういうものがあつたりとか、そこが町道とされているかどうか分かりませんが、多分距離数というのは圧倒的に長いというところもありますから、全体の総延長は比企郡の中ではもうこれ東松山を超えて長いです、688キロ。東松山は、面積の割に620キロというところですので、比企郡市で見ると、一番ときがわ町さんって長いのですが、その中でも嵐山町とかは平均よりも多いほうというぐらいですかね。小川町さんが539キロ、それから鳩山町さんも396キロ、吉見町さんが358キロ、滑川は309キロということでございますので、おおむね、若干多いのですが、

そういうところかなと思います。

ちょっと道路密度という言い方はされるのでしょうか、その辺もまた後で教えてもらいたいと思うのですが、計算が、総延長の道路を面積で割ったものという数字が出ておりまして、ですから総延長割る面積。これどういうことかという、1平方キロメートル当たり何メートルの道路があるかという数字になると思います。これを道路密度ということらしいのですけれども、嵐山町の場合、面積自体はそんな大きくありませんので、割り算すると15.87キロ、つまり1平方キロの面積に対して15キロの道があるという計算になっております。この面積当たりの道路という指標を使うと、実は先ほどの比企郡市の中では一番大きい数字になります。次に大きいのが鳩川町で13.19キロ、次がときがわ町で12.3キロ、それからその後が滑川町で10.41キロ、小川町で8.93キロというところでございますので、面積当たりの道路密度としては一番道路を持っていच्छる。町長が時々、総延長こんなにあるのですと、管理も大変なのですというお話をご挨拶の中でもされておるのですけれども、面積当たりでも町としては非常に長い道を管理しているのかなということがうかがえるかなと思います。

そんな中であって、それから道路の管理が非常に厳しい中、例えば草むしりもなかなかうまくいかないとか、私も一般質問したことがありますけれども、歩道付きの町道の草刈りがなかなか進捗しないということでご苦労いただいている。特に行政が費用をかけてやっている部分については、1年に1度ぐらいが限界だというようなことの答弁もいただいているし、あとはボランティアの皆さんでやっていたい部分も多いというふうに伺っている。そんな中で、私は今回なぜ国道をわざわざ町道で受け入れざるを得ないのかなというのが非常に疑問だったというところです。これは何度も繰り返して申し訳ありませんけれども、そういうふうに思っているわけです。

そうすると、道路認定を受け入れることによって、道路行政全般の中で嵐山町の道路整備が進んでいくのだということもあるのなら、それはそれで受け入れざるを得ないのかなという部分もあるかと思うのですけれども、その辺のご認識はいかがなのでしょう。

○狛守勝義議長 安在まちづくり整備課長。

○安在知大まちづくり整備課長 それでは、お答えいたします。

町と国、県、こういった中で、それぞれの道路のやり取りの中でも、今ほかの路線でも県道の歩道整備事業等は県にいろいろ力添えいただいて、県のほうで実施いただいているところがございます。町のほうとしまして、町でできる限りのことはしていきたいというところで考えておりますが、先ほど議員さんおっしゃるとおり、当然のことながらこの移管についてはいろいろ維持管理の負担ですとかそういったものが伴いますので、移管自体が直接的なメリットを生むものではないという点については認識しております。いずれは避けて通れない移管ということであれば、受動的ではなくて主体的にこちらから動かさせていただいて、道路認定に今とどめるところで、今後の引渡し、今後移管される前に道路補修や将来的な歩道整備、そういったものを全部していただいた中で、

町に有利な条件を県から引き出していくということで交渉を行ってやっていきたいと思っております。

以上でございます。

○狹守勝義議長 第5番、小林智議員。

○5番（小林 智議員） ありがとうございます。なかなか一つの道路認定案件をもって、ほかのことがよくなるなら、これならしょうがないだろうとかという、いわゆるバーターのような考え方というのはあまりよろしくないのかなとは思のですが、それにしてもただ町全体の道路環境、これの整備に役立つとかいうことであれば、ある程度のところはやむを得ないのかなというふうにも感じているところなのですが、例えば近隣の道路状況を見ると、小川町さんがここで周辺道路が大分完成してきました。小川バイパスが、先ほどの資料にもありましてとおり、1999年、2000年の頃に小川バイパスが開通して、そうすると名前のとおり小川町をバイパスする直線で寄居町まで行く道路ができたわけです。そうすると、小川町さんは今度は旧市街、小川町の旧市街というか、小川町市街を囲むように環状道路網を造りたいというお考えがあったやに聞いています。実際のところ、その後今回の認定された道路、あれ旧254、あそこの先に道の駅が整備され、その道が今度は町道移管されると。それからその先には、今般新しい環状道路として、先般知事も来て開通式されたやに聞いていますけれども、そういった道路で小川町の外周をぐるっと一回りする道路網を整備されている。

それから一方で、嵐山インターから先行ったところから本田道路。本田道路の本田というのは字が違うのですが、1つはホンダの自動車工場ができたために渋滞が発生したので、1つまたそこのバイパスといいますか、その周辺の道路の整備もしなければいけないというので、小川町さんはそちらのほうも去年開通させているというところですね。その中でも、やはり大きな道の整備だったものですから、ちょっと資料見たところ、あれが全部県道でやっているわけではなくて、一部分は町負担。小川町負担、寄居町負担、それとあと県負担という形で、協議の上でそういうものが出来上がっている。ですから、外形的に外から見ていると、小川町さんというのは要は道に関するビジョンがはっきりしていて、着実に進展させているのかなというふうに見えるわけです。内情は分かりませんが、外から見ているとそんなふうに見られると。

一方で、では嵐山町は、特に都市計画道路とかその辺のことを、全体を長期計画の下にきちんとやっているのかなというのも一つの懸念材料かなというのが1つあります。都市計画図を見ても、なかなか嵐山町の場合には、ここにバイパス造るぞ、こちらに違う道を整備するぞというのが絵に、都市計画道路として見えてこない部分があります。実際、都市計画としている道路って、たしか少ないはずですね。今懸案になっているのが、むさし台を抜けて川島方面に行く道路整備が今進もうとしているというのが、あれは都市計画道路として1個進めていると。

それと、今般、畠山議員の質問にもありましてとおり、県道深谷嵐山線があつて、これはまさに

昔からの道なので、なかなか歩道整備が進んでいない状況がある中で、歩道の整備が、これは県道の事業として歩道の整備が進むというのが盛んに行政のほうからも説明をいただきました。という形でその整備が一方で進んでいくとか、それから志賀地区を抜けるところのあの県道、いわゆる児玉往還と昔から言われている。あの道も歩道整備が着実に進んでいるように見えます。

そんな中で、嵐山町もそういった県道の整備だとか、そういうことも併せてやっていただいているように見えますけれども、その辺との直接の関連とは言いませんけれども、そういった県道整備が行われる。それから、県がずっと考えてきた、要は国道の町への移管、嵐山町だけでなく、そういった事業も着実に進んでいる。そういう一環の中で捉えているという考え方でよろしいのか、その辺でもしもうちょっと具体的にあるのであれば、ちょっと教えていただきたいと思います。

○狛守勝義議長 安在まちづくり整備課長。

○安在知大まちづくり整備課長 それでは、お答えいたします。

道路の位置づけなのですけれども、先ほど、今小川町の状況、いろいろお話しいただきましてありがとうございます。嵐山町も、嵐山小川インターチェンジに接続するバイパスということで、物流の要所であるということで、幹線道路として高い物流機能があると確認しております。その中で、やはり嵐山町も時期的な中でいろいろな道路整備をさせてきていただいています。小川町が今一番力が入っているように見えるかもしれないのですけれども、嵐山町におきましても区画整理事業を通じまして都市計画道路を整備してまいりました。現在、川島地区、こちらまだ未整備部分がございますが、こちらの部分につきましても、今後、産業団地等を含めまして、改めて都市計画道路ということで整備させていただきますと、またこういった道路の意味合い的なもの、バイパス的なものというところから、いろいろ道路事情が変わってくるのかなということでは、ある意味、今後の計画の中では必要な路線としては考えております。

以上でございます。

○狛守勝義議長 ここで暫時休憩といたします。再開は午後２時５０分といたします。

休 憩 午後 ２時３６分

再 開 午後 ２時５０分

○狛守勝義議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

第５番、小林智議員の質問事項１の再質問からです。どうぞ。

○５番（小林 智議員） それでは、再質問の続きをさせていただきたいと思います。あと２点ほどちょっとお伺いをしたいと思います。

次には、道路認定という形で今回増えたわけですが、財政への影響といたしますか、維持管理費の増加見込み、この辺について具体的な算定をされたのかということです。それで、されたとしたらどのくらいの見込み、単純に草刈りが増えますとかだけではなくて、今般完全に移管された

として、その先の維持管理費というのはどのような想定をされているのか、まずお伺いしたいと思います。

○狹守勝義議長 安在まちづくり整備課長。

○安在知大まちづくり整備課長 それでは、お答えいたします。

具体的に路線ごとで違うのですが、維持管理費というところで考えますと、おおよそ国道や県道を自治体に引き渡した場合につきましては、年間の維持管理費というのは、一般的な目安としましては、1キロ当たり年間約150万から500万程度かかりますということでは、標準的な話としては出ております。ただ、今回の国道254号線については具体的な数字は出しておりません。

以上でございます。

○狹守勝義議長 第5番、小林智議員。

○5番（小林 智議員） その辺が一番心配なのですが、その基として、まず今般移管を受けたところというのは、町ではどういうクラスの道として認定しているのか、もう一度確認をさせてください。幹線の1級、2級であるとか、その辺についてちょっとお尋ねします。

○狹守勝義議長 安在まちづくり整備課長。

○安在知大まちづくり整備課長 それでは、お答えします。

本路線は、バイパスの開通によりまして通過交通が減少し、その主たる役割が広域幹線から地域住民の生活や沿道利用に支える道路として変化したと捉えております。このため、国、県の方針に基づきまして、市町村道への移管が進められているものであります。県道とすべきではないかというお話もありましたが、道路法上の位置づけや国とか県の移管方針に基づきまして、隣町の小川町におきまして、1級町道ということで認定手続行われておりますので、それに当町としましても道路の連続性やこれまでの構造規格を勘案しまして、同様に1級町道として認定することにしております。

以上でございます。

○狹守勝義議長 第5番、小林智議員。

○5番（小林 智議員） 以前の一般質問でもさせていただきましたけれども、町の道路も格付があって、幹線1級、2級、1の1とか2の1とか、そういう形で幹線1級、幹線2級がある。それ以外を生活道路というふうに位置づけているというふうにたしか言っていたと思うのですが、ちょっと生活道路の意味合いが今回でも、国や県は逆に生活道路になったから町へ払下げというか、移管なのですよと言っているけれども、生活道路というよりは、これは広域とまではいかないのですが、市町村をまたがる往来のための道という定義は変わらないのではないかな。要は旧国道254自体が果たしていた道としての役割、これが町道になったからといって変化するものではないと、変わるものではないというふうには思うのです。そういった意味で、地域住民の生活道路になったからと一概に言えているかどうかというのはなかなか難しいかなと思うのです。ただ、町とし

て幹線 1 級として管理していかなければいけないということになると、先ほどのご答弁では、1 キロ当たり一般的には150万ぐらいかかるのだということでございます。そうすると、あそこの延長距離というのは何キロでした。

○狛守勝義議長 安在まちづくり整備課長。

○安在知大まちづくり整備課長 お答えいたします。

約600メートルぐらいになります。

○狛守勝義議長 第5番、小林智議員。

○5番（小林 智議員） 非常に単純に考えて、一般論として1キロ150万ぐらいの維持費かかるのですというのを想定すると、ということは10分の6、6割。これの6割程度が、今後道路維持管理の負担増というふうに見込まれるということなののでしょうか。そういうことでよろしいですか。

○狛守勝義議長 安在まちづくり整備課長。

○安在知大まちづくり整備課長 お答えいたします。

そのまま移管を受ければ、当然のことながら維持管理に関する部分につきましても、傷んだ道路とかをそのまま引き受けてしまいますと、そのような金額がかかると認識しております。

しかしながら、今回、町財政の負担を最小限に抑えるために、県と移管前の確実な道路修繕や安全対策の完了を引継ぎの条件として強く求めていますので、今後も適切に県と対応させていただきながら、今後の維持管理について、限られた財源を効率的かつ効果的に維持管理に使っていきけるようにしていきたいと考えております。

以上でございます。

○狛守勝義議長 第5番、小林智議員。

○5番（小林 智議員） 細かい点もまだまだ聞きたいこともあるのですが、ただ今まで国道として機能していたわけですから、同じような水準での維持はせざるを得ないのだろうと思うのです。やっぱり修繕とかは、一旦は全部してくれるといっても、その先の例えば道路の傷みだとかそういうものの対応、それから草刈りへの対応とか、あるいはあそこは山間部通りますから、土砂が崩れた場合の対応とか、そういったことは今後は決して少なくないのではないかなというふうには思います。

そこで、それは移管に当たって県にも強い要望をお出しいただいているということで、そういったこともしていただけているということでもよろしいのか、その辺が具体的に約束できていることがあるのでしょうか。

○狛守勝義議長 安在まちづくり整備課長。

○安在知大まちづくり整備課長 それでは、お答えいたします。

約束というか、一応協定という形で結ばせていただいております。この協定を具現化させていくために、今後もその部分については粘り強くその協定に基づいて対応させていただきたいと思って

おります。

以上でございます。

○狹守勝義議長 第5番、小林智議員。

○5番（小林 智議員） これ最後の質問にしたいと思うのですが、財政への影響ということで、そういった維持管理費の負担が今後増えてくるのは当然先ほど見たとおりなのですが、翻って、こういうことが国から町へと、県を通して町へと移管されるということで、市町村の、要は地方の自治体の管理費用の負担がかかっていくということは国自体がどう考えているかなのですが、例えばこれ地方の交付金への算定、基準財政需要額の中でこういったもの、道路の総延長であるとか、こういった特別な移管がされているものとか、そういったものの算定が考慮されるのかということはないのでしょうか。

○狹守勝義議長 安在まちづくり整備課長。

○安在知大まちづくり整備課長 答えいたします。

地方交付税の算定要件には該当するのですが、町全体に対して地方交付税が交付されるものですので、どの部分が、どの金額がこの道路に充てますということまでは、細かいところまではちょっと数字出せないということで財政のほうからも伺っております。

以上でございます。

○狹守勝義議長 第5番、小林智議員。

○5番（小林 智議員） あまり細かく入りたくはないのですが、言ってみれば基準財政需要額の根拠の算定の一つにはなっているということであると、さっきの600メートル増えましたというところが一つの根拠になってくると。それが基準財政需要額の中で、道路維持管理費がもし算定されるなら、その部分が600メートル増えましたという意味でよろしいのでしょうか。

○狹守勝義議長 安在まちづくり整備課長。

○安在知大まちづくり整備課長 そういう認識であります。

以上でございます。

○狹守勝義議長 第5番、小林智議員。

○5番（小林 智議員） 今回の一般質問のほうは、1つ目には既に認定された道路について改めて一般質問とする、行政に対してはちょっと失礼な質問かなとは思ったのですが、その辺をはっきりさせておかないと、この先の道路、町の道路をどう考えていくか、どう維持していくか。例えば国から、あるいは県から依頼があったときに、素直にはいつて言わなければいけないのか、町の地方の自治体のことをきちんと我々は言い続けられるのか、その辺をもう一度考えておきたいという意味で一般質問させていただきました。なかなか前向きな話というのは、私もできないのですが、今回の一般質問をすることによって、その辺についても明らかになった部分がありますので、今後の参考にさせていただきたいと思います。

以上で、1 番については終了とさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

続いて、2 番に入りたいと思います。よろしいでしょうか。

○狛守勝義議長 どうぞ。

○5 番（小林 智議員） 交流センターの活動状況について。町内 3 か所の交流センターは、会議、健康教室、イベント等で町民に活発に利用されているようでありますけれども、各交流センターの利用状況と休日の活用について伺います。よろしくお願いします。

○狛守勝義議長 それでは、答弁を求めます。

根岸生涯学習課長。

○根岸隆行生涯学習課長 それでは、質問事項 2 につきましてお答えいたします。

令和 7 年度の各交流センターの利用状況ですが、まずふれあい交流センター利用人数が延べ 5 万 3,008 人、利用団体は延べ 3,384 団体です。北部交流センターは延べ 2 万 2,033 人、団体数は延べ 870 団体です。南部交流センターは延べ 2,053 人、団体数は延べ 218 団体です。

休日の活用状況につきましては、人数割合で見ますと、ふれあい交流センターが約 40%、北部交流センター及び南部交流センターは約 50% が休日の利用となっております。その多くが文化団体の利用でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○狛守勝義議長 第 5 番、小林智議員。

○5 番（小林 智議員） それでは、再質問させていただきたいと思います。

まず、それで確認なのですけれども、私も安易に「交流センターは 3 か所の」と書きましたけれども、これ以外に同様の目的で貸出ししている施設というのはおありでしょうか。まず、そこを確認します。交流センターは、私 3 か所と言ったのですけれども、それ以外にもこういうものが施設として利用可能だと、全部とは言わないまでも、こういうものもあるのですというのがおありでしたら、ちょっと聞かせていただきたいのですけれども。

○狛守勝義議長 根岸生涯学習課長。

○根岸隆行生涯学習課長 お答えいたします。

体育施設ということでございますれば、各学校の体育館、それから B & G 海洋センターのグラウンド、それから体育館、それから各学校のグラウンドにつきましても……玉中です。玉中は、夜間の貸出し等してございます。それから、鎌形野球場です。

以上でございます。

○狛守勝義議長 第 5 番、小林智議員。

○5 番（小林 智議員） それでは、再質問なのですけれども、ふれあい交流センターが延べ 5 万 3,000 人で、驚くのは利用団体数が、これは延べですか。延べで 3,300。これ延べというのはどういうあれなのでしょうか。

○狹守勝義議長 根岸生涯学習課長。

○根岸隆行生涯学習課長 お答えいたします。

これは、人数と同じくトータルで年間で、例えば幾つかの何十団体かがトータルで、例えば月に4回使えば、延べ4団体という計算でございます。

○狹守勝義議長 第5番、小林智議員。

○5番（小林 智議員） 分かりました。あくまで利用ベースの延べですね。延べの団体数。そうすると、登録団体数というのは、これは例えば交流センターごとにやるのではなくて、町として交流団体は1つという考え方だと思うのですけれども、要は登録団体ですね。これ登録しないとたしか利用できないのではないかなと思うのですけれども、登録団体数というのはお分かりでしょうか。

○狹守勝義議長 根岸生涯学習課長。

○根岸隆行生涯学習課長 お答えいたします。

申し訳ございません。延べの計算、集計しかしてございません。

○狹守勝義議長 第5番、小林智議員。

○5番（小林 智議員） 利用についてお尋ねしたので、延べになってしまったのかと思うのですけれども、お聞きしたかったのは、スポーツ団体であれ、文化団体であれ、町民が活動団体としてどのくらいの団体数が登録されていて、町の中で活躍されているのかなというのを、係数的にも団体数がこのくらいあるのだというのがちょっと知りたかったものですから、いずれまたお聞きする機会もあるかと思いますので、後ほどちょっとお調べいただければありがたいなと思います。

それで、では続けて質問をさせていただきたいと思います。実は今回のこの質問をさせていただいたのは、ご承知のとおりヌエックのところがもう使えなくなる、ホールが、特に講堂とかあそこが使えなくなってきたために、やはり交流センターで行事を行いたいとか、北部交流センターでやりたいとか、現実に実は前やっていたのですけれども、今度北部交流センターでやることになりましたとか、そういったことも何件か聞いておりますので、どのくらいの利用頻度になっているのかなということでお尋ねをしたところでございます。団体が利用率がどんどん上がっているな、全体としても、ふれあい交流センターで人数割で見ると、休日が約40%、南部、北部にあつては休日の利用が、これ50%と。活用状況の50%、40%、すみません、これどういう、40%とか50%というのは、何に対して40%なのか、計算の仕方をちょっと教えてください。

○狹守勝義議長 根岸生涯学習課長。

○根岸隆行生涯学習課長 お答えいたします。

このパーセントは、述べ利用人数、人数割合で見た数字です。

○狹守勝義議長 第5番、小林智議員。

○5番（小林 智議員） 実はどのくらいの利用率といいますか、どのくらい予約が、予約というか使い方が、部屋が、場所が埋まっているのかなとか、そういうことも見たかったなということで、

例えば稼働率です。例えば北部交流センターのホールの稼働率であるとか、会議室の稼働率であるとか、あるいはふれあい交流センターの1階の会議室であるとか、あとは防音室なんかもありますから、ああいうところの稼働率とかというのがどのくらいかなというのが後々見えれば、数値的にふれあい交流センターだとか北部、そういうところがどういった利用のされ方をされているのかなというのが、非常に数字としても、絵として浮かんでくる。例えばあの部屋は、常に稼働率何%だから結構埋まっているとか、いつも利用されている。当然のことながら、もう北部、南部よりもふれあい交流センターのほうが恐らく利用率高いとは見込んでいます。私も利用させていただく中では、ふれあい交流センターさんなんかは、特に休日だとほとんどどこかの団体がやはり使っているように見られます。そんなので、利用率は決して低くないなと思っておるのです。

それで、ちょっと今回の質問の一番のあれは、休日の扱いを私聞きました。これどういうことかと申しますと、実はホームページ上にこれ案内が、交流センターの利用の案内もあるのでありますが、国民の祝日は全て休館ですというふうにしたかあったかと思います。これ各館共通で多分休日になっております。なかなかやっぱり利用するほうから見れば、土日も国民の祝日も変わらず、仕事が休みの日に使いたいなという、あるいはそういうときにイベントをやりたいなという使い方があるのではないかと思います。まずは祝日の日を休館にしなければならない理由というのを教えていただきたいのですけれども。

○狛守勝義議長 根岸生涯学習課長。

○根岸隆行生涯学習課長 お答えいたします。

祝日を休館にしている主な理由は、例えばワックスがけ等のメンテナンス、施設管理という意味で、祝日は休館というふうにさせていただいております。

○狛守勝義議長 第5番、小林智議員。

○5番（小林 智議員） 休日のこういう施設の利用というのは、町民にとっては非常にありがたいのです。ただ、これを管理していく立場の行政としては、やっぱり休日に対応する人も必要になってくるとか、そういうことなので、なかなか人的な配置だとか、あるいは費用面でもなかなか大変なことがあるのかなというのは分かるのですけれども、やっぱり施設そのものの目的が、町民がいかに利用してもらえるかということにあるのだとしたら、そういった祝日の利用もぜひ開放していただければありがたいなと思って、今回の質問の一つに上げさせていただきました。

その上で、端的にお聞きしますが、例えば掃除であるとか、担当者がいないとか、鍵の受渡しがあるというような話であるとするならば、どちらの交流センターも、休日の鍵は事前に借りて、たしかあるところに入れてくださいみたいなそんな運用がされていて、無人でも使えるというようなことになっているのではないかなとは思っています。そうでないとおっしゃるのでしたら、多分そうでない。

北部交流センターなのですから、これ実は祝日休みですとあって、使えないのだと行ってみ

たら、隣の施設、運動施設、施設、ちょっと度忘れしてしまいました。そのところというのは、やっていますよね。たしかやっていたはずなのです。たしか翌月曜日か何かが休みになっていたりするのかな。そういうことで、実際北部交流センターの鍵の受渡し管理、予約状況の管理と、管理自体もそちらでお願いしている、で管理していると思うのです。とすれば、何ら負担かけずに祝日利用ができるのではないかなというふうに感じたものですから、私もあるとき利用しようと思っていたら、いや、その日祝日ですから、もう駄目、何があっても貸せないのですというふうに言われたものですから、管理していただける人もいるのに、なぜそれができないのかなと思ったものですから、そういったことのもうちょっと柔軟に対応できるということはないのでしょうか。

○狹守勝義議長 根岸生涯学習課長。

○根岸隆行生涯学習課長 お答えいたします。

北部の交流センターに関しては、お隣のやすらぎで、そちらでも、菅谷のふれあい交流センターのほうでも、どちらでも鍵を貸し借りができるような形にはなっております。ただし、やすらぎは火曜日が休館となっておりますので、火曜日に使いたいという場合は事前に鍵を借りていただくという形を取らせていただいております。

○狹守勝義議長 第5番、小林智議員。

○5番（小林 智議員） そこでもう一つ、その辺はちょっと重ねてお伺いするのですけれども、一律に祝日は閉館日ですと言わないで、例えば、掃除も毎週きちんとやっているかどうか分かりませんが、祝日も場合によって、例えば北部交流センターのように隣に管理者がやすらぎにいるわけですから、開いていれば借りることができていいのではないかなと思いますけれども、そういうところを開放できるかどうか、それについて改めてお伺いします。

○狹守勝義議長 根岸生涯学習課長。

○根岸隆行生涯学習課長 お答えいたします。

例えばふれあい交流センターに関しては、休日の稼働率も、平日もかなりの稼働率で、メンテナンス、大規模なメンテナンスというか、掃除、清掃も含めて、に関しては、どうしても祝日に入れなければならない場合もございます。しかしながら、北部のセンターに関してはそこまでの稼働率ではないという状況です。そういった意味では、例えば祝日の部分、メンテナンスを平日にやれば、そういった意味では可能な部分もあるのではないかなというふうには感じております。ただ、交流センターの運営協議会がございますので、その中で協議、検討という形は取りたいというふうに思っております。

○狹守勝義議長 第5番、小林智議員。

○5番（小林 智議員） 一律に駄目というよりは、例えば北部交流センターの利用率がそんなに高くないので祝日まで開放する必要はないというのは、少し理屈としてはいかななものかなと思います。やっぱり町民が利用が使い勝手のよい形で、開放できるときにはきちんと開放いただけるとい

う体制を取っていただけるのは非常にありがたい話かな、たとえ利用がなくても予約すれば取れるという体制を取れるというのはありがたい話なので、ぜひそうしていただきたい。運営協議会で協議ということでございますけれども、そういうことができるようにぜひしていただけたらと思います。

もう一つ、最後に1つ、これどなたかの質問でもう回答があったかどうかなのですが、今予約が、北部交流センターとふれあい交流センターもそうなのですが、口頭ベースといいですか、行ってお伺いして、その場で予約という紙ベースのところなのですが、もうちょっと体育施設と同じようにライン予約のような形で拡大される予定がおりないのでしょうか。やはりそういう形でしていただけるほうが、空き状況が分かるというのは非常にありがたい話なので、そういうところを先に一般のふれあい交流センターとかも拡大していきたいのですが、その辺のお考えについてお聞かせください。

○狛守勝義議長 根岸生涯学習課長。

○根岸隆行生涯学習課長 お答えいたします。

ラインの予約に関しましては、今年度より体育施設のほうで開始しました。大したトラブルもなく利用されている状況でございます。しかしながら、文化施設に関しては、やはり利用層が年配の方も多い状況でございますので、そういったことも鑑みながら、今年度方向性を出したいというふうには考えております。

以上です。

○狛守勝義議長 第5番、小林智議員。

○5番（小林 智議員） 以上で質問を終わりにしますが、ライン予約につきましては、高齢の方も多いという話がありましたけれども、今は高齢の方ほどラインを使っておりますので、その辺は話をしながらでも空き室情報が見られると、恐らく文化団体の皆さんも役員さんが集まったりして、今度の練習日いつなのだけれどもとか、あるいはこの日に何とかしたいのだけれどもというときに、その場でこの日空いてないとかということが分かるとしたら、これは大変ありがたい話なので、別にラインに限らず、そういった電子、そういうものを使って、予約状況の管理であるとか予約の登録であるとか、そういうことができる体制を早くつくっていただきたいと思います。

以上で終わりにします。

○狛守勝義議長 根岸生涯学習課長。

○根岸隆行生涯学習課長 1つ、先ほどの北部の交流センターの稼働状況の部分について、ちょっと補足というかしておきたいなというふうに思うのですが、先ほど私が申し上げたのは、稼働状況がふれあいほど多くないから、利用状況が多くないから祝日に開けないとかということではなくて、逆に利用状況がそれほど多くないので、例えばメンテナンスを平日に持ってくれば、祝日も開けることも可能なのではないかという意味で答弁させていただきました。申し訳ないです。

〔「もう質問ないんですけども」と言う人あり〕

○狹守勝義議長 第5番、小林智議員。

○5番（小林 智議員） すみません。まだあるの。

○狹守勝義議長 まだあります。では、どうぞ。

○根岸隆行生涯学習課長 もう一つ、先ほどの議員のおっしゃられた団体登録数でございます。団体登録数については、今日現在508団体でございます。

以上です。

○狹守勝義議長 第5番、小林智議員。

○5番（小林 智議員） 最後までありがとうございました。

最後に、先ほどの祝日の利用をぜひお願いしたいのと、予約を早く電子的にスマホでできるような体制をつくっていただきたいというのをお願いして、終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました。

○狹守勝義議長 ご苦労さまでした。

◎散会の宣告

○狹守勝義議長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでございました。

（午後 3時20分）

令和8年第2回嵐山町議会定例会

議 事 日 程 （第4号）

6月10日（水）午前10時開議

日程第 1 一般質問

第6番議員 藤 野 和 美 議員

第11番議員 川 口 浩 史 議員

第1番議員 佐 藤 弘 美 議員

○出席議員（１２名）

１番	佐藤弘美	議員	３番	橋本将	議員
４番	宮本大裕	議員	５番	小林智	議員
６番	藤野和美	議員	７番	吉本秀二	議員
８番	森一人	議員	９番	青柳賢治	議員
１０番	畠山美幸	議員	１１番	川口浩史	議員
１２番	渋谷登美子	議員	１３番	狛守勝義	議員

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事務局長	小輪瀬一哉
書記	儘田直子

○説明のための出席者

佐久間孝光	町長
中嶋秀雄	副町長
馬橋透	総務課長
簾藤久史	長寿生きがい課長
岡野富春	環境課長
安藤浩敬	農政課長
中村寧	企業支援課長
安在知大	まちづくり整備課長
下村治	教育長
千野政昭	教育総務課長
根岸隆行	生涯学習課長
安藤浩敬	農業委員会事務局長 農政課長兼務

◎開議の宣告

○狹守勝義議長 皆さん、おはようございます。第2回定例会にご参集いただきまして、大変ご苦勞様でございます。

ただいまの出席議員は全員であります。よって、令和8年第2回嵐山町議会定例会第7日は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

(午前 9時58分)

◎諸般の報告

○狹守勝義議長 ここで報告をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

◎発言の訂正

○狹守勝義議長 日程に入る前に、安在まちづくり整備課長より、昨日の小林議員の一般質問、大項目1に対する答弁の訂正を求められておりますので、この際これを許可します。

安在まちづくり整備課長。

○安在知大まちづくり整備課長 貴重なお時間をいただき、申し訳ございません。議長のお許しをいただきましたので、昨日の小林議員の質問にて誤った答弁がございましたので、修正答弁をさせていただきます。

小林議員の道路認定に当たり、全員協議会などで事前に説明が欲しいとの質問に対しまして、全員協議会にて説明させていただいているとの答弁をいたしました。私の認識違いでした。町道認定に当たり、全員協議会での説明は行っておりませんでした。修正答弁をさせていただきます。申し訳ございませんでした。

◎一般質問

○狹守勝義議長 日程第1、一般質問を行います。

◇ 藤 野 和 美 議 員

○狹守勝義議長 本日の一般質問は、受付番号7番、議席番号6番、藤野和美議員。

初めに、質問事項1の新規就農促進についてです。どうぞ。

○6番（藤野和美議員） それでは、議長よりご指名がありましたので、質問いたします。議席番号

6番、藤野和美でございます。よろしくお願いします。

最初は、新規就農促進について。遊休農地対策としても、新規就農の促進は重要と考える。そこで、以下の点について質問します。

(1)、町内の遊休農地の現状は。

(2)、最近5年間の新規就農の状況は。

(3)、農地取得の要件について。

ア、農作業常時従事要件は。

イ、面積要件は。

(4)、新規就農促進の方策は。

以上です。

○犬守勝義議長 それでは、小項目(1)から(4)について答弁を求めます。

安藤農政課長。

○安藤浩敬農政課長 お答えいたします。

質問事項1の(1)につきましてお答えいたします。町内の遊休農地につきましては、農地法第30条の規定に基づき、毎年11月ごろに農業委員会が実施する農地利用状況調査にて把握、集計しております。遊休農地の考え方は、調査時において農作物は作付されておらず、また膝丈ほどの雑草が生えていますが、十分耕作できる農地とご認識ください。令和7年度の実績値は、21.5ヘクタールでございます。

続きまして、質問事項1の(2)につきましてお答えいたします。本町における直近5年間の新規就農者の推移を申し上げます。令和3年度ゼロ人、4年度2人、5年度4人、6年度2人、7年度ゼロ人です。経営類型は、主穀1人、露地野菜3人、露地有機野菜1人、露地果樹1人、施設野菜1人、施設花卉1人。また、就農時の年齢では、20代1人、30代3人、40代1人、50代3人です。

続きまして、質問事項1の(3)のア、イにつきましてお答えいたします。農業者の減少、高齢化が加速する中、経営規模の大小にかかわらず、意欲を持って農業に新規参入する者を地域の内外から取り込むことで農地の利用を促進する観点から、令和5年4月に施行された改正農地法の第3条第2項から、(イ)の面積要件が削除されました。しかし、(ア)の農作業常時従事要件は存置されております。国の通達では、原則年間150日という基準に変更はありませんが、本町を含め、各地の農業委員会は柔軟に対応していると存じます。

続きまして、質問事項1の(4)につきましてお答えいたします。本町でも、埼玉県と連携して、約10年ほど前から新規就農者の受入れを進めてきました。総じて専業農家を志す方よりも、配偶者や親族に一定の収入のある方、または元々農地や農業機械のある農家子女のほうが離農は少ないと感じます。やはり農業一本足ではなく、生活基盤の整っている方を受け入れるほうがリスクは低いです。都心に近いことも本町の強みですので、半農半X、小さな農業、週末農業といった視点も必

要と存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

○狹守勝義議長 第6番、藤野和美議員。

○6番（藤野和美議員） 再質問につきましては全体、関連がありますので、全体を通して再質問ということでお願いしたいと思います。

○狹守勝義議長 はい、どうぞ。

○6番（藤野和美議員） 私も同じような質問で、4年前の6月議会で、主にこれは農村地域への移住促進ということを主に質問したことがございます。今回、遊休農地対策というのがメインになっているわけですが、根っこはある意味で共通しているところでもあるわけですが、この中で、答弁の中で半農半X、小さな農業、週末農業ということで、方向について、そんな視点の答弁もありました。

今回の質問の大きな趣旨は、農業専業、農業経営という形だけでは、特にこの嵐山町の中山間地ではなかなか厳しい状況もあると。逆に、都心から近い、それから都会の中で農業に対する興味とか、憧れとか、非常に高まっているということもあるわけです。そうして考えますと、嵐山町がもう少し農業、農地の提供に関して柔軟に対応する、逆にそういう方々を嵐山町でということで、この方向が、移住促進もそうですし、遊休農地対策としても、いろんな形で効果があるのではないかという問題意識で今回は質問をしております。

その中で、一つに農地取得、借りてということも当然あるわけですが、ただ農地をやはりしっかり取得して、自分の農地として使いたいと。これは当然あるわけですが、これまでそれが、特に面積要件とか農地の取得要件というのが厳しくて、なかなかできなかったと。ただ、国が面積要件に関しては解除とかはしなかった、廃止したということで、大きく転換がされているわけです。そうしますと、この取得要件が主に4点とも言われているわけですが、一つは全部効率利用要件、要するに取得する農地の全てを耕作に利用すると。これがあります。それから、地域との調和要件、周辺の農地利用に支障を生じさせるおそれがないことと。これも当然、要件の中にありました。それから、面積要件がありましたけれども、法改正による撤廃されたということは、このように、農地を取得して農業を行う個人なら誰でも取得できるようになりました。ただし、各地域の農業委員会にご確認くださいと、こういうのが出てまいりました。このもう一つ、面積要件に関しては、現在嵐山町としては撤廃しているというふうに、もう一回ちょっと確認はいたしますけれども、いかがでしょうか。

○狹守勝義議長 安藤農政課長。

○安藤浩敬農政課長 お答えさせていただきます。

面積要件につきましては、たしか平成21年度のときの改正で、それまでは嵐山町であれば50アール、5,000平米というものでございました。21年度の改正のときに、ある程度市町村の状況に応じて

設定しても構わないということが定められましたので、嵐山町農業委員会では3,000平米というふう
に定めたものが21年度という形でございます。その後、その3,000平米に関しましてはずっと維持を
してきまして、令和5年の改正農地法の段階で面積要件が撤廃されましたので、現時点では下限面
積はないと、そのような形でご認識いただければと存じます。

以上でございます。

○狹守勝義議長 第6番、藤野和美議員。

○6番（藤野和美議員） そうしますと、次は農作業常時従事要件、原則として年間150日以上農作業
に従事するというのが要件の中に入っていました。答弁の中で先ほどで、農業委員会でかなり柔
軟にという答弁がありました。この辺については、どのような実地的な運用も含めて行われている
のでしょうか。

○狹守勝義議長 安藤農政課長。

○安藤浩敬農政課長 お答えさせていただきます。

まず、今回農地法の第3条の許可で農地を取得、農地を買うというような形になります。今まで
も含めて、農地というのは農家しか買えない、3,000平米がございましたので、農地を買うというの
は基本的に農家しか買えない。まず3,000平米を何らかの感じで権利を有していない限りは、スター
トにも立てないというようなことがございました。ですので、正直、経験があまりないといえます
か、その代わり、以前は平成5年に農業経営基盤強化促進法という、利用権といいまして、難しく
なく貸し借りがすごく簡単にできるようになりましたので、皆さんそのまま農地を借りるという形
のほうに完全に移行しましたので、農地を買うということに関してはほとんどあまり実績がなかつ
たというのが実情でございます。

農業の常時従事要件につきましては、法律では150日というふうに定めているものではなく、あく
までも農地法には常時従事することというような、そのような表現になってございます。ただし、
農林水産事務次官通達の中で、この従事要件は150日だよというふうな形が定められていまして、そ
れが恐らくずっと変わらずに、最新の毎年出る通達でも150日が変わらないというような形で、あく
までも法律ではない、農水省の事務次官の通達で150日が定められているような形でございます。そ
れで、その代わり柔軟に対応できるものとするように考えておりますので、分かりやすく言うと、
農作物の栽培期間が150日がなくてもできるものを栽培している場合は、決して150日ではなくても
いいよですとか、もっと柔軟に言えば、決して農作業をするわけではなく、農作物を確認に行く、
生育状況を確認に行くというような形でも、そういう形です。できる限りここは難しくなく、柔軟
にカウントしなさい。基本的には農地が適正に管理をされている、作物を作っていないときは荒れ
てしまっていて、作るときだけ耕作、そういうことではなく、1年間きれいでいる、そういうのも
含めてという形で、かなり柔軟になっておりますので、恐らく令和5年の改正以降、農地の購入と
いうのも恐らく全国的には出てきているのかなというふうに感じております。嵐山町ではまだそこ

まで、まだ借りるという文化がすごく残っていますので、これから購入というのも始まってくるのかなと考えております。

以上でございます。

○狹守勝義議長 第6番、藤野和美議員。

○6番（藤野和美議員） そうしますと、例えば農村地域での空き家を取得した場合、当然周辺に農地もついていると。これまでは家屋については取得できても、周辺の農地についてはこの要件がハードルとなって取得できないというケースがあったかなと思うのですけれども、これからはそのケースについては周辺農地も取得できるというふうに、この方向ということで理解をしてよろしいのでしょうか。

○狹守勝義議長 安藤農政課長。

○安藤浩敬農政課長 お答えさせていただきます。

平成21年のその改正、農地法の改正で、市町村の農業委員会のある程度考え方で面積を設定していいということがございました。そのときに、幾つかの市町村では、1アールという形で下限面積を設定したというのがございました。嵐山町は行いましたけれども、幾つか1アールというのがございました。この1アールというのは、宅地があって、宅地の前畑、後畑、この辺を取得をするというためには、前畑、後畑は本当に1アール、2アールの世界ですので、1アールまで下げた自治体のもございました。そのときの趣旨というのは、いずれ購入ができるようにというものでございます。嵐山町は30アールというのを維持をしておりましたが、ここで撤廃をされたという形になります。

嵐山町農業委員会の考え方としまして、議員さんおっしゃったように、まだ3要件、全部効率利用要件と、あとまた地域の調和要件というのがございます。特に全部効率利用要件には、農業技術、作物がちゃんと作れるか、あとは農業機械類、ちゃんと作物を作れるだけの機械類、持っているか、労働力を持っているかというのがありますが、これともう一つ、距離というのです。農地までの距離というのも当然入ってきます。ですので、今、私ども嵐山町農業委員会の考え方としましては、まずは今、農地中間管理機構法というものがございます。これで農地が、それほどハードルが高くなく借りることができます。この3要件を満たしていない限り借りられないということではなく、借り主、所有者さんに有利な借り方になります。期限が来たら自動的に所有者さんに返るというような形になりますので、借りるときのハードルが高くありませんので、仮に空き家を買って、前畑、後畑があったときには、まず最初に農地を借りていただく。それで、1年、2年、昔はよく3年3作という、今はあまり使わなくなりましたけれども、そういう言葉がありました。3年間、3回作物を作って農地を耕作しましょうというような言い方をしたのですが、今はあまり使わなくなりましたが、考え方は同じようなことかと思えます。1年か2年か3年か農地を借りて、適切に管理をして、ある程度記録を取って、その上で、基本的には空き家を仮に取得するときに、覚書等ので構

いけませんので、1年後か2年後、時が来たら農地も取得するよと、そういった形で覚書等をしっかり結んでおいていただいた上で、移住されて、耕作をして2年経ちましたということで、3条の申請を出していただくと。これが一番よろしいかなと思います。

引っ越してくる段階で農地を取得するというのは、多分そのハードルは非常に高いですので、恐らくどこの市町村も、私もインターネット等で農地付空き家というのを調べてみると、実はほとんど出てきません、どこの自治体も。そこはやっぱり一回引っ越して、農地を借りて、借りるのはそれほど難しくありませんので、借りて買ひましよう、そこで実績をつけましようとなっておりますので、そういった流れというのはこれから出てくるのではないかなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○狹守勝義議長 第6番、藤野和美議員。

○6番（藤野和美議員） そうしますと、いわゆる農地に関しては農地バンクという仕組みがあります。この農地バンクの中で、例えば答弁にあった都会の人がこちらに移ってきて、要するに農業をしたいなというとき、農地バンクに登録されているもの、この関係というのはどうなりますでしょうか。

○狹守勝義議長 安藤農政課長。

○安藤浩敬農政課長 お答えさせていただきます。

仮にいい空き家があったとして、大体引っ越してくるところが目星がついたときに、大体農業委員会のほうに相談に、農地を借りたいという形でご相談に見えます。基本的には農地バンクありきというわけではございません。まず、新しく住むところがありましたら、前畑、後畑とか、もしくは近隣で少し耕作されていないような農地等があれば、まず希望する農地があるか、まずそこを確認します。農地バンクではなくて、多分皆さんできるだけ自宅に近いところ、やっぱり農業には水が命ですから、できれば自宅の水でも構いませんので、水がくれられるところが一番農業はできますので、希望があるところがあれば、ここが本当、ここが借りたいのだと。欲しいとなってしまうと、また難しくなってしまうかもしれません。まず、そういうところを希望を聞いて、そこがあれば農業委員会が斡旋をします。最近耕作されていないようですが、これこれこういう方がお借りたいと言うのですが、どうでしょうか。その利用調整は農業委員会の仕事ですので、それは行います。

あまりその段階、そこら辺がうまくいかなかったら、次に今度は農地バンクがございますので、農地バンク、今現在で未成約のものが101筆ございますので、例えばこの農地バンクを紹介して、ここは借りてほしいという形で登録をされていると。農地バンクに関しましては、適正管理をしていただく。荒れたままのというのは当然農地バンクになりませんので、そういうことがありますけれどもということで、番地なり地図を見せて、ここ家が近いとか、そういったことで選んでいた

だくという形になりますので、農地バンクは2番目という形で、まずは自分が希望するところがあれば、そこにご相談をするような形で取らせていただいております。一番いいのは、空き家の持ち主さんが持っている農地があれば、セットというのが当然一番いいですから、そういったのも、3パターンぐらいのを、ご相談して選択をするような形になろうかと思います。

以上でございます。

○狛守勝義議長 第6番、藤野和美議員。

○6番（藤野和美議員） そうしますと、今、農村地域の空き家というケースでした。

こういうケースはどうでしょうか。市街地に移ってきて、移るなり住んでいて、それが要するに農地をちょっと離れたところで耕作したいというケース。これ距離要件が、先ほど課長の答弁だと距離というのが出ましたけれども、そういうケース、要は離れているところ、このケースはどうでしょうか。

○狛守勝義議長 安藤農政課長。

○安藤浩敬農政課長 お答えさせていただきます。

町内であれば、全然農業委員会のほうはカウントしません。東京から週末だけ農業やりに来るのだけれどもとかという、物理的にそれは厳しいのではないのですかというものはお断りするような形ですので、当然町内であれば、町内で農業で通われている方、古里のハウレンソウの方は当然通って農業をやられていますので、町内であれば、小さな町ですので、距離というのは特に考慮するものではないと考えております。

以上でございます。

○狛守勝義議長 第6番、藤野和美議員。

○6番（藤野和美議員） そうしますと、嵐山町としても、いわゆる週末農業とか半農半Xというの、このケースを促進するという答弁がありました。これは非常に重要なことだと思うのです。もともと我々の住んでいるところもそうですけれども、兼業農家が多い。これは半農半Xですよ、考えてみれば、もともと。それで里山を維持、農地も維持してきたという歴史があります。そういう意味では、農家経営、農業経営だけのあれではなくて、もう少し広く物を考えてみると、有効利用というのですか、いうケースが当然どんどん出てくるので、嵐山町の特徴というのが大いに発揮できるかなと思うのです。その上で、都会の人、町の人たちが農業を楽しむと。楽しむ農業を嵐山町でと、こういうことで、例えば相談窓口とか、それはホームページ上で記載すれば当然済むことなので、そういう相談コーナーというのですか、町としての相談コーナーを設置してということ、お考えはありますか。

○狛守勝義議長 安藤農政課長。

○安藤浩敬農政課長 お答えさせていただきます。

町のホームページに、令和5年で法律が大きく変わらして、今の下限面積が撤廃されてしま

すか、法的なもののホームページの掲載のほうは行っております。もう一步踏み込んだ形の広報というの、もともとこの法律、下限面積を撤廃した理由というのが、そもそも広く地域の内外から農業者を呼び込む、大きな農業ではなくて、という形ですので、そういったような形は農業委員会の方とも相談して、十分検討ができるのではないかと考えております。

以上でございます。

○狹守勝義議長 第6番、藤野和美議員。

○6番（藤野和美議員） それでは、次の質問に入りたいと思います。

ごみ処理の広域化について。昨年の12月18日にごみ処理の広域化の推進について、関係市町村長が合意した。そこで、以下の点について質問します。

（1）、基本合意書の位置づけは。

（2）、現在の方式の評価は。

（3）、施設建設に伴う町の負担は。

以上です。

○狹守勝義議長 それでは、小項目（1）から（3）について答弁を求めます。

岡野環境課長。

○岡野富春環境課長 それでは、質問事項2の（1）についてお答えをいたします。

1市4町1村において、ごみ処理の広域化の推進に関する基本的事項を定めて合意をしたものがあります。基本合意した項目を実現するため、協議会や担当者会議で協議していくこととなると考えております。

続きまして、質問事項2の（2）についてお答えいたします。可燃ごみの処理については、小川地区衛生組合とオリックスとの委託契約でごみ処理を実施しているため、ごみ処理量の観点からお答えさせていただきます。令和4年度から可燃ごみを焼却処理から乾式メタン発酵処理に変更し、処理方法を変更したことにより、布類など今まで焼却処理していた一部の品目に変更となりました。変更後は、住民の皆様の協力もあり、全体の可燃ごみの量が令和3年度と比較して約998トン削減となりました。その後も可燃ごみの処理量は減少傾向になっており、可燃ごみの削減には一定の効果があつたと考えております。

続きまして、質問事項2の（3）について、お答えをいたします。施設建設に関する費用につきましては、現時点では決まっておりません。また、当該費用に係る費用負担割合も決まっておらず、今後の協議事項となるため、お答えすることはできません。

以上、答弁とさせていただきます。

○狹守勝義議長 第6番、藤野和美議員。

○6番（藤野和美議員） まず、（1）のところなのですが、その基本合意書の基本合意の意味、これが広域化について協議していくことを基本合意したというふうな形のこれまでの答弁があつたと

思うのですが、もうこの方向で決定した合意書なのか、協議していこうという基本合意なのか、それが非常に、その位置づけという、それについてちょっと質問いたします。これは副町長の渋谷議員への答弁でも、これから協議していこうというところで決定したということで私はちょっと理解したのですが、それについていかがでしょうか。

○狹守勝義議長 中嶋副町長。

○中嶋秀雄副町長 それでは、私のほうからお答えをさせていただきます。

今藤野議員がおっしゃっていただきましたように、この基本合意書の内容というのは、もう一度言いますと、まず合意した内容でございます。こちらについては、まずごみ処理の広域化の推進の枠組みとして、ごみ処理の広域化を推進する枠組みは1市4町1村とすると。それから、ごみ処理施設の建設予定地。ごみ処理施設の建設予定地は東松山市内とすると。それから、広域化に向けた協議。1市4町1村は、ごみ処理の広域化の推進に向け協議会を設置する。この協議会というのは、任意協議会として既に設置がされたということでございます。それから、共同処理するごみの種類は、全てのごみの種類とすると。それから、ごみ処理施設の整備運営を行う事業主体として、ごみ処理施設の整備運営を行う事業主体は一部事務組合を新たに設立するものとする。それから、環境対策。ごみ処理施設の稼働による温室効果ガス排出量について、現行処理よりも削減することを目指すとともに、ごみの減量化及び資源化を住民や民間事業者とも連携しながら、1市4町1村で協力して行う。最後に、補足といたしまして、本合意書に定めのない事項及び本合意事項に疑義が生じた場合は、1市4町1村で協議の上、決定するものとする。これが基本合意書の中身でございます。

基本的には、こういった内容について相互に確認をしたと。こういった事業について、これを広域化していくことのメリット、それから建設のいわゆる負担割合、そういったものについては、前向きにという前提になると思います。基本的にはこの間渋谷議員にもお答えをしたとおりで、今までの検討経過の中では東松山市、それから衛生組合の関係市町村、共にこういった基本合意の下に進んでいくメリットがあるというふうに考えて、この基本合意を結んだと。これについて具体的に今後協議をしていくと。このような内容だというふうに認識しているところでございます。

○狹守勝義議長 第6番、藤野和美議員。

○6番（藤野和美議員） 任意協議会をつくったという段階ではありますよね。まだ正式な一部事務組合をつくったわけではないと。ということは、理論的には、その中の協議の中で、これがほごとか撤回される可能性も理論的には含まれていると、あるというふうに理解はしていいのでしょうか。

○狹守勝義議長 中嶋副町長。

○中嶋秀雄副町長 基本的には今の基本合意に沿って協議をしていくということでございますので、渋谷議員にもお答えいたしました。こういった内容を詰めていって、何らかの形でいわゆる双方

が、あるいは各市町村において、この合意をいわゆる協議会、一部事務組合が成立をすると、あるいはこれを進めるということについて不都合だということがあれば、当然のことながら一部事務組合の設立はできませんし、この建設に向けての第一歩が歩み出せないという形にはなる、そういった懸念はあるというふうに考えております。したがって、それだからこそこういった協議会をつくって、今種々検討を進めて、その建設が可能であるか、広域化が可能であるかということを詰めていくための協議会を今作成させていただいたということです。

さらに申し上げますれば、この協議会がやはり進んで、この具体的な検討を進めるためには、それなりのいわゆる検討に対する経費というものも出てまいりますので、そういった点での負担割合をどうするかということも含めて今後検討が進むというふうに考えております。

○狛守勝義議長 第6番、藤野和美議員。

○6番（藤野和美議員） それではちょっと、次の2番と3番は関連いたしますので、再質問を一緒にさせていただきます。

まず、新しい枠組みでゴミ処理をやろうということになってきますと、今やっている方式の評価、メリットもそうですが、デメリット、当然総括があつて新しい枠組みでやろうと、こういうことになったかと思うのです。そうしますと、今の答弁ですと、全体の可燃ゴミの量が令和3年と比較して998トン削減、ゴミの処理量も減少傾向になっていると。可燃ゴミの削減には一定の効果があつたという評価が答弁でした。

そうしますと、この方式をやめて新しい方式をやろうとなってくると、それを上回るだけのメリットが当然考えられないと思うのですが、それについてはいかがお考えでしょうか。

○狛守勝義議長 岡野環境課長。

○岡野富春環境課長 お答えいたします。

今のごみ処理の方法と新しくごみ処理施設を比較するために、コストですとかCO₂の削減、そういったものを比較させていただいております。それにつきましては、どちらとも新処理ごみ施設のほうが効果が高いですし、コストも低く抑えられるということで、こちらの新ごみ処理施設の建設のほうで合意のほうをしたということになります。

以上でございます。

○狛守勝義議長 第6番、藤野和美議員。

○6番（藤野和美議員） コストメリットとCO₂削減効果ということでした。

そうしますと、コストメリットということになりますと、3番のところで費用負担の問題については現時点では決まっていないという話でした。そうしますと、そこからコストメリットの計算ができるのかどうかと、こう当然考えざるを得ないわけです。東松山市の市議会に対する説明資料の中では金額が一応提示されています。ある意味では参考のために。これは、当然まだこれから詰めることがいっぱいあるわけでしょうけれども。ただ、ざっとこの資料を見ますと、全体整備費が323億

円。このケースはごみの処理量が1日130トンで想定したものです。323億円の中で、交付金等がありますので、実質負担が約173億円と。そのうち東松山市に関しては約94億円と。これは人口割で、このケースの場合は54.2%ということでした。そうすると、残りの町村が、考えますと約79億円が町村の負担と、こういう説明でした。それから、全体運営費で171億円。これは20年間です。20年間で約171億円と。東松山の負担が約96億円と。これはごみ量の割合です。ごみ量の割合で56.3%。そうしますと、残りの町村が約75億円と、こういう説明があります。ですから、東松山市としては、単独でやりますと233億円かかるわけですが、広域にしますと約190億円で済むと。ですから、コストメリットが20年総額で約43億円コストメリットがあるということで、広域化を進めますよという説明がありました。

ここまで実は金額が出ているということは、町村に対して大まかな負担というのは当然出ていると思うのです。そうしますと、コストメリットというのが数字が出てきませんので、今の答弁の中で答えることはできないとありましたけれども、これは議会に対して、やはりこのぐらいの費用だと、そこはやっぱり議会に示さないと、我々自身が協議等々といっても、それは当然納得できるものではないわけです。コストメリットの意味の、コストのメリットの計算の根拠がそこでないわけですから。それについてはいかがでしょうか。

○狹守勝義議長 岡野環境課長。

○岡野富春環境課長 お答えいたします。

衛生組合、今までと同じように事業をやっていくか、あるいは広域化ということで、コストの比較に関して試算をしておりますので、それについてお答えをしたいと思います。こちらが、整備費につきましては均等割が10%、人口割が90%。運営費に関しましては、均等割が5%、人口割が15%、ごみ量割として80%ということで試算をした数字でございます。

先ほど来、議員さんのほうからお話のありましたとおり、整備費と、あと20年間の運営費ということで試算をしております、これに基づきますと、負担額については合計で48.8億円というふうに試算をしているものでございます。

以上でございます。

○狹守勝義議長 第6番、藤野和美議員。

○6番（藤野和美議員） 43.8億円というのが、町のですか。町としての想定ですね。

○狹守勝義議長 岡野環境課長。

○岡野富春環境課長 お答えいたします。

今申し上げたのが48.8億円でございます、これは嵐山町の負担額ということで試算をしているものでございます。

以上です。

○狹守勝義議長 第6番、藤野和美議員。

○6番（藤野和美議員） そうしますと、例えば今オリックスに委託している場合というのは、当然ごみの量に対して費用を負担しているということはあるのでしょうか、もともと少なくとも整備費は負担はしてこなかったですよ。負担はなくて、委託だけが始まったと思うのですけれども。そこであっても、当初のその整備費を入れたにしても、20年間でオリックスとの関係で考えたときにコストメリットがあるということなので、その辺はどうなのですか。

○狹守勝義議長 岡野環境課長。

○岡野富春環境課長 お答えをいたします。

整備費と運営費20年間分と、小川地区衛生組合で今後委託のほうを続けた場合、総額で比較した試算があるのですけれども、こちらで3.9億円のメリットがあるというふうに試算をしております。

以上でございます。

○狹守勝義議長 第6番、藤野和美議員。

○6番（藤野和美議員） その辺の、少なくともその数字は、もういわゆる検討の段階で数字が出ています。今の答弁の中でその数字が出てきたわけですので、負担も48.8億円。この中で整備費の割合というのはどうなっていますでしょうか。整備費と運営費、20年間の、その辺の金額の割合をお願いいたします。

○狹守勝義議長 岡野環境課長。

○岡野富春環境課長 お答えいたします。

そちらについてはちょっと内訳のほうを示されておりませんで、私のほうで計算をしてということで、試算の試算みたいな形なののですけれども、それですと整備費については約19億円というふうに計算しましたので、残りが運営費となるかなというふうに考えております。

以上でございます。

○狹守勝義議長 第6番、藤野和美議員。

○6番（藤野和美議員） そうしますと、東松山市が想定していた金額に大体符合するというふうに理解して、それはよろしいですね。今の東松山市が議会に対して説明した総額と、そういう衛生組合で検討して出した数字というのは、その辺ではほぼその枠の中とか、符合しているのかどうか、その辺はどうなのですか。

○狹守勝義議長 岡野環境課長。

○岡野富春環境課長 議員さんおっしゃるとおり、符合した数値だというふうに考えております。

○狹守勝義議長 第6番、藤野和美議員。

○6番（藤野和美議員） いずれにいたしましても、その比較についてはまた追って詳細についてお聞かせ願うにしても、かなりの大きな金額が、当初の整備費の負担が、当然町に要求負担額として我々の町としても用意しなければならないわけですね。この問題、またちょっと後で触れますので。

その前に、ちょっと先ほどの、今度はCO₂の削減との問題ですが、今回の削減のかなりの削減効果あるということで数字が答弁もありました。ただ、これは主に発電効果によるもので、いろんな資料、説明等をお聞きしましても、発電効果による効果というのが非常に大きな数字を持っていると思うのです。今回のプラント、新しい設備をするというその大きな意味というのは、その発電効果に当然あるかなと思うのです。そこでCO₂削減という、こういうものであると思うのですが、ただ私考えますと、実際には数字上の削減効果であって、実際にはCO₂はそこで出ることにもなりますので、理論値としてはそういうことなのでしょうけれども。この中で、ちょっと従来の効果について答弁があったわけです。1つ、今回環境白書が先日閣議決定されまして、特にイランの戦争の問題もあって、資源の循環というか、循環プラも含めている、その資源循環を有効利用していかうと、こういうのが環境白書として閣議決定されたという情報がありました。オリックスに委託したこと、この大きな変化が、リサイクル率が嵐山町で86.3%になったという、2022年。ですから、全国で13位になったという、これはちょっとそのデータが根拠はあれですけども、かなりの優秀なリサイクル率を達成したと言えると思うのです。そういう状況にあります。ただ、現在バイオガス等の発酵処理ということでなっているわけですけども、次の新しい焼却施設になりますと、分別についてはどのようになると考えていますでしょうか。

ごめんなさい。ちょっと補足しますけれども、以下の分別に対しては、例えば廃プラは、プラスチックは入らないですね、逆にそれは。ところが、今回新しい仕組みですと、当然燃えるごみの中に廃プラ等入ることは想定されていますでしょうか。

○狛守勝義議長 岡野環境課長。

○岡野富春環境課長 すみません、もう一度質問をお願いいたします。

○狛守勝義議長 第6番、藤野和美議員。

○6番（藤野和美議員） 要するに燃えるごみ、現在のですよ、現在の燃えるごみの中に廃プラは入らないですね。入れてはいけませんね。次の方式に、要するに新しい焼却施設を造った場合には、廃プラは入るのでしょうか。

○狛守勝義議長 岡野環境課長。

○岡野富春環境課長 お答えいたします。

ごみの分別というか、そういうことに関してはまだ協議もしていない状況ですので、現時点ではちょっとお答えができないかなというふうに考えてございます。

以上です。

○狛守勝義議長 第6番、藤野和美議員。

○6番（藤野和美議員） いや、それは実にごみ処理の問題として、非常に大きな問題だと思うのです。町民の人からも、逆に、ほかの町、ほかの市では何でも入れられるよと、こんな嵐山町ほど細かい分別をしているところないよという声も、逆にはあるのです。だから、これはいろんな考えが

ありますけれども、現実には、これまでのバイオ発酵処理と次の焼却施設、これ大きく当然変わるということが想定されますよね、方式が。そうしますと、分別の方法も変わるのが当然にもなってくると思うのです。そのところは議論なしで次に進めますというのは、ちょっと私としては考えにくいのです。当然そこまで考えた上で次の方式やろうという、ある意味これまでの方式では分別が厳し過ぎるのではという当然町民の意見もある。そういうもの等々あります、デメリット、メリットは。そこは議論の中にないということでしょうか。もう一回、ちょっといかがでしょうか。

○狹守勝義議長 中嶋副町長。

○中嶋秀雄副町長 私のほうからお答えをさせていただきます。

まず、基本的に、先ほど岡野課長からお答えさせていただいた、いわゆる試算の数値、これはあくまでも合意形成、基本合意を行っていく上で検討してきた数字ということで、まずご理解いただきたいと思います。実際のいわゆる建設の、いわゆる処理方法ですとか、先ほど130トン进行想定ということもありましたけれども、そういった建設のいわゆる規模だとか、そういったものも今後詰めていく内容でございますので、これがあまり、東松山市のほうでそういった数字を出したということでもございましたのでお答えをさせていただきましたが、あくまでも基本合意を行う上で、今まで東松山市と、それから衛生組合の担当者の中で協議をしてきた。そして、参考に、いわゆる業者から処理方法についての提案を受けた。そういったものを基にした、出してきた数字ということでございますので、その辺についてはぜひご理解をいただきたいと思います。

要は、この処理方式ですとか、処理方式も今一定の中では、いわゆる焼却処理ということしか出てこなかったと。いわゆるバイオ処理に関しても、昨日の渋谷議員にもお答えしましたが、逆にこちらからはそういった提案も出してもらいたいという話を投げかけていたのですが、そういった提案はなかったというのが結論。その中で一応検討してきたということでもございまして、CO₂の削減効果についても、また今焼却処理ということもございました。オリックスに対するバイオ処理についても、今議員からお話がありましたように、これも全く全てバイオ処理をできるという分別にはなっていないわけでもございまして、いわゆるバイオ処理をしていても、かなりのいわゆる焼却残滓も含めた焼却が出ていると、こういったことも含めて検討してきておりまして、その結果が基本的には効果としてCO₂の削減にも総体としてつながる、あるいは建設費や、いわゆるランニングコスト、こういったものも今の段階で計算した中では有効であろうということで基本合意をしたということで、こういった数字については、何度も申し上げますが、この広域化の問題については正式に議員の皆様方、あるいは町民の皆様方に発表できるものについては、基本としてきちとした根拠を持った数字として出していきたいというふうに考えております。

そういったことで、まだ現在、先ほど申し上げました基本合意の中でも、東松山市の中に処理場を置くと、これについてはこれで進みましょうということで、その場所はどこだということもまだ決まっておられませんし、いわゆる130トンというこの数量についても、これもまだこれから詰めてい

くと。それから、処理方法についてもさらにこれから詰めていって、基本的な数字が出てくる。先ほどの、いわゆる負担割合という話がございました。これも、今いわゆる均等割で10%、人口割で90%、これも仮定の数字でございまして、これも決まっているものではございません。この割合によって、はっきり申し上げれば、特に衛生組合管内の町村にあっては、この均等割と人口割のこの割合によっては、大きないわゆる負担割合が変わってくるわけでもございまして、これも大きな課題であります。一応の試算として、これは中部資源循環組合のときでしたでしょうか、このときが均等割10%、人口割90%というところでまとまりかけたということが一つの基礎になっていると。最低でも、衛生組合の管内の市町村とすれば、これを上回るような、例えば均等割が大きくなるとか、こういったことになれば、とてもではないけれども、それこそ、ましてや今オリックスに委託をしている委託方式と、さらにその負担割合では計算をし直さなくてはいけないわけでもございまして、こういったことについては本当にこれから、この協議会を通じて中身について詰めていくということになりますので、ぜひ情報については出せる数字はきちっと数字で出していくつもりでございしますので、そのことを前提にしてご理解をいただければというふうに考えております。

ごみの処理方法についても、今のいわゆる分別の処理方法から、いわゆる仮に今の想定した処理方法になれば、分別方法も当然変わると思います。今議員からちょっとおっしゃっていただきましたように、いわゆる焼却する部分というのは、さらにバイオ処理する部分が、仮にですよ、仮に焼却処理ということに決まれば、焼却する部分が多くなるので、分類とすればもう少し大きくなるということも考えられるでしょうし、その辺はまだまだ不明確なところでございますので、ぜひ今の段階では、先ほど全員協議会で説明をさせていただいた内容、これが基本的にいわゆる関係する市町村で共通として今お示しができる内容だということで全員協議会でご説明をさせていただいたということでございますので、ぜひそのようにご理解いただければありがたいというふうに考えております。

○狹守勝義議長 第6番、藤野和美議員。

○6番（藤野和美議員） そうしますと、基本合意が走り過ぎ。要するに今の場合ですと、負担割合、金額もまだまだ決定しているところはない。ごみ処理の分別一つ取ってみても、まだはっきりも決まっていはいない。決まっているのは、東松山に造ると、焼却施設造るということだと。

そうしますと、どうでしょうか、我々が今聞いているだけでも、まだ何も詰められていない状況で、ただ決まっているのは東松山市に造ると、広域でやりましょうというだけ。でも、そこに向けてみんな走り始めてしまっているという。我々議会に対しては、その都度発表できるものを説明すると。もうゴールは決まっているので、それに向けて走るといふ。その都度その都度、どこまで走ってきましたという説明をするという、こういうふうはどうしても印象を受けてしまうのです。これでは、さっきの負担もそうです。町民が納得するものではないと思うのです。少なくともその都度その都度出されている町の負担等、これはやっぱり報告をしながら、理解も得ながらやっていく

方法を取らないと、またこれ禍根を残すと思うのです。例えば生ごみの処理の問題、これは生ごみの処理というのは非常に、全国でも各市町村、非常に苦労しているというか、いうこともお聞きします。ただ、逆に先ほどの環境白書なんか、この考えを見ますと、資源循環していこうと。生ごみを要するに堆肥として使えないだろうかと。生ごみプラントを造って、それ肥料として使っていくという、その循環をやっている自治体もあります。これは、やっぱり今後の、これまで国も推奨してきた資源循環の考えの方向だと私は思うのです。ですから、そういうこと、生ごみの処理プラントを工夫してやろうではないかとかというふうな考えも、町で私は検討はできると思うのです。このごみ処理の広域化の議論を逆にいい機会にして、新しいごみ処理の仕方を町民と共に考えていこうというふうなものになっていけば、この問題は非常に大きな意味が私もあると思うのですが、この基本合意書がありきで走り始めますと、そこに向けて議論を集約していくということになりますので、町民が議論に参加していく、ごみ処理問題を考えていくという、逆にその機会は失われていくという気も私はするのです。ですから、それについて考えはいかがですか。

○狹守勝義議長 佐久間町長。

○佐久間孝光町長 お答えさせていただきます。

今藤野議員のほうから質問をしていただいている議論というのが、まさにこの基本合意がなされた、これから本格的にされていくべき事項であります。直接、一部事務組合が今成立をして動き出したというのであれば、今藤野議員がおっしゃるとおり、何にも決まっていないのに一部事務組合ができてしまう。だから、そここのところの間を埋めるのが協議会であって、そのような細部のところに踏み込んでいくということになります。ですから、その踏み込みの度合いだとか、それからどういう形になるのかによっては、まだまだこの協議会だって途中で壊れてしまう可能性だって十分ありますよと。でも、なるべくそういうふうにならないように、それぞれの自治体が知恵を出し合いながらやりましょう。昨日は渋谷議員のほうからご指摘もありましたけれども、でもなるべくだったらそういうことがないようにと。

それで、今までの経緯をちょっとお話ししますが、最初の段階は、小川地区衛生組合の中で東松山市さんのほうからこういう提案があった。それに対して、では協議を始めようかということとを議論するときに、小川地区衛生組合の中で、ではどういうところは絶対に外せないよねというようなところを議論して、この小川地区衛生組合の中でもなかなかまとまらなかったわけです。これでこれを入れる、これを入れるって。やっそここのところで整って、そしてここのところが小川地区衛生組合の中でこれだけで交渉しましょうということで東松山市さんに投げかけて、そしていろいろありましたけれども、最終的には東松山市さんもそれを受け入れて、そういった基本合意事項にしましょうということで、これならオーケーですよということで協議会を成立をさせたということでもあります。

今度は、だから、今お話をいただいている、例えば予算のことですとか、それからあとは分別の

ことだとか、こういったことというのは全く白紙の状態でありまして、今はっきりと決まっているのは、この協議会で会議何回かやりますから、その協議会の費用、経費に関しては、人口割が90%、均等割が10%にしましょうと。これは、あくまでもお茶代だとか、紙代だとか、そういうことのあれはこれにしましょうと、これは決まっています。ただ、その後、実際にごみ処理場を建設をするとか、その割合だとかというのは、これは全く白紙の状態です。ただ、何で試算を出したかという、小川地区衛生組合と、それからあと東松山市さんと一緒に組むにしても、大体どれぐらいの総額がかかるのですか、どんなことがやっぱりコスト面でかかるのですか、その概要だけは出してもらわないと、全く幾らになるか分かりませんでは困るので、試算を出してくださいと。東松山市さんの場合には、もう独自でやるということで何年も前からずっと蓄積していますから、それを基にして小川地区衛生組合が加わるということになると、人口的にこうこうだということで、ぱぱっと算出した。そういった程度の試算だと思いますので、現実的にはまだまだこれからそういった面では詰めていかなければならないということがあろうかと思います。

それと、あとは今日のご質問の中に現在の方式の評価はということがありますけれども、現在は、本来自治体でごみ処理はやらなければいけないというふうに法律に明記をされているわけでありまして、それが小川地区衛生組合はいろんな状況の中で、どうしても民間さんをお願いをしなくてはいけないというような、ちょっと問題のあるような状況で今進んでいるところなのです。だから、これをしっかりと一部事務組合をつくって、そして我々自治体が主体的にごみ処理をしていくということは、着実にいい方向性に行くということであらうかなと思います。

それから、あとは現在のオリックスに委託しているバイオの発酵の処理、これはもう非常に理想的なわけでありまして。ただ、新しい技術というのは、その技術がぱんと100%効果を出していただければ、これはすごいことでありましてけれども、現実を見ると、一番最初、当初我々が説明を受けたのは、残渣は大体5%から10%ぐらいかなというふうだったのが、なかなかそういうようなものではないようなことがあったわけです。これでは困りますよ。そういう協議をする中で、ではさらに分別をしっかりとやってください。プラスチックから、今度はサランラップ、それからあとは薬の包んでいる、あれはまた別ですからと。そんなところまでやるのって。そういう形ででもやっていただかないと、効果が上がらないです。では、また町民の皆様に、住民の皆様に協力をしていただいてやりましょうということでやる。今度は、また一番大きいのは紙おむつの問題。紙おむつがかなりの量で来ているので、これをやっぱり分別しないと。ただ、理論的には成り立っているようでありましてけれども、実際にそれを導入するとなるといろんな課題があって、それもできていない。だから、我々が当初想定していた環境に負荷をかけないような処理というのが非常に、理想的なところ、最初の目標からいくと、随分低い段階にある。

それから、もっと私が、これが民間の恐ろしいところだなというのは、実際に稼働して、その翌年です。社長が町長のところに会いに来て、どういう内容ですかと。値上げをしたいと。とんでも

ないことだと。私、ちょっと正式な書類持っていませんけれども、それまではトンで2万7,000円で処理していたと。これをする事によって4万2,000円かな。倍とはいかないけれども、ええって、こんなにか。要するに環境に負荷をかけないというのはこれだけお金がかかるのだなというのを改めて感じさせていただいたと、もう非常に鮮明に残っています。でも、この気候変動を考えれば、やっぱり嵐山町としてもかじを切っていかなければいけないのだろうなということで、本当に議員の皆様方にも、町民の皆様方にも、本当にやっとうご理解をいただいて、そういう形で踏み切った。しかし、たった1年か2年で、次、値上げですって。これはもうとんでもない。もう私は会いません、そんな内容だったら会いませんということでお断りをしました。これは、何しろ最初の段階でこういう形はある程度想定をしているわけですから、企業努力として乗り越えていただきたいということで、今までそういった値上げということはなく、どうにか持ってきていますけれども、こういった環境にやさしい処理の仕方、理論的にはすばらしいのですが、現実とはちょっと乖離しているところがあるということ。だから、先ほどの分別にしても、既にもうやっとうご理解をいただいている。さらにまたということになること。ただ、そういったこと、お金に関しても、それから人口割なのか、均等割なのか、これもこの協議会の中で詰めていく事業であります。それが詰め終わった後に一部事務組合という正式な組合をつくるということになっていきますので、そこまでたどり着ける間の中で、そういった細部に関しては、予算面に関しても含めて議論をしていく、またその進捗に関しては議会のほうに、また町民のほうにしっかりとお伝えをしていくというような段取りになるかなというふうに思いますので、ぜひご理解をいただきたいと思います。

○狹守勝義議長　ここで暫時休憩いたします。再開は11時25分いたします。

休　　憩　　午前11時11分

再　　開　　午前11時25分

○狹守勝義議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

藤野和美議員の質問事項2の再質問からです。どうぞ。

○6番（藤野和美議員）　いずれにしても、そういう段階だということがはっきりといたしました。今後協議会の中でしっかりと議論というか、発言もしていただいて、町民が納得できる方向を確立していただくことを要望したいと思います。

それで、次の質問に入ります。3、物価高・資材不足への対策支援について。イラン戦争がもたらす物価高、資材不足等が町内でも深刻化している。そこで、以下の点について質問します。

- （1）、農業者に対しての支援は。
- （2）、介護事業所に対しての支援は。
- （3）、建築業者に対しての支援は。
- （4）、その他、考えていることは。

以上です。

○狛守勝義議長 順次答弁を求めます。

初めに、小項目（１）について、安藤農政課長。

○安藤浩敬農政課長 お答えいたします。

質問事項３の（１）につきましてお答えいたします。本年度の農業者への物価高・資材不足への支援については、国の2026年度補正予算の内容を確認した後、検討したいと存じます。

なお、昨年12月の臨時議会にて予算化しました2025年度国の補正予算、物価高騰対応重点支援交付金を活用し、36経営体に223万円、また９団体に232万5,000円の計455万5,000円を、本年３月末までに助成させていただきました。

以上、答弁とさせていただきます。

○狛守勝義議長 次に、小項目（２）について、簾藤長寿生がい課長。

○簾藤久史長寿生がい課長 続きまして、（２）につきましてお答えいたします。

物価高騰の影響を受ける介護事業所に対し、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、本年１月から３月にかけて支援金を支給しました。イラン戦争による対策支援につきましては、国の動向を注視してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○狛守勝義議長 次に、小項目（３）について、中村企業支援課長。

○中村 寧企業支援課長 それでは、（３）につきましてお答えいたします。

町商工会の相談窓口では、このところ建築業者等から、資材が手に入らず、仕事の依頼があっても手がつけられないなど、深刻な相談が数件あるとの情報を聞いております。具体的には、商工会の経営指導員と資金繰りの相談となり、融資の借換え等に至っているケースもございますが、残念ながら町も商工会も決め手となる支援はできておりません。今後におきましては、国等の支援等、新たな情報を収集し、事業者に情報を提供するなど、事業者に寄り添った支援を町と商工会で連携して行ってまいりたいと考えます。

以上、答弁とさせていただきます。

○狛守勝義議長 最後に、小項目（４）について、馬橋総務課長。

○馬橋 透総務課長 それでは、（４）につきましてお答えいたします。

国の動向について情報収集しながら、補正予算額に応じて効果的な施策を行ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○狛守勝義議長 第６番、藤野和美議員。

○６番（藤野和美議員） この問題は非常に深刻化しているというのは、当然情報等で、町内でもそういうことでございます。ただ、国のほうが重点支援地方交付金が1,000億円ということで報道がありました。そういう一つの今後の財源というかいうものも、ここでちょっと明確化してきたかなと

思います。

それを踏まえて、ちょっと再質問をさせていただきます。順次になるかと思います。よろしくお願ひします。一つは、農業者に対する支援ということで、いろいろお聞きしますと、例えば直売所に、いわゆる納品というか、商品展示するときの袋等も非常に高騰しているとか、当然、資材、肥料等々、いろんな形で影響を受けているという話もお聞きしております。これまでも、2025年度支援も、これも交付金を使って、あったということですが、いろんな支援の方法があるかと思うのです。直接的な支援も当然です。あろうかと思うのですが、一つちょっと提案でもあるのですが、例えば直売所での、以前にもあったかと思うのですが、いわゆる販売促進支援を行っていく。以前は、1,000円をかうと何とかという、そういう感じのサービス等々です。いわゆるそれが購入者への支援、販促にもなるし、農業者に対しては販売促進にもなっていくという、こういう一つの仕組みを考えることができないだろうかちょっと思っているのですが、それについてはどうでしょうか、いかがでしょうか。

○狹守勝義議長 安藤農政課長。

○安藤浩敬農政課長 お答えさせていただきます。

今議員さんのほうでご提案というか、以前も行ったという形でお話をいただきました。令和2年度、新型コロナウイルスの感染期のとくに、直売所で1,500円ぐらい、1,500円以上買ったら、町の生産組合さんが持ち寄ったサービス品、それを生産組合が買い上げて、1,500円買ったら1品サービスをするという形で、購入された方にも、当然町の農業者から買い上げますので、農業者からもメリットになるという形で、事業のほう、令和2年に行いました。新型コロナウイルス感染症対策の支援ということで、2年、3年、4年という形で3年間行いました。2年当時、私も農政課にその当時所属しておりましたので、この事業の提案をした一人という形で、内容に関しましてはよく私も覚えております。

今回、国のほうの補正予算等で、まずあの当時は新型コロナウイルスで、今回はそれが外れましたので、そもそもまず事業が対象になるか。あの当時、令和2年の当時はかなり市町村の本当の自由な創意工夫で事業を行っていいという形で、いろいろ町でも考えまして、事業を幾つも幾つも考えて行っていたという形。今回はどっちかという、電気代とかという形である程度絞られてきますので、事業がまず対象になるかと、これがまず1つ調べてみたいと思います。コロナとそんな大きくは変わっていないのですけれども、そもそも事業、あのときほど自由に事業化ができるのかというのは、まずそれは検討したいと思います。調べてみたいと思います。

それとは別に、国から町に臨時交付金が配分をされますが、まず配分額とかは別として、まず町として優先順位が、事業には優先順位がございますので、その優先順位の中から、優先順位が高いものから当然事業化をされていくという形になりますので、町としての事業という形になりますので、その辺だけをご承知いただければと存じます。

以上でございます。

○狹守勝義議長 第6番、藤野和美議員。

○6番（藤野和美議員） この地方交付金については、情報ですけども、報道の上ですけども、自治体で自由に使えるということが書かれてありました。恐らく推奨のメニューというのは出るかもしれませんが、少なくとも、恐らくそのような形で来ると思いますので、ぜひこの生産者と、それから購入者も、お互いのメリットということで、ぜひこれはちょっと構築を、そういう財源等が明確になりましたら、ぜひとも進めていただきたいと思います。

それから、（2）の介護事業所への支援です。介護事業所も、医療施設もそうなのですが、非常に資材不足というか、非常に深刻化していると。特に介護事業所の場合ですと、私が聞いている限りでは、どうしても医療のほうが優先されて、例えばゴムの手袋等、一つ例を取ってみても、介護事業所がその後という形で、どうしても不足がち、不足しているケースも出てきているということで、いろんな形でちょっとその影響が当然出てきていると思うのです。特に介護事業所に関しては、前、訪問介護の報酬の切下げということで、非常に経営難というか、ご苦労されているということで、その中で逆に電気、ガス等の光熱費等の支援でそれも、直接的にない、報酬の単価切下げに対しての、間接的ではありますが、そういう支援をとということで、以前もお話がありまして、実際にそれをやってこられると思うのですが、先ほど申し上げました国等の動きの中で、この介護事業所に対しての支援というのは、具体的には国の動向を注視という答弁だったのですが、ちょっとそういう動きが出てきておりますので、どうでしょうか。

○狹守勝義議長 簾藤長寿生が課長。

○簾藤久史長寿生が課長 お答えいたします。

まず、議員ご指摘の医療用のゴム手袋に関しましては、議員ご指摘のように、まずは医療機関優先ということで、今回の5,000万枚の手袋の譲渡とか、介護事業所は対象外となっております。ただ一点、訪問看護、看護師さんに関しては、医療、介護、両方のサービスを提供していますので、そちらには手袋、ご希望があれば2週間分の使用量を見込んで、それは申請することによって購入することができるというふうに聞いております。

国の情報を見ますと、この手袋に関しましては、まずは優先的に医療機関、介護事業所はその後の様子でということをお伺っておりますので、もし介護事業所のほうにもそういった施策を適用するということであれば、国のほうから必ず介護事業所、地元の市町村から介護事業所に対するアナウンスをするようにということが来ますので、そちらは間違いなく全事業所にアナウンスできるような体制を取りたいと思っております。

2点目の介護報酬の単価の切下げといたしますか、お話がありましたが、確かに令和6年の改正のときにございました。介護報酬の改正は、基本的には3年に1遍、介護保険が3年の計画ですので、6、7、8、この3年間の計画で介護報酬も一応決まっているものですが、国のほうも、昨今の人

件費の高騰であったり、ベースアップがなかなかできない状況、民間の事業所、会社とかが上がっている中で、介護事業所はなかなか上げられないという動向を踏まえまして、本来は令和9年度、来年度の報酬改定でございましたが、それは国のほうの責任において、今年度、令和8年度、処遇改善を実施するということで、それに関しましては町のほうから各介護事業所のほうに案内をしています。

以上になります。

○狛守勝義議長 第6番、藤野和美議員。

○6番（藤野和美議員） そのようにやっていただきたいと思います。

それでは、（3）のほう行きますが、建築業者に対する支援という、これは非常に、いろんな方お聞きしましても非常に深刻化していて、どうしても一つの部材がないだけで納品ができないという、完了にはならないというケース。当然、納品というか完了できないとなると、支払いの関係、収入、お金が入ってこないという。ところが、実際には部材等の仕入れを行っている。それから、働いている人の当然給料もある。入ってこないけれども、支払わなくてはならないという。建築業者に対しては非常に深刻な話をお聞きしております。この中で融資の借換えに至っているケースというのですが、この融資の借換えの相手というか融資先、これはどのような先になるのでしょうか。

○狛守勝義議長 中村企業支援課長。

○中村 寧企業支援課長 お答えいたします。

商工会窓口で相談、こういった中東情勢の相談窓口は開設しておりますが、借りる相手は日本政策金融公庫となっております。

以上です。

○狛守勝義議長 第6番、藤野和美議員。

○6番（藤野和美議員） そうしますと、公的な、公的というか、これまでもいろんな形でコロナの関係も含めて融資が行われてきたと思うのです。等々です。その融資そのものの返済期限というか、返済というか、当然行っていると思うのです。ですから、金融相談の場合、一時的な資金の需要と、それから返済の、二重三重に今ちょっとかかっていると思うのです。そうすると、融資等の政策金融公庫等の、についてはその辺の猶予等の借換え等の相談はできるということなののでしょうか。ちょっと確認します。

○狛守勝義議長 中村企業支援課長。

○中村 寧企業支援課長 相談については、まず最初に町の商工会のほうで経営指導員が相談を受けます。その相談によって、融資、借換え等になると、こちらですと川越の日本政策金融公庫になりますが、そちらに紹介しまして、実際に借換えになるわけなのですけれども、例を挙げますと、例えば数年前に500万円既に借りていると。あと100万円返済が残っているという今の時期に借換えになりますと、さらにまた500万円を借りて、返済が残っている100万円は返して、実際には400万円で

これからの運営、乗り切る、そういったことになります。借りている方はそういった借換えがございまして、今借りていないでこれからという方も融資の相談には来ています。

また、先ほど猶予という、返済の猶予という措置もあります。ただ、例えば今苦しいので、年明けからまた返済を開始したいということも、できるはできるそうです。ただし、それをやってしまいますと、次の融資がちょっと難しくなるという、そういった問題点もございます。

以上でございます。

○狛守勝義議長 第6番、藤野和美議員。

○6番（藤野和美議員） いずれにしても、商工会の会員であれば商工会の相談ということであろうかと思うのですが、逆に商工会に入っていない業者さんの場合はどのような形になりますでしょうか。

○狛守勝義議長 中村企業支援課長。

○中村 寧企業支援課長 答えいたします。

まさに議員のおっしゃるとおり、商工会の会員以外の方がまた問題になると思います。以前コロナの相談窓口のときは、そういった会員以外の方の相談も、臨時交付金の中で相談者の賃金を充てて、全ての町内の事業者を相談業務ということで受けておりました。また、ここに来ましても、会員以外の勧誘ということも含めまして、できるだけ多くの会員以外の方の事業者についても相談を受ける体制のほうを、ちょっと相談を取ってまいりたいと存じます。

以上でございます。

○狛守勝義議長 第6番、藤野和美議員。

○6番（藤野和美議員） いずれにしても、商工会や町ではそれだけの資金を大きく動かすということとはできないわけですが、できることは相談。ぜひとも商工会に入っていない方、当然商工会に入会していただければいいわけですが、なかなかそうでないケースも当然あり得ると思うのですが、ぜひとも商工会に入っていない方も含めて相談に乗るということの方向をぜひお願いしたいと思います。

それと私、もう一つ、これも農業者とちょっと関連するところもあるのですが、そんな大きな金額の話ではないのですが、大体町内で今リフォームの補助制度がありますね。これを利用してリフォームされているケースも当然あるかと思うのですが、これは建築業者さんの仕事にもつながる。それから、実際にそれを工事される方の負担軽減にもなるということで、このリフォーム補助制度の拡充をすることによって、そんな大きな金額が動かないにしても、少しでもそれが仕事の広がり等々の支援に、町としての支援としては、それはできるのではないかなと思うのですが、それについてはどうでしょうか、いかがでしょうか。

○狛守勝義議長 中村企業支援課長。

○中村 寧企業支援課長 答えいたします。

今現在、リフォームの補助金のほう、まちづくり整備課のほうでやっていただいております。また、その辺の拡充につきましてはよく相談しまして、また臨時交付金、そちらのほうも推奨メニュー等を見ながら慎重に対応してまいりたいと思います。

以上でございます。

○狹守勝義議長 第6番、藤野和美議員。

○6番（藤野和美議員） そうですね、リフォーム等の、この前お聞きして、経済効果3千何百万でしたか、あります。川島町で同じような仕組みがあつて、改善をしながら経済効果1億を超えているという、こういう大きな効果を上げております。こういう苦しいときでもありますので、ぜひともそういう手を打ちながら、支援の仕方、単純に給付だけではなくて、経済を動かしていくという、それを促進しながら支援をしていくという、そういう方向も含めてぜひとも検討をお願いしたいと思います。

最後、その他に考えていることということで、これも国の動向を情報収集しながらということでもありますけれども、国の動向が大分はつきりとしてきました。これについて、ちょっと大きな意味で何かお考えがあれば、再度お聞きしておきたいと思います。

○狹守勝義議長 藤野議員に申し上げます。一般質問時間が5分を切りましたので。

馬橋総務課長。

○馬橋 透総務課長 それでは、お答えいたします。

国のほうの内示額が一応出まして、嵐山町につきましては689万2,000円という数字が出ております。あくまで内示ですので、これから正式なものが来るとは思いますけれども、このような数字と、あと昨年から実施している事業について残額が多少出るとは思いますので、少し足した形で総額見ながら、今日の議員のご提案も参考にしながら、今後検討してまいりたいと思います。

以上です。

○狹守勝義議長 ここで暫時休憩といたします。再開は午後1時30分です。

休 憩 午前11時50分

再 開 午後 1時30分

○狹守勝義議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 川 口 浩 史 議 員

○狹守勝義議長 本日2番目の一般質問は、受付番号8番、議席番号11番、川口浩史議員。

初めに、質問事項1、歩道設置についてです。それでは、どうぞ。

○11番（川口浩史議員） 日本共産党の川口浩史です。一般質問を始めていききたいと思います。

1点目は、歩道設置についてであります。県道深谷嵐山線に歩道設置の計画があります。この歩

道設置に一部の町民から意見が寄せられました。この方は、都市計画道路、これから川島からつきのわ部分が整備されるわけですが、花見台工業団地方面へ行く、あるいは帰りの道路は、新設の道路を通るようになり、歩道設置計画部分の道路は車の通行量が大きく減るのではないかとのことでありました。そこで、以下の点について伺います。

(1)、歩道設置計画はどのような事業日程になっているのか。

(2)、転居を選択した場合、現在と同等の広さの土地を県が用意してくれるのでしょうか。

(3)、都市計画道路の完成後、歩道設置計画道路はどのくらい通行量が減ると予想しているのか。

(4)、歩道設置の必要性について伺いたいと思います。

○狹守勝義議長 それでは、小項目(1)から(4)について、安在まちづくり整備課長。

○安在知大まちづくり整備課長 それでは、質問事項1の(1)につきましてお答えいたします。

昨年12月21日にふれあい交流センターで実施された説明会におきましては、歩道整備事業を進めるに当たり、今後想定される事業スケジュールが示されたと認識しております。当日の説明では、あくまでも現時点での予定として、令和8年度に路線測量と道路設計、続いて用地測量や境界立会い、さらに令和8年度から10年度にかけて物件調査、用地交渉、物件移転を進め、用地確保ができた箇所から順次歩道整備を行っていききたいとのことでした。

本事業は埼玉県が主体となって進めている事業であるため、個別具体的な整備内容や最新の進捗状況につきましては、町として直接お答えできる立場になく、詳細な情報を持ち合わせておりません。恐れ入りますが、詳細につきましては、事業主体である県へご確認いただきますようお願いいたします。町といたしましても、今後県から情報提供があれば適切にお伝えしてまいります。

続きまして、質問事項1の(2)につきましてお答えいたします。歩道整備に伴う用地取得や物件・建物補償につきましては、今後想定されるものであり、また本事業の主体は埼玉県でございますので、補償の具体的な内容や基準について、町として直接お答えできる立場にございません。今後の用地交渉の段階において、事業主体である県から個別に丁寧な説明がなされるものと認識しております。町といたしましても、必要な情報が入り次第、適切に共有を図ってまいりますので、詳細につきましては県へご確認いただきますようお願いいたします。

続きまして、質問事項1の(3)につきましてお答えいたします。都市計画道路完成後における県道の具体的な減少予測、台数につきましては、事業主体である埼玉県において、現段階では具体的な数値を算出、把握していないということです。

最後に、質問事項1の(4)につきましてお答えいたします。歩道の必要性についてでございますが、当該路線の現状につきましては、1日当たり約5,500台の車両が通行し、そのうち約700台を大型車が占めている状況でございます。この高い交通量に対し、現況は道路幅員が狭く、さらに歩道が未整備であることから、子どもや高齢者をはじめとする歩行者の皆様の安全確保が極めて困難

な状況にあると認識しております。当該箇所は地域の皆様が日々利用される重要な生活道路であり、安全、安心を確保するための歩道整備が必要不可欠であると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○狹守勝義議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） そうしますと、路線測量、道路設計、（1）です。これ入ったかどうかというのは、まだ町で、まだというか、これは全然分からないということでございますでしょうか。

○狹守勝義議長 安在まちづくり整備課長。

○安在知大まちづくり整備課長 それでは、お答えいたします。

路線測量に今入り始めたということでお話は聞いております。

以上でございます。

○狹守勝義議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） 分かりました。では、（1）は結構です。

（2）であります。県のほうでやるのだということで、それは県の事業ですから。ただ、これだとあまり町が、あんまりというか、関わらない感じで受けたのですけれども、町からの依頼で今度の事業というのは進められるわけですね。ちょっとこれ確認なののですけれども。

○狹守勝義議長 安在まちづくり整備課長。

○安在知大まちづくり整備課長 それでは、お答えいたします。

町の要望により、歩道整備計画ということで県のほうが事業決定をして行うということは事実でございます。その中で、町のほうが例えば今後予想される補償、その他移転等につきましては、現段階ではまだ測量も終わっていない現状でございますので、実際どの程度家屋とかに影響が出るのかというのもこれからのお話でございます。ですので、現時点におきましても、町としてお答えできるものは、今現在持ち合わせておりません。

以上でございます。

○狹守勝義議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） なるほど。町もやっぱり必要な支援というか相談は乗るし、支援というか、住み慣れた場所を場合によったら離れるわけですから、あるいは離れなくても、自分の地所を提供するわけですから、そこには大きな決断が必要なわけで、そういう方たちに対して、これは県の事業ですからということでこれを言ったのでは、ちょっと本人たちとのそごが大きいなというふうに思いましたので、丁寧な対応をしていただきたいというふうに思うのです。

それで、仮に転居しなければいけないという方が、この前も畠山議員さんからお話がありましたけれども、農協の跡地でもいいというふうに言った場合、農協の跡地の利用というのは、今どのような方向になっているのか、分かっていたらちょっと伺いたいと思います。

○狹守勝義議長 安在まちづくり整備課長。

○安在知大まちづくり整備課長 それでは、お答えいたします。

今農協さんの土地ということでお話がありましたけれども、農協とはいえ民間の所有の土地でございますので、土地利用については農協さんのほうで考えていく形にはなるかと思います。その中で、現状今、農協さんがどのように使っていくのかということにつきましては、民間への売買等も含めて今いろいろ検討しているということでございます。

以上でございます。

○狹守勝義議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） 先にちょっと転居しそう、私も決断している人はまだいないというふうに見ているのですけれども、でもしなければいけないという人の意見も聞いています。そういった方の意見を酌んでいくと、あそこ場所ぐらいいかないかなと思いますので、町で押さえておくことが大事ではないかなと思うのですけれども、押さえておくことができるのかどうか、ちょっと伺いたいと思います。

○狹守勝義議長 安在まちづくり整備課長。

○安在知大まちづくり整備課長 それでは、お答えいたします。

補償についての一般論でちょっと回答させていただきたいと思います。公共事業に伴う物件移転の補償の考えにつきましては、全国的なところで公共事業に伴う物件移転補償は、損失を金銭によって補償する金銭補償が原則となっております。そのため、転居を選択される場合は、現在の土地や建物の価値等に応じた補償金をお支払いし、それをもとにご自身で新たな土地を取得していただくことになります。ただし、土地の所有者が自ら代替地を見つけることが著しく困難であるなど特別な事情がある場合には、代替地のあっせんや情報提供などの支援を行うことも考えられますというのが一応補償の考え方でございます。

現在、県道の歩道整備においてどのような影響が出るのかというのが全然今未定でございますので、その部分において町のほうで今現在農協の場所を移転用地として押さえることというのは全く考えておりません。

以上でございます。

○狹守勝義議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） 現時点ではそうだと思うのですけれども、どうしてもお店やっている人はやっぱり狭くなってしまいますから、移転せざるを得ないという状況もあると思うのです。そういう方が、では自分で見つけてくださいというのはどうなのでしょう。今まで仕事をして、住んでもいて、そこを提供してもらわなければならないわけですから、歩道設置のために、非常にすごい決断しなければいけないわけです。それを自分でやってくださいというのは、私はどうかなというふうに思うのです。やっぱり町の要請で歩道設置がされるわけですから、私は大きく町も関わって行って、納得してもらおうということが大事ではないかなと思うのですけれども、どうでしょう、考え方として。

○狹守勝義議長 安在まちづくり整備課長。

○安在知大まちづくり整備課長 それでは、お答えいたします。

県も市町村も土地探しを全面的に放置するというわけではなくて、可能な限りの協力や支援を行うことは考えられます。行政は直接代替地を買い取って提供することはいたしませんけれども、移転対象者の方が円滑にご提供ができるよう、様々な形で情報提供などの協力を実施していきたいとは考えております。

以上でございます。

○狹守勝義議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） 西口ロータリーで2軒の方が引っ越したわけですね。土地を提供してもらったわけですね。町として、ここはどうですかというふうにあの場所を提供したのだと思うのですが、そういう理解でよろしいのですか、西口の場合ですけれども。

○狹守勝義議長 安在まちづくり整備課長。

○安在知大まちづくり整備課長 その場所にお店を構えたいというのが当然無理であれば、嵐山の中でお店を構えたいという話があれば、そういったこともあったと思います。

以上でございます。

○狹守勝義議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） あれ町が提供したということでもいいのですか。ちょっと分かる方、今。ちょっと分からない。副町長、ちょっと分からないか。分からなかった。

○狹守勝義議長 中嶋副町長。

○中嶋秀雄副町長 今お尋ねの件について、ちょっと私は承知しておりませんが、今安在課長からお話がありましたように、具体的に土地の、いわゆるこういった個人個人の、今詳細が出てきて、その内容によってお一人お一人の地権者の皆さんにご説明をさせていただきながら、その中でどういったいわゆる不安があるか、あるいはこういった問題についてはどうかということで、県としても一つ一つ丁寧にお答えをしていくというふうに考えております。

そういった中で、今議員がおっしゃられたように、代替地といいましょうか、移転をしたいと望まれて、そういったところがありませんかねということになれば、まずはそういったところを町で、町でといいましょうか、基本的には今回の場合は県ですけれども、県と同様に、町にもそういった意向があれば、適切などころがあるかどうかということは探すということはあろうかと思います。ただ、先ほどから答えておりますように、まだこれから個々具体的なご不安というのは非常に、畠山議員のところでもお答えをしましたが、ご不安があるということは重々よく分かります。ただ、これから測量して、実際にそれぞれのどのような影響が出るかということはこれから出てくることですので、それが出た段階で丁寧な説明を県にも求めますし、また、お答えをしましたように、直接県にお問合せをするというのが難しい、あるいは少し苦痛だということであれば、

町のほうにお尋ねをいただいて、町から県に問合せをして、その旨をお答えをするということではできるといふふうに思っていますので、今後そういった具体的な計画があつて、それぞれの家庭、いわゆる地権者の方にどのような影響が出るか、そういったことが出てきたところで、丁寧な説明をしていただく中でそれぞれのご不信あるいはご不安というものを取り除いていただいて、最終的に合意ができるということになれば、ぜひ合意をいただければというふうに考えておるところでございます。

町としても、決して県の仕事だから県が勝手にやれということを申し上げているわけではなくて、当然地権者の皆様は町民でもあり、また、もし提供していただける、歩道ができるということになれば、当然地元にとっても町にとっても非常に有効なことだと思いますので。ただ、それにおいて地権者の皆さんが不満や不安を抱えたままでそれが進むということは町も決して望んでおりませんので、十分納得していただいた上で、それぞれご判断をいただければというふうに考えております。

○狹守勝義議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） そうなのですけれども、ただ事業日程からすると、ここまで進むのに数年かかるのではないですか、どうでしょうか。

○狹守勝義議長 安在まちづくり整備課長。

○安在知大まちづくり整備課長 それでは、お答えいたします。

事業計画で説明会で示された内容で確認いたしますと、8年から10年にかけて物件調査、用地交渉、物件移転を進め、用地の確保ができたところから順次歩道整備を行っていくということでございますので、最終的な完成がいつになるかというのは、当然地権者の方もございますので、そういったところで用地交渉等の部分も含めてまだ未定という形になるかと思ひます。

以上でございます。

○狹守勝義議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） そういうことで、数年先になると思うのです。今8年、9年とおっしゃったけれども、これ本当に順調にいつてですから。仮に農協でもいいよ、農協の跡地でもいいよっていった場合には、町が事前に押さえておかなかつたら開発されてしまうのだと思うのです。農協さんがそもそもそれでいいかどうかって問題はありますけれども、それは大事ですけれども、町に、では売りましようってなるには、今の段階しかないのだと。ないのではないですか。これ開発されてしまったらもう、売るといふわけにはいきませんから。やっぱり今の段階でしかないと思うのですけれども、いかがですか。どっちでもいいけれども。

○狹守勝義議長 安在まちづくり整備課長。

○安在知大まちづくり整備課長 それでは、お答えいたします。

農協さんが今たまたま空き地になっているというだけですので、この事業タイミングが、歩道整備の計画とたまたま農協さんがあそこを更地にしたということが、たまたまのタイミングになって

いると私は思っております。あくまでも農協さんの跡地につきましては、あそこは当然民間さんの個人の所有地でございますので、町のほうがそのところに個人の方が移転したいとか、そういう話があるとかというのも、その辺の部分につきましては、今後県が事業を進めていく中で、個人の方がどこに移転を考えたいのかというときに初めて出てくる話だと思っております。ですので、今の段階では、その移転のことについては何も触れられることがないのかなと私は思っております。

以上でございます。

○狹守勝義議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） もう私、近くにやっぱり住みたいという話は聞いているのです。その方は転居をある程度覚悟しているような感じは受けたのですけれども。そういった場合に、ではご自身で自分で見つけてくださいというのでは、やっぱり町が。再三言いますけれども、町の要請で歩道設置されるわけですから、農協のところに用意してありますけれども、そこでいかがでしょうかというふうにしていくことが私は大事だと思うのです。その地権者の方の意見聞いていったらって、これ数年先になってしまうわけです。その間に、当然私は開発されると思います。開発されてしまうと思うのです。結局、では自分で探してくださいと。ほかに町の土地ないでしょう。それではまずいのではないですかということを私は申し上げているので。いかがですか。もう、ちょっと課長ではあれでしょうから。

○狹守勝義議長 中嶋副町長。

○中嶋秀雄副町長 お答えさせていただきます。

まず基本的に、いわゆるもし、仮の話ということで議員おっしゃられておりますが、そういった条件が示されて、そしてうちの場合は基本的にはちょっとこの場所ではなくて移転をしたいということになれば、基本的には先ほど安在課長が申し上げたように、その移転に要する必要な、補償がありますので、補償の中で基本的には自分がどこに行きたいというところを希望されていかれるのが一番いいということで、それについて町が幾らか調整をしてくれとかということであれば、そういったあっせんをするということになります。あらかじめ移転先を、いわゆる代替地を町が用意しておくとか、そういったことという考え方というのは今までもございませぬし、これからもないということになると思います。ましてや、今回の事業については県のいわゆる施業、事業でございまして、それについて町が代替地としてあらかじめ用地を取得しておく、これもあくまでもまた仮定の話になりますので、そういった希望が出て初めて代替地、あるいは希望地というものに対して町あるいは県がそういったところに対応していくということになるので、あらかじめ代替地を取得しておくことは基本的に考えられないというふうに思っています。

○狹守勝義議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） そうだと思いますけれども、発端は町からの要請なので、町ができる範囲で要請に応じていくと、要請って、用意しておくということは、私はやっておくべきだと思

うのです。ああいう場所ですから、駅に、農協の跡地。仮に住まないということになっても、売りやすい状況にはあるのではないかと、条件的には売りやすいのではないかなって思いますので、私はやっていくべきだというふうに思います。ぜひ検討していただきたいというふうに思います。

それで、（３）の都市計画道路の完成後、これ答弁見ますと、現段階では数値を算出、把握していないということでもありますけれども、確かにまだ現段階では。でも、１日５,５００台の車両が通行し、うち７００台が大型車だということであるわけですね。これちょっと、いつ頃これ調べた数字なのでしょう。

○狛守勝義議長 安在まちづくり整備課長。

○安在知大まちづくり整備課長 それでは、お答えいたします。

こちら令和３年の交通センサスの数字で、県のほうからご教示いただいた数字になります。

以上でございます。

○狛守勝義議長 第１１番、川口浩史議員。

○１１番（川口浩史議員） このうち、新しい都市計画道路ができれば、やはり都市計画道路のほうを通行する量が多くなるのではないかなと思うのですけれども、どうでしょうか。道路担当としての感じとしてでいいですか。

○狛守勝義議長 安在まちづくり整備課長。

○安在知大まちづくり整備課長 それでは、お答えいたします。

推計でございますけれども、令和３年に都市計画道路の道路設計的なものを行っております。その中で計画交通量としましては、流入計画交通量と、あと将来見込まれる産業団地のことを踏まえまして開発関連交通量の合計で約３,５００台という、１日に３,５００台という数字が出されているところでございます。

以上でございます。

○狛守勝義議長 第１１番、川口浩史議員。

○１１番（川口浩史議員） そうすると、５,５００台のうち３,５００台を引いた台数が、菅谷のそこの歩道設置の部分を通るといふ、こういう理解でよろしいですか、今のところで。

○狛守勝義議長 安在まちづくり整備課長。

○安在知大まちづくり整備課長 それでは、お答えいたします。

現在都市計画道路ができていませんので、具体的な交通の流れはどういう形になるかというのはちょっと分かりません。

〔「計算上でいい」と言う人あり〕

○安在知大まちづくり整備課長 計算上でいっても、ちょっとそちらのほうに流れるのかどうかというのが、具体的な数字としては今お話しする内容がちょっとありませんので。

○狛守勝義議長 第１１番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） 感じでいいです。何も前こんなこと言ったではないかなんて、そんなことで詰めたりなんかしません。いかがでしょうか。

○狛守勝義議長 安在まちづくり整備課長。

○安在知大まちづくり整備課長 具体的な数字では出せないですけども、都市計画道路ができれば、それなりの交通量は都市計画道路に流れるものとは見込んでおります。

以上でございます。

○狛守勝義議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） そうすると、あそこの木とか、歩道設置計画されている木とか、どうなのだろう、本当にお金かけて歩道設置する意味があるのでしょうかねというのが私に來たことなのです。私としては歩道は大事だと思ってはいます。でも、そういう意見を寄せる人がいるわけですから、やっぱり理論的にもしっかりとした回答を渡して、渡すというか、理解してもらう必要があると思うのです。少なくとも歩道設置が必要なのだというところをきちんと説明できるだけのものを持っていかないと、私はいけないのだと思うのですけれども。少なくとも歩道設置の必要性って何や、その方から言わせれば、必要ないではないかというのですけれども、いかがでしょうか。

○狛守勝義議長 安在まちづくり整備課長。

○安在知大まちづくり整備課長 それでは、お答えいたします。

県が歩道整備を採択するに当たりましては、必ずしも通行量の数値のみで一律に判断されているわけではございません。通行量の把握を含めた事業の妥当性評価や採択基準につきましては、事業主体である県において現地の道路構造や歩行者が置かれている危険な状況、それから地域の実情などを総合的に勘案しまして決定されたものと認識しております。

以上でございます。

○狛守勝義議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） なるほど。今回の場合は、どれにこれは当てはまるわけ。通行量が少ないだけではない、事業の妥当性が必要だと。危険性の問題だとかってお話しになりましたけれども、どの部分が今回は当たるといことなののでしょうか。

○狛守勝義議長 安在まちづくり整備課長。

○安在知大まちづくり整備課長 現時点におきまして道路が狭小で大型車が通行しているという現状がございますので、歩行者の安全確保をするためにはやはり歩行者道ということで、歩道整備が必要だと認識しております。

以上でございます。

○狛守勝義議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） なるほど、そういうことで。大型車が700台、全体の減り方は半分以上減る

という先ほどの説明ですと、5,500台のうちの3,500台が向こうに流れるのではないかと。大体2,000台になるわけですね、5,500台が2,000台に。この率で考えると、率ってばっと見てですけども、700台が300台以下になるか。ちょっとこの計算ではっきり出していませんけれども、かなり少なくなるということは確かですよね。確かにあそこの道路というのは私も狭いというふうに思います。通常4メートル、町の道路であれば片側4メートル。センターラインがある場合、4メートルあるわけですけども、あそこはセンターラインがあって2.75メートルですから。当時はその基準というか、基準が多分なかったのだと思うのであの道路幅になっていると思うのですけれども、確かに狭いわけです。私あのときも申したのですけれども、道路幅もこれは少し広げる必要があるなというふうに思います。それはちょっと話が別なので、いいのですけれども。

これだけ少なくなるということを考えてみますと、住んでいる方の思いも分からなくはないなという感じもちょっと私もしているので今回ちょっと質問しているのですけれども。その一番の目的が、学校統合によるこれからの通学の関係ですよ。ちょっとそこはそういうことでよろしいのですよね。町長か、教育長か、課長でいいのですけれども。

○狛守勝義議長 下村教育長。

○下村 治教育長 お答え申し上げます。

今回畠山議員のときにも課長のほうからお答えがあったように、町内で子どもたちが通学路として考えるときに危険と思われる場所をピックアップしました。5か所、これは実際に見て、子どもが歩くのは危険だと、そういったところを挙げたところでございますので、その中で先ほどの県のほうで総合的に判断をして、あの部分を修理をするのが大事だろうということで決定されたものとして捉えているところでございます。

以上でございます。

○狛守勝義議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） 通学ルートは、この前も聞いていますけれども、まだ確定ではないと。あそこが歩道できるまでは、ちょっとどんなルートを今お考えなのか、それはまだ示せないですか。

○狛守勝義議長 下村教育長。

○下村 治教育長 通学路につきましては、まだ明確に確定をしているわけではございません。ただ、実際には、線路を越えるということはどうしてもこれから必要になってまいります。その際に越えられる場所というのはどこを通るのが一番妥当かということについては、現在職員が歩いたり、また統合準備委員会の委員が歩いたりしながら、安全な場所というのを見ているところでございます。その中で安全な場所というのを、新校開校のときにはここを通学路という形で設定をしたいと思っております。

以上でございます。

○狛守勝義議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） 私は、この前松浦ガスって課長おっしゃったけれども、今嵐山ガスで、あそこが一番危ないなって思っていたのです。ですから、ここの歩道ができるというのは、そういう面ではいいなって思っています。なぜ危ないのかって、多分同じような時間でみんな行きますので、ずらっと長く延びてしまうだろうなって。信号が仮に赤になっても、ちょっと無理して行ってしまう子がいるのではないかなって思いましたので、線路とは違う危険があそこにはあるなというふうに思いましたので、あそこが一番危険だなって感じていました。ですから、この歩道設置そのものは私にはよかったなと思っているのですけれども、地元の方がそういうことで、できれば自分の住んでいるところ離れたくないと。その気持ち分かりますよね。分からないか。あまり分からない。自分の住んでいたところを離れるという、あるいは狭くなってしまうということになるわけですから。やっぱりその人の気持ちも分かるなというふうに思います。

それで、その方は独自の通学路をちょっと示してくれたのです。その通学路、それで道路をこれからずっと使えばいいではないかということで考えていたのですけれども、そこは当面は安全なわけです。当面の通学路としては安全なわけです。安全だからそこを通るわけで。ちょっとその考え方について、いや、こっちのほうがいいのだというのが何かあれば伺いたいと思うのですけれども。

○狹守勝義議長 下村教育長。

○下村 治教育長 申し訳ございません。当面の通学路というのは、すみません、ちょっと意味が私のほうも理解できなかったもので、もう一度お願いできますでしょうか。

○狹守勝義議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） この歩道が広がる前に、当面の通学路を決めるわけですよね。その道路をずっと使えばいいのではないかと。その方は独自の案を持っています。持っていたのです。今も持っていると思いますけれども。多分町とちょっと違うかなとも思っています。町が、町というか教育委員会が決めたら、その道路をずっと使えばいいのではないですかということをやっていたのですけれども、それはちょっとできないのですか。

○狹守勝義議長 下村教育長。

○下村 治教育長 お答え申し上げます。

通学路については、基本的には学校と、それから保護者と、そういったところで決めていくところでございます。教育委員会がこの道を必ず通学路にしろというふうに決めるわけではございません。ですから、今回の場合におきましても、歩道ができれば、もちろん北部地域からここを通る子どもたちの数というのは飛躍的に増えることになると思います。そういった意味で、歩道ができればあそこは大変通りやすいと思っているところでございますが、歩道ができなければ、やはり当面のという言い方をしましたけれども、現在も川島地区の子どもたちにつきましてはあそこを通っている現状がございます。多くの場合には駅の前のほうに、線路の南側を通過って、駅前からコスモスの前を通過っていく子どもが多いのではないかなと思っているところでございますが、そののと

ころを通ってございます。ずっと当面のものを使えばいいか、または一度決めたものは変えられないかという、そうではございません。新しい道路や歩道が整備できれば、そちらのほうがより望ましいということであれば、当然通学路というのはそちらを使うということは考えられますので、これからの歩道整備、それからそういったものを見ながら、1か所に固定することなく通学路というのは考えてまいりたいと思います。

以上でございます。

○狹守勝義議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） 歩道が広がったほうがより安全なのだという言い方をしないと、その方は納得しないと思うのです。当面安全なところを、それは通るのですけれども、よりこっちのほうが安全だということを、そういうふうに言っていないと、私はその方は納得しないと思いますので。何かありますか、なければいいですけれども。

○狹守勝義議長 下村教育長。

○下村 治教育長 現在、まだ歩道整備の場所を通学路に指定するというふうに決めてあるわけではございません。ただ、現状におきましても、川島地区のほうから自転車で来した場合、自転車の子どもたちは当然左側を通ってきます。それから、玉ノ岡中学校に通っていた子どもたちも通って来ることが想定されます。左側を通ってきたところ、踏切のところでは、駅の線路の南側の道路を通るとすると、踏切を斜めに渡るということが想定されます。そのところを多くの子どもたちがその状況で通るというのは、私は少し危険なのではないかなと思っているところでございます。歩道が整備されれば、歩道を的確に通って、より安全に通学できるのではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

○狹守勝義議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） 納得してもらえるかな、それで。より歩道を設置されたほうが、当面の通学路より安全になるのだということをはっきりと言わないと、やっぱり土地を提供してくれる人は納得できないのではないかなというふうに思います。ちょっと思ったことがあったのですけれども、ちょっと浮かんでこないの、次行きます。

女子生徒のスラックス着用についてです。女子生徒のスラックス着用は新校開校に合わせ認めるということでありました。しかし、すぐにでも着用したいという生徒がおります。認めるべきと思いますが、考え方を伺いたいと思います。

○狹守勝義議長 それでは、答弁を求めます。

千野教育総務課長。

○千野政昭教育総務課長 お答えいたします。

質問事項2につきましてお答えいたします。現在、各中学校における女子生徒のスラックス着用

は認められております。

以上、答弁とさせていただきます。

○狹守勝義議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） そうなの。でも、その子は知らないのです。そうすると、周知はどのようにされているのでしょうか。

○狹守勝義議長 千野教育総務課長。

○千野政昭教育総務課長 お答えさせていただきます。

町内2つの中学校におきまして、学校での「生活のきまり」というのが作成されておりまして、その中でもスラックスの着用可ということが明記されております。

以上です。

○狹守勝義議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） それは何。どういうふうに通徒に配付されているのですか。全生徒に説明はしないわけね。ただ配っているというだけなのですか。

○狹守勝義議長 千野教育総務課長。

○千野政昭教育総務課長 お答えいたします。

中学校に入学されて、そのときの入学説明会においても、制服に関しましては説明しているところでありますので、周知が図れなかったというのはちょっと残念ではあるのですが、学校といたしましては周知を図っているという認識であります。

以上です。

○狹守勝義議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） それは分かりました。ただ、周知の仕方が不十分だなという感じはするのですが、もう少し何回か説明をしていく必要があるのではないかなって、ちょっと今聞いて思ったのですが、どうでしょう、今後の説明の仕方として伺えればと思います。

○狹守勝義議長 下村教育長。

○下村 治教育長 お答え申し上げます。

女子生徒のスラックス、パンツの着用になるかと思うのですが、もう現行において許可されているだけではなくて、もう既に昨年度も両中学校において着用している生徒はおります。ですから、周知が図られていないとは思ってございません。ただ、そのお子さんが知らなかったということであれば、より、このスラックスのことだけではなくて、校則ですとかそういう「生活のきまり」については、あらゆる場面で周知を図るようにしてまいりたいと思います。

以上でございます。

○狹守勝義議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） ぜひちょっとしていただきたいと思います。特にその子が言っていたのは、

冬寒いし、自転車で通っているのですけれども、タイツをはいて、運動用で行っているのだと。それだったら認められているみたいですが、そういう言い方をしていたのです。こういうことが認められているのであれば、ぜひ。何回か言わないときっと分からないのかなって思いますので、回数も含めて説明ちょっとお願いしたいと思います。

3番目、学校間のスポーツ等の送迎についてであります。磐越道での事故を繰り返さないために質問いたします。

(1)、学校を離れてのスポーツ等の練習や試合はどのくらいあるのでしょうか。

(2)、その場合の送迎をどのように行っているのか。

(3)、運転手の免許証は確認しているのでしょうか。

(4)、他のスポーツクラブ等はどのようにしているのか伺いたいと思います。

○狹守勝義議長 順次答弁を求めます。

初めに、小項目(1)、(2)、(3)について、千野教育総務課長。

○千野政昭教育総務課長 それでは、質問事項3の(1)につきましてお答えいたします。

学校を離れての部活動に関しては、各部活動によって異なります。例えば、ある学校の部活動の令和8年5月の学校外での活動は平均3回でした。また、課業日に実施される学校総合体育大会及び新人体育大会に関しましては、各部活動2日から3日間の開催となっております。

続きまして、質問事項3の(2)につきましてお答えいたします。学校総合体育大会等、課業日に行われる部活動生徒の移動につきましては、生徒の安全確保を最優先とし、町で契約している民間のバス会社を手配して送迎を行っております。休日における対外試合の送迎に関しては、自転車での移動が可能な距離であれば自転車ですが、それが難しい場合は保護者送迎となっております。

最後に、質問事項3の(3)につきましてお答えいたします。町で契約している民間のバス会社に関しては、契約にのっとって依頼をしております。そのため、教育委員会としては、運転手の免許証を確認しておりません。一方で、保護者による送迎についても免許証等は確認しておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○狹守勝義議長 次に、小項目(4)について、根岸生涯学習課長。

○根岸隆行生涯学習課長 それでは、質問事項3の(4)につきまして、私のほうからお答えいたします。

スポーツクラブ等の送迎に関しましては、各団体に任せているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○狹守勝義議長 第11番、川口浩史議員。

○11番(川口浩史議員) こういう事故が発生して、本当に残念な事故でありました。1人が亡くなるという、生徒が亡くなるということでありまして。近年、こういう物流や旅客輸送業界では、人手不足や長時間労働、運行負荷の増大を背景に、安全確保の在り方が大きな課題となっているのだ

ということなのです。今回の事故は、運転手自身の問題や学校の部活動遠征における運行委託や安全確認体制、発注側と運行側の役割分担など、運営上の課題も指摘されているということなのです。ドライバー不足、リスクアセスメント。リスクアセスメントというのは、職場や生活に潜む危険性の有害性を見つけ出し、見つかったらその重大性の確率を評価して、リスクの大きさを把握し、優先順位をつけて対策をするものだということなのですけれども、このリスクアセスメントの形骸化、経験や属人的対応に依存した安全管理、安全より価格が優先されやすい市場構造など、輸送業界全体に共通する構造的課題が存在しているということで、これはある方の専門の意見なのですけれども。やはりそういう中にあるわけです、輸送業界というのは。ですので、よりきちんとした視点を持って頼んでいかないといけないなと。頼んだ会社がしっかりやっているのかどうかというものを見ていかないといけないなというふうに思います。

それで、ちょっと学校の問題に触れる前に、アルコール検知というのを役場の場合していると思うのですけれども、これ今もしているのでしょうか。

○狛守勝義議長 馬橋総務課長。

○馬橋 透総務課長 公用車の運転の前に、アルコールチェックしております。

以上です。

○狛守勝義議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） その場合、引っかけたというか、運転これ駄目ですよという結果が出たことはあるのでしょうか。

○狛守勝義議長 馬橋総務課長。

○馬橋 透総務課長 基本的に自主的に行っているものでして、公用車の運転のところにチェックする欄があるのでのですけれども、当然チェックをして出た場合には運転していないという認識であります。

以上です。

○狛守勝義議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） そうですか。個人任せになってしまっているわけね。ちょっとどうでしょう。なかなか難しい、これ誰がついていとかという形をしていくのは。

○狛守勝義議長 馬橋総務課長。

○馬橋 透総務課長 お答えいたします。

人材、そこに1人張りつけるということになりますと、かなり難しいことかなと思っておりまして、その辺は安全運転管理ということもありますので、職員のほうには徹底しておりますので、職員のほうを信じているという状況でございます。

以上です。

○狛守勝義議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） 信じるのは大事なことですけれども、結果の記録は残せないのですか。自分で書くのではなくて、それが記録として。息、吹きかけるのですよね、あれ。私も見たことありますけれども、そのまま記録に残るような形にはならないでしょうか。

○狹守勝義議長 馬橋総務課長。

○馬橋 透総務課長 お答えいたします。

記録が残る仕組みにはなっておりません。

以上です。

○狹守勝義議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） 不幸な事故が起きて、町でもどうしようかということは、ぜひ考えていってもらいたいと思うのです。お酒の好きな職員も多分いると思いますので、今後の方向として、ぜひそれをお願いしたいと思います。

学校では平均3回、これは5月に3回やったということによろしいのですか。

○狹守勝義議長 千野教育総務課長。

○千野政昭教育総務課長 はい、そのとおりでございます。

○狹守勝義議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） この場合の移動はどのようにされたのでしょうか。

○狹守勝義議長 千野教育総務課長。

○千野政昭教育総務課長 お答えいたします。

学校を離れてのスポーツということになりますと、部活動が想定できると思うのですけれども、部活動の大会に関しましては、教育委員会のほうで契約をしております大会の送迎委託という形で業者のほうに委託しております。

以上です。

○狹守勝義議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） バス会社に委託したのが3回あったという理解でよろしいのですか。

○狹守勝義議長 千野教育総務課長。

○千野政昭教育総務課長 大変失礼しました。

5月に関しましては練習試合になっていますので、それは含まれないで、6月に入りまして、今月、大会のほうがありますので、そちらのほうはバスのほうで実施しているという形になります。

以上です。

○狹守勝義議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） では、5月はどういうふうな移動をされたのですか。どういうふうにされたのですか。

○狹守勝義議長 千野教育総務課長。

○千野政昭教育総務課長 お答えします。

練習試合に関しましては、自転車もしくは保護者の送迎となっております。

以上です。

○狛守勝義議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） そうですか。バスを借りた場合に、今は何も確認していないということなのですけども、県から通知が来ておりますよね。こういうふうの確認をしないで今後もやっていくのか。今後も確認ができないで委託していくのか。ちょっと伺いたいと思います。

○狛守勝義議長 千野教育総務課長。

○千野政昭教育総務課長 お答えいたします。

確認しないでというのではなくて、委託している民間業者、こちらも当然国土交通省の旅客自動車運送事業運輸規則に従って運行していますので、その中でアルコールチェックですとか、そういったものはやっている、そういったことも確認取れています。

以上です。

○狛守勝義議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） どうなのでしょうね。磐越道での事故を起こしたあの会社、新聞持っていますから会社名まで分かりますけれども、やはりそういう事業所であったと思うのです。それが、免許証も持っていなかったという人だったわけです、後で。やはり、バス会社に全て任せっきりというのはよくないのではないかと思いますのですけれども、いかがでしょうか。

○狛守勝義議長 下村教育長。

○下村 治教育長 お答え申し上げます。

不幸な事故が起こったということは、私も悲しいことだと思ってございます。学校側の意見と業者側の意見が食い違っている情報がたくさん出ていますが、どこで食い違っているのかはちょっと私の承知しているところではございませんが、町のほうとしては、先ほど課長が答弁いたしましたように、国交省のほうで承認を受けて、町で登録された業者をお願いをしているところでございます。学校が単独で練習試合のためにバス会社と契約をして、バスで子どもたちを運んでいるという事実はございません。しかしながら、国のほうから事故後に出された通知の中で、そういう業者であっても、こちらは国とのそういった許可を受けた業者かどうか確認すること。許可を受けた業者かどうか確認することというのは既に契約の段階でできておりますので、その他確認することとして、乗車当日もナンバーの色を確認してくださいというのがございます。こういった部分というのはこれから対応できると思ってございます。免許の確認をしないところまでは通知にはございませんので、こちらのほう、ナンバーの色は学校でも見るように働きかけていこうと思います。

以上でございます。

○狛守勝義議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） 今まで白バスを、あるいは白タクでもいいのですけれども、使ったことと
いうのはあるのですか。

○狛守勝義議長 下村教育長。

○下村 治教育長 私の承知する限り、ありません。

○狛守勝義議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） これ一般貸切旅客自動車運送事業の許可書を確認し、不明があれば、これ
県からの通知ですよ、埼玉運輸支局に問い合わせてくださいと、そういうのが来ているわけです。
2番目に、道路運送法に違反する旅客運送無許可バス、いわゆる白ナンバーは利用しないことと。
教職員が運転する車に児童生徒を同乗させないということで来ています。教職員が運転する車に乗
せていたということはあると思うのですけれども、やっぱりありますか。これ今までのことですか
ら……

○狛守勝義議長 下村教育長。

○下村 治教育長 遠い過去においてはあったかもしれません。しかし、現在は全くありません。

○狛守勝義議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） そうですか。最近でもないってはっきり言えるのですか。ちょっと。

○狛守勝義議長 下村教育長。

○下村 治教育長 これは事故防止、子どもの安全管理という面からも、教職員の車に子どもを乗せ
ないというのは教育委員会からも厳しく指導しているところでございます。

○狛守勝義議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） そうですか。分かりました。それではいいです。

4番目に、部活動を含む校外行事において、借り上げバスを生徒の移動に使用する際には、バス
の出発地から引率が始まると考え、生徒の安全確保の観点から学校教職員が同乗することとなっ
ていますけれども、今まではそれができていないということもありましたか。

○狛守勝義議長 下村教育長。

○下村 治教育長 本町で大会引率等にバスを借り上げているという答弁がございましたが、教職員
が最初から最後まで同乗してございます。

○狛守勝義議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） そうですか。では、本町では問題、ここは今までもなかったし、これから
もないということによろしいわけですね。そうですか。

バス業界、先ほど一番初めにちょっと言いましたけれども、運転手不足と、それと高齢化が課題
なのですって。ちょっと話が県のほうの通知の中で、高齢化が課題だということでもあります。磐越
の事故の場合も、70歳を超えていた運転手ですから。その辺を、何か線引き、何歳以下でお願いし
たいとかというお考えはあるのかどうか、ちょっと伺いたいと思います。

○狹守勝義議長 下村教育長。

○下村 治教育長 お答え申し上げます。

何歳で線引きというのは教育委員会のほうで委託の際にというのは考えてございません。委託される業者と契約を結ぶに当たっては適切に安全に運行してくれるという前提の下、そういった契約をしてございますので、その中で運転手は何歳以下にしろという線引きというのは考えてございません。

○狹守勝義議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） 難しい問題だと思うのです。運転手は不足しているのですから。そういう中で、この運転手に頼まざるを得ないという、そういう場面というのは当然出てくると思うのです。ただ、どうなのでしょう。今後の安全、より安全なことを考えていくと、そこも考慮の一つにしていかないといけないのではないかなって思うのですけれども、どうでしょうか。難しいのは分かりますけれども、今後の方向性として伺えればと思いますけれども。

○狹守勝義議長 下村教育長。

○下村 治教育長 本当に子どもの安全というのは第一に考えなければいけないことだと思ってございます。そういった意味で、ドライバーの運転技量であったり、そういったことというのは非常に大事になると思います。ですから、そういった意味で、会社さんのほうには適切な安全運転ができるドライバーをお願いしますということはお願いをしていきたいと思いますが、一概に何歳から危ないとか、何歳より下ならいいということは、一概に線は引けないものだと思ってございます。ですから、あくまでドライバーにつきましては、その会社さんのほうに安全運転ができる方をお願いしますというスタンスにとどめたいと思います。

以上でございます。

○狹守勝義議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） そうだね。これ質問してもね。しっかりした大会にも参加できないという状況も一方で生まれてくる可能性もありますので。ただ、最初にも読みましたけれども、人手不足、長時間労働、運行負荷の増大、これがこの業界で言われていることらしいのです。安全確保の在り方が大きな課題になっていると。これはもう、幾つかのバスの事故がありますから、我々も当然分かっていると思うのです。そういう中で、人手不足というのがありましたけれども、高齢者の運転ということがこの中にどうしても入ってくると思うのです。今後のより安全な大会への参加、移動の在り方、やっぱりそこは考えていかないといけないかなって思います。ぜひそれも含めてご検討いただければというふうに思います。

以上で終わります。

○狹守勝義議長 ここで暫時休憩いたします。再開は午後2時45分。

休 憩 午後 2時33分

再 開 午後 2時45分

○狹守勝義議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 佐 藤 弘 美 議 員

○狹守勝義議長 本定例会最後の一般質問は、受付番号9番、議席番号1番、佐藤弘美議員。

初めに、質問事項1の嵐山町における蓄電池施設についてです。どうぞ。

○1番（佐藤弘美議員） 議長からご指名いただきましたので、質問させていただきます。議席番号1番、佐藤弘美です。

質問項目1つです。嵐山町における蓄電池施設についてです。

嵐山町に蓄電池施設の建設予定がありますが、町のお考えを教えてください。

○狹守勝義議長 それでは、答弁を求めます。

岡野環境課長。

○岡野富春環境課長 それでは、質問事項（1）につきましてお答えいたします。

ご質問の蓄電池については、古里地区に計画している系統用蓄電池に関する件であると思われるので、町が現在把握している状況についてご説明したいと思います。

現在古里地内で計画している場所は、嵐山郷の南側の外周道路に接した場所となり、面積が1,769平方メートル、地目が畑であります。事業面積は約780平米となる計画で、工事期間が令和8年10月から令和9年2月までであります。嵐山町環境保全条例第14条により、事業面積300平方メートル以上かつ現況地盤高との高低差が1メートル以上の掘削や切土があるときは町の許可を受けなければなりません、現時点では町には許可申請は提出をされておられません。また、嵐山町環境保全条例第12条には、事業に関わる苦情または紛争が生じたときは、説明会もしくは話し合いの場を設けるなどして、自らの責任と負担において誠意を持って解決に当たらなければならないとも規定していることから、事前に地区住民または隣接者などに説明をするようお願いをしております。町としても、環境負荷の軽減も念頭に置き、事業者が法令を遵守すること、また地域の方々との情報共有に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○狹守勝義議長 第1番、佐藤弘美議員。

○1番（佐藤弘美議員） 嵐山町の太陽光の次はやっぱり、まだ太陽光の問題もあるのですが、蓄電池施設の問題があるなと思って今回質問させていただきました。農業委員会の議事録とかを読んでも、やっぱり農地を蓄電池施設とかに転用する案件とかが確認できていて、再生可能エネルギーとかの活用とか、電力の安定化は……

○狹守勝義議長 佐藤さん、ちょっと待ってください。ちょっと画面に映っていないので。

ちょっと暫時休憩します。

休 憩 午後 2時47分

再 開 午後 2時59分

○狹守勝義議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

機器の不都合で大変ご迷惑をおかけしました。

佐藤議員、先ほどの再質問からもう一度よろしくお願いいたします。

〔佐藤さん、ちょっと待ってくださいね。すみません。少しお待ちください〕という人あり〕

○狹守勝義議長 よろしいですか。

それでは、第1番、佐藤弘美議員、再質問よろしくお願いいたします。

○1番（佐藤弘美議員） まず、嵐山町の町内でも蓄電池施設に関する計画が、農業委員会の議事録とか読んでも、農地を蓄電池施設の用地へ転用する案件とかがやっぱり何件か見られていると思うのですけれども、再生可能エネルギーの活用や電力の安定化とかは今後の社会にとってもとても重要な課題であるというのと、その必要性は理解しています。その中で教えていただきたいのが、町内で既に稼働している蓄電池施設は何か所あって、規模と場所のほうを教えていただければと思うのですけれども。

○狹守勝義議長 岡野環境課長。

○岡野富春環境課長 お答えいたします。

稼働しているかまではちょっと分からないのですけれども、完成しているのが大字志賀の地区で1か所です。場所は、バイパスをずっと小川方面に行って、小川の旧道に入っていく道、あっち左に曲がっていったところの左側にあるものです。

そのほか、今、関係法令の確認で問合せがあったりしておりますのが、同じく大字志賀なのですが、こちらもバイパスを小川方面に向かっていただいて、二股に分かれているところをバイパスをそのまま行っていただいて、右側にちょっとした駐車スペースがあるかなと思うのですけれども、あそこの奥というか、横といいますか、そこがあります。

あとは、大字鎌形地内です。B&Gがある辺りで、堆肥場があの中にあるかなと思うのですけれども、そこの近くに計画をしているものが1つ。あとは、將軍澤地内。將軍澤の集落というか、住宅街を抜けて行って、笛吹峠を入れて行って、幾らか行った右側。

以上が私が把握しているものです。

○狹守勝義議長 第1番、佐藤弘美議員。

○1番（佐藤弘美議員） 割かし新しい蓄電池施設でも、嵐山町だけでも古里の嵐山郷の前も含めて、要は4か所ですよ、5か所か、5か所あるということなのですから、蓄電池施設について、

まだちょっと未知なものだと私の中では思っていて、火災や爆発とか、騒音とか、低周波とか、災害時の安全性とか、さらには地域住民の方の、要は説明とか、理解とか、多くの不安があることも事実だとは思うのですけれども、この嵐山町議会でも、発議第9号のほうで国に対して意見書を送っていたりするのですけれども、制度面というか、そんな中で現状で町民の方から問題点、過去とか現在、今起こっている問題とかで問題点のほうがあれば教えていただきたいのですけれども。

○狹守勝義議長 岡野環境課長。

○岡野富春環境課長 お答えいたします。

先ほど申しましたほぼ完成していると思われる志賀の場所ですけれども、こちらについては特に蓄電地が設置されて、騒音ですとか振動ですとかという、そういった苦情のようなものは私のほうは聞いておりません。今計画しているものに関しては、やはり太陽光発電と同じように、今までなかったものが、自然のところがそこを切り開いてということもあるので、やっぱり地域の住民の方はそういったことが不安に思われるということがありますので、先ほども答弁書の中でお話ししましたけれども、地域の方には丁寧に説明をするようにということで業者の方にはお話をしているところでございます。

以上です。

○狹守勝義議長 第1番、佐藤弘美議員。

○1番（佐藤弘美議員） では、大まかな問題点というのは、今のところは、要は地域の人の、住んでいる近くの人の、要は理解というか、そういうことでいいのですよね。

今後、町では、古里地区もそうだったのですけれども、地域の人に説明会を、要は初め多分そういう説明しなくてもいい、別にする必要もないではないですか、本当はそういうのが何も縛りがないので。でも、それを環境課の方が話して、やっぱり説明会はするべきですよというので、古里地区の嵐山郷の前でも説明会を開いていただいて、それはとても評価することだと思っています。

蓄電池施設って、さっきもお話したとおり、電力の安定化や再生可能エネルギーの活用に関係する一方で、安全性とか生活環境、住民合意形成に関わる重大な課題だと私思っているのです。嵐山町議会でも、先ほどもお話ししたとおりに、国に対して意見書を出しました。今多分、不安に思っている人の中で町民の人が思っていることは、丁寧な住民説明、厳重な審査、安全対策、そして町独自のルールだと思うのですけれども、その辺って町長か副町長のお考えって聞くことってできますでしょうか。

○狹守勝義議長 中嶋副町長。

○中嶋秀雄副町長 私のほうからお答えをさせていただきます。

佐藤議員ご質問の内容、いわゆるこういった太陽光発電、あるいはこの蓄電池事業に対する、やっぱり地元の皆さんの不安感というのが一番大きな問題だというふうに思います。当然のことながら、こういった太陽光発電や蓄電池事業については、今議員がおっしゃられたように再生可能エネ

ルギーの有効活用という点では非常に有効なものだろうというふうに思っております。嵐山町もゼロカーボンシティ宣言を行っている中では、やっぱりこういったものについて、有効なものは十分に活用していただくということも必要だと思います。

ただ、一番のやっぱり懸念というのは、今議員からお話がありましたように、こういった未知のものが地元にもこう設置されるということについての、いわゆる地元の住民の皆さんの不安感というのを、これをどうやっぱり事業者として誠心誠意説明をしていただけるかということについては、町のほうもこういった相談があった場合には、当然のことながら地元の皆さんにそういった不安感を払拭できるように丁寧にご説明してくださいと、その上で事業を進めてくださいということをお願いをしております。

一方、やはりその一番の不安感というのは、この業者の皆さんというか、この事業を進めている方たちが、いわゆるどんな事業者か分からないと。ちゃんと責任を持ってその事業を進め、その後、将来的にもきちっとした対応をしていただけるかどうか。この辺のところの未知な部分というのがある。はっきり申し上げれば、例えばこういった事業を通じて不法投棄があったりとか、そういう、ある意味では不安が払拭できないというところが一番大きな問題だと思います。

そういった中で、いわゆる太陽光発電に関する町の条例ですとか、議会からもご質問いただいておりますように、蓄電等に対しても基本的にそういった対応をしているところもあるので、その辺は町も、条例化あるいは指導要項的なものを作りながら、できる範囲できちっと指導していくべきだというお話をいただいていると。この辺も十分町としても承知をしておりますし、事業者には現状の中では基本的に条例に対応するもの、あるいは法律に求められているものについてはきちっとやっていただく。さらに、地元の住民の皆さんに対してきちっとした説明をし、不安感を取り除いた上で、責任を持って事業に当たっていただくと、こういったことをお願いしていくという姿勢において、それを進めてまいりたいと。さらに、私どもとしても、やっぱりこういった問題というのは、町の条例だけではなかなか縛りをかけるということは難しいと思っておりますし、少なくともやはり県条例や必要な、そういった住民の皆さんの不安感というのは、やはり県の条例あるいは法律等でそれなりの不安を払拭できるような対応を取っていただきたいということは、心理的にいいでしょうか、心情的には思っているところでございます。

○狹守勝義議長 第1番、佐藤弘美議員。

○1番（佐藤弘美議員） 多分不安というか、町としてのルール決めも、まだ国が定まっていなかったら何とも言えないのは分かるのですが、町としてのルールも何とかしていただきたいと思うことと、あとやっぱり、これ宮本議員のほうでもお話あった日経新聞の要は「消える木陰、世界と逆行」、庭木でも相続で伐採するとか、蓄電池施設のこのことも入っているなって私は思ったことと、あとそれから昨日の埼玉新聞にすごくいい記事が載っていましたよね、嵐山町のことで。この町政60周年で制作、豊かな自然をイメージ、まちの自然が子どもたちの心に残り、自慢になって

ほしいとって担当の方がしゃべったということも書いてあって、要は歌詞の中でもあるように「緑豊かなこのまち」ってあるのですけれども、それが10年、20年、30年経ったときに、ちょっと歌詞変えなければなということがないように願って一般質問を終わりたいと思います。

以上です。

○狹守勝義議長 ご苦労さまでした。

◎散会の宣告

○狹守勝義議長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでございました。

(午後 3時10分)

令和8年第2回嵐山町議会定例会

議 事 日 程 （第5号）

6月11日（木）午前10時開議

- 日程第 1 議案第23号 嵐山町乳児等通園支援事業手数料条例の一部を改正することについて
- 日程第 2 議案第24号 令和8年度嵐山町一般会計補正予算（第3号）議定について
- 日程第 3 請願第 1号 夜勤規制と大幅増員で安全・安心の医療・介護の実現を求める意見書を
国に提出することに関する請願書
- 日程第 4 発委第 1号 嵐山町議会個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則の提出につ
いて
- 日程第 5 閉会中の継続調査（所管事務）の申し出について
追加
- 日程第 6 同意第 2号 嵐山町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることにつ
いて
- 日程第 7 議案第25号 工事請負契約の締結について（防災行政無線（同報系）親局設備更新工
事）
- 日程第 8 議案第26号 工事請負契約の締結について（嵐山町B&G海洋センター体育館空調設
備設置工事）
- 日程第 9 発委第 2号 安全・安心な医療・介護の実現のための人材確保と処遇改善を求める意
見書の提出について
- 日程第10 発議第 6号 防衛装備移転三原則等の見直しに反対し、恒久平和主義を守ることを求
める意見書の提出について
- 日程第11 発議第 7号 高校、高等教育機関へ通学する障害をもつ学生の移動保障及び合理的配
慮の推進に関する意見書の提出について
- 日程第12 発議第 8号 ゲノム編集技術を応用した食品の情報提供及び表示に関する意見書の提
出について
- 日程第13 発議第 9号 地方自治体の特別職に対する産前産後休暇制度の整備を求める意見書の
提出について
- 日程第14 発議第10号 教育基本法に違反すると認定したことに反対する意見書の提出について
- 日程第15 発議第11号 憲法改正に反対し、改憲発議を行わないことを求める意見書の提出につ
いて

○出席議員（12名）

1 番	佐 藤 弘 美 議員	3 番	橋 本 将 議員
4 番	宮 本 大 裕 議員	5 番	小 林 智 議員
6 番	藤 野 和 美 議員	7 番	吉 本 秀 二 議員
8 番	森 一 人 議員	9 番	青 柳 賢 治 議員
10 番	畠 山 美 幸 議員	11 番	川 口 浩 史 議員
12 番	渋谷 登美子 議員	13 番	狹 守 勝 義 議員

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	小 輪 瀬 一 哉
書 記	儘 田 直 子

○説明のための出席者

佐 久 間 孝 光	町 長
中 嶋 秀 雄	副 町 長
馬 橋 透	総 務 課 長
青 木 正 志	地域支援課長
金 子 守	税 務 課 長
柳 澤 純 子	町 民 課 長
太 田 直 人	福 祉 課 長
菅 原 広 子	健康いきいき課長
簾 藤 久 史	長寿生きがい課長
岡 野 富 春	環 境 課 長
安 藤 浩 敬	農 政 課 長
中 村 寧	企業支援課長
安 在 知 大	まちづくり整備課長
清 水 延 昭	上下水道課長
伊 藤 恵 一 郎	会計管理者兼会計課長
下 村 治	教 育 長
千 野 政 昭	教育総務課長
久 保 哲 也	学校統合推進課長

根 岸 隆 行
安 藤 浩 敬

生涯学習課長

農業委員会事務局長
農政課長兼務

◎開議の宣告

○狛守勝義議長 皆さん、おはようございます。第2回定例会にご参集いただきまして、大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は全員であります。よって、令和8年第2回嵐山町議会定例会第8日は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

(午前 9時59分)

◎諸般の報告

○狛守勝義議長 ここで報告をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、今定例会第1日に文教厚生常任委員会に付託し、審査願っておりました請願第1号「夜勤規制と大幅増員で安全・安心の医療・介護の実現を求める」意見書を国に提出することに関する請願書につきましては、審査報告書が提出されました。お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、追加議案、委員会提出議案及び議員提出議案が提出されましたので、報告いたします。

同意第2号 嵐山町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、議案第25号 工事請負契約の締結について（防災行政無線（同報系）親局設備更新工事）、議案第26号 工事請負契約の締結について（嵐山町B&G海洋センター体育館空調設備設置工事）、発委第1号 嵐山町議会個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則の提出について、発委第2号 安全・安心な医療・介護の実現のための人材確保と処遇改善を求める意見書の提出について、発議第6号 防衛装備移転三原則等の見直しに反対し、恒久平和主義を守ることを求める意見書の提出について、発議第7号 高校、高等教育機関へ通学する障害をもつ学生の移動保障及び合理的配慮の推進に関する意見書の提出について、発議第8号 ゲノム編集技術を応用した食品の情報提供及び表示に関する意見書の提出について、発議第9号 地方自治体の特別職に対する産前産後休暇制度の整備を求める意見書の提出について、発議第10号 教育基本法に違反すると認定したことに反対する意見書の提出について、発議第11号 憲法改正に反対し、改憲発議を行わないことを求める意見書の提出について、以上の11件であります。お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

なお、追加議案3件、委員会提出議案2件及び議員提出議案6件につきましては、後刻日程の追加の件をお諮りしまして審議する予定でありますので、ご了承願います。

以上で報告を終わります。

◎議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

○狛守勝義議長 日程第1、議案第23号 嵐山町乳児等通園支援事業手数料条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 議案第23号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第23号は、嵐山町乳児等通園支援事業手数料条例の一部を改正することについての件でございます。

特定乳児等通園支援に要する費用の額の算定に関する基準の実施に伴い、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○狛守勝義議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

太田福祉課長。

○太田直人福祉課長 それでは、私のほうから議案第23号 嵐山町乳児等通園支援事業手数料条例の一部を改正する条例につきまして細部を説明させていただきます。

改正の理由でございます。令和8年4月1日より実施してございます乳児等通園支援事業につきまして、国による特定乳児等通園支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴い、所要の改正を行うため、本案を提出するものでございます。

お手元の議案、裏面を御覧ください。手数料の額は、令和8年第1回定例会におきまして、国が規定する実施要綱に基づき保護者が負担する利用料のうち、減免基準について国の実施要綱を準用し、町の手数料条例においても減免基準を規定したところであります。しかしながら、令和8年4月1日の当該乳児等通園支援事業を実施するに当たり、国による特定乳児等通園支援に要する費用の額の算定に関する基準が新たに制定、実施されたことに伴い、減免基準の一部が改正されることとなりました。したがって、国の基準を準用している当該条例につきましても改正を行うものでございます。従前の国の基準では、生活保護法による保護世帯、市町村民税非課税世帯、市町村民税所得割合算額が7万7,101円未満の世帯、要支援児童及び要保護児童のいる世帯の4つの区分が減免対象とされておりましたが、改正された基準では、生活保護法による被保護世帯、市町村民税非課税世帯と市町村民税所得割合算額が7万7,101円未満の世帯、要支援児童及び要保護児童のいる世帯の3つの区分となりました。

条例の新旧対照表を御覧ください。ただいまご説明のとおり、改正後の表は市町村民税非課税世帯と市町村民税所得割合算額が7万7,101円未満の世帯を1つの区分にしているものでございます。

また、100円未満の減免額も改正されていることに伴いまして、被保護世帯以外の区分における利用料を一律100円に改正するものでございます。

附則につきましては、施行期日は令和8年7月1日からとするものでございます。

以上、嵐山町乳児等通園支援事業手数料条例の一部を改正する条例についての細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○狛守勝義議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 市町村民税非課税世帯で乳児がいる世帯というのはどのくらいいるのかということと、あと乳児というのですか、乳幼児ですか、市町村民税所得割合算額が7万7,101円未満の世帯というのはどのくらいあるのか。要支援児童及び要保護児童の世帯ですけれども、それについても伺いたいと思います。

○狛守勝義議長 太田福祉課長。

○太田直人福祉課長 非課税世帯並びに所得割合算額7万7,101円未満の世帯にいらっしゃる子どもの数等は、現状把握はしておりません。

また、要支援児童及び要保護児童のいる世帯、こちらにつきましては、要保護児童対策協議会、この担当課のほうで見ておりますが、子どもさんの成長に関して何らかの、保護者の不足が生じるような世帯の子どもさんをいつているものでございます。

以上でございます。

○狛守勝義議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 乳児と世帯数は把握していないということは、実際には嵐山町には乳児も世帯数も、ここないということはないと思うのですが、それについて伺います。

それと、要支援児童及び要保護児童のいる世帯というのは、これは結局福祉課ではなく、担当が福祉課ですけれども、どこでやる。どこで知るといって、児童手当だからやっぱり福祉課ですよ。福祉課ではないか。それが把握できていないというのはおかしいなと思って。

○狛守勝義議長 太田福祉課長。

○太田直人福祉課長 要支援児童と要保護児童につきましては、先ほど不足という表現をいたしました、リスクがあるような世帯の子どもさんのこと、の世帯を申し上げております。

以上です。

○狛守勝義議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） ごめんなさいね。要するに人数とか世帯数を聞いているわけであって、どういうふうな状況のことを言っているかということを知っているわけではないので、そのところはなぜ把握されていないのか伺いたいと思うのです。

○狛守勝義議長 太田福祉課長。

○太田直人福祉課長 申し訳ございません。手元にちょっと課税、非課税の世帯の部分は持っていない部分と、要支援児童と要保護世帯の世帯の条件につきましては、一応手前どもで台帳は持っておりますが、具体的な数値を手元に持っていないため、お答えできないということでございます。

〔「ちょっとあれなんですけども、教育委員会だと分かるということですか」と言う人あり〕

○狛守勝義議長 いや、3回目……

〔「いやいや、これじゃ全然答えになっていないから」と言う人あり〕

○狛守勝義議長 3回目の一応質問になっていますので。

〔「じゃ、3回目のあれです。答弁漏れです」と言う人あり〕

○狛守勝義議長 今答弁したでしょう。

〔「すみません、これは答弁になっていません」と言う人あり〕

○狛守勝義議長 これ答弁をしました。ですから、3回の質問で、これで終了しますということ。

〔「ひどいね、これって。議長、ちょっとひど過ぎるわ」と言う人あり〕

○狛守勝義議長 ほかに。

9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） 4月からこれ実施されているわけですが、この今6月の今日、今日までこの利用者というのはいらっしゃったのかどうか。

それで、金額が下がる、減免の分もあるのだけれども、上がる人たちもいるので、この7月1日の施行となりますとその辺は遡及義務のようなものがどうなってくるのかお尋ねします。

○狛守勝義議長 太田福祉課長。

○太田直人福祉課長 現状までで申請並びに登録をして利用されている世帯はございません。減免の基準につきましても、国の実施要綱で、令和7年度はこの事業自体が補助事業として実施をしていた関係で、その国の補助事業の減免の枠が10円単位の部分で示されておりましたが、4月1日からは特定教育・保育の施設利用と同じように委託料でこの事業を給付という形で実施する形になりましたので、それに伴いまして先ほど申し上げた国のほうの費用の額の算定に関する基準が示されましたので、それを引用して実際にしております。

また、7月1日の部分でございますが、6月までの状況で基本的には遡及も考えたのですが、区切りの部分で、6月までは旧の減免で対応して、7月1日からは今回改正の条例の減免というか、利用料で対応したいと考えております。

以上でございます。

○狛守勝義議長 よろしいですか。

ほかに。

第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） これ7月1日、もう今日6月11日ですから、非常に周知期間が短いと思うのです。もう少し、何か月かは置いたほうがよいと思うのですけれども、そのお考えがなかったのか伺いたいと思います。

それと、影響額としてはどうなのでしょう。どのくらいの額が影響というのは出るのでしょうか、伺いたいと思います。

それから、先ほど渋谷議員がお聞きしました要支援児童と要保護児童のいる人数、これは分からないということでの答弁だったのですか。手元に資料がないから分からないという答弁だったのですか。調べれば分かるわけなのですね。ちょっとそこをお聞きしたいと思いますが。

○狛守勝義議長 太田福祉課長。

○太田直人福祉課長 周知の関係でございます。現在、町のホームページ上では、このこども誰でも通園制度の部分は周知をしているところでございます。ホームページ等での周知に関しまして、一番早く周知ができるものですから、そういった意味では7月1日を基準という形で改正をしたいと考えております。

また、影響でございますが、現状で、今日現在もほぼ毎日システム上で登録があるかどうか、窓口で登録申請があるかどうかというのは確認しておりますが、まず利用に関しての登録申請がない状態ということでございますので、そういった部分も加味しまして7月1日というところで改正をさせていただきたいと考えております。

あと、先ほどの要保護、要支援、準要保護ということではなく要保護、要支援ということですので、児童福祉法に基づく要保護児童対策協議会、設置しておりますが、そういった先ほど申し上げた子どもの養育等にリスクの伴う世帯の子どもさんをうたっていますが、すみません、手元に資料がないということで、課のほうに戻れば世帯数としては把握しております。

以上でございます。

○狛守勝義議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） では、後でその数字をちょっと教えてもらえますでしょうか。一応質問でないともずいので、ちょっとお答えください。

○狛守勝義議長 太田福祉課長。

○太田直人福祉課長 この後確認して、ご提示いたします。

○狛守勝義議長 よろしいですか。

ほかに。

〔発言する人なし〕

○狛守勝義議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○狛守勝義議長 討論を終結いたします。

これより議案第23号 嵐山町乳児等通園支援事業手数料条例の一部を改正することについての件
を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○狛守勝義議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

○狛守勝義議長 日程第2、議案第24号 令和8年度嵐山町一般会計補正予算（第3号）議定について
の件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 議案第24号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第24号は、令和8年度嵐山町一般会計補正予算（第3号）議定についての件でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,110万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を75億
1,074万1,000円とするものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○狛守勝義議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

馬橋総務課長。

○馬橋 透総務課長 それでは、細部の説明をさせていただきます。

補正予算書の12ページ、13ページをお開きください。2、歳入でございます。主なものにつ
きましてご説明申し上げます。16款2項3目農林水産業費県補助金、新規就農総合支援事業補助金に
900万円、高温対策等園芸産地育成緊急支援事業補助金に215万8,000円を計上いたします。900万円
につきましては、新規就農者の機械等の導入支援で、トラクターを購入する費用に交付されるもの
です。211万5,000円につきましては、既存のハウスに遮熱シートを覆う費用として交付されるもの
でございます。

続きまして、6目総務費県補助金、わがまち防犯対策推進事業費補助金に26万5,000円を計上いた
します。こちらにつきましては、防犯対策の推進に対して交付されるもので、駅東防犯カメラの増
設費用に充てるものでございます。

続きまして、19款2項1目財政調整基金繰入金に1,000万円を計上いたします。

21款4項2目雑入中、自治総合振興センターコミュニティ事業助成金（一般コミュニティ事業）250万円を減額させていただきます。こちらにつきましては、事業不採択により補正するものでございます。

同じく、地域防災組織育成助成事業に190万円を計上させていただいております。こちらにつきましては、七郷防災会の防災倉庫及び備品等の購入費用に充てるものでございます。

16ページ、17ページをお開きください。3、歳出でございます。こちらも主なものにつきましてご説明させていただきます。2款1項8目自治振興費中、コミュニティ推進事業に宝くじ助成補助金として250万円を減額させていただいております。こちらは、歳入で説明させていただいたものでございます。

続きまして、20ページ、21ページお願いいたします。3款2項1目児童福祉総務費中、学童保育室事業につきまして、工事請負費として148万5,000円を計上させていただいております。こちらにつきましては、学童保育室改修工事に伴い、インターネットWi-Fi環境を整えるための経費でございます。

続きまして、4款1項1目保健衛生総務費中、健康づくり事業費に電算委託料として495万円を計上いたします。こちらにつきましては、健康管理システムのバージョンアップの経費でございます。

続きまして、次のページ御覧ください。6款1項3目農業振興費中、農業者支援事業でございます。新規就農総合支援事業費補助金900万円、高温対策等園芸産地育成緊急支援事業補助金に215万8,000円を計上いたします。こちらは、先ほど歳入でご説明したものでございます。

続きまして、26ページ、27ページお願いいたします。8款3項1目都市計画総務費の武蔵嵐山駅東西連絡通路・駅前広場管理事業に工事請負費として90万8,000円を計上いたします。こちら先ほど歳入でご説明しました武蔵嵐山駅東口の防犯カメラ増設に要する経費でございます。

続きまして、9款1項4目防災費に自主防災組織育成事業として190万円を計上させていただきます。こちら先ほど歳入でご説明した七郷防災会の倉庫等に活用するものでございます。

続きまして、30ページ、31ページお願いいたします。10款5項3目文化財保護費、指定文化財保存管理事業に300万円を計上させていただきます。こちらは、町制施行60周年記念事業の一環として、元奎網の八方睨みの龍をびょうぶに写すものでございます。

10款6項3目学校給食費の運営管理事業に修繕料として102万3,000円を計上いたします。こちらは、エコキュート修繕に要する費用を計上するものでございます。

最後に、13款1項予備費につきまして、財源調整のため648万6,000円を減額させていただきます。

なお、32ページ、給与費明細書以降につきましては、ご高覧いただきますようお願いいたします。

以上をもちまして細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○狛守勝義議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員） それでは、1点お伺いします。

ページ数が16、17ページ、コミュニティ事業不採択による補正が250万ということで出ておりますが、予算のときにたしかむさし台の音響か何かということでご提案があったかなと思いますが、今までこのような不採択というのを見たことがなくて、気がつかなかっただけだと思うのですが、不採択の理由はいかがだったのかお伺いしたいと思います。

○狹守勝義議長 青木地域支援課長。

○青木正志地域支援課長 それでは、お答えいたします。

不採択の理由ですが、特に理由を伺っているわけではないのですが、宝くじ助成金が該当になっておるのですが、こちら補助率が10分の10ということで大変率がよいもので、申請が結構あると聞いております。その中で、今回は漏れてしまったと考えております。あと、以前も該当にならなかったところはあると聞いております。

以上です。

○狹守勝義議長 よろしいですか。

ほかに。

第3番、橋本将議員。

○3番（橋本 将議員） 私は、23ページの新規就農総合支援事業補助金についてお伺いします。

補正理由のところには若手水稻農家の支援と書いてあるのですが、この新規と若手というのがちょっと混同しているので、若手とはこれ年齢で区切っている支援になるのか、ちょっとそこら辺お答えください。

○狹守勝義議長 安藤農政課長。

○安藤浩敬農政課長 お答えさせていただきます。

まず、国の若手農家とかという考え方に関しましては、50歳になった段階で若手、青年という言葉が消えます。ですので、新規就農という支援に関しましては、50歳になった段階でなくなります。基本的には、認定新規就農者といって若手農家を、一般の農家は認定農業者という形になるのですが、若手に関しましては認定新規就農者という形で5年間認定をします。その認定をするときに、45歳未満、44歳までの間に認定をして、5年間過ぎたときに50歳になっていないと、そういう切り分けて、青年、若手と一般という形で切り分けをするのが国の農政の考え方になります。

以上でございます。

○狹守勝義議長 よろしいですか。

ほかに。

第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） 30ページ、31ページです。指定文化財の保護管理事業ですか、これのいわ

ゆるどんな事業になっていくのか。60周年というような形の説明ありましたが、この事業は実際にどういうふうな、内容のものなののでしょうか。その八方睨みの龍を、かなり薄いものがスクリーンに映るといふようなことなのだけれども、どのような事業になってくるのですか。

○狛守勝義議長 根岸生涯学習課長。

○根岸隆行生涯学習課長 それでは、お答えいたします。

こちらは、杉山地区の薬師堂の天井に描かれている元奎網公作による雲龍画を、以前、平成9年だったかと思うのですが、専門家の手によって修復をされております。そのときの写真データ、それを基に、それをデジタルデータ化をして、それをびょうぶに転写して、びょうぶという形で作成するというものでございます。そのための委託料及びそのプロジェクトに関わっていただく、町制60周年記念事業としたこのプロジェクトに関わっていただく専門家の方の補償を今回補正させていただくものでございます。当初は、縁あって東京藝術大学の学生さんたちの手で天井画自体に色とか、墨を入れていただくという案、計画もあったのですが、専門家の先生に現地で天井画、現物を見ていただいたところ、ここに新たに墨を入れたりするのは文化財保護の観点からも好ましくないのではないかというご指摘、アドバイス、意見がありました。そういったことも受けて、文化財保護審議会の中でも、墨を入れたり、以前の修復のときは墨を入れるというよりも、強化樹脂というのですか、樹脂強化処置を下地に施して修復したという経緯がございますので、そういった形で、この後に今墨を入れるということは文化財保護審議会のほうでも好ましくないのではという意見がございました。そういったことを踏まえて、ではその当時の写真データ、修復した当時の写真がデータが残っておりますので、それを基にデジタルデータ化してびょうぶを作成したらどうだろうと、町制60周年記念として作成したらどうだろうという計画になったということでございます。

○狛守勝義議長 よろしいですか。

ほかに。

第8番、森一人議員。

○8番（森 一人議員） 先ほどの青柳議員の質疑に関連してなのですが、これも60周年記念事業ということで、今でいうと町制施行60周年記念町歌もあるわけで、記念事業として町として予算関連するものはある程度もうまとめ上げてきているのかということだけ確認させていただいてよろしいでしょうか。

○狛守勝義議長 馬橋総務課長。

○馬橋 透総務課長 お答えいたします。

昨年度、各課から一応募集しまして、それで精査した段階で、今年度の予算にのっているものにつきましては当然指導しているのですけれども、来年度実際お金がかかることにつきましては、この後、来年の予算に計上させていただく予定でございます。

以上です。

○狹守勝義議長 よろしいですか。

ほかに。

第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） 21ページの学童保育にW i — F iをつけるということなのですけども、現状はどういうふうになっているのか伺いたいと思います。

その下の健康管理システム改修、バージョンアップということで説明あったのですが、ちょっと内容を伺いたいと思います。

次のページの高温対策、農業問題ね、遮熱シートの購入だということで説明ありましたが、園芸農家の方、若手水稻農家の方、水稻農家の方もあれなのかな、遮熱シート必要なのですか。全員に渡るくらいの金額になっているのですか。では、ちょっと全員に渡るのがどうかを確認したいと思います。

27ページの駅東口のカメラですけども、これはなぜつけるようにするのか。何基つけるのか、西口と大体同じくらいの数になるのかちょっと伺いたいと思います。

それから、その下の七郷防災会の防災倉庫、これは新たに倉庫を購入するということなのですか。どこに設置予定なのかを伺いたいと思います。

以上です。

○狹守勝義議長 順次答弁を求めます。

太田福祉課長。

○太田直人福祉課長 それでは、私のほうから21ページ、学童保育室の改修工事に伴うネットワーク修繕ということでお答えいたします。

現状の学童保育室につきましては、菅谷の学童保育室の2つでございまして、独自でW i — F iを設定しておりまして、いわゆる登室管理をしてございます。今年度中に先般ご説明させていただいている菅谷中学校1階のほうに学童保育室が移転するわけなのですけども、移転に当たりましては既存のW i — F i等のシステムそのまま持っていくのですが、一方で学校のほうでのシステムというか、ネットワークシステムが残っておりますので、これ共存ができないものですから、1階の学校部分で使っているネットワークを取り外して、新たに改修する学童保育室のネットワークを既存のネットワーク設備を持ってきて設置をする工事になります。これは、一応専門的な事業所で実施をしていただかないといけない部分がありまして、仮設で一旦学校の、要は1階のところに最終的なハブがあるものですから、そこから学校は1階と上の階とネットワークケーブルがはっておりますので、そのハブの部分で切り分けをしなければいけないというようなことがありますので、この工事につきまして補正を組ませていただいて、改修工事とは別で、この補助事業とは別で、対象になりませんので、その改修事業の中には盛り込めませんでしたので、改めて別途補正で上げさせていただいた状況でございます。

以上でございます。

○狹守勝義議長 菅原健康いきいき課長。

○菅原広子健康いきいき課長 お答えいたします。

健康づくり事業の電算委託料の健康管理システム改修に伴う内容なのですが、主な改修内容につきましては国のシステムの標準化に伴うバージョンアップになります。母子保健に関わる項目が追加されたのと、あと歯周病検診が追加されたものが主なものになります。それから、予防接種事務のデジタル化に伴う住基台帳と国保情報をデータ連携するための改修費用になります。

以上です。

○狹守勝義議長 安藤農政課長。

○安藤浩敬農政課長 私より、高温対策等の農政の事業についてお答えさせていただきます。

まず、この事業に関しましては、財源を見ていただければのとおり、全額県から来る事業でございます。この財源としまして、埼玉県で補助を受けるのですが、財源として国の2025年度の補正予算の物価高騰対応重点支援交付金、これを埼玉県に配分されたものを埼玉県の農林部が事業化をしたということで、たしか県ですから2月の補正予算で、本当の年度末に補正予算を取って事業化をして、4月早々に県内の全市町村の農政担当に事業の案内が来たと。まずこういった事業でございます。対象に関しましては、野菜、花、果樹、今回はお米は抜きということで、高温対策ということで、補助率2分の1、税抜きの2分の1で、最低でも33万円、33万円の事業を行って補助が15万円、自己負担18万円、これが最低の事業費で、最大250万円ということなのですが、こういったことで県内の事業者個人で手を挙げるという形で、町がそれを取りまとめて埼玉県に申請をするというような事業でございます。今回手が上がった方に関して、やはり事業費が最低でも33万円というのは結構高額ですので、露地の野菜、露地の花卉をされている方に関しましてやはりちょっと手が出ないという形で、対象にはなったのだけれども手が出ないというのが実際のところなんです。ですので、今回5人手が上がったのですが、その5人は皆さん施設、ハウス栽培用でいろいろやられている方で、イチゴの方がお一人、残りは皆さんハウレンソウや花、そういった形で手が挙がっております。基本的には、皆さんパイプハウスでハウレンソウとイチゴ等を栽培しますが、外側に白いシートをかけます。あれが遮光シートというのですが、それで直射日光を少しでも和らげて、土の温度、地温を少しでも下げて栽培を促進するものというのが1つ。もう一つは、イチゴ農家さんに関しましては、もう一つ保温シート、冬加温しますので、加温して育てるときに熱が逃げないように、土の生え際から1メートルぐらいのところ、同じように保温シートをして熱が逃げないようにという形で燃料費等、そういったものをできるだけ低減させるようにという、こういったような事業であります。4月早々に埼玉県から募集があつて、12月までに全て納品、生産、実績報告、そして町からも実績報告、これが終わることを条件ということで事業の要請がありまして、1か月間町のほうで直売所の生産組合さんまたは認定農業者さんにお声かけして、募集を募って取

りまとめて上げたという形です。実際に関しましては6月の末に採択の、来るということで、基本的には個々で、この人は丸、この人は不採択という形で来るというふうになっていますので、そこはまだ私どももつかんでおりませんが、埼玉県全体で行っている事業に町が手を挙げたというふうにご認識いただければと存じます。

以上でございます。

○狛守勝義議長 青木地域支援課長。

○青木正志地域支援課長 それでは、私のほうから防犯カメラと防災倉庫の件についてお答えいたします。

まず防犯カメラなのですが、いわゆる闇バイトによる強盗事件等が発生するなど、県内では刑法犯の認知件数が増加傾向にあります。これに対しまして、埼玉県警察では刑法犯の認知件数の減少に向けていろいろな事業を行っているのですが、その中で嵐山町町内に警察のほうに回って、嵐山町でこういうものが必要ではないかということで情報をいただきまして、その中で警察のほうから駅東口の駐輪場に防犯カメラがないので、そこにつけたらどうかということで依頼をいただきました。また併せて、設置するに当たって県のわがまち防犯対策推進事業補助金という防犯カメラ設置に対しての補助金も併せて通知をいただきまして、それに伴いまして町のほうでも申請をさせていただきました。取りあえず台数としては1台設置する予定でございます。

あと、防災倉庫の関係なのですが、七郷防災会のほうなのですが、太郎丸のほうで今現在なくて、太郎丸のほうに設置する予定です。場所は、若草保育園の裏にある淡洲神社というところがあるのですが、そこが集会所になっていまして、そこに設置する予定でございます。

以上です。

○狛守勝義議長 安在まちづくり整備課長。

○安在知大まちづくり整備課長 それでは、防犯カメラの台数の詳しいところなのですが、お答えさせていただきます。

武蔵嵐山駅東西連絡通路に設置されている防犯カメラは、連絡通路内を撮影するカメラが7台ございます。それから、駅前ロータリーを撮影するカメラが駅西口と東口にそれぞれ1台ございます。合計で9台、今現在設置されております。今回、先ほど今地域支援課長からも説明ありましたが、駅東側の駐輪場、こちらのほうもバイクの盗難ですとか自転車の盗難が多いというところもございます。そちらのほうに既設、駅前ロータリーを映しているカメラのところに増設という形で1台を接続することで計画させていただいております。

以上でございます。

○狛守勝義議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） 学童の件なのですが、学校と学童を分けるということですよ。これ分けていけばいけないというのがちょっと分からないので、分かりやすくご説明いただけるでしょうか。

それから、防犯カメラの件なのですが、駐輪場は線路に沿った部分と交番の隣とあるわけですね。それ両方映せる防犯カメラなのですか。ロータリーを映すのは、細長い防犯カメラがついてますよね。ああいうのがつくのかなって思ったのですが、両方を映せるようになる防犯カメラなのか伺いたいと思います。

○狛守勝義議長 この2点。

○11番（川口浩史議員） はい。

○狛守勝義議長 太田福祉課長。

○太田直人福祉課長 それでは、お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、1つにできないのかという考え方だと思うのですが、基本的に学校管理をする部分と学校管理外の部分という考え方でいきますと、今後その学童保育室、新たな学童保育室、今現状の菅谷中学校の1階部分は、学童としての位置づけで使う関係で管理が分かれてきます。加えて、先ほどちょっと補足ができなかったのですが、今の1階にある学校が設置している中継基地等がまだ残っているのですが、これらは全て学校システムの中での中継点になるので、こういったものも全て撤去をして、もともと今使っている学童保育室にあるWi-Fi機能、機器関係は新しく入れるものではなく、そのまま撤去して新しい学童保育室のほうに設置をします。この設置と撤去の費用で工事をするので、その分費用がかかるということで計上させていただいたという形になります。

1階につきましては、現状昇降口に入っていて廊下があるわけなのですが、基本的には工事が終わりますと、その1階昇降口から入りますと、壁で塞いでしまいますので、中学生たちは学童保育室のほうには基本的に入れない。逆に小学生たちも中学校の教室棟には行けないということで導入するわけなのですが、ただシステム上配管の経路が、最終的なハブの位置がちょうど1階の先ほど申し上げた壁を造る付近にその機器が出ていますので、学校の経路としては一部そのハブを置く場所、そこも使わざるを得ないのですが、いずれにしても管理上別で管理をしていく関係で別途工事をする必要があるため、今回補正予算を計上させていただいたものでございます。

○狛守勝義議長 安在まちづくり整備課長。

○安在知大まちづくり整備課長 それでは、防犯カメラの範囲なのですが、こちらのほうにつきましては、今回防犯カメラを設置するに当たりまして業者のほうに一応場所とか視野的なものを確認させていただきました。一応線路沿い側のほうと、もう一個、交番側のほうの駐輪場も両方カバーできる形の防犯カメラの設置ということで考えております。

以上でございます。

○狛守勝義議長 よろしいですか。

ほかに。

〔発言する人なし〕

○狹守勝義議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○狹守勝義議長 討論を終結いたします。

これより議案第24号 令和8年度嵐山町一般会計補正予算（第3号）議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○狹守勝義議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎請願第1号の委員長報告、質疑、討論、採決

○狹守勝義議長 日程第3、請願第1号 「夜勤規制と大幅増員で安全・安心の医療・介護の実現を求める」意見書を国に提出することに関する請願書の件を議題といたします。

本件につきましては、文教厚生常任委員会に付託してありますので、委員長より審査経過並びに審査結果の報告を求めます。

小林文教厚生常任委員長、登壇お願いします。

〔小林 智文教厚生常任委員長登壇〕

○小林 智文教厚生常任委員長 それでは、議長より命がありましたので、ご報告申し上げます。

お手元の請願審査報告書でございますけれども、読み上げさせていただきます。

令和8年6月11日

嵐山町議会議長 狹 守 勝 義 様

文教厚生常任委員長 小 林 智

請願審査報告書

本委員会に令和8年6月4日付で付託された請願を審査した結果、下記のとおり決定したので、会議規則第94条の規定により報告いたします。

記

受理番号、請願第1号、件名、「夜勤規制と大幅増員で安全・安心の医療・介護の実現を求める」意見書を国に提出することに関する請願書。

審査の結果、採択すべきもの。

以上でございます。

続きまして、請願審査経過につきましてご報告申し上げます。文教厚生常任委員会付託議案審査

報告としてご報告申し上げます。

本議会において文教厚生常任委員会に付託を受けました請願第1号「夜勤規制と大幅増員で安全・安心の医療・介護の実現を求める」意見書を国に提出することに関する請願書の請願審査経過及び結果をご報告申し上げます。

本委員会は、6月5日午前10時から会議を開会いたしました。当日は、請願代表者として埼玉県医療介護労働組合連合会、小貫駿様、紹介議員として渋谷登美子議員が出席されました。

まず、請願の趣旨等について、紹介議員の渋谷議員、請願者の小貫様より説明を受け、質疑応答、委員間の意見交換、採択という日程で審査を進めました。

○主な質疑・応答

(問) 請願の要旨で述べている個別具体の要望は、議会意見書としては少し抵抗があるが、これをもう少し大きな視点でまとめた表現とするとしたら、これに抵抗はないか。

(答) 熊谷市や川崎市では表現内容を少し変えて賛同するとした例もあり、請願者としては国に少しでも意見が届くなら構わない。

(問) 2交代、3交代のシフトのほかに夜勤専門などの働き方はあるか。

(答) あるが、例は少ない。潜在看護婦が復帰する場合も16時間勤務のシフト体制に不安があるという声もある。

(問) 3交代より2交代のほうが経営的に楽になるという側面もあるのか。

(答) 3交代は時間が重なる部分をどう考えるかとか、シフトを組むのが複雑になるなど、3人より2人で考えるほうが経営的に楽という側面はある。

(問) ケア労働の賃金格差をどのように捉えているか。

(答) 看護師でいえば、令和7年の全国平均が42歳、524万円で、これには年間50から60万円の夜勤手当が含まれる。7年度の診療報酬の引上げが3.2%でベアがあった場合でも月額2万円程度。これを他産業と比較すると格差は縮まらず、人員確保にも影響する。

(問) 埼玉県で請願の要望に取り組まれている医療機関はあるか。

(答) 求人情報を見る中では、3交代シフトはほとんどない。看護協会の調査等でも2交代が多く、取り組めないのが現状。

続いて、請願者から意見書案は願意を賛同いただくなりよとの答えもあったことから、採択となった場合の意見書案として森委員から意見書案の提案がなされた。

○委員からの主な意見

- ・説明を受けて採択すべきものに賛成するが、提出された意見書案を「発委」として議案としたい。
- ・請願に賛同するが、提出された意見書案では請願内容と乖離がある。もう少し請願者の要望に意を酌んでもよいのではないか。

- ・賃金格差が広がっていると感じた。今回の請願では、夜勤規制が大事な要望となっている。労働環境改善のためには、この公定価格を変えていくなど、国の役割は大きい。意見書案も、もう少し夜勤規制に配慮されるとよい。
- ・国でも調査を行っており、意見書が出ることで改善するなら委員から提出された意見書案でよい。

意見交換後、直ちに採択に移りました。採択に当たって1名の退席があり、出席委員での採択の結果、全員賛成となり、本請願については採択すべきものと決定いたしました。

続いて、発委とする意見書案について協議を行い、委員より前文に「重ねて医療・介護現場における夜勤交代制労働についても、身体的、精神的リスクへの影響も懸念される。」と追加することの提案があり、全員が了承の上、発委第2号「安全・安心な医療・介護の実現のための人材確保と処遇改善を求める意見書」として議員提出議案とした。

以上で請願第1号の審査報告といたします。

○狛守勝義議長 委員長報告が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○狛守勝義議長 ないようでございますので、お引取り願います。

質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○狛守勝義議長 討論を終結いたします。

これより請願第1号「夜勤規制と大幅増員で安全・安心の医療・介護の実現を求める」意見書を国に提出することに関する請願書の件を採決いたします。

本件に対する委員長報告は採択すべきものであります。

委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○狛守勝義議長 挙手全員。

よって、請願第1号は採択すべきものと決まりました。

ここで暫時休憩といたします。再開は11時10分といたします。

休 憩 午前10時55分

再 開 午前11時09分

○狛守勝義議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎追加の答弁

○狹守勝義議長 日程に入る前に、先ほど太田福祉課長より先ほどの議案第23号の答弁について追加の答弁を求められておりますので、この際これを許可いたします。

太田福祉課長。

○太田直人福祉課長 貴重なお時間をいただきまして、ありがとうございます。

先ほど議案第23号でお伝えをしました要支援児童及び要保護児童のいる世帯の人数ということでございますが、世帯数としては14世帯、またこども誰でも通園制度が該当する子どもの数としては5人。

以上でございます。

◎発委第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○狹守勝義議長 日程第4、発委第1号 嵐山町議会個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則の提出についての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

森議会運営委員長、登壇をお願いします。

〔森 一人議会運営委員長登壇〕

○森 一人議会運営委員長 発委第1号を提案させていただきます。

発委第1号

令和8年6月11日

嵐山町議会議長 狹 守 勝 義 様

提出者 嵐山町議会運営委員会
委員長 森 一 人

嵐山町議会個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則の提出について

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第3項の規定により提出します。

提案説明を申し上げます。

発委第1号は、嵐山町議会個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則の提出についての件です。

裏面の新旧対照表を御覧ください。個人識別符号の根拠となる法律の改正が行われたことに伴う一部改正です。

第9号につきましては、介護保険法の一部改正により、同法第201条の2第1項の中に被保険者番号等が記載されたことに伴うもので、第13号につきましては出入国管理及び難民認定法の一部改正により、在留カードの規定が同法第19条の4第1項第4号に規定されることに伴うものです。

附則でございます。施行期日ですが、第9号の改正規定については令和8年4月1日から法が施行されていることから、公布の日から施行するものとし、第13号の改正規定については法の施行が

令和8年6月14日であることから、同日から施行するものとしております。

以上で説明を終えさせていただきます。

○狹守勝義議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○狹守勝義議長 質疑を終結いたします。

森議会運営委員長、お引取り願います。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○狹守勝義議長 討論を終結いたします。

これより発委第1号 嵐山町議会個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○狹守勝義議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎閉会中の継続調査（所管事務）の申し出について

○狹守勝義議長 日程第5、閉会中の継続調査（所管事務）の申し出についての件を議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配付のとおり、特定事件として調査することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○狹守勝義議長 ご異議なしと認めます。

よって、特定事件として調査することに決しました。

◎日程の追加

○狹守勝義議長 ここで、日程の追加についてお諮りいたします。

同意第2号 嵐山町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、議案第25号 工事請負契約の締結について（防災行政無線（同報系）親局設備更新工事、議案第26号 工事請負契約の締結について（嵐山町B＆G海洋センター体育館空調設備設置工事）、発委第2号 安全・安心な医療・介護の実現のための人材確保と処遇改善を求める意見書の提出について、発議第6号 防衛装備移転三原則等の見直しに反対し、恒久平和主義を守ることを求める意見書の提出について、発議第7号 高校、高等教育機関へ通学する障害をもつ学生の移動保障及び合理的配慮の推進に関する意見書の提出について、発議第8号 ゲノム編集技術を応用した食品の情報提供及び

表示に関する意見書の提出について、発議第9号 地方自治体の特別職に対する産前産後休暇制度の整備を求める意見書の提出について、発議第10号 教育基本法に違反すると認定したことに反対する意見書の提出について、発議第11号 憲法改正に反対し、改憲発議を行わないことを求める意見書の提出について、以上につきまして日程に追加し議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○狛守勝義議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

◎同意第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○狛守勝義議長 日程第6、同意第2号 嵐山町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 同意第2号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

同意第2号は、嵐山町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての件でございます。

嵐山町固定資産評価審査委員会委員、久保均氏の任期が令和8年6月30日に満了することに伴い、引き続き同氏を嵐山町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。

久保均氏の経歴につきましては、裏面の参考資料をご高覧願いたいと存じます。

なお、細部説明は省略させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○狛守勝義議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） これが追加議案になった理由をちょっと伺いたと思います。

○狛守勝義議長 馬橋総務課長。

○馬橋 透総務課長 お答えいたします。

本来、当初の議案に提出しなければいけないところでしたが、こちらの手違いにより追加議案となっていました。申し訳ございません。

○狛守勝義議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） どういう形で気づいたのですか。決まった時期に提案するとか、提案はなるわけですね。それはどういうシステムになっているのか、今ね。そこをちょっと伺いたと思

うのです。

○狹守勝義議長 馬橋総務課長。

○馬橋 透総務課長 お答えいたします。

各委員そうだと思うのですけれども、任期がばらばらでして、その任期が終わるところを見越して、次の議会との間に任期が来る場合にはその前の議会で承認を得るという形になっておりますので、この方につきましても任期が切れるところを当然把握しておりまして、本来であれば当初の議案に提出するところでしたが、その提出した後に気づいたということでございます。

以上です。

○狹守勝義議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） これパソコン上で見れば、見るというか、何か出てくるかなって思っているのですけれども、ある時期になれば光るとか何か、サインが来るとか、そういうシステムにはなっていないわけなのですか。前、もう10年ぐらい前なののですけれども、専決で、1年も先のものを専決でやろうとしたのは、中身を、すぐなのですが、4月から遡ってやるものだったのですが、その中に1年も先のものが入っていたことがあるのです。どうしてこれやるのですかって私聞いたことあるのですけれども、議会ではちょっと正直に言ってくれるようになったのですけれども、忘れてしまうのだということを総務課長が教えてくれて、ああ、そうなのかってそのときに思ったのですけれども、システム上を、それを何とかというか、できるシステムにはなっていないわけなのですか。思い出さなければ、気づかなければ駄目なシステムになっているわけなのですか。その対策はやっぱり私は大事だなって思うのですけれどもね。ちょっと伺いたいと思いますが。

○狹守勝義議長 馬橋総務課長。

○馬橋 透総務課長 お答えいたします。

システム化はできておりませんで、各課で担当している委員、たまたまこちら総務課のほうで担当している委員さんですけれども、各課で委員抱えていまして、そちらの課に任せている状況でありますので、それを全体的にリスト化してチェックするという体制というのはあれば便利かなと思いますので、この後検討させていただきます。ありがとうございます。

○狹守勝義議長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○狹守勝義議長 質疑を終結いたします。

討論は省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○狹守勝義議長 ご異議なしと認めます。

よって、討論は省略することに決しました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意第2号 嵐山町固定資産評価審査委員会

委員の選任につき同意を求めることについての件は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○狛守勝義議長 ご異議なしと認めます。

よって、同意第2号 嵐山町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての件は、これに同意することに決しました。

◎議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

○狛守勝義議長 日程第7、議案第25号 工事請負契約の締結について（防災行政無線（同報系）親局設備更新工事）の件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 議案第25号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第25号は、工事請負契約の締結について（防災行政無線（同報系）親局設備更新工事）の件でございます。

防災行政無線（同報系）親局設備更新工事の施工に関し、工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○狛守勝義議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

青木地域支援課長。

○青木正志地域支援課長 それでは、議案第25号の細部についてご説明をさせていただきます。

議案第25号は、防災行政無線（同報系）親局設備更新工事について、工事請負契約を締結するために議会の議決を求めるものでございます。

議案書を御覧ください。議決をいただく項目でございます。まず、1として契約の目的でございます。目的は、防災行政無線（同報系）親局設備更新工事でございます。

続きまして、2の契約の方法でございます。随意契約第2号でございます。

3の契約の金額でございます。1億450万円で、うち消費税は950万円でございます。

4の契約の相手方でございます。請負業者は、東京都港区芝浦4丁目10番16号、沖電気工業株式会社、代表取締役、森孝廣氏でございます。

続きまして、議案第25号の参考資料を御覧ください。

1、工事名は防災行政無線（同報系）親局設備更新工事でございます。

2、工事の概要です。1つ目、機器費につきましては、今回更新する機器は庁舎2階、地域支援

課脇にある防災無線室内の60メガヘルツ帯無線送受信装置をはじめ、親局設備の更新、Jアラートシステム更新や屋上にありますアンテナの一部及び比企広域消防本部に設置しております遠隔制御局設備等一式でございます。詳細は、4枚目に添付されています仕様機器一覧表を御覧ください。

2つ目、直接工事費につきましては、機器の材料費と設置、調整に係る労務費、入替えのための撤去費でございます。

3つ目、間接工事費につきましては、現場管理費等でございます。

4つ目、一般管理費等は、いわゆる経費でございます。

本工事の経緯につきましてご説明させていただきます。国では、全国の市町村に対し防災行政無線のデジタル化を推進しています。これに伴い、町では平成24年に今回更新する防災行政無線基地局（同報系）のデジタル化を、令和元年に屋外子局移動系のデジタル化設備工事を行いました。機器の耐用年数がおおむね10年ですが、親局は既に14年を経過し、今後、故障時の修繕の対応や部品の確保においても不透明な部分がございます。また、全国瞬時警報システム、いわゆるJアラートの受信機器も今回更新いたします。町では、Jアラートを平成22年に整備いたしました。しかし、近年の大規模な自然災害の頻発な発生から、住民の迅速かつ確実な避難が可能となるようシステムが更新されます。これに伴いまして、各自治体ではJアラートの新型受信機の導入と情報伝達手段の多様性が必要になるため、併せて設備の更新を行うものでございます。

工事の経緯につきましては以上となります。

それでは、参考資料の1ページにお戻りください。契約までの経緯となります。3の請負業者等選定委員会でございますが、令和8年4月24日に開催いたしました。同委員会において、契約の方法を随意契約2号といたしました。理由といたしまして、同報系無線設備の親局は子局と一対で密接不可分の関係である、また同社は既設の親局と子局の製造業者であり当該工事の施工が可能であることから、地方自治法施行令第167条の2、第1項第2号に基づく随意契約に該当するものです。

4、見積提出期限でございますが、令和8年5月25日。

5、仕様書閲覧期間は、令和8年4月30日から令和8年5月25日でございます。

6、見積開封年月日は、令和8年5月22日。

7、見積参加業者は、沖電気工業株式会社でございます。

8、工期につきましては、令和9年3月24日までとさせていただきます。

9、契約保証金につきましては、請負金額の100分の10以上の額でございます。

10、契約金の支払方法につきましては、前払金といたしまして4,180万円以内、残金については完成引渡し後一括払いとさせていただきます。

11、参考図書でございますが、見積結果表、建築工事請負仮契約書、先ほど説明させていただきました仕様機器一覧表、図面を添付させていただきますので、ご高覧いただきますようお願いいたします。

以上をもちまして細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○狹守勝義議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 随意契約の方法なのですが、私もあれって思ったのですが、請負業者等選定委員会を4月24日にやって、そして随意契約をやっていますよね。随意契約をやって、さらに見積りを取る期間があって、そして何かよく分からないなと思ったのは、見積開封年月日というのが5月22日になっているのですが、仕様書閲覧期間が5月25日で、この順番というのはどういう形になっているのか。

そして、随意契約であるけれども、実際に契約した場所が面白いなと思って、嵐山町と比企広域消防ですよね。2か所だったと思ったのですが。比企広域消防本部で2か所で見積り結果を、随意契約をしているということは、これはどういうことなのか。ちょっと私もいま一つ、こういう随意契約というのが実際にふだんあるわけなのなのですが、どういう形でこれが行われてきたのか伺えたらと思います。

○狹守勝義議長 青木地域支援課長。

○青木正志地域支援課長 それでは、お答えいたします。

仕様書の閲覧期間なのですが、4月の30日から5月の25日と設定しておりましたが、その閲覧期間内に見積りの提出がございました。提出期限は25日なのですが、その前に見積りの提出がございましたので、5月22日に開封しております。

また、比企広域消防本部の設備なのですが、防災行政無線は町が放送する場合と、あと火事の場合は比企広域のほうで直接放送いたします。そのときに、比企広域のほうにその機械を置いて、そこで放送すると町の防災無線が放送できるようになっております。そのため、比企広域のほうに遠隔装置というのが置いてあります。

以上です。

○狹守勝義議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） そうすると、この場所というのは、滑川町役場と比企広域消防本部ということではなく、そこそこに設置するという意味ですよね。契約の場所というふうなことではないということですよ。私もこれ見ていて、あれって思ったのですが。

○狹守勝義議長 青木地域支援課長。

○青木正志地域支援課長 お答えいたします。

工事の場所が町、役場の中と比企広域消防本部ということで、その比企広域消防本部の中に遠隔装置が置いてありますので、工事の場所としては比企広域消防本部をうたっております。契約は嵐山町となっております。

以上です。

○狹守勝義議長 よろしいですか。

ほかに。

第5番、小林智議員。

○5番（小林 智議員） 今渋谷議員の質問にもありました。私もちょっと工事場所が比企広域消防本部になっていることについてお伺いしようかなと思ったのですが、今があれなのですから、これ恐らく比企広域に参加している自治体全部のことが同じことをやっているのではないかと思います。そうすると、今回更新工事なのに広域本部のほうの受皿のところまで工事するというのは、一個一個別々に、町村ごとにこれ放送設備が向こうにあるということで、それ普通は一括でそこで受けて、そっち側は比企広域本部の設備という対応になるのではないかと思います、その辺は個々にあるということなのですか。

○狹守勝義議長 青木地域支援課長。

○青木正志地域支援課長 遠隔措置のほうは個々であると、個々で設置しておと思っています。

以上です。

○狹守勝義議長 ほかに。

第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） これ落札率を伺いたと思います。

それで、この随契なのですから、子局と一体、一体って言ったのだよね。一対って聞こえたのですけれども、一体ですよ。そうすると、嵐山町はもうずっと沖電気にこれからもうなっていくということになると思うのですけれども。これ替えるとなったら大きな、また企業が替わると思いますのでね。やはりそういうことになるのですか。これからもうずっと沖電気になるということなのでしょうか。随契にした理由が子局と一体でということで説明あったわけですから、これ沖電気だけのものなのですか。競争入札したら駄目なものなのかちょっと伺いたと思います。

それから、工期が令和9年3月24日、1日だけでこれができるわけなのですか。ちょっと大丈夫なのかな。数日取らなくて大丈夫なのかなと思いましたのでね。

以上です。

○狹守勝義議長 青木地域支援課長。

○青木正志地域支援課長 お答えいたします。

契約の関係が沖電気1者になってしまうのではないかとということなのですが、前回もそうなのですが、子局の場合はスピーカー等建てましたので、その支柱等を建てるのに当たって、それに関してはほかの業者もできますので、子局のときは入札でした。ただ、今回親局の場合は、結局システムも入ってしまいますし、システムはどうしても、子局とつながっていますので、沖電気ではないと駄目だということで随時契約をいただいております。

また、工期なのですが、3月24日までということで考えております。

以上です。

〔何事か言う人あり〕

○青木正志地域支援課長 すみません。落札率なのですが、落札率が90何%、低いのですが、これは当初の予算を立てるときに、もう少し高かったのですが、随意契約をするに当たって、その前の仮の見積りを出してもらうときに、精査するようにこちらのほうで指示して、なるべく差額がないよなということで数字を出しておりますので、当初の額よりは10%以上の額は下がっているのですが、入札というのですか、見積りの開封のときは当初の見積り、当初というか、設計の見積りのときと差額がほとんどないと考えております。

以上です。

○狛守勝義議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） 工期ですけれども、例えば8月1日から、道路工事なんか何月から何日までって余裕を持ってやりますよね。こういう表記の仕方というの何か、そうなのかな。前もあったのかな。ちょっと気がつかなかっただけかな。よくあることなのですか、こういう表記の仕方ね。ちょっと伺いたいと思います。

それで、仕方ないのかな、これね。随契でやるというのは仕方ないのかな。落札率だけを見ると、ちょっと私の計算では、99%近かったのかな、98に近かったのかな。そうですね。ですので、非常に高いなって思うのです。競争はほとんどもう働いていないわけだよね。それは随契だから、もうしょうがないのですけれども。難しいな、私も。ほかにいい案を出せるわけではないのでね。この10%低いというのを何かちょっと分かりやすく出したほうがいいと思うのです。この落札率だけ見ると、もうほとんど談合で、町ともう談合でできてしまっているような感じ受けてしまいますのでね。質疑にしないとまずいのだね。質疑にならないな。工期のことだけちょっと伺いたいと思います。

○狛守勝義議長 中嶋副町長。

○中嶋秀雄副町長 私のほうからお答えさせていただきます。

工期の関係につきましては、仮契約書のほうを御覧いただいていると思いますが、工期については嵐山町議会議決日から令和9年3月24日までというふうになっております。当然工事請負議案でございますので、議会の議決をいただきませんとこの工期の初めには発生がしないということで、今回の議会で議決をいただければ、その日から来年の3月の24日までということになっておりますので、十分工期としては取れているというふうに感じております。

それから、1点今議員のほうからちょっとお話がございました。この請負金額のお話でございます。一番最初のところで随契の根拠として申し上げましたが、いわゆる沖電気工業につきましてはこの親機を製造している製造業者でもあります。つまり製造元と直接契約をするということになるわけございまして、そういった点からも同じような機種を複数業者に選定した場合には、いわゆ

るほかの業者は沖電気からその機械を仕入れて、そして入札をかけるということになりますので、当然のことながら同等の機械ということになりますと他社については比較的高い金額で入札をされるということは予想されるところでございまして、そういった点からも子機と親機と今回区分できないということ、それからいわゆる製造元と直接の契約であるということ、そこから見積りを取りながらその精査をして設計金額を出しているというところを考えても妥当な契約金額ではないかなというふうに考えておりますので、その高い低い、契約率ということになりますと、さて、それがどうなのかというのは明確には答えられませんが、基本的には随契の根拠といたしましても、また入札金額としても妥当な金額ではないかなというふうに考えております。

○狹守勝義議長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○狹守勝義議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○狹守勝義議長 討論を終結いたします。

これより議案第25号 工事請負契約の締結について（防災行政無線（同報系）親局設備更新工事）の件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○狹守勝義議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

○狹守勝義議長 日程第8、議案第26号 工事請負契約の締結について（嵐山町B＆G海洋センター体育館空調設備設置工事）の件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 議案第26号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第26号は、工事請負契約の締結について（嵐山町B＆G海洋センター体育館空調設備設置工事）の件でございます。

嵐山町B＆G海洋センター体育館空調設備設置工事の施工に関し、工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○狛守勝義議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

根岸生涯学習課長。

○根岸隆行生涯学習課長 それでは、議案第26号の細部につきましてご説明させていただきます。

議案第26号は、B & G海洋センター体育館空調設備設置工事について工事請負契約を締結するために議会の議決を求めるものでございます。

議案書を御覧ください。議決をいただく項目でございます。まず、1として契約の目的でございます。目的は、嵐山町B & G海洋センター体育館空調設備設置工事でございます。

続きまして、2の契約の方法は一般競争入札でございます。

3の契約額は9,339万円で、うち消費税は849万円でございます。

4、契約の相手方でございます。請負業者は、熊谷市江南中央2―17―1、株式会社オキナヤ、代表取締役、藤間太郎氏でございます。

続きまして、議案第26号の参考資料を御覧ください。

1、工事名は嵐山町B & G海洋センター体育館空調設備設置工事でございます。

2、工期につきましては、令和9年3月25日までとさせていただきます。

3、契約保証金につきましては、請負金額の100分の10以上の額でございます。

4、契約金の支払方法につきましては、前払金として3,730万円以内、残金につきましては完成引渡し後一括払いとさせていただきます。

5、工事の概要につきましては、機械設備工事として、アリーナ及び1階ロビーに空調設備14基の新設と、それに伴う電気設備工事でございます。近年の猛暑において施設利用者が熱中症等の重大な健康被害に陥ることを防止するとともに、災害時の避難所として良好な室内環境を確保することを目的に実施するものでございます。

参考図書でございますが、図面のほか、見積結果表、建設工事請負仮契約書を添付させていただいておりますので、ご高覧ください。

以上をもちまして細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○狛守勝義議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） この工事ですけれども、これはかなり、工期が3月25日までということになります。そうすると、体育館の使用とか、この工事によって、利用者だとかね、どのようになっているものなのでしょうか。

○狛守勝義議長 根岸生涯学習課長。

○根岸隆行生涯学習課長 お答えいたします。

実際の体育館の利用を止めると、予約ができない状況になる期間は12月です。利用者の少ない冬

場を予定しておりまして、12月、1月、2月のこの3か月間を予約ができないという形にしたいと思っております。広報紙やLINE等で利用者には周知を図ってまいりたいと考えております。

○狛守勝義議長 ほかに。

第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員） エアコンの数が14基ということで、図面を見ますとアリーナのほうに8基、そして下の部屋は何基だ、下の部屋はこれ何かよく分からないのですけれども、残り14基から8引くと6基がつくということでしょうか。1階、2階で。

○狛守勝義議長 根岸生涯学習課長。

○根岸隆行生涯学習課長 お答えいたします。

まず、図面の2枚目、右下に図面番号M-08と書いてある2枚目の図面を御覧ください。こちらを見ていただくと、右側、真ん中辺のこちらが体育館になっておるのですが、体育館、アリーナの部分については全部で12基です。アリーナの中に12基。そして、1階のロビーのところ、ロビーに2基という計画になっております。

○狛守勝義議長 第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員） 図面なのですけれども、M-07というところは、アリーナ……ああ、そうか。2階はつかないのだ。アリーナだけだ。ああ、分かりました。2枚あるから。

それで、12基のうちのエアコンの種類です。よく吉見町は輻射式とかそういうものをつけて、導入時は高額なのだけれども、メンテナンスにお金がかからないというようなことを聞いているのですけれども、こちらのエアコンは中学校、菅谷中学校についていたのだっけ、あそこと同じような、一般家庭にあるようなエアコン形式なのでしょうか。

○狛守勝義議長 根岸生涯学習課長。

○根岸隆行生涯学習課長 お答えいたします。

菅谷中学校に設置したもの、昨年設置したものについては、いわゆる輻射式というものです。室内機の本体の脇に輻射板を設置して、その輻射板を、夏であればそこを冷やす。輻射板を冷やして本体から風を送り込み、その冷やした輻射板から風を送り出す、冷たい冷気を送り出すという形が管中に設置したものでございます。今回のB&Gのアリーナに設置するものに関しては、それよりも一般的な、いわゆる対流式という、直接室内機から冷気が吹き出すという形になっております。

○狛守勝義議長 第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員） そうしますと、たしかB&Gはバドミントンとかやっているクラブ活動というのかな、団体さんがいらっしゃると思うのですけれども、影響は受けないのか。その辺の確認と、今回は2階は道場としたりとか、太鼓をたたいたりとか、何かそういうのを2階は使っているのかな。2階は、今回はつけない……ついているのでしたっけ、ついていないのでしたっけ。今回、アリーナは対象だけれども、2階はどんな状況なのかも確認したいと思います。

○狹守勝義議長 根岸生涯学習課長。

○根岸隆行生涯学習課長 お答えいたします。

2階については、エアコン等はついておりません。代わりにスポットクーラーです。2階は、主に太鼓会と、あと剣道会のほうで利用しております。

○狹守勝義議長 ほかに。

〔何事か言う人あり〕

○狹守勝義議長 ちょっと。答弁漏れが。

○根岸隆行生涯学習課長 申し訳ございません。バドミントン等の風の影響ということですね。風の影響については、特にバドミントン、シャトル等には、この対流式に関しては多少、少なからず影響が出るとは考えております。ただし、この対流式の利点というのは、輻射式に比べて早く冷える。スイッチを入れてから冷えるのに10分ぐらいで冷え始めるという利点がございます。対して輻射式については30分以上かかるというふうに説明を受けております。

以上です。

○狹守勝義議長 ほかに。

第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） すみません。解体工事に関する費用というのが出ていますけれども、これはどこを解体してエアコン設置になっていくのでしょうか。空調設備。

○狹守勝義議長 根岸生涯学習課長。

○根岸隆行生涯学習課長 お答えいたします。

解体工事に関しましては、既にあるものを解体というよりは、アンカーボルト、天つり型で壁にアンカーボルト等を打ち込む形になります。ですので、足場等の解体というふうに捉えております。

以上です。

○狹守勝義議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） そうすると、一度足場を造って、そしてそれを解体するという。よく壁穴、ペンキを塗ったりするときに足場を組みますけれども、そのことをこの解体工事で、外から空調機をつけるので、それをつけるために足場を造って、その解体工事をするということの経費がここにあるということで、費用等の記載については別添のとおりとなっておりますが、そういうことでしょうか。

○狹守勝義議長 根岸生涯学習課長。

○根岸隆行生涯学習課長 お答えいたします。

解体費用等の詳細が今ちょっと別添として資料のほうに添付しておりませんので、後ほどお示ししたいと思います。

○狹守勝義議長 今の質問に答えていないのではないの。足場を造ってそれを解体する仕様だという

こと。

根岸生涯学習課長。

○根岸隆行生涯学習課長 お答えいたします。

この足場に関しては、実際に組む予定でございます。

○狹守勝義議長 よろしいですか。

ほかに。

第3番、橋本将議員。

○3番（橋本 将議員） 質問させていただきます。

アリーナに12基でロビーに2基ということですが、これは例えばロビーの2基だけ稼働、アリーナは使わないというような切替えはできるのですか。

○狹守勝義議長 根岸生涯学習課長。

○根岸隆行生涯学習課長 お答えいたします。

そういった分割で、例えばロビーだけ使う、アリーナだけ使う、アリーナの中でも系統が分かれていますので、アリーナの中でも4系統に分かれております。それを分けて使用するという使い方もできます。

○狹守勝義議長 よろしいですか。

ほかに。

第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） 輻射式でなくて対流式にしたということの理由なのですが、早く冷えるという理由分かりましたけれども、それだけでこの対流式を選んだわけなのですか。費用とかはどのくらいの違いがあるのか伺いたいと思います。

○狹守勝義議長 根岸生涯学習課長。

○根岸隆行生涯学習課長 お答えいたします。

〔何事か言う人あり〕

○狹守勝義議長 まだあるのですか。どうぞ。

○11番（川口浩史議員） それから、落札率をちょっと伺いたいと思います。

それから、業者選定はどういう選定基準でやったのかを伺いたいと思います。

以上です。

○狹守勝義議長 根岸生涯学習課長。

○根岸隆行生涯学習課長 お答えさせていただきます。

まず、対流式を選択した理由でございます。こちらは、先ほど申し上げた冷え始めるというか、その起動する速さ、それだけではなくて、もちろん費用面でもそうです。この対流式を扱っている業者は、輻射式に関してはほとんど扱っている業者がないという現状でございます。対して対流式

に関しては、かなり一般的な形式でございますので、多数の業者で扱っておる。そういった意味では競争原理が働くというところで、費用面も考えて選択してございます。

それから、落札率でございますが、約73%でございます。

それから、業者の選定に関しましては、こちらは一般競争入札となっております。

○狹守勝義議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） では、指名ではないわけね。一般だから、そうだね。指名ではないからね。そうだね。ただ、範囲とか基準というか、何か設けているのか、県内とか何か設けているのかちょっと伺えればと思います。

それから、この株式会社オキナヤというのちょっと私初めてなのですけども、工事のこういう実績がある会社なのですか。ちょっとそこを伺いたと思います。

○狹守勝義議長 答弁求めます。

根岸生涯学習課長。

○根岸隆行生涯学習課長 お答えさせていただきます。

今回、一般競争入札ですので、特に基準等設けてございません。

それから、もう一つ、オキナヤに関しましては、過去にこういった空調等の実績もあるというふうに伺っております。

以上です。

○狹守勝義議長 第11番、川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） 一般競争入札でも、県内の業者に限るとか、比企に限るとか、これは比企ではないけれども、取ったところがね、そういう制限は何も。制限付って書いていないから、もう全国が、業者あれなのか。では、何も設けていないということでもいいのですか。ちょっとこれ確認です。

貴重な町民のお金使ってこれやるわけですから、実績がきちんとしているのかどうかを聞いているというか、どのくらいの工事やっているのかというのをちょっと確認したいと思うのですけれども、分かりますか。

○狹守勝義議長 中嶋副町長。

○中嶋秀雄副町長 一般競争入札の中でも、今議員がちょっとお尋ねいただきましたように、制限付の一般競争入札というのもございまして、その中には例えば建設点数で何点だとか、工事实績を求めんことを設定しながらの一般競争入札も行っております。大変申し訳ございません。今ちょっとその点確認をさせていただきますので、それについてご報告をさせていただきたいというふうに思います。大変申し訳ございませんが、ちょっとお時間をいただければと思います。確認中でございます。

〔何事か言う人あり〕

○狹守勝義議長 確認ちょっと時間かかりそうですか。

○中嶋秀雄副町長 いや、そんなにかからないと思います。

○狹守勝義議長 では、ちょっと待ってください。

では、答弁を求めます。

馬橋総務課長。

○馬橋 透総務課長 お答えいたします。

要件なのですが、まず点数が700点以上、それから地域要件として埼玉県内に本店または契約締結の権限を有する代理人を置く支店、営業所を有する者ということで制限をかけております。

以上です。

〔「実績分かりますか」と言う人あり〕

○狹守勝義議長 馬橋総務課長。

○馬橋 透総務課長 実績については求めていませんので、こちらで把握できておりません。

以上です。

○狹守勝義議長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○狹守勝義議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○狹守勝義議長 討論を終結いたします。

これより議案第26号 工事請負契約の締結について（嵐山町B＆G海洋センター体育館空調設備設置工事）の件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○狹守勝義議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

ここで暫時休憩いたします。再開は午後1時30分です。

休 憩 午後 零時04分

再 開 午後 1時32分

○狹守勝義議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎発言の訂正

○狹守勝義議長 日程に入る前に、根岸生涯学習課長と馬橋総務課長より先ほどの議案第26号の答弁

について訂正を求められておりますので、この際許可します。

根岸生涯学習課長のほうからお願いします。

○根岸隆行生涯学習課長 それでは、貴重なお時間をいただき、ありがとうございます。

先ほどの渋谷議員のご質問にありました解体の部分でございます。こちらは、エアコンを取り付ける際に壁の一部を壊す部分が入ります。この部分の解体でございます。訂正させていただきます。

○狛守勝義議長 次に、馬橋総務課長、お願いします。

○馬橋 透総務課長 すみません。私のほうからは、川口議員のご質問で施工実績の関係でございます。私のほうで施工実績を求めているという発言をしましたが、実際は施工実績等が要件がありまして、こちらにつきましては、令和3年4月以降から公告日までの間に国または埼玉県及び埼玉県内市町村の地方公共団体等が発注した請負金額5,000万円以上の空調設備工事の施工実績を有することという条件を付しております。その条件として相手方が示した工事名ですけれども、こちら嵐山郷診療棟空調ほか設備改修工事、こちらを昨年度実績があるということで報告を受けております。

以上です。

○狛守勝義議長 ご苦労さまでした。

◎発委第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○狛守勝義議長 日程第9、発委第2号 安全・安心な医療・介護の実現のための人材確保と処遇改善を求める意見書の提出についての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

小林文教厚生常任委員長、登壇お願いします。

〔小林 智文教厚生常任委員長登壇〕

○小林 智文教厚生常任委員長 ご指名ありましたので、文教厚生常任委員会委員長、小林でございます。ただいまから提案理由をご報告申し上げます。

発委第2号

令和8年6月11日

嵐山町議会議長 狛 守 勝 義 様

提出者 嵐山町文教厚生常任委員会

委員長 小 林 智

安全・安心な医療・介護の実現のための人材確保と処遇改善を求める意見書の提出について
上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第3項の規定により提出します。

提案理由

令和8年6月4日に本委員会に付託された、安全・安心な医療・介護の実現のための人材確保と

処遇改善を求める意見書の提出を求める請願書について、令和8年6月5日に審査した結果、採択すべきものと決定し、決定に基づき意見書を提出するものと決しました。

よって、本意見書を提出するものです。

裏面御覧ください。

安全・安心な医療・介護の実現のための人材確保と処遇改善を求める意見書

国の医療及び介護の現場は、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者に達したことによる需要の急増と少子化に伴う深刻な人材不足に直面している。医療現場では慢性的な人手不足に加え、診察料や地域による医師の偏在も起きている。また、介護現場では2040年には約57万人の介護職員が不足すると推測されている。重ねて医療・介護現場における夜勤交代制労働については身体的、精神的リスクへの影響も懸念される。

このような状況下において、国では医師の働き方改革、看護師の人材確保、さらには、介護職員の処遇改善への支援など、様々な施策を講じているが、人手不足を補うだけの労働力の確保や処遇改善などには、いまだ不十分な状況にある。

国においては、これらの取組を更に強力に推進するとともに、今後の医療及び介護サービスの提供体制を再構築するため、さらなる労働環境の整備や処遇改善を図ることを求める。

以上の趣旨から、国においては、下記の事項を実施するよう求める。

記

- 1、安全安心な医療及び介護を実現するため、医療従事者及び介護職員の人材不足解消へのさらなる支援を講じること。
- 2、医療従事者及び介護職員の更なる労働環境や処遇改善への支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年6月11日

埼玉県比企郡嵐山町議会議長 犬守 勝義

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣

以上でございます。

○犬守勝義議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） 記の1番目なのですが、「安全安心な医療及び介護を実現するため、医療従事者及び介護職員の人材不足解消へのさらなる支援を講じる」とあります。この「さらなる支援」ということは、具体的にはどういうことを指すことになりますでしょうか。

○犬守勝義議長 小林委員長、どうぞ。

○小林 智文教厚生常任委員長 委員会では、委員間の意見交換の中では特にこのことについては出

てはおりませんが、請願者からあったのは、人材不足の点につきまして処遇が一般産業と著しく乖離しているという説明があつて、その辺の、説明でも申し上げたとおり、夜勤交代制等を含むそういったことも改善を図って、それから処遇、金銭面での処遇、これについても意見の、請願者のほうから訴求がありましたので、そのことを含めて「さらなる」という表現をしているということと考えております。

○狹守勝義議長 よろしいですか。

ほかに。

〔発言する人なし〕

○狹守勝義議長 質疑を終結いたします。

ないようにございますので、お引取り願います。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○狹守勝義議長 討論を終結いたします。

これより発委第2号 安全・安心な医療・介護の実現のための人材確保と処遇改善を求める意見書の提出について採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○狹守勝義議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎発議第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○狹守勝義議長 日程第10、発議第6号 防衛装備移転三原則等の見直しに反対し、恒久平和主義を守ることを求める意見書の提出についての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

渋谷登美子議員、登壇お願いします。

〔12番 渋谷登美子議員登壇〕

○12番（渋谷登美子議員） それでは、防衛装備移転三原則等の見直しに反対し、恒久平和を守ることを求める意見書の提出について提案理由を述べます。

政府は、防衛装備品の輸出ルールを大幅に緩和し、殺傷能力のある武器や国際共同開発された戦闘機の輸出を可能としました。しかし、十分な国会審議や国民的議論を経ないままこのような安全保障政策の重大な転換を進めることは、戦後日本が築いてきた平和国家としての信頼を損なうおそれがあります。住民の暮らしと安全を守る地方自治体の立場から、武器輸出の拡大を中止し、平和外交への取組を強化するよう国に強く求めるため、本意見書案を提出します。

裏面を読みます。

防衛装備移転三原則等の見直しに反対し、恒久平和主義を守ることが求める意見書

政府は、2026年4月に「防衛装備移転三原則」の運用指針を改定し、防衛装備品の輸出を非戦闘的目的に限定していた「5類型（救難・輸送・警戒・監視・掃海）」を撤廃した。これにより、戦闘機や護衛艦などの殺傷・破壊能力のある装備品の輸出が原則可能となった。これまで厳しく制限されていた殺傷能力のある武器の輸出が原則として可能となり、日本の防衛装備品輸出のルールが大きな転換期を迎えている。

これまで、「武器輸出三原則」のもと、武器輸出を慎み、国際紛争を助長しない立場をとってきた。これは、日本国憲法前文及び第9条の恒久平和主義に基づくものであり、戦後日本の平和国家としての歩みを支えてきた。

しかし、今回の見直しでは、アメリカなどへのミサイル完成品の輸出や、国際共同開発された戦闘機の第三国への輸出が可能となり、日本で製造された武器が実際の戦争や紛争の現場で使用される道が開かれた。

さらに、近年の政府は、防衛装備を「平和維持のための国際協力」と位置づけ、武器輸出規制を大幅に緩和し、防衛産業の維持・強化や同盟国との連携強化を進める方向へ政策転換を図っている。しかし、武器輸出を安全保障政策や経済政策として拡大していくことは、日本が戦後築いてきた平和国家としての信頼を損なうおそれがある。

また、このような国の安全保障政策の大きな転換が、十分な国会審議や国民的議論を経ず、閣議決定等によって進められていることは、地方自治の立場から見ても看過できない問題である。

地方自治体は、戦争被害や災害時の住民生活を最前線で支える役割を担っている。だからこそ、平和を守り、国際紛争を助長しないという日本の基本姿勢を堅持することは、地域住民の暮らしと安全を守ることにもつながる。

よって、国においては、防衛装備移転三原則及びその運用指針の更なる緩和を行わず、殺傷能力を有する武器の海外移転拡大を中止し、憲法に基づく恒久平和主義を堅持するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先ですけれども、内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、衆議院議長、参議院議長です。

○狩守勝義議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○狩守勝義議長 質疑を終結いたします。

ないようにございますので、お引取り願います。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○狩守勝義議長 討論を終結いたします。

これより発議第6号 防衛装備移転三原則等の見直しに反対し、恒久平和主義を守ることを求める意見書の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手少数]

○狹守勝義議長 挙手少数。

よって、本案は否決されました。

◎発議第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○狹守勝義議長 日程第11、発議第7号 高校、高等教育機関へ通学する障害をもつ学生の移動保障及び合理的配慮の推進に関する意見書の提出についての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

渋谷登美子議員、登壇お願いします。

[12番 渋谷登美子議員登壇]

○12番（渋谷登美子議員） それでは、高校、高等教育へ進学する障害をもつ学生の移動保障及び合理的配慮の推進に関する意見書の提出について提案理由を述べます。

提案理由

2024年に改正障害者差別解消法が施行され、学校での合理的配慮が義務化されたが、現実の壁は依然として厚い状況です。義務教育を終え、高校そしてその先の大学等へと進むにつれて、通学距離は伸び、キャンパス内の移動も複雑になります。しかし、これらの移動をサポートする人的な支援体制は極めて不十分であり、教育と福祉の「制度の狭間」に落ちている現状があり、その結果、毎日送迎や学内での移動介助のほとんどを、保護者や家族が肉体的・経済的に背負わざるを得ないという、過酷な実態があります。

家族の過度な犠牲がなければ進学や就学の継続を断然せざるを得ない現状は、速やかに解消されなければなりません。学校や家族の負担に依存する仕組みを脱し、国として抜本的な財政支援と公的な移動支援制度の確立を一刻も早く求めるため、本意見書を提出します。

裏面です。

高校、高等教育機関へ通学する障害をもつ学生の移動保障及び合理的配慮の推進に関する意見書

2024年4月の改正障害者差別解消法の全面施行により、すべての事業者や教育機関において障害のある学生への「合理的配慮の提供」が法的義務となった。これにより、障害の有無にかかわらず、等しく学ぶ機会の保障に向けた前進が期待されている。

しかしながら、義務教育を終えた段階（高校等の後期中等教育）から、その先の大学・短期大学・専門学校等の高等教育機関へ進学していく過程において、車椅子を利用する学生らの「移動の自由」を阻むバリアは依然として深刻である。高校進学によって通学路や行動範囲が一気に広がる一

方、学校施設や公共交通機関のバリアフリー化は未だ不十分である。さらに、進学先の大学等では広大なキャンパス内での頻繁な教室移動や、学外での実習・フィールドワークなど、移動に伴う困難さは格段に増大する。

重大な課題は、これら「移動に伴う人的な介助・支援」の不足である。学校側の予算や体制の限界に加え、通学時や学内での移動介助が福祉施策と教育施策の制度の狭間に落ちることで、十分な公的サポートが受けられないケースが後を絶たない。その結果、高校から高等教育へと進学し、自立を目指す重要な時期であるにもかかわらず、毎日の通学の送迎や校内での移動介助の多くを、保護者や家族が肉体的・精神的・経済的に担わざるを得ない事態が生じている。家族の献身的な負担や犠牲がなければ、進学や就学の継続そのものが断然されかねない現状は、看過できない重大な人権・教育上の課題である。

誰もが家族の状況に関わらず、高校そしてその先の高等教育機関へと安心して進学し、学びを継続できる社会を実現するためには、学校の自己努力や家族の負担に依存する現在の仕組みを脱し、国としての抜本的な財政・制度的支援の確立が不可欠である。

よって、政府および関係省庁におかれては、次の事項について速やかに措置を講じるよう強く要望する。

記

- 1、高校から高等教育への移行期における障害のある学生及び保護者の負担軽減を図るため、通学や学内移動支援について、福祉施策と教育施策の連携を一層強化すること。また、移動支援や学内介助等について、保護者の過度な負担とならないよう、地域の実情に応じた必要な支援の充実を図ること。
- 2、学校施設及び通学環境のバリアフリー化を推進するため、エレベーター、スロープ、多目的トイレ等の整備に対する必要な財政支援の充実を図ること。あわせて通学路や公共交通機関についても、関係機関と連携し、誰もが安心して利用できる移動環境整備を推進すること。
- 3、改正障害者差別解消法の趣旨を踏まえ、高校・大学等の各教育段階及び移行期において、合理的配慮が円滑かつ実効的に提供されるよう、学校現場に対する周知・支援及び運用の明確化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先は、内閣総理大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣、衆議院議長、参議院議長です。

○狩勝義議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○狩勝義議長 質疑を終結いたします。

ないようでございますので、お引取り願います。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○狹守勝義議長 討論を終結いたします。

これより発議第7号 高校、高等教育機関へ通学する障害をもつ学生の移動保障及び合理的配慮の推進に関する意見書の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○狹守勝義議長 挙手少数。

よって、本案は否決されました。

◎発議第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○狹守勝義議長 日程第12、発議第8号 ゲノム編集技術を応用した食品の情報提供及び表示に関する意見書の提出についての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

渋谷登美子議員、登壇お願いします。

〔12番 渋谷登美子議員登壇〕

○12番（渋谷登美子議員） それでは、ゲノム編集技術を応用した食品の情報提供及び表示に関する意見書の提出について提案理由を述べます。

ゲノム編集技術は、品種改良や食料安全保障等の課題解決に寄与する可能性が期待されている一方、外来遺伝子が残らないとされる食品については、現在、食品表示の義務がなく事業者による情報公表も任意となっています。そのため、市場において消費者が識別・選択することが困難な状況にあります。

かつて遺伝子組換え食品が導入された際も、消費者の「知って選びたい」という声を尊重して表示制度が整備されてきた歴史があります。術そのものの是非とは切り離し、消費者基本法が定める権利を守る観点から、加工食品を含めた適切な情報提供と表示制度の構築を国に強く要請するため、本意見書を提出します。

裏面です。

ゲノム編集技術を応用した食品の情報提供及び表示に関する意見書

人為的に特定の遺伝子を操作するゲノム編集技術は、農水産物の品種改良や地球温暖化対策、食料安全保障などの課題解決に貢献する可能性が期待されている。

しかし現在、外来遺伝子が残らないとされるゲノム編集食品は食品表示の対象外であり、事業者による情報公表も任意にとどまっている。そのため、市場において消費者がこれらを識別できず、消費者基本法が定める「自らの意思で選択する権利」が十分に保障されているとは言えない。かつて遺伝子組換え食品が導入された際も、安全性の評価とは別に、消費者の「知って選びたい」とい

う声を尊重して表示制度が整備されてきた歴史がある。

よって、国においては、技術そのものの是非とは切り離し、消費者の知る権利・選ぶ権利を保障する観点から、ゲノム編集技術を応用した食品及びそれを原材料とする加工食品の表示等を含め、消費者が自主的かつ合理的に選択できる仕組み（情報提供及び食品表示の制度化）を速やかに構築するよう強く要請する。

提出先、内閣総理大臣、農林水産大臣、消費者庁長官、内閣府特命担当大臣です。

○狛守勝義議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） 渋谷議員にお聞きいたしますけれども、これはいつでしたか、令和7年かな、請願も出たことがありましたよね。請願が出たのではなかったですか、これ。この議会でもやったと思います。

それで、あれが令和7年かな、7年の12月だったかな、その辺のところと状況というか、変化みたいなものがあるのですか。どうなのですか、その辺は。

○狛守勝義議長 渋谷登美子議員、どうぞ。

○12番（渋谷登美子議員） 前に出ていたということですか。

〔「ええ」と言う人あり〕

○12番（渋谷登美子議員） あの請願は、1団体が4つの議会に提案しました。そのうち、東松山市と滑川町は全会一致で採択しました。そして、吉見町なのですけれども、吉見町は残念ながら嵐山町と同じで、5名の方しか賛成しませんでした。でも、その反対の理由というのは何かというと、政府が言っているからそれでいい、政府の言うとおりにすればいいではないかというのが反対討論だったそうです。傍聴された方は。そういうふうに言っています。それで、そのときに採択に賛成する議員というのは女性が2人いたのです。公明党の女性の方になるのですけれども、賛成討論をして、そして結局5人しか賛成者がいなかったからという形で。今どんどんこの動きは動いていて、何がどういう状況に変わってきたかということ、この運動が広がってきているということが変わってきたことです。そのほかに何か言えといえ、だから多分私は請願が否決されたのならば、そして自分、私が出すからというふうな形で考えておりましたので、吉見町がどうしているかは知りませんが、やはり同じようになさる方がいると思います。だから、ほかの状況は分かりませんが、運動体としては広がっているということです。

○狛守勝義議長 よろしいですか。

ほかに。

〔発言する人なし〕

○狛守勝義議長 質疑を終結いたします。

ないようでございますので、お引取り願います。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○狛守勝義議長 討論を終結いたします。

これより発議第8号 ゲノム編集技術を応用した食品の情報提供及び表示に関する意見書の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○狛守勝義議長 挙手少数。

よって、本案は否決されました。

◎発議第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○狛守勝義議長 日程第13、発議第9号 地方自治体の特別職に対する産前産後休暇制度の整備を求める意見書の提出についての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

渋谷登美子議員、登壇お願いします。

〔12番 渋谷登美子議員登壇〕

○12番（渋谷登美子議員） それでは、地方自治体の特別職に対する産前産後休暇制度の整備を求める意見書の提案をいたします。

提案理由ですけれども、近年、女性の政治参画が進みつつある一方で、妊娠・出産と公職の両立を支える制度整備は十分とは言えません。この問題が広く注目されたのが、京都府八幡市の川田翔子市長の出産に伴う対応です。市長は出産前後に一定期間公務を離れましたが、首長は労働者ではないため、労働基準法に定める産前産後休業の適用対象ではありません。また、地方自治法にも首長や議員の出産に伴う休暇制度は規定されておらず、独自条例を制定せざるを得ません。女性が首長や議員として活動する際、妊娠・出産を社会全体で支える制度が未整備です。出産は個人の問題ではなく、次世代を育む社会全体の課題です。にもかかわらず、特別職は制度的保障がなく、本人の努力や周囲の理解に委ねられているのが現状です。

政治分野における男女共同参画を推進し、多様な人材が安心して公職を担うことができる環境を整備するためには、首長や議員などの特別職についても、産前産後の休養や職務継続に関する法制度を整える必要があります。

よって、地方自治法その他の関係法令の改正を求めるため、本意見書を提出します。

裏面です。

地方自治体の特別職に対する産前産後休暇制度の整備を求める意見書

地方自治体における首長、副首長、教育長及び地方議会議員などの特別職は、住民の負託を受け

て公務を担う重要な役職である。しかし、一般職の公務員や民間労働者に認められている産前産後休暇制度が法的に保障されていない。

我が国では、少子化対策や女性活躍の推進が重要な政策課題とされている一方で、妊娠・出産を理由として政治活動や公務の継続が困難になる状況が依然として存在する。こうした状況は、女性の政治参画を妨げる要因となり、地方自治の担い手の多様性を損なうことにもつながる。

現在、地方議会では会議規則の改正により出産を欠席事由として明記する動きが進んでいるが、これはあくまでも欠席の扱いにとどまり、産前産後の休暇を権利として保障する制度とはなっていない。また、首長については代行制度があるものの、出産に伴う休養や身分保障を明確に位置付ける制度は整備されていない。

男女共同参画社会基本法及び政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の理念を実効あるものとするためにも、特別職が安心して妊娠・出産を迎えられる環境整備が必要である。よって国においては、次の事項を実現するよう強く要望する。

記

- 1、地方公共団体の首長、副首長、教育長及び地方議会議員等の特別職について、産前産後休暇を法的に保障するため、地方自治法を改正すること。
- 2、特別職の妊娠・出産に伴う職務継続及び身分保障について制度化を図ること。
- 3、労働基準法に定める産前産後休業制度の趣旨を踏まえ、特別職についても出産に伴う休養及び公務継続のための制度を整備すること。
- 4、地方公共団体の首長及び議会議員が、妊娠・出産・育児等の事情に応じて、その意思に基づきオンラインによる会議参加や公務遂行を選択できるよう、地方自治法その他関係法令の整備を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣、衆議院議長、参議院議長です。

○狩勝義議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員） まず、提案理由のほうにございます「独自条例を制定せざるを得ません」ってありますが、独自条例を持っていच्छる議会があるのか、自治体があるのかお伺いしたいと思います。

そして、何点かあるのですけれども、その提案理由のところの下から3行目になります「産前産後の休養や職務継続に関する法制度を整える」ということですから、産前産後の休養は必要だよということのみを言っているのかお伺いします。

そして、裏面のほうに行きまして、3のところに「休養及び公務継続のための制度を整備する」ということがありますけれども、産後の肥立ちって言って、大体赤ちゃんを産んで3週間ぐらいは

安静にしていたほうがいいよって昔からの言い伝えがありますけれども、その程度の休養を言っているのか。また、子育てしていく間に、労働基準法では育児休暇があるとか産前、産む前は7か月から産休に入るだとか、そういうふうないろんな基準があるのですけれども、私も自営業をやっていたので、産む日の前日まで仕事して、それで私は産む日を決めて産んでいたの、当日自分で病院に行って産みました。1週間入院して、その後は実家に戻って、実家の商売があるのを、2階で仕事をしながら、産んで1週間でもう仕事をしていました。ズームみたいな感じになると思うのですけれども。そういう形でやってきたので、その程度のことで考えているのか。

そして、4番目の記のところに「首長及び議会議員が」って、そこはその2つしか書いていないのですけれども、一番最初の出だしのところに副首長、教育長というのも書いてあるわけなので、そういう人たちもここに入れるのか、入れなくていいのかお伺いします。

○狛守勝義議長 渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） まず最初に1番目の独自条例ですけれども、京都の八幡市が実際に、妊娠、出産するために、産前が6週間かな、産後が8週間の条例をつくっています。これ条例しないと、独自条例をつくらないと実際には仕事を休めないの、それでつくっています。

それで、これ2番が……ごめんなさいね。ちょっとメモの仕方がよく分からないので、ちゃんと書いていないのであれですけれども。休暇ですよ。休暇のあれですけれども、一応労働基準法の産前産後の休暇制度を前提としています。だから、双子さんになるともうちょっとかかったりするのだと思うのですけれども、それは前提としています。それで、畠山さんは健康だったのだなというふうに思いますけれども、普通は産前産後もちゃんと取られると思います。そういうふうな形でやっていて、自営業と、それから公的な、完全な、首長さんと議員とかは公的な役目がありますので、そのところを法で制定していかないと、条例に書くのも難しいのです。これは、京都府の八幡市の場合は独自条例をつくったわけなのですけれども、そうでないと休みができません。そして、多くの場合、とても健康な人がいたのだなって思うのですけれども、大体産前産後6週間ですか、それで今8週間になっているのかもしれませんが、そんな形で母体を休めていくというのが普通になっています。

あと、ほかのことというと、休暇制度ですか、育児休暇ではなくて。そのことについてはこれでは問うていないですし、それ以上のことはここには書いていない。何しろ最初に産前産後の休暇を取る。女性が取って、女性ではなくて男の人でもあれなのです。子どもを産む人がいるのだったら。性的には無理でしょうけれども。そういうふうな子どもを産む側の人たちの体を大切にしていこうということが大切なので、そしてそれで実際にそこである程度のことのできるの、それはとても必要なことだと思っています。だから、そんな感じのお答えでいいですか。

○狛守勝義議長 第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員） そうしますと、渋谷さんのこの意見書というのはあくまでも、男性が子ど

もを産むということはないけれども、男性の方育休を取るとかということはありませんけれども、育休とかそういうことはなくして、とにかく女性がこういう立場、特別職になったときの産前産後休養すべきということだけの内容の意見書でよろしいのか、再度確認いたします。

○狹守勝義議長 渋谷登美子議員、どうぞ。

○12番（渋谷登美子議員） これは、そういうふうなタイトルになっておりますし、それ以上のことは付け加えていないです。

○狹守勝義議長 第10番、畠山美幸議員。

○10番（畠山美幸議員） 私は本当に健康体だったから、もう産んだ1週間後に、それは動いて働くわけではなくて、ズームみたいな、パソコンちょっと打ってやるというような仕事だったのですが、先ほど労働基準法だと6週前、産前は6週間休みを取り、後は8週間取るというような答弁でしたけれども、大体そのくらいの、1か月か1か月半ぐらいの休養を取ればいいというお考えでよろしいのでしょうか。

○狹守勝義議長 渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） これは、それだけではなくて、代替というのですか、だから仕事を替わることができるというのは法律にあって、地方自治法の204条になると思うのですが、病気になった方の代わりに副首長、副町長とか副市長とかが代わってその仕事をやることができますよというのがあるのですが、そのことについて、だから法的に保障するために地方自治法を改正するという形で、そののだから204条か何かのところに長期、病気とかそういう部分があるのですが、そこに産前産後というのを加えればいいのだろうなと思っているのですが。

○狹守勝義議長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○狹守勝義議長 質疑を終結いたします。

ないようでございますので、お引取り願います。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○狹守勝義議長 討論を終結いたします。

これより発議第9号 地方自治体の特別職に対する産前産後休暇制度の整備を求める意見書の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○狹守勝義議長 挙手少数。

よって、本案は否決されました。

◎発議第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○狹守勝義議長 日程第14、発議第10号 教育基本法に違反すると認定したことに反対する意見書の提出についての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

川口浩史議員、登壇願います。

〔11番 川口浩史議員登壇〕

○11番（川口浩史議員） 教育基本法に違反すると認定したことに反対する意見書の提出について。

まず、提案理由でございます。沖縄県辺野古沖で小型船が転覆し、研修旅行中の高校生ら2人が死亡しました。この事故をめぐって、文科省はこの平和学習が教育基本法第14条2項に違反するという異例の見解を出したわけです。今回の事故は、安全管理上厳しく問われることは当然であります。だからといって教育内容に対する政治介入は問題であるわけでもあります。教基法第14条2項は、「特定の政党を支持し、又はこれに反するための政治教育その他政治的活動」をいうものであります。今回どの部分が違反に当たるのか、文科省は示しておりません。政治介入とし、全国の平和学習の萎縮を狙った今回の見解に強く反対するため、意見書を提出するものであります。

それでは、裏面の意見書を朗読いたします。

教育基本法に違反すると認定したことに反対する意見書

沖縄県辺野古沖で小型船が転覆し、研修旅行中の同志社国際高校の生徒ら2人が死亡した事故で、文部科学省は5月22日、この平和学習が教育基本法第14条2項（政治的中立性）に違反するという異例の「見解」を出した。今回の事故における研修旅行の安全管理上の問題が、厳しく問われるのは当然であり、生徒を船に乗せたことは重大な誤りであると考え。だからといって、教育内容に対する政治介入は問題であると言わなければならない。

今回の認定においてどの部分が第14条2項違反に当たるのか、文科省は具体的な根拠を示していない。非常に恣意的なものが、今回の認定には伺える。そもそも、主権者を育てるうえで政治教育は極めて大切だというのが、教育基本法第14条（政治教育）の姿勢である。第14条2項で禁じているのは「特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動」であり、たいへん限定されたものなのだ。子どもたちに政府への恭順を教えた戦前の教育を反省し、自主的で批判的な主権者を育てる自由な政治教育を期して制定されたのである。主権者教育は日本の未来を左右するものであり、政治介入は全国の学校を萎縮させることを狙ったものと考え。

よって、嵐山町議会は、研修旅行における安全管理上の問題は当然問わなければならないが、不幸な事故を利用した教育への介入は許されず、教育は「人間の内面的価値に関する文化的な営み」であって、「教育内容に対する国家的介入はできるだけ抑制的であることが要請される」と明示した最高裁判決に基づき、具体的な根拠を示さずに教育基本法違反とした文科省の認定に強く反対するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先は、内閣総理大臣、文部科学大臣、衆参両院議長であります。

以上です。

○狛守勝義議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） これ2つのいわゆる意見があると思うのです。文科省側の意見もあるし、それからこの小型船をいわゆる辺野古の運動としてふだん乗っていたというようなことも新聞報道出ていますけれども、文科省がどういうふうな形で答えているか私もちょっとよく分からないところあるのですけれども、私も報道で見た限り、この事故は非常に、波浪警報が出ている中をその船を動かしていたというようなことも未知過ぎるし、要するに海上保安庁への連絡の仕方も分からなかったような生徒の発言が出ていますよね。そうすると、それは別としても、今川口さんが言っているこの中立という話ですけれども、どうもこの小型船に乗っていくことに対して、教師の先生は分かっていたけれども、一切子どもたちにはそのことが知らされていなかった。それから、もう一つは、教会があるのでしょうか、その教会で宣教師の方が辺野古のそういったことについては反対をするというようなことを刷り込んで話をしていたと。それから、もう一点は、そういった座り込みをしようというようなしおりがあって、それも生徒に配られていたと。それは私一方的なものだと思うのです。国がどういうふうに行っているかということがあって、バランスが取れて初めて中立というのは保てるというふうに私考えますけれども、その点についていかがですか。

○狛守勝義議長 川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） 波浪警報が出ていて船を出航させたということは、私は大きな問題があるというふうに、それは思っています。ですから、こういうことやってはいけないなって。船に乗せること自体が、あれは人を乗せて何か運ぶとか見学させるとかそういう船では、船の構造的にもできておりませんから、それに乗せたということ自体も間違っているというふうには思っております。

教会で刷り込みというのは、これは政治教育というのは一方では大事なことです、教会の意見とそれに反するような意見が聞けるのであれば、私は両方聞くことが教育というふうに思いますので、このこと自体、聞いているのかな。聞いているかもしれないですね。辺野古のあの世界一危険な飛行場って何ていうのだ。何でしたっけ。ちょっと今出てこないな。沖縄の。そこを替えて辺野古に移すということと言っていますけれども、どこだったかな。これ出ているかな。出ていないよな。その飛行場は見ているわけですよ。見ているというのは、その近くにこの同志社高校の、姉妹校ではないのだろうけれども、何かつながりの深い高校があって、そことは何か行き来しているので、嫌でも見るらしいのです。基地をね。何といったかな。そういう状況を見えています。何でその基地を見ることを私が言っているのかというと、やっぱり危険なのです。こんな危険性があったら一方では、では辺野古に造らざるを得ないという気持ちになる子もいるかもしれません。

そういうことで、バランス的には取れているのではないかなって思って申し上げたのですけれども。

それで、今回はその程度のことです。先ほど申し上げましたように、教育基本法の14条2項というのは、特定の政党を支持あるいはその特定の政党に反対するための、反するための政治教育、政治的活動、このことを言っているのです。何か自民党に反対しようと、そういう教育が行われたのなら問題ですよ。共産党を支持しましょうって言ったなら問題ですよ。そういうのは一切行っていないわけです。だから、文科省でも「総合的に勘案した」と。「総合的に勘案」なのです。そこまでしか言えないのですよ。だから、こういう本来政治が教育に介入してはいけないというところに踏み込んでしまったので、これはまずいだろうなって思って私は今回出したのですけれども。百歩譲って、ある程度問題だとなった場合にも、文科省は教育的指導ですよ。これは介入するようなことではない。内容的にもね。そうですよ。はっきりとした違反ではないのですから。総合的勘案なのですからね。教育的指導で、こういうのはちょっとまずいからやめたほうがいいですよ、そのくらいのことで収めておく、それが大事だというふうに思います。ちょっと今の質問に全部答えていないかもしれませんが。

○狛守勝義議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） そうすると、ちょっと見解の違いになってくるのだけれども、やっぱり今川口さんは、ではその同志社国際高校がバランスの取れた教育をしていたということでよろしいのでしょうか。

それと、最後になりますけれども……そこだけ答えてもらえばいいや。

○狛守勝義議長 川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） 普天間基地ですね。普天間基地の近くにこの同志社国際高校の何か関係の深いというのかな、これ小林さんご存じですか。あまりご存じではないのかな。あるらしいのです。何か行き来しているという。そういうことをちょっと、載っていたのですけれどもね。普天間基地は嫌でも見ているらしいのです。多分見ていると思いますよ、辺野古に行くくらいの生徒ですからね。その状況を見ていると思いますのでね。バランスが取れているかというのは、ある面ではバランスが不十分さもあるかもしれない。それは高校の教育の中でね。それは自分が学んだことが正しいかどうかというのは、我々そうですよ。全部学校教育が正しいかということは、成人していろんな経験を積んで、これは間違っているなというのがあるかもしれませんからね。一方的な教育にはなっていないと。14条2項にいう特定の政党を支持する、そういう教育にはなっていないと。特定の政党をおとしめるような教育にはなっていないというふうには思います。私も深くは分かりませんから。この程度だったら許容の範囲の中に入るのではないかなって私は思いますけれども。

○狛守勝義議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） 文科省のほかに京都府も同じように、京都府、抑制的な通知が出ているはずです。そうしたときに、今川口さんのほうではバランスが取れていた教育だったとおっしゃった

けれども、私が調べたところによれば、片方の進める側の説明はほとんどなかったというようなことでございます。そういうことを併せて最後おっしゃってください。

○狹守勝義議長 川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） ちょっとそれがどういうことをおっしゃっているのか私には分かりませんが、けれども、辺野古の今回の学習は、特定の政党を支持し、あるいは特定の政党をおとしめるような政治的活動ではなかったというふうに、私はそう思います。これが違反だなんてなったら政治教育はできませんよ、これからね。政治が教育に介入したのが戦前なのですから。それで310万人、日本人が亡くなるという。若干の飛躍はありますけれども。そういう経験から政治が教育に介入しないことを決めたのが教育基本法なのですからね。ちょっと答えになっているかな。いいですか。

○狹守勝義議長 ほかに。

第3番、橋本将議員。

○3番（橋本 将議員） それでは、質問します。

恐らく今青柳議員がバランスの取れた教育という、取れていたかというところで、私もちょっと調べたことがあるのです。調べたというか、新聞レベルですけどもね。以前は、数年前は辺野古の基地を船乗って見るパターンと、実際基地のほうを見て、基地の近くに住む人との意見を聞いてディベートをした、そういった教育があったそうです。それについては、お互いの両方の意見を、賛成、反対の意見を聞くというバランスの取れた教育と言えると思います。ただ、ここ数年の場合は、辺野古の船の、乗って、反対側の意見だけを取り入れていた。そういった教育がされていたということが、恐らく青柳議員が言いたかったことは私が今言っていることとは同じ情報なのかなと思います。その点について、川口議員はどちらのほうがバランスの取れた教育だというふうに考えていますか。

○狹守勝義議長 川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） 両方意見聞ければ聞いたほうが良いとは思いますが、一般的に政府の意見というのは新聞、ニュースで入りますからね。特に辺野古の問題というのはニュースになっていますから。両論の意見がニュースでは大概入れられていますので、両論というか、政府寄りの意見が入っていますから、私はこの反対者側の意見を聞いているというだけで偏った教育だというふうには思えないですけどもね。

再三申し上げますけれども、教基法第14条2項というのは特定の政党を支持し、特定の政党に反する、そういう政治教育、政治的活動、これに当たるのかということなのです。特定の政党を別におとしめているわけではないですよ。特定の政党を持ち上げているわけではないわけですよ。辺野古で起きていることを聞いているわけなのです。第14条2項違反は無理があるということを私は申したいです。

○狹守勝義議長 第3番、橋本将議員。

○3番（橋本 将議員） 片方の意見しか聞かずして、片方のその辺野古の基地反対の意見だけ聞けばバランスが取れているという回答で、答弁でよろしいですか。そんなことでいいのですか。あと、そういったふうに片方の政党の話しか聞かないような学校の教育方針だったので、国が、介入したという言い方はちょっと大げさとは思いますが、こういった教育基本法第14条第2項を発令したというふうに私は理解しています。これ片方の意見しか聞かないのは駄目だよねということだと思うのです。

あと、もう一回聞きますけれども、片方の意見を取らないことがバランスが取れているというふうに本当に思っていますか。

○狹守勝義議長 川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） 今何か言おうとしたのです。何だったっけな。片方の意見は……ちょっと今思い出せないから。ちょっと何だったっけな。片方の意見って、ああ、これを言おうとしたのだ。よく原爆、広島、長崎なんかのね、あそこで落ちた人の意見を聞く研修旅行というのはありますよね。よくありますけれども。あれもまずいというふうになるわけですよね、橋本議員のおっしゃることではね。あれは、ある面被害に遭った側の一方的な意見ですよ。ある面では。そこは原爆落とされたらこうになってしまうのですよということを言っているわけですから、それは私はそれに落とした側の意見聞かなかつたらまずいではないかなって、そうはならないのではないですか。落とした側の意見聞いて。落とす意見を聞いて、自分も落としたいという、いや、原爆必要だというふうな日本人をつくっていくことが大事だというふうに考えるのですか。そうではないわけでしょう。この問題は何が大事かと。14条2項違反があるかないかなのです。別に特定の政党を支持しているわけではないです。バランスの問題ではないのです。特定の政党に反しているわけではないのだ。反した政治教育をやっているわけではないのです。そこが基準なのです。それはバランスの欠けたものもあるでしょう。私は立派な教育活動をやっているなとは思いますが、それはあるかもしれない、見ていったら。私は分からないですよ。完全にバランスが取れたなんて、そんなことは多分ないでしょうから、あると思います。そういう一部分だけを取り上げて今回のことを言うのではなくて、14条2項というのは何なのだとということから我々は考えていくことが大事ではないですか。そう思いますけれども。

○狹守勝義議長 第3番、橋本将議員。

○3番（橋本 将議員） 確かにいろんな意見を聞いたとしても、それがバランスのいい教育だったか、いい教育だったかというのは人それぞれかと思うのですけれども、先ほど川口議員が言ったとおりなのでも、人の意見を聞かないといけないわけです。そして、政党に偏ったということが今回は顕著に出ているのではないかなというふうに私は感じています。先ほども言いましたけれども、では基地に賛成だったり、メリット、デメリット、そういうことをきちんと本来聞かなければいけない授業、そういうものをやっていたにもかかわらず、こちらの一方的な、刷り込みと

まで言うともたちょっと言い過ぎですけども、そういった偏った修学旅行、こういった教育実習になったということが文科省の教育基本法第14条2項に触れているのではないかというふうに私は思っています。

もう一度聞きますけれども、この同志社国際高校の教育方針が一方の偏った意見しか聞かなかった、これについて何か問題があったというふうには思いませんか。

○狹守勝義議長 川口浩史議員。

○11番（川口浩史議員） ちょっと辺野古のことしか私は、同志社国際高校のことは知りませんよ。ここはどういうことをやっているか。この範囲だけで考えれば、立派な教育活動をやっているなというふうには思います。一方の意見を聞くか聞かないかがなぜ14条2項違反になるのですか。政党とは関係ないことではないですか。特定の政党を押し上げているわけではないでしょう。特定の政党をおとしめているわけではないでしょう。そこが基準ですよ。14条2項違反だなんて無理のあることを文科省は言って、それで政治介入なのですから。仮に問題があったとしても教育的指導ですよ。そこにとどめるべき。それを介入までしたのですから、これは問題だというふうに思わなくては私はいけないと思う。さっき武器輸出の問題が出されましたけれども、一体なのですよ。日本国民の意識をこれから変えていこうということを政府は考えている。だから、平和学習の萎縮を狙っているのです、これは。そうですよ。萎縮を狙っている。だから、ほかの高校では、ちょっと考えなくてはいけない、そういう意見まで出ているわけですから。こういうところを狙った、それがこの今回のものですから、私は問題だと思って、この意見書を上げなくてはいけないって思ったわけですけども。ちょっと……

〔「もうできないから」と言う人あり〕

○11番（川口浩史議員） いやいや、それはそうなのだ。もうできないですよ。ただ、橋本議員がおっしゃっているのは、14条2項を基準にした意見を私に言っているのではないのですよ。辺野古で一方的なことがあったから……

〔「中立性を」と言う人あり〕

○11番（川口浩史議員） 何を。

〔「中立性を言っているんです」と言う人あり〕

○11番（川口浩史議員） 中立性は、むしろ政府のほうが問題ですよ。中立性はね。

○狹守勝義議長 不用意な発言しないでね。

○11番（川口浩史議員） 以上です。

○狹守勝義議長 ほかにありますか。

〔発言する人なし〕

○狹守勝義議長 質疑を終結いたします。

ないようでございますので、お引取り願います。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○狛守勝義議長 討論を終結いたします。

これより発議第10号 教育基本法に違反すると認定したことに反対する意見書の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○狛守勝義議長 挙手少数。

よって、本案は否決されました。

◎発議第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○狛守勝義議長 日程第10号、発議第11号 憲法改正に反対し、改憲発議を行わないことを求める意見書の提出についての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

川口浩史議員、登壇お願いします。

〔11番 川口浩史議員登壇〕

○11番（川口浩史議員） 憲法改正に反対し、改憲発議を行わないことを求める意見書の提出について提案理由を述べさせていただきます。

高市早苗首相は、総選挙で大勝したことから、「憲法改正に向けた挑戦」に言及しました。しかし、首相が憲法改正に言及することはしてはならないことであります。憲法第99条により、時の政権をはじめ、国会議員には憲法尊重擁護義務があるからであります。憲法第9条が改正されれば、米軍の指揮の下、戦争に乗り出すことになります。そうすると、戦後一人の戦死者も出さず、一人の外国人も殺していなかったことが変わることになります。このような日本にしないため、意見書を提出するものであります。

それでは、裏面の意見書を朗読いたします。

憲法改正に反対し、改憲発議を行わないことを求める意見書

高市早苗首相は、総選挙の結果を受けた2月9日の記者会見で、「国論を二分する政策」を巡り、「国民のみなさまからの信任を得た」などとして、「憲法改正に向けた挑戦も進めていく」と憲法第9条を念頭にした改憲にまで言及した。さらに「各会派の協力を得て改正案を発議する」「少しでも早く憲法改正の賛否を問う国民投票が行われるよう環境をつくる」と述べた。衆議院における自民党の議席が3分の2を超えたことは選挙制度が大政党に有利に働いた結果であり、比例得票率では36.7%しかなく、改憲が国民の信任を得たとは到底言えるものではない。そもそも憲法は、政府の行動が再び戦争を引き起こさないよう、国民主権の下、国家権力を制限するものである。高市

首相自身の「憲法改正に挑戦する」などの発言は、憲法第99条で国会議員などに義務づけられている憲法尊重擁護義務に従わない違憲行為である。「自衛隊は専守防衛」を旨としてきたことを自民党は投げ捨て、2014年に安保法制を閣議決定し集団的自衛権の行使を容認した。憲法第9条に自衛隊を明記すれば憲法上の制約が完全に失われ、米軍の指揮下に組み込まれた自衛隊が海外での戦争に乗り出すことになる。戦後80年間、自衛隊は1人の戦死者も出さず、1人の外国人も殺していない。憲法第9条の改正が行われれば、国際社会からの見かたが根本から変えられることになる。多くの国民は平和と暮らしの安定を求めており、憲法第9条の改正は望んでいない。

日本国憲法の恒久平和主義は戦争の惨禍への反省であるとともに、自国のみならず世界平和を追求する理念である。国際紛争を解決する手段としての武力行使を永久に放棄したことは、世界に特筆すべきものであり、日本への信頼の礎となっている。

よって、嵐山町議会は、政府に対して、現行憲法の改正を行わず、憲法第9条の改正、緊急事態条項の創設などの改憲発議を行わないよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先は、内閣総理大臣をはじめ全閣僚、衆参両院議長であります。

○狛守勝義議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○狛守勝義議長 質疑を終結いたします。

ないようにございますので、お引取り願います。

討論を行います。

〔「賛成討論」と言う人あり〕

○狛守勝義議長 賛成討論が出ました。

反対討論はありますか。

〔発言する人なし〕

○狛守勝義議長 第12番、渋谷登美子議員、賛成討論をどうぞ。

○12番（渋谷登美子議員） それでは、憲法改正に反対し、改憲発議を行わないことを求める意見書に賛成します。

私は、あまりテレビなども見ないのですけれども、このところでニュースをつけると必ずイランの惨状、そしてウクライナの惨状、建物がなくなって、そして人が亡くなっている、実際にそういう死体が落ちている、そういったニュースを見えています。私たち、1945年に戦争が終結して81年経過しています。この中で、その戦争状態のすごい状況を知っている人というのはもうここで誰もいないのです。そういうふうな状況の中で、安倍政権が始まって、憲法改正に始まって、それからそれを引き継ぐ高市政権がこういった形に動いてきています。私は、まず最初に子どもたちの未来、それから地球の未来を考えることに関して見ますと、憲法改正には強く反対します。これでの改憲

発議は絶対によくないというふうに思っております。今、日本ができることというのは、戦争を進めるような、戦争で平和を抑止するというふうなやり方はまずい。むしろこの気候変動の中でどうやって防災をして、各国に行って防災をしていく、そして災害の支援をしていくという形で、人との関係性、皆さんとの交流を広めていって、そして平和を求めていく、そういった形が必要であると思いますので、これは本当に重要なことでありますので、本意見書に対して賛成いたします。

○狹守勝義議長 討論を終結いたします。

これより発議第11号 憲法改正に反対し、改憲発議を行わないことを求める意見書の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○狹守勝義議長 挙手少数。

よって、本案は否決されました。

ここで暫時休憩します。執行部側、入場いたします。

休 憩 午後 2時49分

再 開 午後 2時51分

○狹守勝義議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎町長挨拶

○狹守勝義議長 これにて本議会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

ここで、町長から発言を求められておりますので、これを許可します。

佐久間町長、登壇をお願いします。

〔佐久間孝光町長登壇〕

○佐久間孝光町長 議長のお許しをいただきましたので、令和8年第2回定例会の閉会に当たりまして、一言御礼のご挨拶を申し上げます。

今期定例会は6月4日に開会され、6月11日の本日まで8日間にわたり極めてご熱心なご審議を賜り、提案いたしました令和8年度一般会計補正予算をはじめとする諸議案を全て原案のとおり可決、ご承認を賜り、誠にありがとうございました。

議案審議並びに一般質問等を通じましてご提言のありました諸問題につきましては、十分検討いたしまして対処する所存であります。

さて、千年の苑ラベンダー園では、6月13日から28日までの16日間、ラベンダーまつりが開催されます。昨年度は、武蔵野銀行様のご協力によるクラウドファンディングにより、3,000株を超える苗を植え替えることができました。ご協力に心より感謝申し上げます。今年のラベンダーまつりは、

初日の6月13日土曜日には、東武鉄道様のご理解の下、埼玉バーチャル観光大使、春日部つくしさんとコラボレーションした臨時列車の運行や、6月20日土曜日夕方6時からナイトイベントといった新しい企画も実施いたします。ぜひご来場いただき、ラベンダーの香りだけではなく、新たなラベンダーの楽しみ方を発見していただきたいと思います。

結びに、梅雨の時期になり、気温の寒暖差や湿気等の影響で体調管理が難しい季節であります。議員各位におかれましては、くれぐれも健康にご留意いただき、さらなるご活躍をいただきますことを心よりご祈念申し上げ、閉会に当たりましての御礼の挨拶といたします。誠にありがとうございました。

◎議長挨拶

○狛守勝義議長 次に、本職からも令和8年第2回嵐山町議会定例会を閉会するに当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

去る6月4日に開会いたしました本定例会は、本日までの8日間にわたる会期を終え、無事閉会の運びになりました。議員各位並びに佐久間町長をはじめとする執行の皆様、職員の皆様には大変お疲れさまでございました。この間、議員各位におかれましては、上程されました諸案件に対し終始熱心な議論を重ねていただきましたことに深く感謝申し上げます。

また、佐久間町長をはじめとする執行の皆様の真摯な答弁と円滑な議事進行へのご協力に対し、心より厚く御礼申し上げます。今会期中に交わされた活発な議論や様々な提言につきましては、執行部におかれましても十分にお酌み取りいただき、今後の的確な行政執行に反映していただきますようお願いいたします。

さて、明後日、6月13日からは、いよいよ嵐山町の一大イベントである嵐山ラベンダーまつりが28日まで開催されます。約1万3,000株のラベンダーが咲き誇る千年の苑には、今年も町内外から多くの観光客が訪れることと期待しております。様々な体験企画や特別ツアー列車の運行など、嵐山町の魅力を広く発信する絶好の機会であります。イベントの成功と地域経済のさらなる活性化を心より願うものであります。

これから本格的な夏を迎え、ラベンダーまつり期間中のご公務など、お忙しくなることと存じますが、皆様におかれましてはくれぐれも健康に留意され、本町の発展のため、なお一層のご活躍をご祈念申し上げます。

◎閉会の宣告

○狛守勝義議長 これをもちまして、令和8年第2回嵐山町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

(午後 2時56分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員